

2 法科大学院について

目次

1	法科大学院構想に係る検討経緯	1
2	法科大学院の設置基準等について（答申）（平成14年8月5日）	5
3	法科大学院に係る設置基準の概要	53
4	法科大学院の専任教員の配置について	55
5	専門職大学院設置基準（抄）等	57
6	法科大学院一覧	61
7	法科大学院の設置状況	63
8	法科大学院の入学定員の推移	65
9	法科大学院の認証評価について	67
10	法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）（抄）	69
11	法科大学院に係る認証評価の見直しに関する留意事項	71
12	司法試験合格状況（法科大学院別）	75
13	司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について（報告） ～法科大学院設立の理念の再確認のために～（平成19年12月18日）	77
14	「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」の概要	97
15	法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告） （平成21年4月17日）	99
16	志願者数・入学者数等の推移（平成16年度～平成25年度）	177
17	各法科大学院の入学者選抜実施状況等	181
18	法科大学院適性試験について	183
19	法科大学院修了認定状況の推移（平成17年度～平成24年度）	185
20	専門職大学院設置基準及び学校教育法第一百条第二項に規定する基準 を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正について	189
21	法科大学院修了者の多様な進路について	191
22	共通的な到達目標の在り方に関する検討結果（平成22年9月16日）	193
23	平成21年4月中央教育審議会法科大学院特別委員会報告を踏まえた 各法科大学院の改善状況（まとめ）（平成22年1月22日）	199
24	各法科大学院の改善状況に係る調査結果（平成22年9月16日）	207
25	各法科大学院の改善状況に係る調査結果（平成23年1月26日）	213
26	各法科大学院の改善状況に係る調査結果（平成23年9月14日）	227
27	各法科大学院の改善状況に係る調査結果（平成24年3月7日）	235
28	各法科大学院の改善状況に係る調査結果（平成24年9月20日）	257
29	各法科大学院の改善状況に係る調査結果（平成25年1月16日）	265
30	法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて （平成22年9月16日）	285
31	法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しに ついて（平成24年9月7日）	291
32	高等教育段階における教育費負担の軽減の現状	297
33	日本学生支援機構奨学金事業の充実	299
34	「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について」の概要	301

35	法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言） （平成24年7月19日）	303
36	「法科大学院教育改善プラン」について（平成24年7月20日）	327
37	法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告（概要）	331
38	法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告（平成24年11月 30日）	333

法科大学院構想に係る検討経緯

平成11年7月 司法制度改革審議会を設置（～平成13年7月）

- ・ 内閣の下に委員として法曹三者（最高裁判所，日本弁護士連合会，法務省）が参加して設置。

平成13年6月 司法制度改革審議会意見書

- ※ 概要については（別添1）参照

平成13年12月 司法制度改革推進本部設置（～平成16年11月）

- ・ 内閣総理大臣を本部長，全閣僚が構成員として設置。

平成14年3月 司法制度改革推進計画（閣議決定）

- ※ 詳細については（別添2）参照

平成14年8月 中央教育審議会 答申

- ・ 法科大学院の設置基準等について答申。

平成14年11月 「学校教育法の一部を改正する法律」及び「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」の成立

- ・ 大学院の目的規定に高度専門職業人を養成することを追加し，「専門職大学院」制度を創設。
- ・ 法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とする専門職大学院を「法科大学院」と位置づけ。

平成15年3月 専門職大学院設置基準の制定

- ・ 専門職大学院設置基準の中に，法科大学院に関する1章を規定。

平成15年4月 「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」の成立

- ・ 各法科大学院から，教員派遣の要請があった場合は，国の責務として裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員を派遣することができる。

平成15年6月 法科大学院設置認可申請等

- ・ 平成16年4月の開設に向けて，72大学から設置認可申請等される（国立：20大学，公立：2大学，私立：50大学）。

平成15年11月，16年1月 法科大学院設置認可等

- ・ 大学設置・学校法人審議会におかれている法科大学院特別審査会（法曹三者などの実務経験者，大学法学関係教授，大学長等で構成）による慎重かつ厳正な審査がなされ，68大学に設置認可等がなされた。

平成16年4月 法科大学院68校（国立20，公立2，私立46）開設

平成17年4月 " 6校（国立3，私立3）開設

(別添1)

司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）（要約）（抄） （法科大学院関係）

Ⅱ 司法制度を支える法曹の在り方

法曹人口の拡大

1. 法曹人口の大幅増加

- 平成16年（2004）年には現行司法試験合格者数1,500人達成を目指す。
- 平成22年（2010）年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指す。
- おおむね平成30（2018）年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模へ。

法曹養成制度の改革

－法科大学院（仮称）を中核とし法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の整備－

1. 法科大学院

- 法科大学院は法曹養成に特化した実践的な教育を行う学校教育法上の大学院。
- 法科大学院は平成16（2004）年4月からの学生の受入れを目指す。
- 法科大学院の標準修業年限は3年とする（短縮型の2年修了を認める。）。
- 法学部出身でない者や社会人等を一定割合以上入学させる。
- 法科大学院は、理論と実務の架橋を目指し、その修了者の7～8割程度が新司法試験に合格できるような充実した教育を行う。
- 法科大学院の設置認可は広く参入を認める仕組みとする。
- 適切な機構を設けて法科大学院に対する第三者評価（適格認定）を実施する。

2. 司法試験

- 司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替える。
- 第三者評価機構による適格認定を受けた法科大学院の修了者は、新司法試験の受験資格を有する。経済的事実等により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の途を確保する。
- 新司法試験は法科大学院の最初の修了者向けの試験から実施する。移行措置として、現行司法試験を5年間程度は併行して実施する。

3. 司法修習

- 司法修習は、修習生の増加や法科大学院での教育内容に応じ、実務修習を中核として位置付けつつ、内容を適切に工夫する。

(別添2)

司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）（抄） （法科大学院関係）

Ⅲ 司法制度を支える体制の充実強化

第1 法曹人口の拡大

現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっているということを踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、後記の法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする。

（略）

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

1 法曹人口の大幅な増加

現行司法試験の合格者数を、平成14年に1,200人程度に、平成16年に1,500人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。（法務省）

第2 法曹養成制度の改革

司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的な法律知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力、職業倫理等が広く求められることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備することとし、そのための措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

1 法科大学院

司法制度改革審議会意見が制度設計に関して具体的に提言しているところを踏まえ、学校教育法上の大学院としての法科大学院に関する制度を設けることとし、平成16年4月からの学生の受入れ開始が可能となるよう、所要の措置を講ずる。（本部及び文部科学省）

2 司法試験

- (1) 法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験を法科大学院の最初の修了者を対象とする試験から実施することとし（ただし、新司法試験実施後も5年間程度は併行して現行司法試験を引き続き実施するとともに、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保することとする。）、所要の法案を提出するなど所要の措置を講ずる（法案提出につき平成14年末までを予定）。（本部）
- (2) 現行司法試験の合格枠制の実施は、平成15年までとし、合格枠制の廃止について、所要の法案を提出する（法案提出につき平成14年末までを予定）。（本部及び法務省）

3 司法修習

- (1) 新司法試験実施後の司法修習が、司法修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施されるよう、司法修習の具体的な内容等について、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討を行い、少なくとも主要な事項の枠組みについて結論を得る。また、併せて、司法修習生の給費制の在り方につき検討を行う。（本部）
- (2) 司法研修所の管理・運営について、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けることに関し、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。（本部）

4 継続教育

法曹の継続教育に関する態勢を総合的、体系的に整備することとし、逐次、所要の措置を講ずる。（法務省及び文部科学省）

5 新たな法曹養成制度の円滑な実施に向けて

法科大学院の設置認可及び第三者評価（適格認定）のための基準について、その内容を公表し、周知を図ることとし、平成15年3月までに、所要の措置を講ずる。（本部及び文部科学省）

法科大学院の設置基準等について

答申

平成14年8月5日

中央教育審議会

目 次

1	はじめに	1
2	設置基準関係	5
	(1) 課程	6
	①法科大学院の課程（専門職学位課程）	6
	②法科大学院の学位（専門職学位）	6
	(2) 標準修業年限・修了要件	7
	①標準修業年限	7
	②修了要件	8
	③入学前の既修得単位の認定等	8
	(3) 入学者選抜	10
	(4) 教員組織等	12
	①教員資格	12
	②専任教員数等	12
	③実務家教員	14
	④教員の質の確保等	14
	(5) 教育内容・方法等	16
	①教育課程等	16
	②単位制度等	17
	③授業を行う学生数	17
	④授業方法等	18
	⑤成績評価等	18
	⑥科目等履修生	19
	⑦夜間大学院，通信制大学院等	19
	(6) 施設及び設備	20
	(7) 自己点検・評価，情報公開	20

(8) 第三者評価（適格認定）	2 1
①多元的な評価システムの確立	2 1
②第三者評価（適格認定）	2 1
③第三者評価（適格認定）の結果を踏まえた措置	2 1
3 その他	2 3
(1) 複数の大学が連合して設置する大学院（連合大学院）等	2 3
(2) 奨学金，教育ローン，授業料免除制度等の各種支援制度	2 5
(3) 法学部教育との関係	2 6

1 はじめに

「制度を活かすもの、それは疑いもなく人である」。平成13年6月に内閣へ提出された司法制度改革審議会意見（以下「審議会意見」という。）はこのように説き起こして、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備し、その中核を成すものとして法科大学院を設けるべきことを宣言した。政府においても、同月、この審議会意見を最大限尊重して司法制度改革に取り組む旨が閣議決定されている。

文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会は、以上のような流れを受けて、大学分科会に法科大学院部会を設置し、審議会意見で平成16年4月からの学生受入れ開始を目指して整備されるべきであるとされた法科大学院に関し、大学院としての制度設計に直接かかわる設置基準、学位、入学者選抜等の課題を中心に検討を行ってきた。この間、司法制度改革推進法が公布・施行され、昨年12月には司法制度改革推進本部が発足した。平成14年からは、同推進本部を中心として、法科大学院の第三者評価（適格認定）の在り方や新たな司法試験・司法修習の設計など、審議会意見の内容を踏まえた法曹養成制度の具体的な検討が進められてきた。また、本年3月19日には、司法制度改革と基盤の整備に関し、措置内容、実施時期等を定めた司法制度改革推進計画が閣議決定された。

このような中であって、これまでの審議の結果を本年4月18日に「中間報告」として取りまとめて公表し、国民各位の御批判、御叱正を仰ぐとともに、法科大学院の設立に向けた準備や制度設計に関する論議の参考に供した。

その後の更なる審議により、ここに「答申」として公表するに及んで、法科大学院の実りある実現のためには未だ道半ばとは言え、当審議会として些かの感慨を禁じ得ない。と言うのも、法科大学院構想は、大学改革と司法制度改革に関するそれぞれの関係者の長い努力と労苦の積み重ねが、司法制度改革審議会という「時」と「場」を得て交錯し、実を結んだものにとらえることができるからである。

21世紀の司法を担う法曹に必要な資質としては、審議会意見が端的に指摘するように、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる」。このような資質を備えた人材を数多く養成するために、「点」のみによる選抜から、「プロセス」としての新たな法曹養成制度への転換が求められたのは必然的とも言える。

一方、人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国にとって、優れた人材の養成と独創的な学術研究の推進等の役割を担う大学における教育研究の振興は、今後の発展に欠くことのできない「未来への先行投資」である。内閣総理大臣の諮問機関である臨時教育審議会の提言を受けて昭和62年に大学審議会が設置されて以来、高度化・個性化・活性化を柱として高等教育制度の大綱化・弾力化が進められ、教養教育改革、大

学院の整備充実、自己点検・評価の導入など、様々な取組がなされてきた。その中で、我が国高等教育の国際的な通用性の向上を視点とする「競争的環境の中で個性が輝く大学」の一つの姿として、高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行う大学院（プロフェッショナル・スクール）の設置促進が提言された。その後、教育改革国民会議（内閣総理大臣の私的諮問機関。平成12年）の提言でも、ロースクールなどの高度専門職業人養成型大学院の整備が新しい大学・大学院システムとして位置付けられている。

以上のような文脈の中で法科大学院構想を見ると、その意義も自ずから明確に浮かび上がってくるように思われる。ここで、審議会意見に掲げられた法科大学院の目的・理念を、長くはなるが引用したい。

「 ア 目的

法科大学院は、司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的とし、司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関とする。

イ 教育理念

法科大学院における法曹養成教育の在り方は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、以下の基本的理念を統合的に実現するものでなければならない。

- ・ 「法の支配」の直接の担い手であり、「国民の社会生活上の医師」としての法曹に必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養^{かんよう}、向上を図る。
- ・ 専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する。
- ・ 先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする。

ウ 制度設計の基本的考え方

法科大学院の制度設計に当たっては、前記のような教育理念の実現を図るとともに、以下の点を基本とする。

- ・ 法科大学院の設置については、適正な教育水準の確保を条件として、関係者の自発的創意を基本にしつつ、全国的な適正配置となるよう配慮すること

- ・ 法科大学院における教育内容については、学部での法学教育との関係を明確にすること
- ・ 新しい社会のニーズに^{こた}応える幅広くかつ高度の専門的教育を行うとともに、実務との融合をも図る教育内容とすること
- ・ 法科大学院における教育は、少なくとも実務修習を別に実施することを前提としつつ、司法試験及び司法修習との有機的な連携を図るものとする
- ・ 以上のような教育を効果的に行い、かつ社会的責任を伴う高度専門職業人を養成するという意味からも、教員につき実務法曹や実務経験者等の適切な参加を得るなど、実務との密接な連携を図り、さらには、実社会との交流が広く行われるよう配慮すること
- ・ 入学者選抜については、他学部、他大学の出身者や社会人等の受入れにも十分配慮し、オープンで公平なものとする
- ・ 資力のない人や社会人、法科大学院が設置される地域以外の地域の居住者等にも法曹となる機会を実効的に保障できるよう配慮すること
- ・ 法科大学院における適正な運営の確保及びその教育水準の維持、向上を図るため、公正かつ透明な評価システムを構築するなど、必要な制度的措置を講ずること 』

当審議会としても、このような法科大学院の目的・理念に全面的に賛意を表するものであり、以下に掲げる答申の内容もこれに沿って理解されるべきものであることを確認しておきたい。

以上のような意義と内容を有する法科大学院は、中央教育審議会からすれば、大学（大学院）が社会との対話の中で自らを変革し、国民の期待に^{こた}応えて「知の再構築」を図っていくことができるか、今後の大学改革の行方を展望する上でも重要な試金石とすることができる。まして、そのような取組が、社会科学分野の教育研究における「理論と実務の架橋」を目指す法科大学院構想として結実しつつあることの意義は計り知れない。

このように考えれば、法科大学院構想が従来のままの法学部の在り方を所与の前提とするものでは決してないことは、容易に理解されよう。大学関係者にあっては、法科大学院での教育が従来の法学教育の単なる延長ではないことを十分に認識し、厳しい自己改革の努力の上に立ち、その個性や特色を生かした法科大学院を設立されるよう、強く期待したい。取り分け、我が国がグローバル化の進展や社会経済状況等の変化に即応していく上で重要な国際渉外、企業法務、知的財産権等の分野で国際的にも活躍できる法曹の養成を期待するものである。

我が国の大学改革及び司法制度改革の歴史の中でも特筆すべき^{こた}壮挙とも言える法科大学院が実現段階に差し掛かった今こそ、国民の信頼と期待に^{こた}応え得る新たな法曹養成制度を構築するために、教育関係者と司法関係者が相互に信頼し合い、共感に満ちたパー

トナーシップを築くことが不可欠であることを、改めて確認しておきたい。

この「答申」の取りまとめに至るまでの、またこれまでの長い改革の歩みの中で努力を傾注してきたすべての関係者及び関心を寄せていただいた国民各位に対して、深く感謝を申し上げる。また、法科大学院の実りある実現のために、関係者の今後なお一層の尽力と、国民各位の御理解と御支援を衷心より期待する。当審議会も微力ながらその一翼を担うことができれば、これに過ぐる喜びはない。

2 設置基準関係

法科大学院の制度設計に当たっては、「公平性、開放性、多様性」を旨としつつ「プロセス」としての法曹養成制度の中核をなすものにふさわしいものであることを担保する仕組みが必要である。例えば、理論的教育と実務的教育を架橋する法曹養成教育としての教育課程、厳格な成績評価及び修了認定など質の高い充実した教育のための教育方法、実務家教員の参加を不可欠とする教員組織等の教育条件、オープンで公平な入学者選抜などについて基準を設ける必要がある。

その際、規制改革などの観点からは、高等教育における自由な競争環境の整備を図ることとされており、設置認可の在り方の見直し及び第三者評価制度の導入が提言されるとともに、設置基準についても、最低基準であるとの観点あるいは基準の一覧性を高め明確化を図るといった観点から整理することとされていることに留意する必要がある。

以下においては、設置基準等に盛り込むべき事項のうち、特に主要なポイントを枠内に示した。

今後、具体的な設置基準の策定に当たっては、これらの観点を踏まえるとともに、第三者評価システムにかかわる国の関与の在り方及び設置基準と第三者評価基準との関係、また、設置基準が設置時のみならず設置後においても恒常的に満たされるべきものであることなども考慮しながら、必要な作業が進められるべきである。

(1) 課程

- 法科大学院は、「高度で専門的な職業能力を有する人材の養成」を目的とする専門職学位課程を置く専門職大学院の一つとして位置付ける。
- 法科大学院の修了者には、社会的・国際的通用性も勘案し、「法務博士（専門職）」あるいは「法務博士（専門職学位）」などの学位を授与する。

①法科大学院の課程（専門職学位課程）

大学院の目的・役割として、学術研究の推進及びそれを通じた研究者の養成とともに高度で専門的な職業能力を有する人材の養成が挙げられるが、特に近年においては、学術研究の進展や急速な技術革新、社会経済の高度化、複雑化、グローバル化等により、大学院における社会的・国際的に通用する高度専門職業人養成に対する期待が高まっている。

このため、現在、従来の修士課程・博士課程に加え、「高度で専門的な職業能力を有する人材の養成」を目的とする大学院の課程として専門職学位課程を新たに設け、この課程を置く大学院として専門職大学院の制度を創設することを検討している。

法科大学院は、審議会意見において「法曹養成に特化した実践的な教育を行う学校教育法上の大学院」として位置付けられているとおり、高度専門職業人としての法曹の養成を目的としているものであるため、このような趣旨を踏まえ、法科大学院もまた専門職大学院の一つとして位置付けることが適当である。

なお、このように法科大学院は法曹養成に特化した教育を行うものであり研究者養成を直接の目的とするものではないが、その修了者が、研究者養成を目的とする課程などに進学することも考えられる。このような法科大学院の修了者については、博士課程（後期）への進学を認めることとし、その場合の博士課程（後期）における修了要件としての在学期間は、学生の法科大学院での履修内容を学生を受け入れる大学院において適切に評価することにより、最低2年とすることも可能となるよう考慮することが適当である。

②法科大学院の学位（専門職学位）

既存の大学院の課程の修了者については、修士又は博士の学位が授与されることとなっているが、法科大学院は、既存の課程とは異なる目的・要件の下で設置されるものとして位置付けることから、その修了者には、社会的・国際的通用性も勘案し、「法務博士（専門職）」あるいは「法務博士（専門職学位）」などの学位を授与する。

(2) 標準修業年限・修了要件

- 標準修業年限は3年とする。
- 課程の修了要件は、3年以上の在学、93単位以上の修得。
法学既修者については、1年以下（30単位以下）を短縮する（2年以上在学し、63単位以上修得での修了）。
- ※ 法学既修者：法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者
- 入学前の既修得単位認定及び単位互換等については、合計30単位まで認める。

①標準修業年限

審議会意見の趣旨を踏まえ、標準修業年限は3年とすることを設置基準上明確に位置付けることが必要である。その上で、夜間大学院など教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じて、3年を超えることができるものとするのが適当である。

また、従来の大学院修士課程において認められている標準修業年限を1年以上2年未満とするコース（いわゆる1年制コース）など短期の標準修業年限を可能とする制度は、法的思考力を鍛える場であり、教育方法も少人数教育を基本として双方向的、多方向的で密度の濃いものとされている法科大学院については、その必要単位数を勘案すれば当面制度化すべきでないと考えられる。

なお、標準修業年限と関連して、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下「法学既修者」という。法学部出身者であると否とを問わない。）については、2年以上3年未満での短期修了を認めるものとするが、全体としての多様性を確保する見地からは、審議会意見において「経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要である」とされている趣旨を十分踏まえることが必要である。また、標準修業年限は3年である以上、法科大学院において2年以上3年未満の教育課程のみを編成することは制度上認められない。

修業年限を超えて在学することが予定される正規学生である長期履修学生については、中央教育審議会において、職業や家事等に従事しながら大学等で学ぶことを希望する人々の学習機会を一層拡大する観点から、学生が個人の事情に応じて柔軟に修業年限を超えて履修し学位等を取得する仕組みとして、その導入について答申が出され、これを受けて本年3月に大学設置基準等の改正が行われたところであり、法科大学院における公平性、開放性、多様性の確保を図る観点からも、各法科大学院の判断により適切に対応していくことが期待される。

※「長期にわたる教育課程の履修」（大学設置基準 第30条の2）

大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

②修了要件

課程の修了要件として、既存の大学院の課程（修士課程と博士課程）については、一定期間の在学及び必要単位の修得に加え学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を受け、論文の審査（又は特定の課題についての研究の成果の審査）及び試験の合格が必要であるが、法科大学院の課程については、法曹養成に特化した実践的な教育を行うことにかんがみ、修了要件としては研究指導を要しないこととし、一定期間の在学及び必要単位の修得のみで足りるとすることが適当である。

すなわち、法科大学院の課程の修了要件として、必要在学期間については、標準修業年限に即して3年以上（標準修業年限が3年を超える場合には、当該標準修業年限以上）とし、必要修得単位数については、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群の標準的なカリキュラムを想定し、93単位以上とすることが適当である。ただし、法学既修者については、審議会意見において短縮型として2年で修了を認めることとすべきとされていることを踏まえ、30単位を超えない範囲で単位を既に修得したとみなすとともに（すなわち、63単位以上の修得が必要）、在学期間を1年以下短縮できるもの（すなわち、2年以上在学が必要）とする。

③入学前の既修得単位の認定等

入学前の他の大学院における既修得単位の認定及び他の大学院との単位互換については、現行制度上、大学院修士課程においては、修了に必要な30単位のうちそれぞれ10単位を超えない範囲（3分の1を超えない範囲。ただし、転学、編入学等の場合を除く。）で認めることができることとされている。

法科大学院においては、カリキュラム編成等において独自の運営が確保されることが必要であるが、各法科大学院間の交流と協力を促進し、教育内容の充実を図る観点及び入学前の学習成果を適切に評価する観点から、法科大学院が教育上有益と認めるときは、入学前の既修得単位の認定及び単位互換を認めることとするのが適当である。また、多様なバックグラウンドを持った法曹を養成する観点から、法科大学院以外の大学院や海外の大学院において履修した単位についても、同様に法科大学院における単位の修得として認めることが適当である。

ただし、各法科大学院が学生に対する教育を責任を持って実施すべきものであることから、修了に必要なとされる93単位に算入することのできる単位数の上限

は、入学前の既修得単位の認定及び単位互換に係る単位数並びに法学既修者について既に修得したとみなされる単位数も含め、合わせて30単位とすることが適当である。

なお、単位互換については、多様な教育を確保するなどの観点から、各法科大学院において93単位を超える単位数を修了要件としている場合は、その93単位を超える部分について、上記の30単位という上限にかかわらず、単位互換を認めることとするのが適当である。

(3) 入学者選抜

- 法科大学院における多様性の確保のため、その入学者選抜に当たっては、法学部・法学科以外の学部・学科の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの必要な措置を講じるものとする。
- ※ 入学者選抜に当たり、公平性、開放性、多様性の確保を旨として、各法科大学院においては、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を明確化し、入学試験のほか、幅広い分野における学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等を総合的に考慮する。
- ※ 法学既修者と法学未修者との別を問わずすべての出願者について、適性試験を実施し、それに加えて、法学既修者として出願する者に対しては、各法科大学院の自主性に基づき、法律科目試験を実施する。

審議会意見でも述べられているように、社会人等として経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある。

このため、法科大学院の入学者選抜に当たり、公平性、開放性、多様性の確保を旨として、各法科大学院においては、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を明確化し、入学試験のほか、幅広い分野における学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等を総合的に考慮する。

入学者選抜方法のうち入学試験に関しては、法学既修者と法学未修者との別を問わずすべての出願者について、適性試験（法律学についての学識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの）を実施し、それに加えて、法学既修者として出願する者に対しては、各法科大学院の自主性に基づき、法律科目試験（法科大学院の基礎的な法律科目の履修を省略できる程度の基礎的な学識を備えているかどうかを判定するもの）を実施する。なお、法学部・法学科出身者が3年修了予定者として出願することはもとより可能であるとともに、他方、法学既修者は法学部出身者であると否とを問わないことから、非法学部・法学科出身者が2年修了希望者として出願することも認められる。

法律科目試験については、法律学の基礎的な学識を有しているかどうかの判断は各法科大学院が行うべきものであるが、各法科大学院が、独自の法律科目試験に代えて、若しくは独自の法律科目試験と併せて、又は第一段階選抜の方法として、共同で法律科目試験を実施し、その成績を法学既修者としての判定資料として用いることも考えられる。なお、法学未修者の選抜において、法律科目試験を実施することは認められない。

また、審議会意見の趣旨が十分活かされるよう、各法科大学院が、多様性の確保のために必要な具体的な措置を提示することが必要であり、入学者選抜においても、法学部・法学科以外の学部・学科の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じる必要がある。どの程度の割合が適切かについては、入学志願者の動向等に応じて不断に見直されていくべきものと考えられる。

これらを踏まえ、入学者選抜手続のイメージとしては、例えば以下のように考えられる。

- ・ 入学の前年度の適切な時期に適性試験を実施し、出願者は、その成績とその他の要素を考慮して、出願校を決定し、出願手続を行う。
- ・ 出願を受理した各法科大学院は、3年修了予定者については、必要に応じて小論文や面接等を実施し、その結果と、適性試験成績、幅広い分野の学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等を総合して、合格者を決定する。
- ・ 2年修了希望者については、これに加えて、法律科目試験を実施して、合格者を決定する。
- ・ 入学前年度のいかなる時期に入学者選抜を実施するかは、基本的には、各法科大学院の自主的判断にゆだねられるべきものであるが、出願者の受験機会の確保や他の進路選択などの観点から、適切な配慮が求められる。

(4) 教員組織等

○ 教員は、高度の教育上の指導能力があると認められる者を必要数置く。

- ・最低限必要な専任教員数は12人。
- ・専任教員1人当たりの学生の収容定員は15人以下。

※ このほか、各大学院毎に開設授業科目に応じた必要な担当教員を置く。

○ 法科大学院の専任教員(必要数分)は、他の学部等において必要とされる専任教員の数に算入しないものとする。(ただし、10年以内を目途に解消されることを前提に、当面、その3分の1を超えない限度で、他の学部等の専任教員の必要数に算入できるものとする。)

○ 専任教員(必要数分)のうち、相当数を実務家教員とする。
(・相当数は概ね2割程度以上。)

①教員資格

法科大学院は、法曹養成に特化した実践的な教育を行う新しい大学院であり、また研究指導を修了要件とはしないものとするなど従来の大学院とは異なるものである。このような法科大学院の理念を実現するためには、教員資格に関する基準についても、法科大学院独自の観点からのものが必要となる。具体的には、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味したものとするとともに、その資格の審査に当たっては、現行の大学院設置審査基準における研究指導教員(いわゆる「〇合」)と研究指導補助教員(いわゆる「合」)の区別は設けないこととすることが適当である。なお、このような教員資格の内容を踏まえると、資格審査手続においては、法曹関係者など実務に精通した者の参加が必要である。

その際、後出の実務家教員については教育に係る研修を行ったり、それ以外の教員については実務に接する機会を設けるなどの工夫をすることが適切である。

②専任教員数等(参考資料1)

必要専任教員数等の算定に当たっては、次のとおりとすることが適当である。

a 最低限必要な専任教員数は12人とする。

これは、法科大学院に最低限必要な授業科目を勘案したものである。

b 学生の収容定員は、入学定員に3(標準修業年限が3年を超える場合には、当該標準修業年限の数)を乗じて算出するものとする。(各年度毎に入学定員が異なる場合は直近3か年分の総和。)

これは、

ア 法科大学院の標準修業年限は3年であり、3年の課程の教育を実施するものであること、

- イ 現実にどの程度の数で2年で修了するかはあらかじめ確定し難いこと、等を勘案したものである。
- c 専任教員1人当たりの学生の収容定員は15人以下とする。
- これは、法科大学院は、従来の専門大学院と同様に高度専門職業人養成を行うが、研究指導を修了要件とはしないことから、専門大学院に必要とされている比率（教員1人当たり10人の学生）と同じ比率である必要はないこと、及び、米国の主要ロースクールの例等を勘案したものである。
- （参考資料2）

・算出例1（入学定員50人の場合）

収容定員 : $50人 \times 3年 = 150人$
 専任教員数 : $150 \div 15 = 10人 \rightarrow 12人$

※ 最低限必要な専任教員数を12人とすると、収容定員180人（ 12×15 ）まで適用される。

・算出例2（入学定員100人の場合）

収容定員 : $100人 \times 3年 = 300人$
 専任教員数 : $300 \div 15 = 20人$

さらに、このほかにも、各大学院毎に開設授業科目に応じた必要な担当教員を置くことが必要となる。

また、専任教員の在り方に関し、現行制度上は、大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育研究上必要な教員を置くものとされており、教育研究上支障を生じない場合には、学部・研究所等の教員等がこれを兼ねることができることとされている（大学院設置基準第8条）が、法科大学院の独立性の確保の必要性にかんがみ、専任教員（必要数分）は、他の学部等の専任教員の必要数に算入しないものとするのが適当である。（法科大学院の教育に支障を生じない場合には、法科大学院の専任教員が他の学部等の授業の一部を担当することが妨げられるものではない。）

ただし、制度発足当初は、他の学部等における教育との関連性を考慮し、優秀な教員を確保する観点から、専任教員のうち、3分の1以内については、法科大学院及び他の学部等の教育研究上支障を生じない場合には、他の学部等の専任教員の必要数に算入できることとするのが適当である。この措置は、10年以内を目途に解消されることを前提に、当面の措置として認めるものとするのが適当である。（専任教員の数の3分の1以内を他の学部等の専任教員の必要数に算入する場合であっても、飽くまでも上記①により算定される教員数が法科大学院に必要な専任教員数であることに変わりはない。）

なお、このような措置を認めるものではあるが、法科大学院の運営においては一定の独立性を確保することが必要であり、その際、大学院レベルにおける法曹

以外の人材養成との関係等にも留意しつつ、カリキュラムや人事等で法科大学院としての独自の運営ができるようにすることが重要である。

③実務家教員（参考資料１）

法科大学院は、法曹養成に特化して法学教育を高度化し、理論的教育と実務的教育との架橋を図るものであるから、狭義の法曹や専攻分野における実務の経験を有する教員（「実務家教員」）の参加が不可欠である。このため、専任教員のうち相当数は、実務家教員とすることが必要である。

実務家教員の具体的範囲は、担当する授業科目等との関係において判断されるべきものであるが、実務家として認められる具体的な職種や実務を離れてからの期間を一律に定めることは技術的に困難であるばかりでなく、一律に定めることが逆に法科大学院における多様性の排除につながることも考えられることから、少なくとも当面は個別に判断することとし、その判断の積み重ねを待つことが望ましい。

実務家教員の数については、法科大学院は、法曹養成の「プロセス」の一環として、その修了後に（新司法試験を経て）行われる新司法修習との間で適切な役割分担が期待されており、高度専門職業人として直ちに活動を開始するために必要な知識・技能のすべてを教育するものではないことなどを踏まえ、専任教員（必要数分）のうち概ね２割程度以上とすることが適当であると考えられる。

実務家教員としては、５年以上の実務経験を求めることとし、必要とされる専任の実務家教員のうち、少なくとも３分の１程度は常勤とするが、その余は、年間６単位以上の授業を担当し、かつ、実務基礎教育を中心に法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を持つ者とするもので足りるものとする。ただし、この措置は、将来的に法曹資格を持つ担当教員が増えるなどにより実務家教員とそれ以外の教員の区別が相対化していくのに応じて、適宜見直すことが適当である。

なお、法科大学院は、法曹養成に特化した教育を行うことから、そこにおける教育も法曹経験を有する実務家が、法曹三者のバランスを保ちつつ、教員として関与することが望ましい。弁護士の兼職制限については、これを緩和する方向で立法措置を講ずる旨が閣議決定されているが、現行制度の下では、現職の裁判官・検察官等の教員派遣が極めて困難であることから、これを可能とするための所要の措置を講ずる必要がある。

④教員の質の確保等

大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めなければならない（大学設置基準第２５条の２）こととされている。

法科大学院は、法曹に求められる高度の専門的知識の習得など実践的な教育を行うことから、その教育水準を確保する上で、直接の教育活動を行う教員の質を確保することが重要であるため、法科大学院については、ファカルティ・ディベ

ロップメント（教育内容等の改善のための教員の組織的な研修等）を義務として位置付けることが必要である。例えば、学生による授業評価や教員相互の評価（ピアレビュー）などを通して、それぞれの教員が切磋琢磨^{せつさたくま}して互いに授業内容・方法の向上を図ったり、実務家教員とそれ以外の教員が協力して、教材の選定・作成を行ったり、法曹関係者・大学関係者が協力して、教育能力を高めるための研修や実務研修などを継続的に行うことなどが重要である。

なお、これらについては、法科大学院制度の創設に向けてより早期から実施することが必要であり、関係者等における具体的な検討が急務である。

(5) 教育内容・方法等

- 法曹として備えるべき資質・能力を育成するために、法理論教育を中心としつつ実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行う。そのために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- ※ 授業科目の種類としては、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群が考えられる。
- 教育方法については、少人数教育を基本として、事例研究、討論、調査、現場実習その他の適切な方法により授業を行うものとし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとする。
- 法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるよう、授業方法・計画、成績評価方法を明示した上で、厳格な成績評価及び修了認定を行うことが必要である。

①教育課程等

法科大学院では、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきとされていることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を行うという法科大学院の理念を実現するのにふさわしい体系的な教育課程を編成すべきことを基準上明確にする必要がある。

(主な科目の例)

- a 法律基本科目群
 - 公法系（憲法、行政法などの分野に関する科目）
 - 民事系（民法、商法、民事訴訟法などの分野に関する科目）
 - 刑事系（刑法、刑事訴訟法などの分野に関する科目）
- b 実務基礎科目群
 - 法曹倫理、法情報調査、要件事実と事実認定の基礎、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップ など
- c 基礎法学・隣接科目群
 - 基礎法学、外国法、政治学、法と経済学 など
- d 展開・先端科目群
 - 労働法、経済法、税法、知的財産法、国際取引法、環境法 など

なお、既存の大学院の教育は、授業科目の授業（講義、演習、実習等）及び研究指導によって行うものとされているが、法科大学院の教育は、法曹養成に特化した実践的な教育であるため、授業科目の授業によって行うものとし、研究指導は、修了要件としては要しないこととすることが適当である。

（注）ローヤリング

…依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、模擬体験をも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる。

（注）クリニック

…弁護士の監督指導の下に、法律相談、事件内容の予備的聴取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる。

（注）エクスターンシップ

…法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で研修を行う。

②単位制度等

授業とそれに必要な学習時間との関連で、単位制度上は、「教員が教室等で授業を行う時間」及び「学生が事前・事後に教室外における準備のための学習（以下「準備学習」という。）を行う時間」の合計で、標準45時間の学修を要する教育内容をもって1単位とすることとされており（例えば、「講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする」とされている。（大学設置基準第21条））、教員は学生に対して適切に準備学習の指示を与えるなどにより、教室外の学習時間を確保することが必要である。

また、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする（大学設置基準第22条準用）。さらに、各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができることとする（大学設置基準第23条準用）。なお、法科大学院の場合は、例えば、実務家による講義、クリニック、エクスターンシップなどの実施が考えられるが、これらを特定の期間において行う授業として、夏休みなど学期外に集中して行うことなども考えられる。

③授業を行う学生数

授業を行う学生数については、法科大学院において少人数で密度の濃い教育が基本とされていることにかんがみ、授業方法や施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられるような適当な人数とするものとする。この点に関し、授業科目や授業方法に応じた考慮が必要であるが、例えば、法律

基本科目群の授業であれば、概ね50人程度を基本とすべきである。

④授業方法等

法科大学院における教育方法（授業方式）としては、講義方式や少人数の演習方式、調査・レポート方式などを適宜組み合わせ活用するものとし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとすべきとされていることを基準上明確にする必要がある。

また、理論と実務を架橋した教育にふさわしい教材の整備も必要であり、例えば、実務家教員とそれ以外の教員とが協力して事例式のケースブックや演習書を作成したり、司法修習の内容も参考にした適切な教材を作成したりなどの工夫が期待される。

⑤成績評価等

法科大学院の課程において専門職学位にふさわしい質の高い充実した教育を行うためには、その前提として、法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるよう、授業方法や年間の授業計画、科目毎の授業内容、成績評価方法をシラバス等により詳細に明示した上で、厳格な成績評価及び修了認定を行うことが必要である。

単位の授与に関し、大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする（大学設置基準第27条）とされているが、学期末の試験のみならず学生の授業への出席状況、授業での発言、課題への対応状況その他日常の学生の授業への取組と成果を考慮して、多元的に成績評価を行った上で単位を与えることが望ましい。

また、単位制度の趣旨にかんがみ、大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない（大学設置基準第27条の2）とされている。法科大学院においては、学生の準備学習を前提とした双方向、多方向的な密度の濃い授業を行うことが要求されていることや、法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるような仕組みを設けることが肝要であるとされていることを踏まえ、過剰な科目登録を防ぐために、履修科目の登録の上限を設定するものとするのが適当である。

さらに、成績評価及び修了認定の実効性を担保する仕組みとしては、例えば、各法科大学院において、あらかじめ学生に望まれる到達度を明示し、ある段階（例えば初年度終了時）において履修状況及び学業成績から見てその水準に達していない場合にはその段階以降に配当される授業科目の履修を認めないこととすることや、学生の卒業時における学業成績が一定の水準を満たすことを修了要件とすることなどが考えられる。

⑥科目等履修生

大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（科目等履修生）に対し、単位を与えることができると定められており（大学設置基準第31条）、法科大学院においても、社会人等に対する学習機会の確保のみならず、現に実務に携わる法曹に対し、先端的・現代的分野や国際関連、学際的分野等を学ぶ機会が与えられるよう、科目等履修生として単位を認めることが適当である。

⑦夜間大学院、通信制大学院等

自宅や職場等から通学できる範囲に必ずしも希望する法科大学院がないことや、職場環境によって通学可能な時間帯が限られることなど、地理的・時間的な制約などがある社会人等のニーズに^{こた}えるため、公平性、開放性、多様性の確保を図る必要がある。

そのため、インターネットや衛星通信等を活用したテレビ会議方式などの遠隔授業のような授業方法や、教育上特別の必要があると認められる場合の夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法による教育（いわゆる14条特例）などの工夫が考えられるほか、夜間大学院についても、法科大学院として十分な教育効果が上げられる場合には、教育方法や学生に対する学習指導体制について十分に配慮しつつ、各大学の判断により認められることとすべきである。

なお、通信制法科大学院については、高度情報通信技術の発展等を視野に入ると、これらの技術の積極的活用によりレポート指導や討議、双方向・リアルタイムで行う授業の展開などが今後期待されるものの、他方で、学生に対して法科大学院にふさわしい十分な学習指導を行える体制が確保できるかどうかなどの課題も残っている。したがって、通信制法科大学院については、通常の法科大学院の発足後の教育の展開状況も見定めつつ、その在り方について引き続き検討する必要がある。

(6) 施設及び設備

- 専用の施設及び設備は、法科大学院の目的に照らし十分な教育効果を上げることができるものと認められるものとする。

施設及び設備については、法科大学院の目的に照らし、第三者評価（適格認定）を受けつつ十分な教育効果を上げるためにふさわしいものとして整備されていることが必要である。その内容については、各法科大学院の創意工夫によることを基本とし、一律の数量的基準を設けるものではないが、例えば、自習室や模擬法廷などの施設の設置、図書館の夜間開館、コンピュータやマルチメディア教材などの情報機器や参考図書等の充実などが期待される。

(7) 自己点検・評価、情報公開

- 法科大学院は、その教育水準の向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 自己点検・評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。
- 自己点検・評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。
- 法科大学院は、当該法科大学院における教育活動等の状況について、刊行物の掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

自己点検・評価の実施、結果の公表等については、現行制度上、大学院の義務として位置付けられているところ（大学院設置基準第1条の2）であり、法科大学院についても、その教育水準の一層の向上を図る観点から、各法科大学院自らが教育の質的充実を進める責任があることを明確にするとともに、教育活動の透明性を高めるため、自らの教育活動の点検・評価の実施と評価結果の公表を義務として位置付けることが必要である。

また、上記の自己点検・評価の結果の公表とともに、日常的な教育活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることのできる方法によって積極的に情報を提供することが重要である。

(8) 第三者評価（適格認定）

- 大学関係者や法律実務に従事する者，法的サービスの利用者等で法科大学院に関し広く高い識見を有する者で構成される機関による継続的な第三者評価（適格認定）を受けるものとする。

①多角的な評価システムの確立

大学の評価の今後の在り方に関しては，大学の個性化と教育研究の不断の改善に向け，自己評価，外部評価，第三者評価を適切に組み合わせた多角的な評価システムを確立することが必要である。特に法科大学院に関しては，新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持・向上を図るため，設立時の設置認可の審査とともに，大学関係者や法律実務に従事する者，法的サービスの利用者等で法科大学院に関し広く高い識見を有する者で構成される機関による継続的な第三者評価（適格認定）を行い，その評価結果やそれに対する社会の反応を踏まえて，法科大学院が自らその改善を図ることとするなど，法科大学院が不断に社会の評価を受けるシステムを構築することが重要である。

②第三者評価（適格認定）

まず，法科大学院は学校教育法上の大学院として専門職大学院の一つとされることから，その第三者評価（適格認定）の在り方については大学院評価制度全体の枠組みの中において位置付けられることが基本となる。すなわち，国の示す一定の基準（機関認証基準）を満たす第三者評価機関が，専ら法科大学院の教育水準の維持・向上の観点から，自ら定める評価基準に基づいて大学を定期的に評価することとなるが，他方で，第三者評価（適格認定）の結果が新司法試験の受験資格の付与とも連動することとする司法制度改革審議会意見の趣旨も踏まえつつ，制度設計を行う必要がある。

その際，特に法科大学院においては，真に国民の期待と信頼に^{こた}え得る法曹を養成する観点から，第三者評価（適格認定）を継続的に受けることとするのが適当である。

③第三者評価（適格認定）の結果を踏まえた措置

第三者評価機関から適格認定を受けられず設置基準に抵触している疑いがあるなど，必要と認められる場合には，国がその法科大学院の実態について，法令違反状態に陥っていないかどうかを調査し，その結果，法令違反状態が明らかになったものについては，改善勧告，変更命令，認可取消等の措置を講ずることとす

ることが適当である。

(注) 司法制度改革審議会意見抜粋 (審議会意見書 P.70)

法科大学院における入学者選抜の公平性、開放性、多様性や法曹養成機関としての教育水準、成績評価・修了認定の厳格性を確保するため、適切な機構を設けて、第三者評価（適格認定）を継続的に実施すべきである。

法科大学院の第三者評価（適格認定）の仕組みは、新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持、向上を図るためのものであって、大学院としての設置認可や司法試験の受験資格とは、密接に関連しつつも、独立した意義と機能を有するものであり、評価（適格認定）基準の策定や運用等に当たっては、それぞれの意義と機能を踏まえつつ、相互に有機的な連携を確保すべきである。

3 その他

(1) 複数の大学が連合して設置する大学院（連合大学院）等

- 複数の大学が連合して法科大学院を設置する場合の具体的な設置形態については、現行制度との整合性も勘案しつつ、以下のパターンを基本として今後検討する。
 - ・ 複数の大学のうち1校を基幹校として残りの大学が内部組織に参画するパターン。
 - ・ 複数の大学の共同出資により新たな学校法人を設立し、共同で法科大学院を設置するパターン。

- その際、独立した法科大学院としての一体的な運営の確保、教育水準の確保、学生の学習の便宜（無理のない履修形態の確保）、安定的・継続的な運営の確保に留意する必要がある。

各大学において法科大学院を設置するに当たり、個々の大学では教員や施設設備等必要な教育条件を整備することができない場合や、個々の大学ではこれらの条件を整備できる場合であっても質量ともに十分な水準を確保できない場合などがあり得るが、このような事態に対応し、限られた人的・物的資源を有効に利用し充実した教育を行う観点から、複数の大学が連合して設置する法科大学院（連合大学院）も制度的に認められるべきである。その具体的な形態については、現行制度との整合性も勘案しつつ、検討することが必要である。

設置形態のパターンとしては、①複数の大学（学校法人）のうち1校を基幹校として残りの大学が内部組織に参画するパターン、②複数の大学（学校法人）の共同出資により新たな学校法人を設立し、法科大学院を設置するパターン、③複数の大学（学校法人）が協定等により連合組織を設立し、共同で法科大学院を設置するパターン、④（現行制度上は、一つの研究科は一つの大学に置かれることが想定されているが、）一つの研究科が複数の大学に置かれることとするパターン、が考えられる（参考資料3）。

検討に当たっては、独立した法科大学院としての一体的な運営の確保、教育水準の確保、学生の学習の便宜（無理のない履修形態の確保）、安定的・継続的な運営の確保などに留意する必要がある。これらの点に照らすと、③のパターンは将来的に学校法人の合併につながる可能性があり、④のパターンは連合する各大学が共同で学位を授与することができるという利点を有するものの、いずれのパターンについても経営体制の責任、機動的な大学運営、学生との在学契約や教職員に対する使用者責任、設置認可等各種申請手続きなどに関して問題がある。他

方、①及び②のパターンについては、現行制度上も可能なものであり、③及び④のパターンにおけるような問題は少ないが、連合する各大学から学位を授与することができないことに留意する必要がある。

これらを踏まえ、①又は②のパターンを基本として検討することとするが、その際、①のパターンについては、国立大学のみならず公立大学や私立大学にも認めることとすると、法科大学院としての一体的な運営の確保に留意しつつ、基幹校と参加大学のそれぞれにつき専任教員として算入を認めるなど専任教員の概念の見直し等が必要となる。また、②のパターンについては、更なる緩和措置として、例えば、一定の条件の下に校地・校舎の借用を認めることなどが考えられる（参考資料4）。さらに、国立・公立・私立の枠を超えた連合大学院の在り方については、国立大学の法人化の検討状況等をも踏まえつつ、大学院制度全体の中で更に検討を進める必要がある。

なお、法科大学院の教育の充実を図る観点からは、連合大学院の設置だけでなく、例えば単位互換などによる他の大学との連携や他の機関との連携により、多様な教育を展開することが必要である。

(2) 奨学金，教育ローン，授業料免除制度等の各種支援制度

- 資力の十分でない者が経済的理由から法科大学院に入学することが困難となることのないように，奨学金，教育ローン，授業料免除制度などの各種の支援制度を充実する方策について，今後検討する必要がある。
- 長期履修学生についても，各法科大学院において適切に対応していくことが期待される。

およそ法曹を志す多様な人材が個々人の事情に応じて支障なく法科大学院で学ぶことのできる環境の整備が必要であり，資力の十分でない者が経済的理由から法科大学院に入学することが困難となることのないように，例えば，文部科学省における奨学金事業，関係機関による法曹を目指す者を支援するための奨学金の仕組み，民間金融機関による教育ローンや債務保証の仕組み，各法科大学院における授業料免除の仕組みなど様々な支援の充実方策について，文部科学省をはじめ関係機関等において，具体的な検討が急務である。(参考資料5)

いずれにせよ，その前提として，法科大学院が，法学教育，司法試験，司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての新たな法曹養成制度の中核になるとともに，高度専門職業人養成に向けた今後の大学院改革の方向性を位置付ける試金石となるものとして極めて重要な意義を有することについて，国民の理解を得る必要があることは当然である。

なお，標準修業年限に関連して既に述べたところであるが，修業年限を超えて在学することが予定される正規学生である長期履修学生の制度もまた，時間的余裕のない学生に対する支援方策として重要であり，各法科大学院において，公平性，開放性，多様性の確保を図る観点から，各法科大学院の判断により適切に対応していくことが期待される。

(3) 法学部教育との関係

- 法科大学院導入後、各大学の法学部・法学科等においては、法科大学院との役割分担を工夫するものや法学基礎教育をベースとしつつ幅広い教育を目指すものなど、それぞれが特色を発揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される。

今後、法曹も含め高度専門職業人を養成するためには、学生に、幅広い知識を身に付けさせた上で、職業上必要な高度の専門的知識・技術を習得させることが重要である。このため、学部段階では広い視野を持った人材の育成を目指す教養教育を中心とした教育プログラムを提供し、大学院段階では高度で専門的な教育プログラムを提供することなどが考えられる。

法学分野においても、法科大学院制度の導入後は、法曹養成に特化した専門教育は法科大学院で行うことになるため、学部段階においては、例えば、法的素養を中心とした教養教育に重点をシフトするもの、米国の主専攻、副専攻のように複数の学部・学科の専門科目を同時に履修できるようなカリキュラム上の工夫を行うもの、法曹以外の法律関係専門職の養成を中心にするものなど、多様な教育プログラムの展開が考えられ、法学部等が従来果たしてきた法的素養を備えた多数の人材を社会の様々な分野に送り出すという機能の一層の充実が期待される。

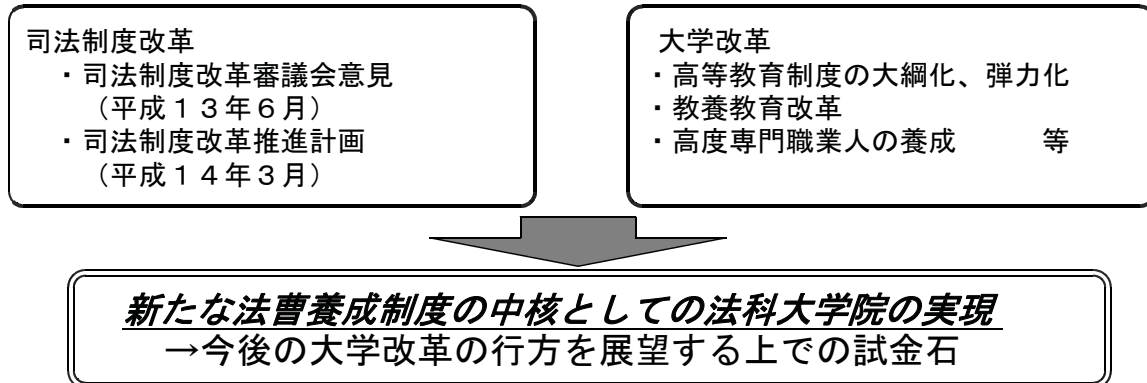
また、学部段階においては、優れた成績を収めた者に対して、大学院への学部3年次からの飛び入学や学部4年未満での卒業など早期に大学院に入学できるような仕組みが既に開かれている。ただし、これらの者について法科大学院での3年未満での短期修了を一般的に認めると、学部段階において法曹に必要な幅広い教養を身に付けることがおろそかになるおそれがあり、適当ではない。

法科大学院は、従来の法曹養成や法学教育の在り方についての深い反省に基づき、司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十分に果たすための人的基盤を確保することを目的として基幹的な高度専門教育機関たるべく構想されたものであり、法科大学院の具体的な制度設計及びその運用はこれにふさわしいものとならなければならない。したがって、例えば、従来の法学部教育を漫然と持続させつつ、法科大学院をその法学部教育の単なる延長線上にあるものにとらえ、法科大学院が屋上屋を架すようなものになるとすれば、法科大学院構想の本来の趣旨に悖るものと言わなければならない。大学関係者は、法科大学院の在り方についてはもちろんのこと、学部段階における法学教育についても、今般の司法制度改革の趣旨・精神を想起しつつ、その趣旨・精神が生かされるよう格段の工夫を凝らすことが望まれる。

附 属 資 料

「法科大学院の設置基準等について」 (中央教育審議会 答申概要)

基本的な考え方



設置基準等の内容

○ 法曹養成に特化した「専門職大学院」として位置付け

○ 課程の修了要件は3年以上の在学、93単位以上の取得

- ・ なお、法学既修者については、1年以下（30単位以下）を短縮

○ 法理論と実務との架橋を強く意識した教育

- ・ 体系的な教育課程を編成
- ・ 双方向的・多方向的で密度の濃い教育（少人数教育、事例研究、討論など）
- ・ 授業方法・計画、成績評価方法の明示、厳格な成績評価及び修了認定を実施

(主な科目の例)

- | | |
|--------------|---------------------------|
| a 法律基本科目群 | (公法系、民事系、刑事系) |
| b 実務基礎科目群 | (法曹倫理、法情報調査、法文書作成、模擬裁判など) |
| c 基礎法学・隣接科目群 | (基礎法学、外国法、政治学、法と経済学など) |
| d 展開・先端科目群 | (労働法、経済法、税法、知的財産法、環境法など) |

○ 入学者選抜では、公平性・開放性・多様性を旨として、入試のほか、幅広い分野の学業成績、学業以外の活動実績等を総合的に考慮

- ・ 多様性確保のため、法学部・法学科以外の出身者や社会人等を一定割合入学
- ・ 全ての出願者について、適性試験（法律学の学識ではなく、判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの）を実施し、法学既修者として出願する者に対しては、法律科目試験を実施

○ 教員は、高度の教育上の指導能力があると認められる者

- ・ 最低限必要な専任教員数は12人
- ・ 教員資格は、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味
- ・ 専任教員のうち、相当数（概ね2割程度以上）は実務家教員

○ 大学関係者や法律実務に従事する者、法的サービスの利用者等で構成される機関による第三者評価（適格認定）

- ・ 設立時の設置認可の審査とともに、新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持・向上を図るため、継続的な第三者評価（適格認定）

○ その他

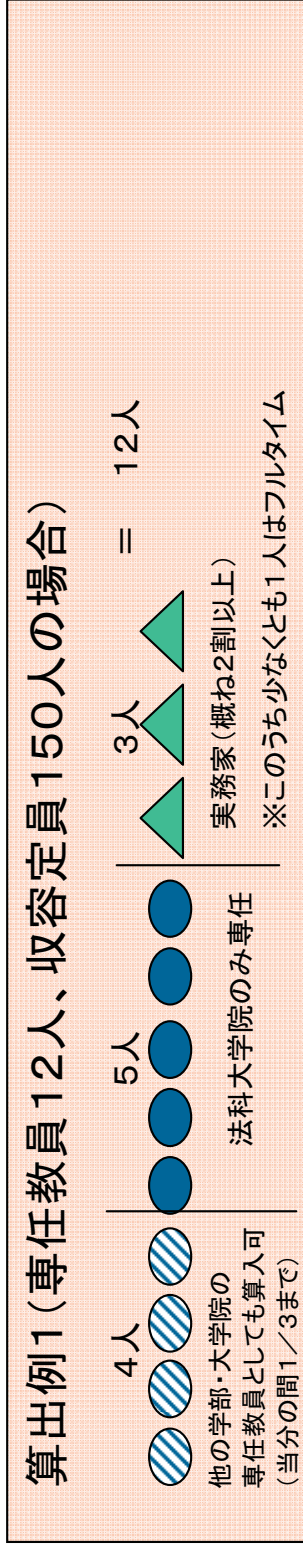
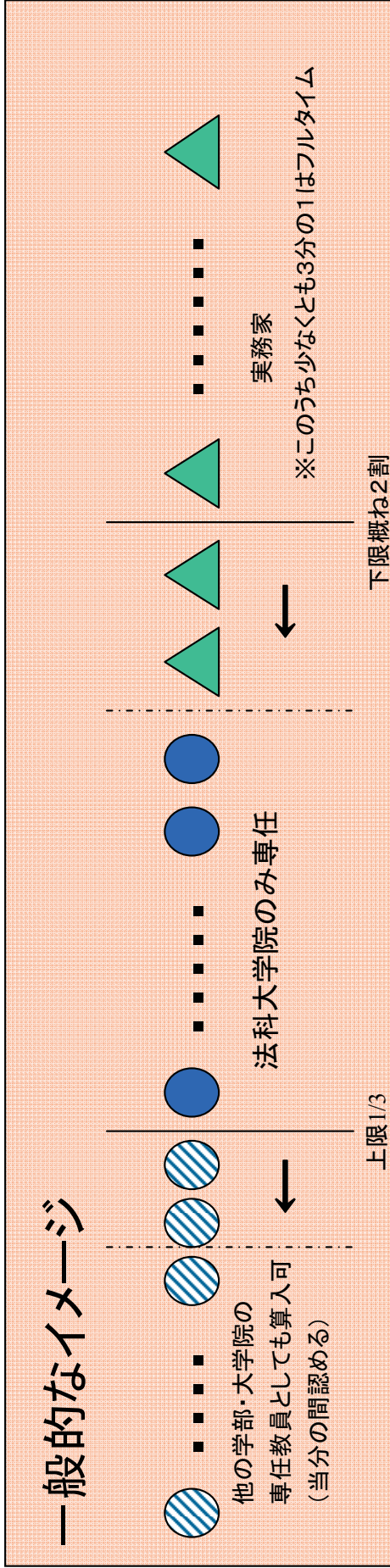
- ・ 複数の大学が連合して設置する大学院（連合大学院）を制度化
- ・ 奨学金、教育ローン、授業料免除制度等の各種支援制度を充実

参 考 资 料

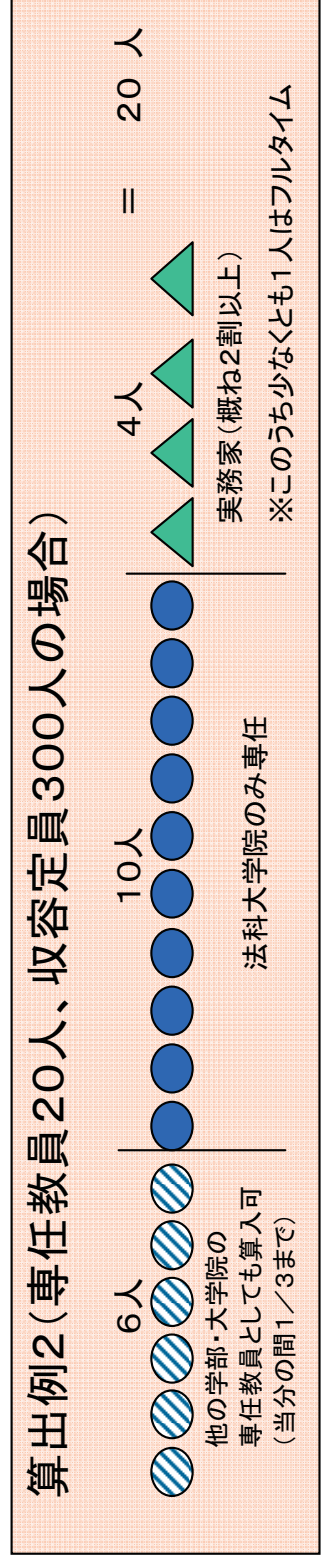
参 考 資 料 目 次

- 参考資料 1 法科大学院の専任教員の算定イメージ
- 参考資料 2 アメリカ主要ロースクールの学生数・教員数の概要(2001年)
- 参考資料 3 複数の私立大学が連合して大学院を設置する方法について
- 参考資料 4 法科大学院大学の設置に係る緩和措置(案)
- 参考資料 5 育英奨学事業の充実

法科大学院の専任教員の算定イメージ



※ 最低専任教員数を12名とすると、この場合は収容定員180名まで適用される。



※ 収容定員が180名以上の場合は、学生:教員比率=15:1とすると、専任教員数=収容定員÷15となる。

アメリカ主要ロースクールの学生数・教員数の概要（2001年）

	ハーバード	コロンビア	UC バークレー	ミシガン	イェール	シカゴ	スタンフォード
学 生	志願者数	人 6,137	人 4,717	人 3,335	人 3,231	人 2,972	人 3,824
	学生数（フルタイム）（P）	1,660	866	1,069	576	565	559
教 員	総数	175	161	125	132	114	113
	常勤（T）	99	93	62	74	54	42 (名譽教授9人を含む)
	パートタイム・非常勤	76	103	99	51	60	71
	学生教員比率（P/T）	% 16.8	% 12.5	% 14.0	% 14.4	% 9.9	% 10.5

※ 「The Official Guide to U.S. Law Schools FROM THE PRODUCERS OF THE LSAT」 (Law School Admission Council 発行) より

参考資料2

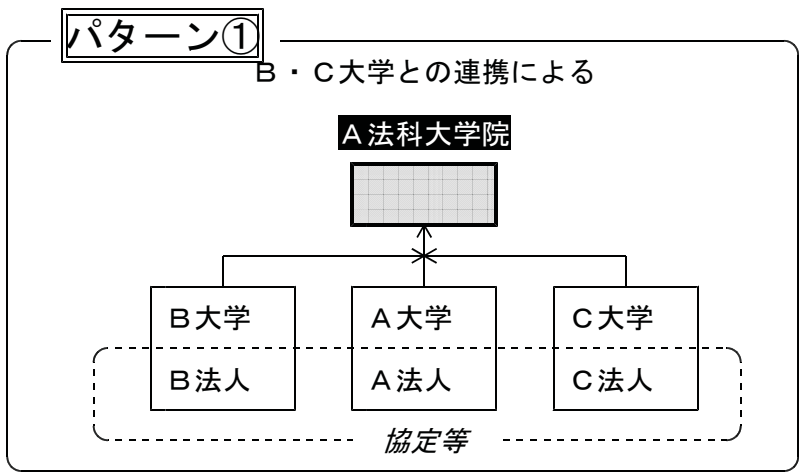
参考資料 3

複数の私立大学が連合して大学院を設置する方法について

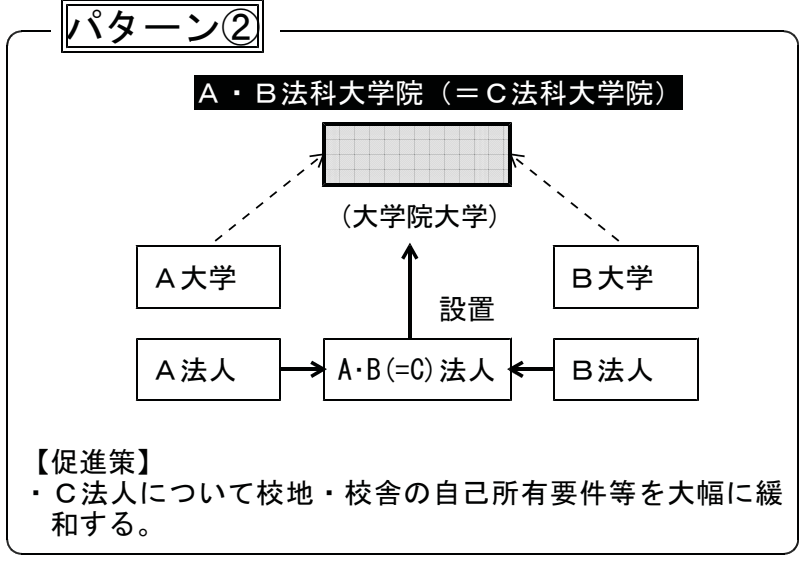
1. 連合大学院を検討するにあたっての留意事項

- 独立した法科大学院としての一体的な運営の確保
- 教育水準の確保・向上
- 学生の学習の便宜（無理のない履修形態の確保）
- 安定的・継続的な運営の確保

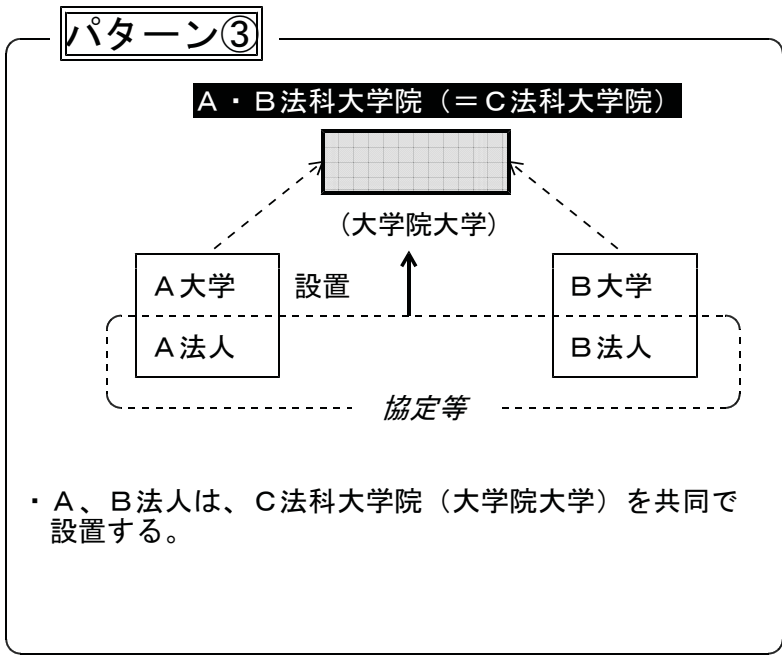
2. 考えられる連合のパターンとその促進策の例



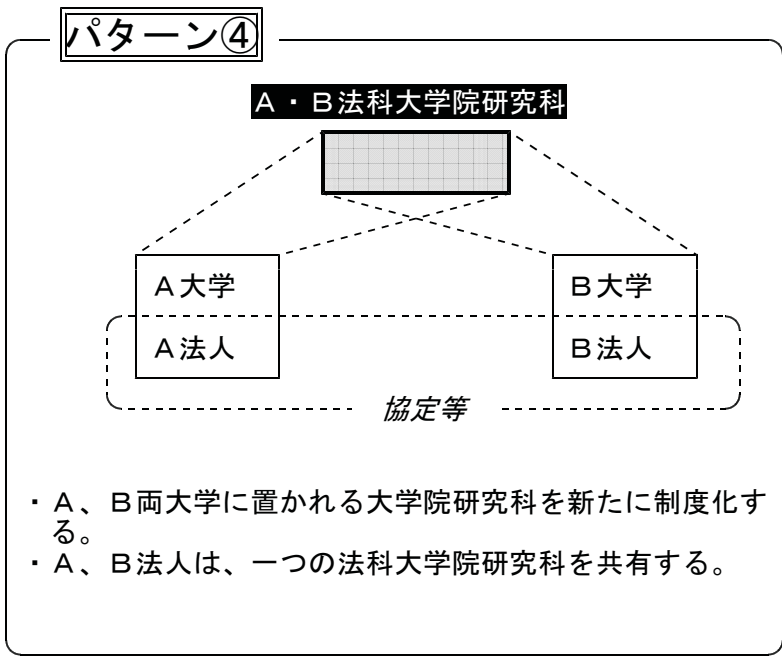
- メリット
 - ・責任体制、在学関係、教員の雇用関係が明確。
 - ・設置認可、寄附行為変更認可の事務手続きの方法が明確。
- デメリット、問題点
 - ・基幹校からの学位授与。



- メリット
 - ・法人としての責任体制、在学関係、教員の雇用関係が明確。
 - ・設置認可、寄附行為認可その後の変更認可の事務手続きの方法が明確。
 - ・学校法人以外の者が主体となって設置する場合にも規制緩和可能。
- デメリット、問題点
 - ・連合する各大学からは学位授与できない。



- メリット
 - ・ 将来的に学校法人の合併につながる可能性あり。
- デメリット、問題点
 - ・ 経営責任の体制が不明確。
 - ・ 機動的な大学運営が困難。
 - ・ 学生との在学契約、教員との雇用契約、教職員に対する使用者責任のあり方、第三者に対する権利義務関係などが複雑化。
 - ・ 設置認可申請、寄附行為変更認可申請の審査が複雑・膨大化。
 - ・ 学校の設置者を国、地方公共団体、学校法人に限定している現行制度の特例を認める理由付けが困難。
 - ・ 連合する各大学からは学位授与できない。



- メリット
 - ・ A、B両大学で学位授与できる。
- デメリット
 - ・ 学校運営の責任の所在が不明確。
 - ・ 学位授与等を参加大学が連名で行うが、各学長の意見が異なる場合が考えられる。
 - ・ 経営責任の体制が不明確。
 - ・ 機動的な大学運営が困難。
 - ・ 学生との在学契約、教員との雇用契約、教職員に対する使用者責任のあり方、第三者に対する権利義務関係などが複雑化。
 - ・ 設置認可申請、寄附行為変更認可申請の審査が複雑・膨大化。

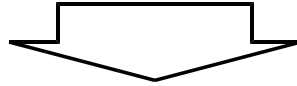
参考資料 4

法科大学院大学の設置に係る緩和措置（案）

	現 行 基 準 等	緩 和 措 置（案）
校 地	《大学設置審査基準要項》 《寄附行為(変更)認可審査基準要項》 ・ 基準面積の1/2以上が自己所有 《寄附行為(変更)認可審査基準要項細則》 ・ 地方公共団体からの借地については、自己所有とみなす。	・ 法科大学院大学の設置に参画する学校法人からの借用であって、永続的な使用保証があるものについては、自己所有とみなす。
校 舎	《学校法人分科会長決定》 ・ 大学院大学の校地・校舎の面積は大学設置基準に定める学部等に係る基準で算出した面積を目安として個別審査とする。	・ 設置する大学院大学の実情にあった個別審査とする。
	《寄附行為(変更)認可審査基準》 ・ 負担付き又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があるときは、施設又は設備の一部についてこの限りではないこと。	・ 大学新設については、原則として認めていない借用校舎について、次の要件を満たすものについては、その一部又は全部が借用であっても差し支えないものとする。 〔開設年度以降10年以上の使用保証があり、借用に係る経費の10年分の額を申請時に収納しているものについては借用のものであっても差し支えない。(寄附行為(変更)認可審査基準要項)〕
機 械・器 具	《学校法人分科会長決定》 ・ 校舎及び機械・器具等の整備に要する経費については、学部等に係る基準で算出した標準設置経費を目安として個別審査とする。 ・ 別地における施設(サテライト)について、借用のものであっても差し支えないものとする。	・ 学部等に係る標準設置経費を目安として個別審査となっている設置経費について、教育研究上支障がないと判断されるものについては、新設大学院大学が必要とする設置経費でも差し支えないものとする。
経 常 経 費	《学校法人分科会長決定》 ・ 開設年度の経常経費については、学部等に係る基準で算出した標準経常経費を目安として、個別審査とする。	・ 学部等に係る標準経常経費を目安として個別審査となっている開設年度の経常経費については、標準経常経費を下回っても差し支えないものとする。 ただし、校地・校舎が借用の場合には開設年度から完成年度の経常経費に見合う額の現預金等を保有しているものとする。

育 英 奨 学 事 業 の 充 実

教育を受ける意欲と能力がある人が確実にこれを受けられるよう、奨学金の充実を図る。



平成14年度貸与人員 79.8万人（4.5万人増）
事業費総額 5,166億円（434億円増）

区 分	無 利 子 貸 与 事 業	有 利 子 貸 与 事 業
貸 与 人 員	40.6万人（1.6万人減）	39.2万人（6.1万人増）
事 業 費	2,214億円（72億円減）	2,952億円（506億円増）
うち政府貸付金・ 財政融資資金	（政府貸付金） 929億円（117億円減）	（財政融資資金（機関債560億円を含む）） 2,752億円（460億円増）
対 象 学 種	高校、大学・短大、高専、 大学院修士課程・博士課程、 専修学校高等課程・専門課程	大学・短大、高専（4・5年生）、 大学院修士課程・博士課程、 専修学校専門課程
貸 与 月 額	定 額 （修士課程の場合）8.5万円 （博士課程の場合）11.9万円	学生が選択 （大学院の場合） 5万、8万、10、13万円
貸与基準	学 力	①大学・大学院の成績が優れている学生 ②学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる学生
	家 計	（修士課程の場合）416万円以下 （博士課程の場合）472万円以下 （13年度同額） 【本人及び配偶者の収入を基準】
返 還 方 法	卒業後20年以内	卒業後20年以内（元利均等返還）
返 還 利 率	無 利 子	0.5%（上限3%） （在学中は無利子）

○日本育英会の奨学金の貸与事例(大学院)

大学院 ー第一種の場合(無利子奨学金)ー

貸与月数 修士課程 24ヶ月、博士課程 36ヶ月 (貸与始期 4月)

区分	貸与月額	返還総額	返還月賦額	返還回数(期間)
修士課程	85,000円	2,040,000円	12,142円	168回(14年)
博士課程	119,000円	4,284,000円	17,850円	240回(20年)

大学院 ーきぼう21プランの場合(有利子奨学金)ー

貸与月数 修士課程 24ヶ月、博士課程 36ヶ月(貸与始期4月) 利率0.5%(7月現在)

貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還総額 (元本+利息)	返還月賦額	返還回数(期間)
50,000円	24 月	1,200,000円	1,239,482円	8,607円	144回(12年)
	36	1,800,000円	1,863,847円	11,947円	156回(13年)
80,000円	24	1,920,000円	1,988,116円	12,744円	156回(13年)
	36	2,880,000円	3,004,293円	15,647円	192回(16年)
100,000円	24	2,400,000円	2,497,419円	13,874円	180回(15年)
	36	3,600,000円	3,792,460円	15,801円	240回(20年)
130,000円	24	3,120,000円	3,270,700円	15,142円	216回(18年)
	36	4,680,000円	4,930,236円	20,542円	240回(20年)

特定の目的のもとに国費で実施されている奨学金制度

制度の名称	所轄機関	対象学校	平成14年度		貸与基準	日本育英会奨学金との関係	返還条件等
			人員	貸与月額			
自衛隊法による貸費学生制度	防衛庁	大学 大学院	衛生費学生 6人 技術費学生 16人 計 22人	51,000円	医・歯・理・工学専攻の学生で修業後専攻の学術を応用し自衛隊に勤務しようとする者	将来の身分拘束を除き日本育英会その他の奨学金の重複を認める。	在職期間が4年を超え、かつ、貸与期間の1.5倍以上及び死亡又は心身障害による等の場合返還免除。自衛隊に勤務しない等の場合、2年以内に返還。
矯正医官修学資金貸与による修学資金貸与制度	法務省	大学 (医学部 医学専攻 のみ)	13人	51,000円	医学専攻の学生で、修業後矯正施設(刑務所、拘留所、少年院等)に勤務しようとする者	(同上)	3年以上矯正施設に勤務(貸与期間の1.5倍以上在職すれば全額免除)及び在職中の死亡又は心身障害による場合返還免除。勤務しなかった場合、貸与期間の1/2相当年数内に返還。
看護師等修学資金貸与制度(1/2補助)	厚生労働省 (実施機関 都道府県)	保健師、助産師、看護師、准看護師、養成所 大学院(修士課程)	補助単価 保健師、助産師、看護師 国公立 32,000円 私立 36,000円 准看護師 国公立 15,000円 私立 21,000円 大学院(修士課程) 国内 83,000円 国外 200,000円		卒業後、貸与を受けた都道府県の区域内において業務に従事する意志を有する者	日本育英会その他の奨学金の重複は認めない。	県内の200床未満の病院において5年以上看護師等の業務にあつたとき及び死亡又は心身障害の場合返還免除。勤務しなかった場合、貸与期間相当年数内に割賦返還。

国民生活金融公庫による教育貸付の概要

制度の名称	貸付要件	対象学校	貸付額	利息	返済年限
教育一般貸付	学力要件 なし 所得要件 給与所得者 990万円以下	高校、高等専門学校、大学、大学院、専修学校、各種学校等	200万円以内(一括貸与) (1学生・生徒につき)	年2.1% (H14.7.5現在)	10年以内(在学中元金の措置可)

関 連 資 料

司法制度改革審議会意見書（要約）（抄）
（法科大学院関係）

Ⅱ 司法制度を支える法曹の在り方

【法曹人口の拡大】

1. 法曹人口の大幅増加

- 平成 16 年（2004）年には現行司法試験合格者数 1,500 人達成を目指す。
- 平成 22 年（2010）年ころには新司法試験の合格者数の年間 3,000 人達成を目指す。
- おおむね平成 30（2018）年ころまでには、実働法曹人口は 5 万人規模へ。

【法曹養成制度改革】

－法科大学院（仮称）を中核とし法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の整備－

1. 法科大学院

- 法科大学院は平成 16（2004）年 4 月からの学生の受入れを目指す。
- 法科大学院の標準修業年限は 3 年とする（短縮型の 2 年修了を認める。）。
- 法学部出身でない者や社会人等を一定割合以上入学させる。
- 法科大学院は、理論と実務の架橋を目指し、その修了者の 7～8 割程度が新司法試験に合格できるような充実した教育を行う。
- 法科大学院の設置認可は広く参入を認める仕組みとする。
- 適切な機構を設けて法科大学院に対する第三者評価（適格認定）を実施する。

2. 司法試験

- 司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替える。
- 第三者評価機構による適格認定を受けた法科大学院の修了者は、新司法試験の受験資格を有する。経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の途を確保する。
- 新司法試験は法科大学院の最初の修了者向けの試験から実施する。移行措置として、現行司法試験を 5 年間程度は併行して実施する。

3. 司法修習

- 司法修習は、修習生の増加や法科大学院での教育内容に応じ、実務修習を中核として位置付けつつ、内容を適切に工夫する。

司法制度改革推進計画

(法曹養成制度関係抜粋)

平成14年3月19日

閣議決定

第1 法曹人口の拡大

現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっているということを踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、後記の法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。

また、全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官の大幅な増員や裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の適正な増加を含む司法を支える人的基盤の充実を図ることが必要であり、そのため、各種の制度改革の進展や社会の法的需要を踏まえるとともに、その制度等を効率的に活用しつつ、必要な措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

1 法曹人口の大幅な増加

現行司法試験の合格者数を、平成14年に1,200人程度に、平成16年に1,500人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。(法務省)

2 裁判所、検察庁等の人的体制の充実

- (1) 本部の設置期間中においても、裁判官、検察官の必要な増員を行うこととし、所要の措置を講ずる。(法務省)
- (2) 本部の設置期間中においても、裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の質・能力の向上を一層推進するとともに、その必要な増加を図ることとし、所要の措置を講ずる。(法務省)
- (3) (1)、(2)に掲げる措置のほか、司法を支える人的基盤の充実強化を図るため、司法制度改革審議会意見が提言しているところを踏まえた所要の措置を講ずる。(本部及び法務省)

第2 法曹養成制度の改革

司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的な法律知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力、職業倫理等が広く求められることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成

制度を整備することとし、そのための措置を講ずる。

これらを着実に実施するため、本部が設置されている間においては、以下の措置を講ずることとする。

1 法科大学院

司法制度改革審議会意見が制度設計に関して具体的に提言しているところを踏まえ、学校教育法上の大学院としての法科大学院に関する制度を設けることとし、平成16年4月からの学生の受入れ開始が可能となるよう、所要の措置を講ずる。(本部及び文部科学省)

2 司法試験

- (1) 法科大学院の教育内容を踏まえた新たな司法試験を法科大学院の最初の修了者を対象とする試験から実施することとし(ただし、新司法試験実施後も5年間程度は併行して現行司法試験を引き続き実施するとともに、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保することとする。)、所要の法案を提出するなど所要の措置を講ずる(法案提出につき平成14年末までを予定)。(本部)
- (2) 現行司法試験の合格枠制の実施は、平成15年までとし、合格枠制の廃止について、所要の法案を提出する(法案提出につき平成14年末までを予定)。(本部及び法務省)

3 司法修習

- (1) 新司法試験実施後の司法修習が、司法修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施されるよう、司法修習の具体的な内容等について、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討を行い、少なくとも主要な事項の枠組みについて結論を得る。また、併せて、司法修習生の給費制の在り方につき検討を行う。(本部)
- (2) 司法研修所の管理・運営について、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けることに関し、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。(本部)

4 継続教育

法曹の継続教育に関する態勢を総合的、体系的に整備することとし、逐次、所要の措

置を講ずる。(法務省及び文部科学省)

5 新たな法曹養成制度の円滑な実施に向けて

法科大学院の設置認可及び第三者評価（適格認定）のための基準について、その内容を公表し、周知を図ることとし、平成15年3月までに、所要の措置を講ずる。(本部及び文部科学省)

法科大学院に係る設置基準の概要

1. 定義

- 専ら法曹養成のための教育を行う専門職大学院を「法科大学院」として位置付け。

2. 標準修業年限

- 標準修業年限は3年（法学の基礎を学んだ法学既修者は、2年での修了が可能）。

3. 教員

- 教員は、高度の教育上の指導能力があると認められる者。
 - ・最低限必要な専任教員数は12人。
 - ・教員資格は、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味。
 - ・専任教員のうち、概ね2割以上は実務家教員。

4. 入学者選抜

- 入学者選抜にあたっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努める。
 - ・法学部・法学科以外の出身者及び社会人が3割以上となるよう努力。
- 入学者の適性を適確かつ客観的に評価。

5. 教育内容・方法

- 教育上の目的を達成するため、体系的に教育課程を編成。
- 以下の科目群により授業科目を開設。（各々の単位数は大学の創意工夫による）
 - ・法律基本科目群（公法系、民事系、刑事系）
 - ・実務基礎科目群（法曹倫理、法情報調査、法文書作成、模擬裁判など）
 - ・基礎法学・隣接科目群（基礎法学、外国法、政治学、法と経済学など）
 - ・展開・先端科目群（独占禁止法、地方自治法、立法政策など）
- 教育上の目的を達成するよう、事例研究、現地調査、双方向・多方向の討論・質疑応答など、適切な方法により授業を実施。
- 授業方法・計画、成績評価方法をあらかじめ明示し、厳格な成績評価及び修了認定を実施。
- 教育内容・方法の改善を図るための組織的な取組（ファカルティ・ディベロップメント）を実施。
- 授業人数は、少人数を基本。
 - ・特に法律基本科目については、1クラス50人を標準。
- 1年間又は1学期の履修科目の登録上限を設定。
 - ・1年につき36単位が標準。
- 他の大学院において修得した授業科目の単位を30単位まで法科大学院の単位として認める。

6. 修了要件

- 修了要件は「3年以上の在学、93単位以上の取得」。
 - ・法学既修者については、1年以下・30単位以下を短縮することが可能。

法科大学院の専任教員の配置について

1. 法科大学院の専任教員数については、収容定員数に応じてその配置すべき人数の最低基準が決められている。(専門職大学院設置基準第4条・第5条、専門職大学院に関し必要な事項について定める件(告示)第1条・第2条)

【例】

- 収容定員120名の場合 : 12人
- 収容定員300名の場合 : 20人

2. 専任教員のうち2割以上の教員は実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者(いわゆる「実務家専任教員」)を置くこととされている。(専門職大学院に関し必要な事項について定める件(告示)第2条第3項)
3. これらに従って、法科大学院の総専任教員数は1,632名、うち実務家専任教員数が534名となっている。(平成23年5月1日現在。文部科学省調べ)

○専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）（抄）

第二章 教員組織

（教員組織）

第四条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条第一項に規定する教員の数に算入できないものとする。

3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。

第六章 法科大学院

（法科大学院の課程）

第十八条 第二条第一項の専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、法科大学院とする。

2 法科大学院の課程の標準修業年限は、第二条第二項の規定にかかわらず、三年とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることができる。

（法科大学院の入学者選抜）

第十九条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

第二十条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第二十一条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第十三条第一項の規定にかかわらず、三十単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位等の認定）

第二十二条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（法科大学院の課程の修了要件）

第二十三条 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得することとする。

（法科大学院における在学期間の短縮）

第二十四条 法科大学院は、第二十二条第一項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

（法学既修者）

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。

3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）は、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二条第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

○ 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）
（抄）

（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）

第一条 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第百七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき一人の専任教員を置くものとする。

2 前項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。

3 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授でなければならない。

4～6 （略）

（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）

第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。

2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

3 法科大学院に対する前二項の規定の適用については、これらの項中「おおむね三割」とあるのは「おおむね二割」と読み替えるものとする。

4 法科大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、法曹としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

5～6 （略）

（法科大学院の入学選抜）

第三条 法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めるものとする。

2 法科大学院は、前項の割合が二割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するものとする。

（法科大学院の収容定員）

第四条 法科大学院においては、法学既修者を入学させるかどうかにかかわらず、その収容定員は当該法科大学院の入学定員の三倍の数とする。

（法科大学院の教育課程）

第五条 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

一 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

二 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）

三 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）

四 展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のもをいう。）

2 法科大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開設するとともに、学生の授

業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。

（法科大学院の授業を行う学生数）

第六条 法科大学院は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本とする。

2 前項の場合において、法律基本科目の授業については、五十人を標準として行うものとする

（法科大学院の履修科目の登録の上限）

第七条 法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、一年につき三十六単位を標準として定めるものとする。

法科大学院一覽

(平成25年度)

大 学 数		入 学 定 員
総計	73 大学	4,261人
国立	23 大学	1,336人
公立	2 大学	112人
私立	48 大学	2,813人

区分	大 学 院 名	研究科・専攻名	入学定員 人	開設年度	
1	国立	北海道大学大学院	法学研究科 法律実務専攻	80	平成16年度
2	国立	東北大学大学院	法学研究科 綜合法制専攻	80	平成16年度
3	国立	筑波大学大学院	ビジネス科学研究科 法曹専攻	36	平成17年度
4	国立	千葉大学大学院	専門法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
5	国立	東京大学大学院	法学政治学研究科 法曹養成専攻	240	平成16年度
6	国立	一橋大学大学院	法学研究科 法務専攻	85	平成16年度
7	国立	横浜国立大学大学院	国際社会科学研究科 法曹実務専攻	40	平成16年度
8	国立	新潟大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	20	平成16年度
9	国立	金沢大学大学院	法務研究科 法務専攻	25	平成16年度
10	国立	信州大学大学院	法曹法務研究科 法曹法務専攻	18	平成17年度
11	国立	静岡大学大学院	法務研究科 法務専攻	20	平成17年度
12	国立	名古屋大学大学院	法学研究科 実務法曹養成専攻	70	平成16年度
13	国立	京都大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	160	平成16年度
14	国立	大阪大学大学院	高等司法研究科 法務専攻	80	平成16年度
15	国立	神戸大学大学院	法学研究科 実務法律専攻	80	平成16年度
16	国立	島根大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	20	平成16年度
17	国立	岡山大学大学院	法務研究科 法務専攻	45	平成16年度
18	国立	広島大学大学院	法務研究科 法務専攻	48	平成16年度
19	国立	香川大学・愛媛大学大学院(連合)	香川大学・愛媛大学連合法務研究科 法務専攻	20	平成16年度
20	国立	九州大学大学院	法務学府 実務法学専攻	70	平成16年度
21	国立	熊本大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	22	平成16年度
22	国立	鹿児島大学大学院	司法政策研究科 法曹実務専攻	15	平成16年度
23	国立	琉球大学大学院	法務研究科 法務専攻	22	平成16年度
	国立計	23大学		1,336人	
24	公立	首都大学東京大学院	社会科学研究科 法曹養成専攻	52	平成16年度
25	公立	大阪市立大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	60	平成16年度
	公立計	2大学		112人	
26	私立	北海学園大学大学院	法務研究科 法務専攻	25	平成17年度
27	私立	東北学院大学大学院	法務研究科 法実務専攻	30	平成16年度
28	私立	白鷗大学大学院	法務研究科 法務専攻	20	平成16年度
29	私立	大宮法科大学院大学	法務研究科 法務専攻	募集停止	平成16年度
30	私立	獨協大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	30	平成16年度
31	私立	駿河台大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	募集停止	平成16年度
32	私立	青山学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
33	私立	学習院大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
34	私立	慶應義塾大学大学院	法務研究科 法務専攻	230	平成16年度
35	私立	國學院大学大学院	法務研究科 法務職専攻	30	平成16年度
36	私立	駒澤大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	36	平成16年度
37	私立	上智大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	90	平成16年度
38	私立	成蹊大学大学院	法務研究科 法務専攻	45	平成16年度
39	私立	専修大学大学院	法務研究科 法務専攻	55	平成16年度
40	私立	創価大学大学院	法務研究科 法務専攻	35	平成16年度

	区分	大学院名	研究科・専攻名	入学定員	開設年度
41	私立	大東文化大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
42	私立	中央大学大学院	法務研究科 法務専攻	270	平成16年度
43	私立	東海大学大学院	実務法学研究科 実務法律学専攻	30	平成16年度
44	私立	東洋大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
45	私立	日本大学大学院	法務研究科 法務専攻	80	平成16年度
46	私立	法政大学大学院	法務研究科 法務専攻	80	平成16年度
47	私立	明治大学大学院	法務研究科 法務専攻	170	平成16年度
48	私立	明治学院大学大学院	法務職研究科 法務専攻	募集停止	平成16年度
49	私立	立教大学大学院	法務研究科 法務専攻	65	平成16年度
50	私立	早稲田大学大学院	法務研究科 法務専攻	270	平成16年度
51	私立	神奈川大学大学院	法務研究科 法務専攻	25	平成16年度
52	私立	関東学院大学大学院	法務研究科 実務法学専攻	25	平成16年度
53	私立	桐蔭横浜大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
54	私立	山梨学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
55	私立	愛知大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
56	私立	愛知学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	25	平成17年度
57	私立	中京大学大学院	法務研究科 法務専攻	25	平成16年度
58	私立	南山大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
59	私立	名城大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
60	私立	京都産業大学大学院	法務研究科 法務専攻	32	平成16年度
61	私立	同志社大学大学院	司法研究科 法務専攻	120	平成16年度
62	私立	立命館大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	130	平成16年度
63	私立	龍谷大学大学院	法務研究科 法務専攻	25	平成17年度
64	私立	大阪学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
65	私立	関西大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	100	平成16年度
66	私立	近畿大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
67	私立	関西学院大学大学院	司法研究科 法務専攻	100	平成16年度
68	私立	甲南大学大学院	法学研究科 法務専攻	50	平成16年度
69	私立	神戸学院大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	募集停止	平成16年度
70	私立	姫路獨協大学大学院	法務研究科 法務専攻	廃止	平成16年度
71	私立	広島修道大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
72	私立	久留米大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
73	私立	西南学院大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	35	平成16年度
74	私立	福岡大学大学院	法曹実務研究科 法務専攻	30	平成16年度
	私立計	48大学		2,813 人	

	合計	73大学		4,261 人	
--	----	------	--	---------	--

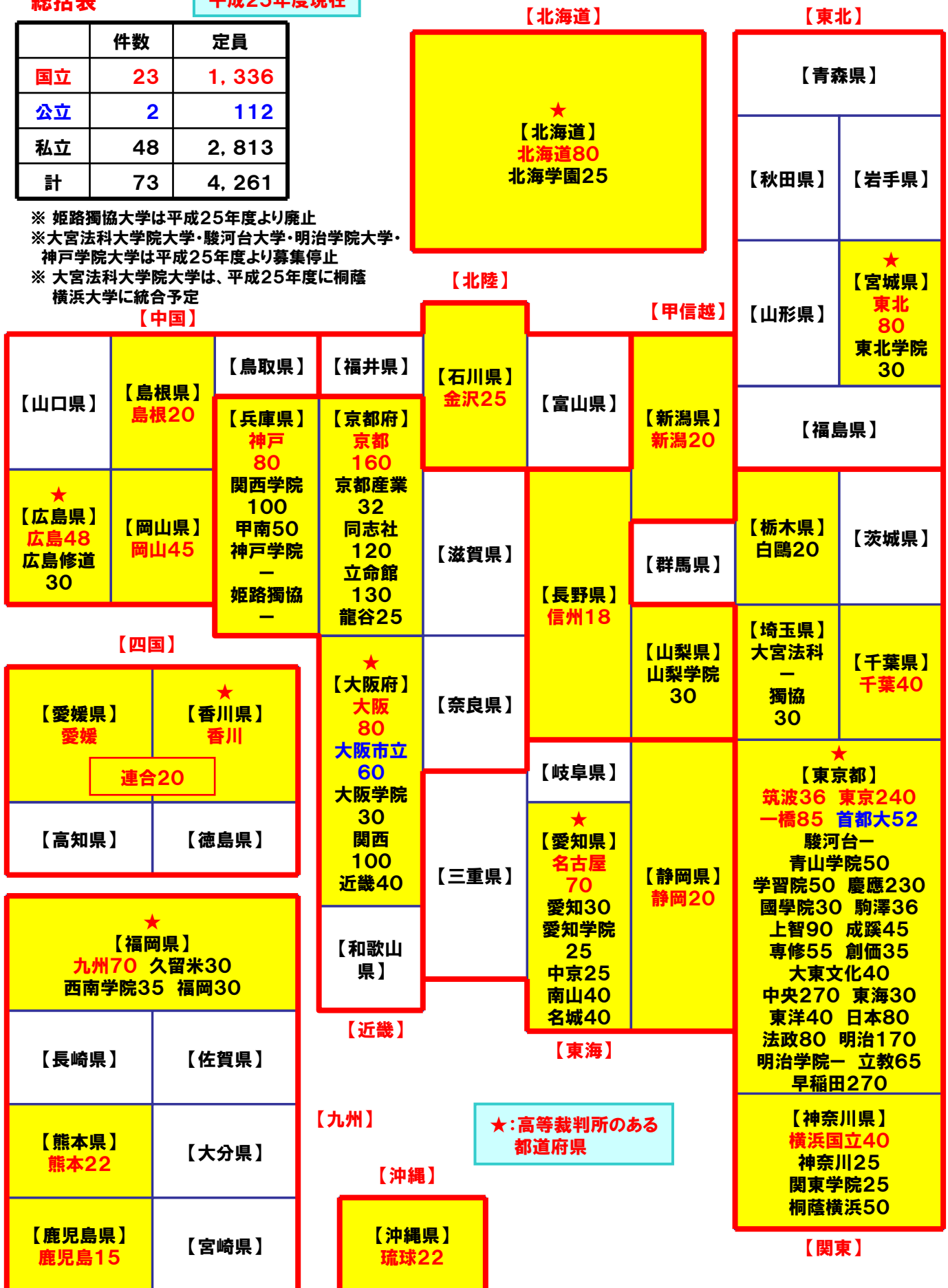
【参考】法科大学院の設置状況

総括表

平成25年度現在

	件数	定員
国立	23	1,336
公立	2	112
私立	48	2,813
計	73	4,261

※ 姫路獨協大学は平成25年度より廃止
 ※ 大宮法科大学院大学・駿河台大学・明治学院大学・神戸学院大学は平成25年度より募集停止
 ※ 大宮法科大学院大学は、平成25年度に桐蔭横浜大学に統合予定



法科大学院の入学定員の推移

平成25年4月1日現在

年 度	学校数	入学定員	増 減	備 考
平成16年度	68校	5,590人	—	—
平成17年度	74校	5,825人	235人	【新規開設】()は入学定員 筑波大学(40人) 信州大学(40人) 静岡大学(30人) 北海学園大学(30人) 愛知学院大学(35人) 龍谷大学(60人)
平成18年度	74校	5,825人	—	—
平成19年度	74校	5,825人	—	—
平成20年度	74校	5,795人	△30人	【入学定員削減】 関東学院大学(60→30人)
平成21年度	74校	5,765人	△30人	【入学定員削減】 福岡大学(50→30人) 姫路獨協大学(40→30人)
平成22年度	74校	4,909人	△856人	【入学定員削減】 53校：別紙参照
平成23年度	74校	4,571人	△338人	【入学定員削減】 23校：別紙参照
平成24年度	74校	4,484人	△87人	【入学定員削減】 8校：別紙参照
平成25年度	73校	4,261人	△223人	【入学定員削減】 9校：別紙参照

各法科大学院における入学定員見直し状況

平成25年4月1日現在

No	大学名	H25	H24	H23	H22	H21	備考	No	大学名	H25	H24	H23	H22	H21	備考
1	北海道大学	80	80	80	80	100		39	専修大学	55	55	55	60	60	
2	東北大学	80	80	80	80	100		40	創価大学	35	35	35	35	50	
3	筑波大学	36	36	36	36	40		41	大東文化大学	40	40	40	40	50	
4	千葉大学	40	40	40	40	50		42	中央大学	270	270	270	300	300	
5	東京大学	240	240	240	240	300		43	東海大学	30	30	30	40	50	
6	一橋大学	85	85	85	85	100		44	東洋大学	40	40	40	40	50	
7	横浜国立大学	40	40	40	40	50		45	日本大学	80	80	80	100	100	
8	新潟大学	20	35	35	35	60		46	法政大学	80	80	80	100	100	
9	金沢大学	25	25	25	25	40		47	明治大学	170	170	170	170	200	
10	信州大学	18	18	18	18	40		48	明治学院大学	募集停止	40	60	60	80	
11	静岡大学	20	20	20	20	30		49	立教大学	65	65	65	70	70	
12	名古屋大学	70	70	70	70	80		50	早稲田大学	270	270	270	300	300	
13	京都大学	160	160	160	160	200		51	神奈川大学	25	35	35	35	50	
14	大阪大学	80	80	80	80	100		52	関東学院大学	25	25	30	30	30	平成20年度に60→30に削減
15	神戸大学	80	80	80	80	100		53	桐蔭横浜大学	50	50	60	60	70	
16	島根大学	20	20	20	20	30		54	山梨学院大学	30	35	35	35	40	
17	岡山大学	45	45	45	45	60		55	愛知大学	30	30	30	40	40	
18	広島大学	48	48	48	48	60		56	愛知学院大学	25	25	25	35	35	
19	香川大学	20	20	20	20	30		57	中京大学	25	25	25	30	30	
20	九州大学	70	80	80	80	100		58	南山大学	40	40	40	50	50	
21	熊本大学	22	22	22	22	30		59	名城大学	40	40	40	40	50	
22	鹿児島大学	15	15	15	15	30		60	京都産業大学	32	32	40	40	60	
23	琉球大学	22	22	22	22	30		61	同志社大学	120	120	120	120	150	
24	首都大学東京	52	52	52	65	65		62	立命館大学	130	130	130	150	150	
25	大阪市立大学	60	60	60	60	75		63	龍谷大学	25	25	25	30	60	
26	北海学園大学	25	25	25	30	30		64	大阪学院大学	30	30	30	45	50	
27	東北学院大学	30	30	30	30	50		65	関西大学	100	100	100	130	130	
28	白鷗大学	20	20	25	25	30		66	近畿大学	40	40	40	40	60	
29	大宮法科大学院大学	募集停止	50	70	70	100		67	関西学院大学	100	100	100	125	125	
30	獨協大学	30	30	40	40	50		68	甲南大学	50	50	50	50	60	
31	駿河台大学	募集停止	48	48	48	60		69	神戸学院大学	募集停止	35	35	35	60	
32	青山学院大学	50	50	50	50	60		70	姫路獨協大学	廃止	募集停止	募集停止	20	30	平成21年度に40→30に削減
33	学習院大学	50	50	50	50	65		71	広島修道大学	30	30	30	30	50	
34	慶應義塾大学	230	230	230	260	260		72	久留米大学	30	30	30	30	40	
35	國學院大學	30	40	40	40	50		73	西南学院大学	35	35	35	35	50	
36	駒澤大学	36	36	45	50	50		74	福岡大学	30	30	30	30	30	平成21年度に50→30に削減
37	上智大学	90	90	90	100	100		計(平均)		4,261	4,484	4,571	4,909	5,765	—
38	成蹊大学	45	45	45	50	50									

法科大学院の認証評価について

制度の概要

- ・ 認証評価機関は、法科大学院の教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について評価（5年以内ごと）を行い、評価基準に適合しているか否かの認定（「適格認定」）を行う。
- ・ 大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択。

文部科学大臣による認証評価機関の認証

- ・ 認証評価機関として必要な評価の基準・方法・体制等についての一定の基準（認証基準）を、省令により規定。
- ・ 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣に申請の上、中央教育審議会の審議を経て、文部科学大臣より認証を受ける。
- ・ その際、認証評価機関になろうとする者は、当該団体が行う評価基準についても、あらかじめ詳細を明示した上で、審議・認証を受ける。

法科大学院を対象とした認証評価機関

- （財）日弁連法務研究財団（平成16年8月31日認証）
- （独）大学評価・学位授与機構（平成17年1月14日認証）
- （財）大学基準協会（平成19年2月16日認証）

その他

法科大学院における認証評価については、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）において、

- ① 評価結果について、文部科学大臣から法務大臣に通知すること
- ② 適格認定を受けられなかった法科大学院に対し、文部科学大臣から報告または資料の提出を求めること

などが定められている。

【参考】

○ 法科大学院の認証評価受審状況

<第1サイクル（平成16年度～平成21年度）>

（ ）は不適格となった大学数

平成25年3月31日現在

	日弁連法務 研究財団	大学評価・ 学位授与機構	大学基準 協会	合 計
平成18年度	2 (0)	—	—	2 (0)
平成19年度	11 (1)	9 (4)	2 (0)	22 (5)
平成20年度	14 (6)	16 (2)	14 (9)	44 (17)
平成21年度	1 (0)	3 (1)	2 (1)	7 (2)
合 計	28 (7)	28 (7)	18 (10)	74 (24注)

※ 京都産業大学は平成20年度及び平成21年度に受審（上記の表では平成20年度の評価結果のみ記載）。

注 大学評価・学位授与機構はH16年度、大学基準協会はH22年度、日弁連法務研究財団はH23年度より、適格認定を受けられなかった場合の追評価を実施しており、12校は追評価により適格認定を受けている。

<第2サイクル（平成22年度～）>

（ ）は不適格となった大学数

平成25年3月31日現在

	日弁連法務 研究財団	大学評価・ 学位授与機構	大学基準 協会	合 計
平成23年度	2 (0)	1 (0)	—	3 (0)
平成24年度	9 (1)	9 (0)	2 (0)	20 (1)

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律 (平成14年法律第139号) (抄)

(法科大学院の適格認定等)

- 第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況（以下単に「教育研究活動の状況」という。）についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第百九条第四項に規定する大学評価基準（以下この条において「法科大学院評価基準」という。）の内容が法曹養成の基本理念（これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。）を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。
- 2 学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関（以下この条において単に「認証評価機関」という。）が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価（第四項において単に「認証評価」という。）においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない。
- 3 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（第五項において「適格認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。
- 4 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認証評価を行った認証評価機関から学校教育法第百十条第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。
- 5 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動の状況について適格認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該法科大学院の教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

法科大学院に係る認証評価の見直しに関する留意事項

平成22年3月12日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会は、平成21年4月17日にとりまとめた「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）の提言及び平成22年3月の学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）の一部改正などによる、認証評価機関の定める法科大学院の認証評価を行うための基準の見直しに関して、各認証評価機関に対し、次の事項に留意されるよう求めたい。

1. 認証評価項目の改正関係（第4条第1項第1号）

（1）「イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。」

認証評価を受ける法科大学院（以下「受審法科大学院」という。）が、特別委員会報告において積極的に情報提供を行うべき事項として例示された事項などの基本的な情報について、法科大学院案内、入学者募集要項やホームページなどを通じて、自ら主体的に入学希望者をはじめとする社会一般に対して提供しているかを評価することが求められる。

（2）「ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること。」

受審法科大学院が、入学者選抜における競争的な環境を整え、入学者の質を確保するよう取り組んでいるかを評価する必要がある。

その際、法科大学院適性試験について、実施機関により総受験者数や得点分布状況などを考慮した、法科大学院への入学に最低限必要と考えられる点数の基準が公表された場合には、受審法科大学院において当該基準が適切に活用されているかを評価することが求められる。

特に、受審法科大学院の実施する入学者選抜において、社会人を含めたすべての受験者に対し、当該基準が等しく適用されているかを確認する必要がある。

(3) 「ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。」

受審法科大学院が、専任教員について、法律基本科目をはじめとした教育上主要な科目において、その年齢構成にも配慮しながら、十分な教育研究上の業績や実務上の実績及び教育を担当する能力を有する者を確保し、適切に配置しているかを評価することが求められる。

(4) 「ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること。」

受審法科大学院が、法科大学院修了者の共通的な到達目標が策定された場合には、当該目標を踏まえて、必要な教育課程の編成や適切な学修指導を実施しているかを評価することが求められる。

特に、受審法科大学院が、司法試験の解答の作成方法に傾斜した技術的教育などの司法試験の受験指導に過度に偏した教育や、法律基本科目や司法試験の選択科目となっている一部の授業科目に偏した教育を行っていないかを評価することが求められる。

(5) 「ト 授業の方法に関すること。」

受審法科大学院において、双方向・多方向的な授業方法を基本とした適切な授業方法により、教育が実施されているかを評価することが求められる。

(6) 「チ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること。」

受審法科大学院において、GPA制度の活用などによる厳格な成績評価・修了認定が実施されているかを評価することが求められる。

その際、GPA制度や進級制度の導入状況について形式的に評価するのではなく、受審法科大学院において当該制度が実質的に機能し、厳格な成績評価・修了認定が実施されているかを評価することが重要である。

また、法科大学院修了者の共通的な到達目標が策定された場合には、受審法科大学院が、在籍する法科大学院生の当該目標の達成度について、厳格な成績評価・修了認定により適切に評価しているかを評価することが期待される。

(7) 「リ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること。」

受審法科大学院において、適切なファカルティ・ディベロップメント（教員の職能開発）が実施されるとともに、その充実が図られているかを評価することが求められる。

（８）「又 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。」

履修登録単位数の上限の設定については、特別委員会報告において、引き続き36単位を標準とする考え方を維持しつつも、法学未修者教育の充実の観点から、各法科大学院の判断により法学未修者1年次については、配当する法律基本科目を6単位増加させ、最大42単位とすることを認めると提言されており、認証評価においては、当該提言を踏まえた評価を実施することが求められる。

法学未修者1年次における当該増加単位は、あくまで法律基本科目に係る学修を補完することを目的としていることを踏まえ、受審法科大学院において、司法試験の受験対策が実施されていないか、過剰な学修範囲の拡大などにより法科大学院生の自学自修を妨げられる結果となっていないかなどを評価することが求められる。

（９）「ル 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。」

受審法科大学院の実施する法学既修者認定試験の内容が、認定により修得したものとみなす科目に対応して適切に実施されているかを評価する必要がある。

（10）「カ 法科大学院の課程を修了した者の進路（司法試験の合格状況を含む。）に関すること。」

法曹養成の中核的機関という法科大学院の設置目的にかんがみ、司法試験の合格状況などを含む、法科大学院修了者の進路について評価することが求められる。

法科大学院修了者の進路については、司法試験の合格状況や法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）への進路のみではなく、受審法科大学院の掲げる人材育成の目標を踏まえた、企業や官公庁などの多様な職域への進路を含むものであることに留意する必要がある。

特に、司法試験の合格状況については、単に司法試験合格率などの数値的指標のみで判断するのではなく、合格状況の分析やその改善に向けた教育内容・教育体制の見直しが適切に実施されているかなど、法科大学院の取組について総合的に評価される必要がある。

また、法科大学院修了者の進路については、本人が進路に関する情報を提供しない場合や本人との連絡が取れない場合があるなど、全員の把握が難しい現状にあると考えられるが、各法科大学院においては可能な限りにおいてその把握に努めることが求められる。よって、法科大学院修了者の進路の評価にあたっては、単に把握状況についての数値的指標のみで判断するのではなく、受審法科大学院において把握のための適切な取組が行われているかどうかをあわせて評価する必要がある。

2. 評価方法関係（第4条第1項第2号）

「評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。」

「特に重要と認める事項」（特別委員会報告における「重点評価項目」）については、特別委員会報告で例示された項目*を踏まえて設定されることが期待される。また、それ以外についても、各認証評価機関の判断で、必要と思われる項目を付加することも考えられる。

※ 特別委員会報告において提言された「特に重要と認める事項」（重点評価項目）の例

- ・ 入学者の質（適性試験の状況（入学最低基準の運用状況など）、競争倍率等の入学者選抜状況など）
- ・ 修了者の質（教育課程の編成の状況（授業科目間のバランス、共通的な到達目標の達成状況など）、厳格な成績評価の実施状況、司法試験の合格状況など）
- ・ 教育体制の確保（教員の教育研究上の業績・能力、適正な入学定員の規模など）

「特に重要と認める事項」として設定されていない項目についても、適格認定にあたっての総合的な判定の要素として考慮することを可能とする必要がある。

明白かつ重大な法令違反については、適格認定にあたっての重要な判断要素であり、これについては、「特に重要と認める事項」に当たるか否かにかかわらず、評価結果の中で適切に取り扱われる必要がある。

司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について
(報告)

～ 法科大学院設立の理念の再確認のために ～

平成19年12月18日

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会

目次

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会

「司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について」（報告）

○ 報告の趣旨	1
○ 第一章 基本的考え方（法科大学院における教育と司法試験の有機的連携）	3
○ 第二章 教育課程	4
○ 第三章 授業・教育方法等	5
1. 論述能力を涵養する指導	5
2. 短答式問題の活用	6
3. 補習指導等	6
4. 学生主催の学習活動等について	7
5. いわゆる「法職課程」等について	7
○ おわりに	8
○ 附属資料	
審議経過・委員名簿	9
○ 参考	
法科大学院における新司法試験に関連した指導の状況について（調査結果） （平成19年10月5日）	10

司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について（報告）

～ 法科大学院設立の理念の再確認のために ～

報告の趣旨

- 当報告は、先般の慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）における司法試験
 考査委員による不適切な課外指導に端を発する問題状況を踏まえて文部科学省が実施
 した調査「法科大学院における新司法試験に関連した指導の状況について」（平成1
 9年10月5日）に関連して、文部科学省から「司法制度改革の趣旨に則った法科大
 学院教育の在り方について」の検討の要請を受け、法科大学院特別委員会で4回にわ
 たって議論した結果をとりまとめたものである。
- 本来、司法試験考査委員としての行為の適・不適の問題や司法試験問題の漏洩防止
 方策は、司法試験の公正性の確保等の観点から、司法試験制度や司法試験考査委員制
 度及びその行動準則等の在り方として議論されるべきものであるが、司法制度改革に
 より新たに整備された法曹養成制度の下においては、司法試験は法科大学院における
 教育を前提とし、原則としてその教育課程を修了した者のみに受験資格が認められて
 いるという一体的な関係にある以上、司法試験考査委員を務める個々の教員だけでな
 く、各法科大学院及びそこに所属する教員すべてが、その教育の過程や学生・修了生
 に対する指導などにおいて司法試験の公正性・公平性を害することのないよう万全の
 配慮をすべき責務を負うことは言うまでもない。のみならず、今回不適切として問題
 とされた行為の背景として、司法制度改革の一環として法曹養成のための中核的な役
 割を担うべき教育機関として創設された法科大学院において、司法試験の受験指導に
 主眼を置いた教育や司法試験の合格のための指導に過度に偏った教育が行われている
 のではないかとの指摘があることは、法科大学院制度創設の趣旨に照らして看過でき
 ないところである。
- 新たな法曹養成制度は、旧来の司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法
 科大学院における理論と実務を架橋した法学専門教育、司法試験、司法修習を有機的
 に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備したものである。このプロセ
 スの中にあって、法科大学院は、単なる「点」としての司法試験への対策としての教
 育に陥ることなく、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその应用能力並びに法
 律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実
 施することにより、多様かつ広範な国民の要請に応えることのできる高度の専門知識、
 幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するとい
 う理念を実現する教育を実践しなければならない。

- そのような法曹養成のための中核的な教育機関として、法科大学院制度が平成15年度に創設され、もっぱら法学既修者を対象とした昨年度の第1回の新司法試験に引き続き、初めて法学未修者をも対象として実施された今年度の司法試験により、社会人や法学部以外の出身者から広く人材を受け入れ、多様な分野において活躍することのできる法曹を養成するという制度が本格的にスタートしたこととなる。

このような時期にあつて、今回問題とされている不適切な行為の背景に、法科大学院制度の依って立つ基本理念を忘れて、司法試験合格者数という目先の数値を追う状況が仮に存在し、それが特定の法科大学院に限られるものとは言えない現象であるとすれば、法科大学院制度の根幹を揺るがしかねないものであり、法科大学院制度が創設された原点に立ち返り、法科大学院教育の在り方を考え直す必要がある。

- 今回の検討を行うにあたり、文部科学省においても、法科大学院教育の在り方の検討の参考に資すること等を目的として、法科大学院教員が実施する新司法試験に対応した指導について、実態調査を行った。

この中では、答案練習等を実施した教員は調査済教員4,227人のうち467人(54大学)、件数にして延べ711件とされている。もとよりこの件数の中には、単に司法試験受験指導を直接に念頭に置いた指導というよりは、法曹に必要な論述能力の向上を図るための指導として法科大学院における適切かつ必要な指導と評価されるべき教育・指導が多数含まれており、この数値をもって法科大学院において広く受験指導に偏した教育が行われていると即断することは適当ではない。しかしながら、その概括的な調査内容からも、プロセスとしての法曹養成の中核的教育機関である法科大学院として、将来の法曹として必要な豊かな学識及び能力を培いつつ、同時に、その確認をするものとしての司法試験について、旧司法試験対策としてみられた受験技術偏重の教育を避けながら、他方、法科大学院の教育課程において十分な成果を収めた学生が司法試験にも確実に合格することができるという結果を実現するために、各法科大学院が苦悩し、試行錯誤している姿が窺われる。また同時に、一部においては、司法試験受験指導を過度に意識した教育となっているのではないかとの指摘を受けかねない事例も見られた。

- そもそも司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について、新司法試験受験対策を目的とした答案練習等の指導という問題に焦点を合わせて検討することは必ずしも適切とは言えず、また、いわゆる答案練習方式による指導の実態は多様であり、その当否は、その具体的な実施形態、教育課程全体における位置づけ、法科大学院教育と司法試験との連携の実情等々との関連で総合的に判断されるべきものであり、このような調査結果だけを基礎に司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について論じる意義には限界がある。しかしながら、法科大学院教育の現状について指摘されている問題が、法科大学院教育と司法試験との健全な有機的連携の確立にとって無視しがたい重要性をもっていることに鑑み、本委員会では、さしあたりこの調査結果と直接関連する問題を中心に司法制度改革の本旨に則った法科大学院教育のあるべき姿について議論し、この問題についての基本的な考え方を提示する必要

があると考え、今回、その整理を行ったものである。

- 各法科大学院においては、本整理を参考として、あるべき法科大学院教育について今一度考え、法科大学院制度全体の理念と各法科大学院の養成しようとする法曹像に即した法曹養成教育を行うことが期待される。

(検討の視点)

- 本検討においては、法科大学院における教育が、「司法制度改革審議会意見書」(平成13年6月司法制度改革審議会)、中央教育審議会答申(「法科大学院の設置基準について」(平成14年8月))及び法令の基準(「法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律」(平成14年法律第139号)、「専門職大学院設置基準」(平成15年文部科学省令第16号))等に照らして、法科大学院としての本来あるべき教育となっているかとの観点から議論した。

第一章 基本的考え方(法科大学院における教育と司法試験の有機的連携)

- 既述のとおり、新たな法曹養成制度は、旧来の司法試験という「点」のみによる選抜によるのではなく、法科大学院における理論と実務を架橋する法学専門教育と、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備したものである。

そこでは、法科大学院においては、将来の法曹としての実務に必要な学識とその応用能力及び法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的・実践的な教育を体系的に実施し、厳格な成績評価と修了認定がなされる一方、司法試験においては、法科大学院の教育を十分踏まえたものとし、法科大学院の教育内容を十分習得したことを前提として司法修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力等を備えているかどうかを判定するものとされている。したがって、司法試験は、いわば法科大学院教育により培われるべき将来の法曹として必要な豊かな学力及び能力が確実に習得されていることを確認するという性格を有するものであり、法科大学院における教育と新司法試験の出題は、有機的連携が図られていることが必要である。このような法科大学院教育と新司法試験との関連からみて排されるべきは、旧司法試験において指摘された問題点を再発させかねないような教育であり、例えば試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や理解を伴わない機械的な暗記をさせる教育など、「点」としての司法試験への対策に陥った教育である。

- 法科大学院において、理論と実務を架橋する教育が求められることや、新司法試験と法科大学院における教育内容との有機的連携の必要性に鑑みれば、例えば新司法試験の問題やそれに類する形式の事案が法科大学院教育において教材の一つとして使われることをもって直ちに、現在の法科大学院教育が本来あるべき法科大学院教育とは

かけ離れた、受験指導に偏った指導であるということは適当ではない。

しかしながら、法科大学院の教育は、将来の法曹としての必要な学識とその応用能力、法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的・実践的な教育により、豊かな人間性や創造的な思考力、法的討論の能力等を広く養うため体系的に行うことが求められているものであり、仮にその教材として司法試験問題等が扱われる場合であっても、それはあくまでこうした目的達成のための手段の一つとして活用されるに留まるべきである。すなわち、本来涵養されるべきこうした幅広い能力の育成よりも、司法試験合格を過度に意識した、事例の解答の作成方法に傾斜した技術的教育が、法科大学院教育の理念に適うものとは言えないことは明らかである。

- このようにみれば、個々の指導が本来あるべき法科大学院教育として適当であるか否かは、その指導が狙いとする目的と形式及び態様との組み合わせにより総合的に判断されるべきものである。

第二章 教育課程

- 法科大学院においては、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施し、体系的な理論を基調として実務との架橋を強く意識した教育を行うこととされている。このことから法科大学院は、法曹に必要な学識及び能力を培うために必要な授業科目を開設し、その教育課程を体系的に編成し実施することが求められている。

しかし、司法試験の受験指導に過度に偏した教育は、法科大学院において本来行われるべき体系的教育を阻害し、試験に直結するかに見える断片的な判例・学説に関する知識の獲得をもってよしとする態度を助長するものと言える。

- また、このような教育への傾斜は、現象面で言えば、法科大学院における教育が法律基本科目や司法試験の選択科目となっている一部の授業科目に偏した教育が行われ、司法試験受験科目以外である授業科目、例えば展開・先端科目群や基礎法学・隣接科目群に配置される多様な授業科目の指導が十分になされないことにもつながりかねない。このような事態に至れば、法的問題を批判的に検討・発展させていく創造的な思考力と議論能力、具体的な問題を事実即して法的に分析・議論する能力の育成や、先端的な法領域についての基本的な理解など、司法制度改革が求めた法曹としての資質について十分な展開が図られないこととなり、法曹養成の中核的教育機関としての法科大学院教育の理念にもとることとなる。

第三章 授業・教育方法等

1. 論述能力を涵養する指導

- 法科大学院においては、従来、大学教育と司法修習とで分離していた、実定法に関する理論的指導と実務における法適用の在り方に関する指導の融合とともに、法理論教育と実務教育の導入部分（要件事実や事実認定）など理論と実務の架橋を意識した教育を行うこととされている。このため、一定の事案をもとに法的に意味のある事実関係を分析し、その法的分析・検討を行い、一定の法律文書を作成する能力を育成する教育は法科大学院本来の教育であり、法曹として実務に必要な文章能力の育成は当然に求められるものである。この能力の涵養のために、一定の課題等に基づき論述の機会を与え、効果的な添削指導等を行うことは、通常の授業の中においても十分有り得るものである。（なお、このような論述訓練のうち、過去の新司法試験問題又は同形式の作成問題を素材に、一定時間内において答案を作成させ、添削・解説等を行う訓練・指導がいわゆる「答案練習」と呼ばれており、この中には、上記のような目的のもとに法科大学院教育に相応しいものとして実施されている場合も多いが、試験対策に傾斜した指導になっていると見られる可能性がある場合等も含まれていると考えられる。）
- このような論述指導を行うに際して、その課題として、各教員が独自に作成した一定の事例問題のほか、過去の新司法試験問題を取り上げる場合がある。新司法試験の出題内容自体が長文の事案を読ませ、その事実関係を分析した上で、法的な分析・検討を行わせるものであり、またこのような出題内容が法科大学院において行われるべき教育との有機的連携を図るものであることから、新司法試験の問題やこれに類似する事例問題を活用することをもって、直ちに、本来の法科大学院教育とかけ離れたものということとはできない。しかし、論述訓練による添削・指導が、司法試験にどのように対応すればよいかという、受験技術に焦点を当てたものである場合、本来あるべき教育理念から離反しているものと言わざるを得ない。
- また、授業において行われる論述訓練が当該授業内容との連続性・体系性を欠いた指導であったり、授業そのものの時間配分が過度に論述訓練に偏し、双方向的・多方向的な授業を通じて創造的に考えさせる能力を育成することをおろそかにしている場合、本来の法科大学院教育としては不相当と考えざるを得ない。
- なお、論述能力を涵養する指導に関して、一定の法律文書を作成する能力の前提として、一般的な文章能力の育成が必要な場合があるが、このような指導に当たって教材として過去の司法試験問題等が適当であるか、また受験技術に焦点を当てた指導とにならないような指導方法の在り方等について、各法科大学院において適切に検討することが必要である。
- また、法曹に必要な論述指導に関して、クリニック等において行われる実務指導等は、法曹が行う法文書作成に必要な論述指導という観点から積極的に位置づけられるべきである。クリニック等においては、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案

整理、関係法律の調査、解決案の検討等とともに、準備書面等の法律文書起案も行われるものであり、このプロセスは単なる論述能力の育成に留まらず、内容分析とそれに対応した実践的な文章展開能力の育成という観点からも、より積極的に評価されるべきものである。

2. 短答式問題の活用

- 法科大学院教育においては、法曹に必要な基礎的知識の確実な定着が前提とされることは当然であり、そのような基本的な知識なしに批判的・創造的な法的能力を養成することは不可能である。この基礎的知識の定着を促し、また確認する上で、過去の司法試験における短答式問題等が利用される場合があるが、その利用が法科大学院教育に必要な知識の定着確認等を目的とするかぎり、そのことをもって直ちに試験対策に偏った指導とは言えない面もある。しかし、それが授業の中で日常的に過度に行われ、当該授業内容との連続性・関係性を欠いたものとなることや、知識の暗記型教育に偏することとなれば、知識偏重型の学習態度を助長し、法科大学院において実施されるべき教育が、そうした基本的知識を前提とした批判的・創造的能力の育成の涵養にあることを等閑視させるものと言える。
- このような観点から、どのような方法を用いてどのような形で、基礎的な知識の定着とその有機的・体系的な結合を前提とした高度の法的思考能力の育成を図っていくか、各法科大学院において十分に検討することが望まれる。

3. 補習指導等

- 司法試験において問われる知識・技能の総体に比して、法科大学院における授業単位・時間が限られていることから、補習や特別講義等において指導が必要であるとの意見も聞かれる。確かに法曹に必要な基礎的知識に限って見てもその量が多いため、特に知識の定着等が不十分な学生や初学者に対する指導を中心に、一定の補習指導が必要な場合があり、そのことは法科大学院教育として適切に行われている以上、否定的に評価されるものではない。
- しかしながら、その場合においても、法科大学院における教育は、教員が授業の中で行う指導と、学生が事前・事後に教室外で行う自学・自習との適切な配分によって展開されるべきものであるという視点が看過されるべきではない。補習指導等は授業における指導の延長として観念され、その内容を補完するものであるべきことは当然であり、授業外の指導であるとの理由で、本来あるべき授業の内容と離れた受験指導を行うことは適切ではない。
- また、過度の補習指導等は、学生の自学自習の態度を阻み、またそれに必要な時間を奪うことにもなりかねない。この意味で、授業以外に組まれる補習指導等は、受動的な学習態度を排して創造的・批判的能力の涵養を目指す双方向的・多方向的な授業

と、学生による自学・自習との適度な配分を損なうものであってはならない。したがって、法科大学院の授業科目に割り当てられる単位数に比してバランスを失するような補習指導が行われることのないよう、十分留意する必要がある。

4. 学生主催の学習活動等について

- 学生が自らの活動として、自主的な勉強会や演習ゼミ等を行うことは大学院教育として望ましく、それが授業において習得された内容を自ら創造的に発展・展開されるものとなることが積極的に期待される。そのような学習活動等において、法科大学院の教員が学生の希望に応じて一定の学習支援・指導を行うことは、それが授業における指導を補完・発展させるものである限り否定されるべきでなく、また積極的意義も認められる。
- しかしながら、学生主催の学習活動等であっても、教員が関与する以上、当該指導は広義の法科大学院教育の一環として観念されるべきものであり、その指導が受験技術に焦点を当てたものである場合には、正課外の学習支援・指導の在り方として適当なものとは言えない。その指導は、あくまで法科大学院教育が目指すべき能力の育成に向けられたものであることが必要である。
- また、学生が自らの活動として行う自主的な学習活動等について、法曹関係者等が指導者として関与し学習指導が行われる場合であっても同様の配慮が求められる。

5. いわゆる「法職課程」等について

- 従来、旧司法試験に対応した教育を目的に法学部に設置されてきた、いわゆる「法職課程」等の組織は、法科大学院を法曹養成の中核的機関としたプロセスとしての法曹養成への転換とともに、各大学においてその設置目的や機能の見直し等が図られつつある。
- しかし、仮に当該組織が法学部等法科大学院以外の組織として設置される場合であっても、法科大学院の教員が関与する以上は、そこにおける教育指導等が直接的に新司法試験の受験指導を目的とするものとして受験指導に偏ったものであるとすれば、上記と同様に、正課外の学習指導の在り方として適当ではない。
また、当該法科大学院の教員が関与するか否かにかかわらず、法科大学院の学生がそのような組織における受験指導を利用することにより、法科大学院教育において本来行われるべき教育・学習活動を阻害する場合には適切ではないと考えられる。
- 法科大学院において教員等が当該法科大学院の修了生に対して指導等を行う場合であっても、その指導等が受験指導に偏ったものにならないようにするなど、法科大学院の教育理念に抵触することがないよう適切な配慮が求められることは上記と同様である。

おわりに

- 既述のとおり、新たな法曹養成制度は、旧来の司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院における法学専門教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備したものである。そこにおいては、法科大学院教育が、旧来の「点」としての司法試験への対策に偏した技術的教育を排しつつ、将来の法曹として必要な豊かな人間性や創造的な思考力、法的討論の能力等を広く養うために体系的に行われる一方、司法試験は、このような将来の法曹として必要な豊かな学識及び能力を確認するものでなければならず、現在の新司法試験はこのような趣旨を踏まえて行われており、受験技術指導に主眼を置いた教育では対応できないものである。法科大学院において上記のような理念に則った教育を十分に受け、法曹として必要な豊かな学識及び能力を身に着けることこそが、司法試験に合格するための最良の方法であり、かつ、将来、社会に求められる法曹になるための確実な道であると言える。

多くの法科大学院では国民の要請に応えることのできる質の高い法曹を養成するという理念を実現すべく、真摯な教育の取組みが行われているところであるが、各法科大学院には、改めて上記の認識を再確認するとともに、学生に対してもこのような認識を踏まえて適切にメッセージを発することを期待するものである。

- 双方向的・多方的で密度の濃い教育方法を中心として効果的な教育方法を編み出し、創造的・批判的な能力を備えた、社会から期待される法曹を養成することは、各法科大学院に付託された使命である。各法科大学院が、こうした使命の下、正課内外を問わず、あるいは、法科大学院の教員が関与しているか否かを問わず、制度創設の趣旨にもとる指導等によって、付託された使命が妨げられることのないよう、適切な教育課程を編成・実施し履修指導を行うことは、各法科大学院の責務であることを改めて認識することが必要である。
- 21世紀の法曹を担うにふさわしい質の確保を目的に整備された「プロセス」としての法曹養成の中で、法科大学院は、司法制度改革の本旨に則った法科大学院制度の理念に今一度立ち返り、法科大学院の養成しようとする法曹像に即した教育を行うことが期待される。

審議経過

- 第1回 平成19年8月9日
 第2回 平成19年9月4日
 第3回 平成19年10月19日
 第4回 平成19年11月29日

第4期中央教育審議会大学分科会
 法科大学院特別委員会委員名簿

(臨時委員)

- 座長 田中成明 関西学院大学大学院司法研究科教授
 座長代理 木村孟 独立行政法人大学評価・学位授与機構長

(専門委員)

- 磯村保 神戸大学大学院法学研究科教授
 井上宏 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
 井上正仁 東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
 小幡純子 上智大学大学院法学研究科教授
 鎌田薫 早稲田大学大学院法務研究科長
 川端和治 弁護士
 川村正幸 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
 小島武司 桐蔭横浜大学大学院法務研究科長・法学部長
 瀬戸純一 駿河台大学教授
 永田眞三郎 関西大学法学部教授・学校法人関西大学理事
 中谷実 南山大学大学院法務研究科教授
 林道晴 司法研修所事務局長
 諸石光熙 大江橋法律事務所弁護士
 山中至 熊本大学大学院法曹養成研究科長

役職は平成19年10月現在

法科大学院における新司法試験に関連した指導の状況について (調査結果)

平成19年10月5日
文部科学省高等教育局
専 門 教 育 課

I 調査の目的

新たな法曹養成制度は、旧来の司法試験における競争の激化により、受験者の受験技術優先の傾向が顕著となってきたことや、大学においても学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、「ダブルスクール化」、「大学離れ」と言われる状況を招き、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っていること等の反省に立ち、司法制度改革の一環として、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院における理論と実務を架橋した法学専門教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度として創設されたものである。

このプロセスの中にあつて、法科大学院には、単なる「点」としての司法試験への対策としての教育に陥ることなく、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施することにより、国民の要請に応えることのできる質の高い法曹を養成するという理念を実現する教育が求められており、各法科大学院では、このような教育の実現に向けた真摯な取り組みが行われている。

しかしながら、今般、新司法試験審査委員である法科大学院の教員により、当該法科大学院の学生等を対象に、学内で、司法試験の受験指導が行われたことが判明し、法科大学院教育の在り方についても問われている。

今回の調査は、このような状況を踏まえ、新たな法曹養成制度の原点に立ち返り、司法制度改革の本旨に則った法科大学院教育の在り方の検討等に資するため、各法科大学院における新司法試験に関連した指導の状況を把握することを目的として実施したものである。

II 調査の概要

1 調査の対象

法科大学院を置く全ての大学（74大学）を対象とした。

2 調査の内容

- (1) 平成19年7月3日に、対象大学に対して、同大学に平成18年4月1日から平成19年6月30日の間に在籍した全教員（4,259人）を対象として、同期間における新司法試験対策を目的とした答案練習会等の実施の有無について調査を依頼した。
- (2) 該当する大学における当該教員数及び教員ごとの答案練習会等の実施形態、実施

科目、実施対象者、実施時期、実施回数等の状況について、所定の様式により回答を求めた。

- (3) 実施形態については、「答案練習会」、「特別な講座」及び「その他」とし、①「答案練習会」は、「新司法試験対策を目的とし、新司法試験の出題形式に準じて、特定の専門分野の論述問題等を出題して解答させこれを添削・指導」、②「特別な講座」は、「答案練習会以外に、新司法試験対策を目的として、通常のカリキュラム以外に実施する特別な講義・演習等」、③「その他」は、「新司法試験対策を目的として、教員主催ではなく学生等の要請による自主的な勉強会等への参加等」として回答を求めた。

Ⅲ 調査結果の概要

1 調査結果の整理方針

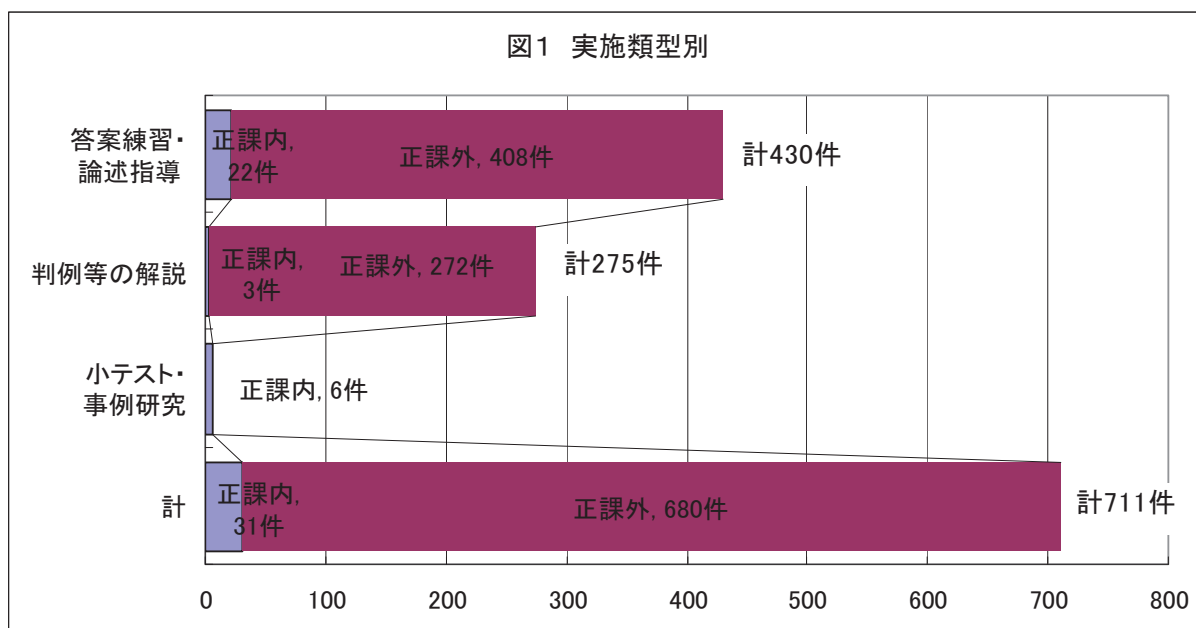
調査結果の全体的な状況は、具体的な実施内容を「答案練習・論述指導」、「判例等の解説」及び「小テスト・事例研究」（以下、「答案練習等」という）に類型化した上で、実施類型別、正課内外別、実施主体別にその状況をまとめた。

2 調査結果の全体的な状況

(1) 法科大学院を置く全ての大学において、対象教員の99%に当たる4,227人の教員について調査が行われ、答案練習等を実施した教員数は、467人（54大学）で、実施件数は延べ711件であった。

(2) 実施類型別で見ると、「答案練習・論述指導」は430件（正課内22件、正課外408件）、「判例等の解説」は275件（3件、272件）、「小テスト・事例研究」は6件（正課内のみ）となっており、正課内は全体で31件（4%）、正課外は680件（96%）である。

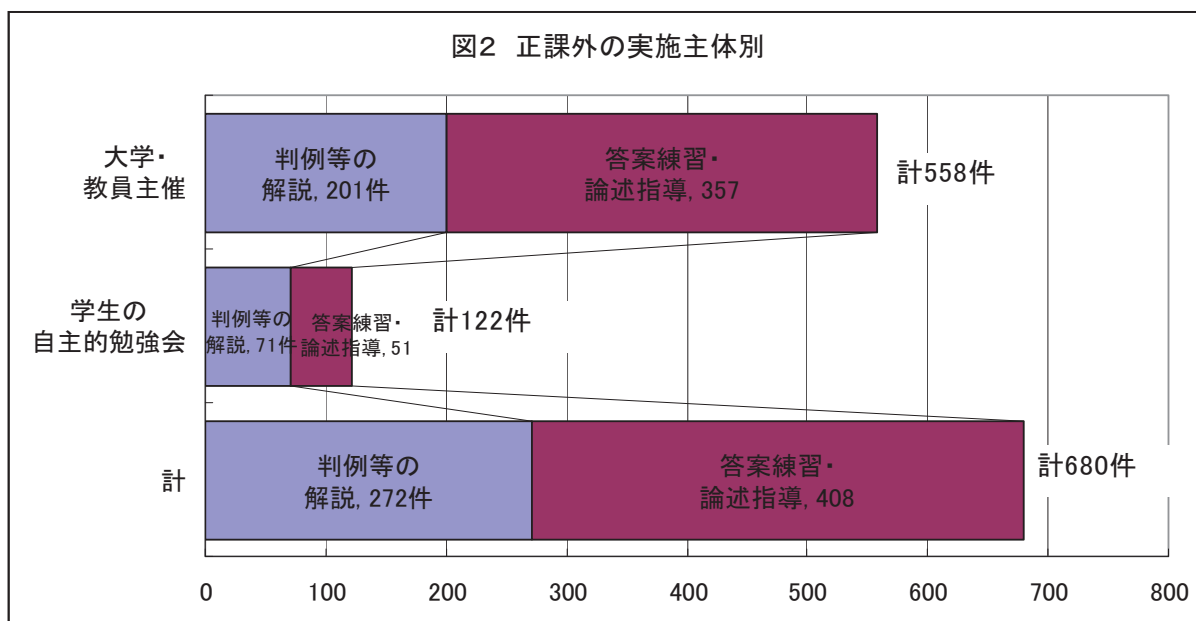
（図1）



(3) 正課内に行われた答案練習等31件について、実施科目の状況は、民事系が最も多く10件、次いで刑事系8件、公法系7件となっており、対象者は、ほとんどが3年次生である。また、実施時期については、1月～5月が20件で最も多く、次いで6月～12月10件となっている。実施回数は、9割以上が3回までとなっている。

正課外に行われた答案練習等の実施科目、対象者、実施時期等の状況は、「3正課外における答案練習等の実施概況」で整理した。

(4) 正課外に行われた答案練習等の実施主体別の状況については、大学又は教員が主催したものでは、「答案練習・論述指導」が357件、「判例等の解説」が201件で合わせて558件となっている。また、学生の自主的な勉強会では、「答案練習・論述指導」が51件、「判例等の解説」が71件で合わせて122件となっている。(図2)



3 正課外における答案練習等の実施概況

(1) 実施科目について

実施科目については、公法系151件（22%）、民事系257件（38%）、刑事系125件（18%）、その他147件（22%）となっており、民事系が多くなっている。（図3-1）

内訳を実施類型別の「答案練習・論述指導」や「判例等の解説」で見ても、その傾向は変わっていない。（図3-2、3-3）

（注）実施科目は、回答内容を①公法系（憲法、行政法）、②民事系（民法、商法、民事訴訟法）、③刑事系（刑法、刑事訴訟法）、④その他（労働法、国際関係法等）に分類している。

図3-1 実施科目（正課外全件）

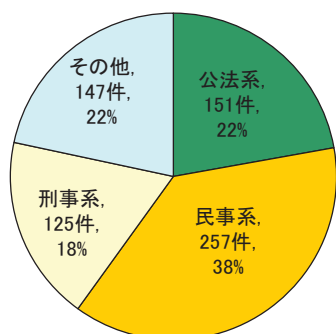


図3-2 実施科目
（正課外のうち答案練習・論述指導）

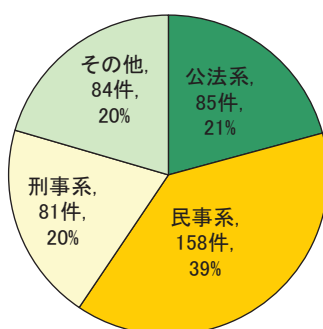
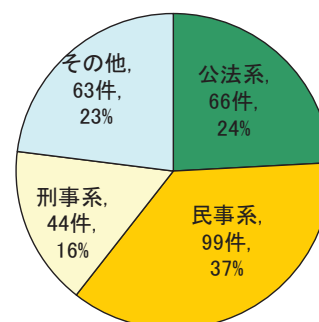


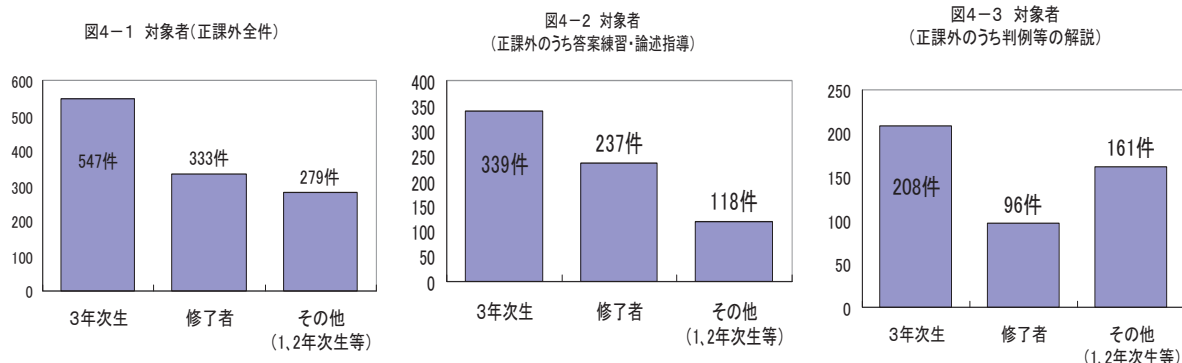
図3-3 実施科目
（正課外のうち判例等の解説）



(2) 対象者について

対象者については、複数回答が可能となっているが、3年次生を対象とするものが最も多く、547件（80%）、次いで修了者を対象とするものが333件（49%）、1、2年次等のその他を対象とするものが279件（41%）となっている。（図4-1）

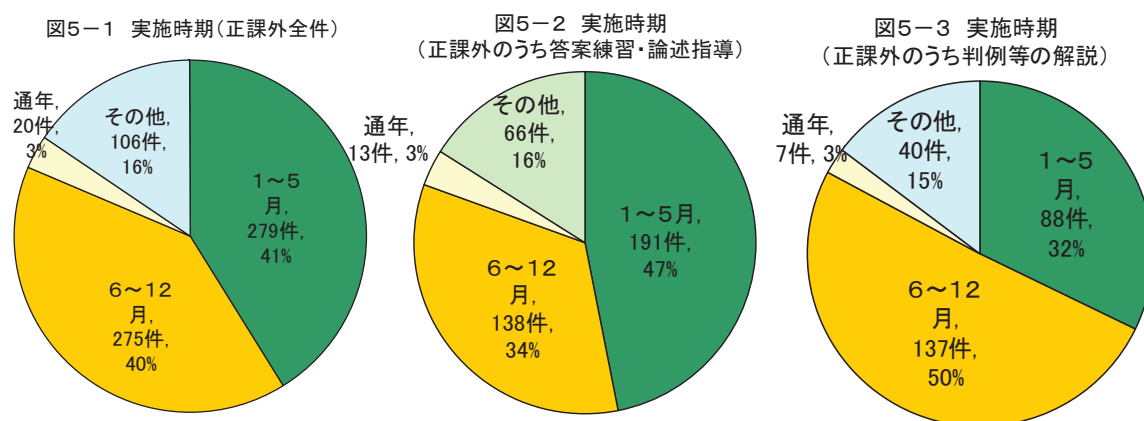
内訳を実施類型別にみると、3年次生が一番多い傾向は変わらないものの、「判例等の解説」では、1、2年次生等のその他が161件（59%）で、修了者の96件（35%）、を上回っている。（図4-2、4-3）



(3) 実施時期について

実施時期については、新司法試験実施前である1月～5月が279件（41%）、新司法試験実施後である6月～12月が275件（40%）とどちらも同程度の件数であった。そのほか、通年が20件（3%）、その他が106件（16%）となっている。（図5-1）

内訳を実施類型別で見ると、「答案練習・論述指導」では、1月～5月の割合が正課外全体より高くなっている一方、「判例等の解説」では、6月～12月の割合が最も高くなっている。（図5-2、5-3）

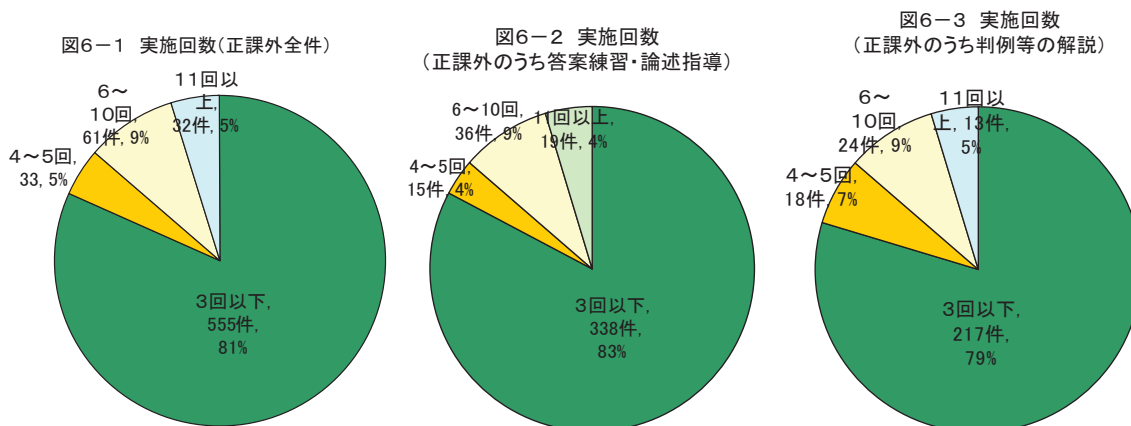


(4) 実施回数について

実施回数については、担当した教員ごとに、答案練習1件当たりの実施回数を表している。内訳については、3回以下が555件（81%）と大半を占めている。このほか、4～5回が33件（5%）、6～10回が60件（9%）、11回以上が32件（5%）

となっている。(図6-1)

内訳を、実施類型別に見てもその傾向は変わっていない。(図6-2、6-3)



IV 答案練習等の実施状況の概括

1 正課内に実施された答案練習等の状況

正課内に実施された事例の31件のうち22件(7割)は、「答案練習・論述指導」の類であり、受講学生を対象に授業として授業内容に関する設問を出題し演習を行ったもの、実務的思考の過程を教育した結果の確認のため、判例を素材に、司法研修所で行う起案を意識して演習を行ったもの等が大半である。

これらの大学の回答の中には、新司法試験対策を目的とした答案練習は実施していないが、各法分野に関する法律文書の起案演習の中で添削・指導を行っているため、照会の趣旨を広く捉えて回答したとする例もあり、ここでの事例は、授業内容の理解の程度等を確認することを主たる目的として実施されたものが多いと考えられる。

また、残りの9件については、「判例等の解説」や「小テスト・事例研究」の類であり、新しい判例等について解説を行ったもの、特定のテーマに関する判例を基に設問し演習を行ったもの等である。これらは、学生に事例を与えて、それを分析・検討させ、法的解決の道筋を明らかにさせる訓練と見られ、一般的に法科大学院で行われている教育の一形態であると考えられる。

2 正課外に実施された答案練習等の状況

正課外での事例の約6割は、教員が作成した論文式問題を出題し、答案を作成させ、当該答案を基に添削・解説をするといった「答案練習・論述指導」の類であるが、回答内容から、法曹に必要な論述能力の向上を図るために必要な教育・指導として行われていると考えられる例も多く見受けられた。

また、各法律の分野ごとに重要問題に関して判例を用いて解説を行う等の「判例等の解説」に当たるものが約4割あったが、通常はとくに問題とはならない指導であると考えられる。したがって、これらの状況をもって直ちに法科大学院全体として本来の教育とかけ離れた指導が行われているとは言えない。

V 本調査結果から認識される課題

- 1 今回の調査に際して、大学からは、「答案練習の解釈に関して、法曹に必要な文章作成能力の育成のための指導との区分が不明確である」、「新司法試験そのものが法科大学院教育との連続性を求められている以上、広い意味では法科大学院における教育が全て新司法試験対策に資することとなる」、「講義内容の理解を深める、あるいは復習を徹底するための指導は否定されるべきではない」等の意見が多く寄せられた。
- 2 このような意見や前述した答案練習等の実施状況の概括を見ると、プロセスとしての法曹養成の中核的教育機関である法科大学院として、将来の法曹として必要な豊かな学識及び能力を培いつつ、同時に、その確認をする中間点としての司法試験について、旧司法試験対策としてみられた受験技術偏重の教育を避けながら、他方、法科大学院の教育課程において十分な学修を行った学生が司法試験にも確実に合格することができるという結果を実現するために、各法科大学院が試行錯誤している姿が窺われる。しかし同時に、一部においては、その実施方法によっては司法試験受験指導を過度に意識した教育となっているのではないかとの指摘を受けかねない事例も見受けられる。
- 3 例えば、正課外の事例として、3年次生を対象に、6月から9月にかけて当該年度に実施された新司法試験の問題を使い、本試験と同様の日程と試験時間により体験的な模擬試験を実施したといった司法試験を直接に意識したと考えられる例も若干見受けられた。

新司法試験の模擬試験や短答式問題の形式による小テストについては、正課外であっても、それに偏することにより、豊かな人間性や創造的な思考力、法的議論の能力等を広く養うべき本来の授業が軽視されるものとなるならば、法科大学院教育としての適切性の観点から疑問が生じ得るものと思われる。また、短答式問題の小テストについては、授業内容の理解の確認としては意義が認められるが、たとえば3年次生等を主たる対象として繰り返し過度に実施された場合は、新司法試験のための暗記型の技術的教育ではないかとの指摘を受けるおそれがある。

- 4 また、答案練習・論述指導については、法理論の学習が一通り終了した3年次生、修了者に対して、3年次生に対する授業がほぼ終了する1月から新司法試験が実施される5月までに集中的に行われるような場合は、その内容によっては、新司法試験対策に傾斜した教育となっていないかとの懸念が生じ得る。その際、大学や教員個人が主催するもののみならず、学生が自主的に行う勉強会であっても、法科大学院の教員が関与する以上、当該指導が法科大学院における教育の理念から離れたものとならないよう注意する必要がある。
- 5 個々の答案練習等による指導が、司法制度改革の本旨に則った本来の法科大学院教育としてふさわしいものであるかどうかを判断するには、指導方法としての適否の面だけでなく、教育課程や履修方法等も含めて、新司法試験科目である法律基本科目の履修に過度に偏っていないか、新司法試験に出題されやすいか否かという観点によって授業内容が左右されていないか、どのように考えるべきかよりも、どのように試験

で解答すべきかという試験技術対策的指導に陥っていないかなど、法科大学院の教育理念・目的に即して総合的に検証することが必要である。

- 6 これらの課題については、今後、司法制度改革の本旨に則った法科大学院教育の在り方の観点から十分検討していく必要がある。

「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」の概要

中央教育審議会法科大学院特別委員会報告(平成21年4月17日)

1. 本報告の趣旨

法科大学院教育の質の一層の向上を図るため、その質の保証のあり方について、以下の改善方策をとりまとめた。文部科学省は、この報告を踏まえ、各法科大学院に対して、速やかに改善に着手するよう促すとともに、改善状況についてフォローアップしていくこととする。

2. 主な内容

現 状

第1 入学者の質と多様性

- ・志願者数の減少により、入学者選抜における競争性が不十分
- ・法学既修者の認定方法にバラツキ
- ・社会人、他学部出身の入学者の割合が漸減傾向

第2 修了者の質の保証

- ・一部の修了者が基礎的な理解や思考能力を十分身につけていないとの指摘
- ・法学未修者の合格率が法学既修者の半分
- ・司法試験合格者数が著しく少ない状態の続く法科大学院が一定数存在

第3 教育体制の充実

- ・法律基本科目の専任教員の確保が困難化
- ・一部の法科大学院に入学者の質、教員の確保、司法試験の合格状況に課題
- ・博士後期課程の進学希望者が減少

第4 質を重視した評価システムの構築

- ・認証評価機関の間で評価にバラツキがある、形式的な評価にとどまっているなどの指摘
- ・各法科大学院における情報公開が不十分

改善の方向性

- ①入学定員の見直しなどにより、入学者選抜における競争的な環境(競争倍率2倍以上)を確保
- ②適性試験の改善と総受験者の下位から15%程度の人数を目安とした統一入学最低基準の設定
- ③法学既修者認定の統一的運用による厳格化
- ④夜間コースや長期履修コースの拡充などによる社会人のアクセスしやすい環境の整備

- ①法科大学院生が修了時まで共通的に到達すべき目標の設定・評価の実施
- ②法律基本科目の量的・質的充実(法学未修者1年次の法律基本科目を6単位増加、法学既修者の法律基本科目の単位数の増加)
- ③成績・進級判定の厳格化(特に法学未修者1年次から2年次への進級判定)
- ④司法試験合格者数が著しく少ない法科大学院の抜本的見直し

- ①平成25年度まで認められている専任教員数のダブルカウントの暫定措置は延長しない
- ②平成22年度の入学定員の見直しや教育課程の共同実施・統合等の促進
- ③法科大学院の教員が博士後期課程の研究指導に携わるための制度的配慮や授業料免除、奨学金の充実
- ④ファカルティ・ディベロップメント(教員の職能開発)の充実

- ①到達目標の達成度、厳格な成績評価・修了認定、教員の業績・能力、司法試験の合格状況などを重点的に評価
- ②評価機関の間での不適格認定の内容・方法の調整
- ③各法科大学院における情報公開の促進
- ④改善の進捗状況のフォローアップ体制の構築

法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）

平成21年4月17日

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会

目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第1 入学者の質と多様性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 第2 修了者の質の保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 第3 教育体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 第4 質を重視した評価システムの構築・・・・・・・・・・・・ 26
- 付属資料
 審議経過・委員名簿
- 参考
 基礎資料

はじめに

1. 法科大学院特別委員会においては、法科大学院修了者の質が十分ではないとの指摘が一部でなされ、法科大学院の教育の在り方についても問われる中で、認証評価機関による評価の結果、各法科大学院に対する実態調査、関係機関の見解等の検討や法曹関係者からのヒアリングなどを行い、現状の正確な把握に努め、以下のような認識に至った。

(1) 新しい法科大学院制度を総体としてみれば、司法制度改革で期待されている役割を果たすため、多くの法科大学院において理論と実務を架橋する教育課程の整備が着実に進み、法科大学院を修了した司法修習生の素質・能力も司法修習生の指導に携わる関係者からは、全般的に従来に比べて遜色はないばかりか、以下のような優れた点が見られるとの評価がなされている。

- ① 自発的・積極的な学修意欲が高いこと
- ② 学修のための方法論を身に付け、判例や文献等の法情報調査能力が高いこと
- ③ コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力に優れていること
- ④ 法曹倫理の学修等を通じて法曹の果たすべき社会的使命についての確かな理解を得るに至っていること
- ⑤ 法律基本科目だけでなく、実務に有用な知的財産法、経済法など多様な分野についての学識を有していること

(2) しかしながら、法科大学院についての認証評価の結果や司法修習生考試の結果などを踏まえると、法科大学院における教育の実施状況や法科大学院修了者の一部について、以下のような問題点が認められ、これらの速やかな改善が必要とされている。

- ① 基本分野の法律に関する基礎的な理解や法的思考能力が十分身に付いていない修了者が一部に見られること
- ② 論理的表現能力の不十分な修了者が一部に見られること
- ③ 各法科大学院における法律実務基礎教育の内容が不統一であること

2. このため、本特別委員会においては、法科大学院における教育の質の一層の向上を図るため、法科大学院における教育の質の保証の在り方について、法曹関係者を含めた幅広い関係者の参画を得て、ワーキング・グループを設置し、集中的に審議を進め、以下のような改善方策をとりまとめた。

第1 入学者の質と多様性の確保

1. 競争性の確保
2. 適性試験の改善
3. 法学既修者認定の厳格化
4. 多様な人材の確保

第2 修了者の質の保証

1. 共通的な到達目標の設定と達成度評価方法
2. 教育内容の充実と厳格な成績評価・修了認定の徹底
3. 司法試験との関係

第3 教育体制の充実

1. 質の高い専任教員の確保
2. 入学定員の見直しと法科大学院の教育課程の共同実施・統合等の促進
3. 教員養成体制の構築
4. 教員の教育能力の向上

第4 質を重視した評価システムの構築

1. 教育水準と教員の質に重点を置いた認証評価
2. 積極的な情報公開の促進
3. フォローアップ体制の構築

3. 今後、引き続き、法科大学院における共通的な到達目標の策定に向けて、審議を継続していくとともに、本報告に基づく各法科大学院における改善計画及びその履行状況について、適切なフォローアップを行っていくこととしている。

4. 本特別委員会としても、法科大学院関係者においては、この改善の方向を真摯に受け止め、法科大学院における教育の質の一層の向上に、ただちに取り組むことを強く要望したい。

5. 文部科学省においては、法務省をはじめ関係機関と連携を図りながら、この改善方策を踏まえて、各法科大学院の現状と今後の改善計画について把握し、必要な改善を推進していくことが望まれる。

第1 入学者の質と多様性の確保

1. 競争性の確保

○ 現時点で、競争倍率（受験者数/合格者数）が2倍を下回っているなど、競争性の確保が困難になっている法科大学院については、質の高い入学者を確保するため、早急に入学定員の見直しなど、競争的な環境を整えることが不可欠である。

〈入学者選抜の状況〉

法科大学院の入学者選抜における志願者数は、法科大学院を創設した平成16年度の72,800人を除き、平成17年度～19年度においては4万人台で推移したが、毎年、減少傾向にあり、平成20年度は4万人台を割っている。平成19年度と比較して平成20年度は5,652人減となっている。

平均志願倍率は、平成16年度の13倍を除き、平成17年度～20年度においては7倍前後で推移しており、3倍を割っている法科大学院が13校に達している。

現在、74校の法科大学院（国立23校・公立2校・私立49校）が設置され、平成20年度の入学定員の総計は5,795人であるが、定員過欠員の状況は、平成16年度（177名超過）を除き、入学定員に対して入学者数が下回る状態が続き、平成20年度では388名（46法科大学院）の欠員が生じている。このうち、平成19年度及び20年度の2ヶ年連続で入学者数が入学定員に満たない法科大学院は28校あり、そのうち入学定員の8割を満たしていない法科大学院が10校ある。

〈競争性の確保〉

企業の雇用動向、司法試験の合格率や法曹有資格者の就職状況等の状況の変化にもよるが、法科大学院の入学志願者数は、今後、ほぼ一定の水準で推移していくものと見込まれる。

各法科大学院は、それぞれ魅力あるものとなるよう切磋琢磨し、自らの活動に関する情報を社会に対して積極的に発信するとともに、入学者選抜の工夫等を通じて、志願者の確保に努めていく必要がある。

特に、競争倍率（受験者数/合格者数）が2倍を下回る状況は、入学者選抜における選抜機能が十分に働いているとはいえ、現時点で、このような状況にある法科大学院については、質の高い入学者を確保するため、早急に入学定員を見直すなど、競争的な環境を整えることが不可欠である。

2. 適性試験の改善

- 適性試験は、法科大学院入学時に、高度専門職業人として備えるべき不可欠の資質・能力を測るものでもあるため、法科大学院の入学者選抜においては、適性試験を重要な判定資料として活用することが求められる。
- 適性試験を課している制度趣旨を無意味にするような著しく低い点数の者を入学させないように、統一的な入学最低基準点を設定する必要がある。
- 統一的な入学最低基準点については、総受験者の下位から15%程度の人数を目安として、適性試験実施機関が、毎年の総受験者数や得点分布状況などを考慮しながら、当該年度の具体的な基準点を設定すべきである。
- 認証評価において、各法科大学院における入学者の適性試験の得点状況を調査し、当該年度の入学最低基準点に照らして適切に運用されているか否かを評価することが必要である。
- 適性試験は、すべての法科大学院において有効に活用されるよう、適切な内容・方法について更なる改善が図られる必要がある。
- 適性試験の公平かつ安定的な実施を図るため、法科大学院関係者の主体的な参画のもとに、適性試験の統一化が図られる必要がある。

〈適性試験の在り方〉

法科大学院の入学者選抜では、適性試験、小論文、面接などの総合判定で合否が決定されているが、適性試験の成績と法科大学院の成績の間に強い相関関係は認められないため、年々、適性試験の成績の配点の比重を下げる法科大学院が増えている。

適性試験は、法科大学院入学時に、法科大学院における学修の前提として要求される法律以外の能力を測るものであり、法律そのものの試験ではないので、必ずしも法科大学院の成績や司法試験の成績と相関関係が強くないが、そこで測定される一定程度の判断力・思考力・分析力・表現力等は高度専門職業人として備えるべき資質・能力である。このため、法科大学院の入学者選抜においては、他の成績と合わせた総合判定の考慮要素の一つとして、または、もっぱら入学最低基準点として、適性試験を重要な判定資料として活用することが求められる。

〈適性試験の統一的な入学最低基準点〉

適性試験の得点も含む総合判定方式で合否を決定する場合であっても、適性試験を課している制度趣旨を無意味にするような著しく低い点数の者を入学させないように、統一的な入学最低基準点を設定する必要がある。

統一的な入学最低基準点については、総受験者の下位から15%程度の人数を目安として、適性試験実施機関において、毎年の総受験者数、平均点、得点分布状況や標準偏差など諸要素を考慮しながら、当該年度の具体的な基準点が設定されるべきである。この目安については、将来的に、受験者の状況等を踏まえながら、適切な時期に再度の検証をすることが求められる。

認証評価において、各法科大学院における入学者の適性試験の得点状況を調査し、当該年度の入学最低基準点に照らして適切に運用されているか否かを評価することが必要である。

このような適性試験の運用の厳格化に伴って、適性試験の年複数回の実施などの工夫により、法科大学院の入学希望者に幅広い受験機会を付与することを確保するとともに、将来的には、各年の試験の難易度を調整し、試験結果の複数年の利用についても検討することが望まれる。

各法科大学院においては、入学者の適性試験の平均点や最低点などの状況を公表し、入学希望者や社会に対して適切に情報を提供することが求められる。

〈適性試験の内容等の改善〉

適性試験は、多様な経歴を有する者について、法科大学院における学修の前提として要求される判断力・思考力・分析力・表現力等の資質・能力を測る共通の方法として、すべての法科大学院において有効かつ適正に活用されるよう、その内容・方法について更なる改善が図られる必要がある。

その際、受験技術のトレーニングを積んだ者が対応しやすい試験となっているのではないかとの指摘もある中で、基本的な能力を問う多肢選択方式を基本とし、受験技術等による安易な対策が図りにくい試験となるよう配慮されるべきである。

なお、適性試験は、現在、大学入試センター及び日弁連法務研究財団の2機関でそれぞれ実施されているが、適性試験の一層の公正かつ安定的な実施を図るため、それを用いて入学者選抜を行う法科大学院関係者の主体的な参画のもとに、その統一化が図られる必要がある。そのためには、法科大学院関係者と適性試験実施機関（大学入試センター及び日弁連法務研究財団）との間で、早急に、その統一化の検討が進められることが望まれる。

また、表現力の評価について、日弁連法務研究財団においては、論文試験として実施しているが、その評価は各法科大学院に委ねており、大学入試センターの適性試験においては、文章の並べ替え等の多肢選択式試験をもって表現力の評価を実施している。表現力を適切に評価するための統一的な実施・採点体制の構築は、多大な人的負担を伴うため、大学入試センターの適性試験にある多肢選択式試験及び日弁連法務研究財団で実施されている各法科大学院に評価を委ねる論文試験の組み合わせの在り方について、統一後の適性試験実施機関において検討することが必要である。

3. 法学既修者認定の厳格化

- 法学既修者の質を確保し、修業年限の1年短縮という制度が適切に運用されるために、各法科大学院で実施される法学既修者認定試験の試験科目と履修したものとみなす科目の関係につき統一的な運用を図ることが必要である。

【法学既修者認定試験の統一的な運用方法】

- ① 法学既修者認定試験で課す試験科目は、履修したものとみなすすべての科目を対象とすることとし、その合格者については原則として対象となる1年次配当の必修科目すべての単位を一括して免除すべきである。
- ② 各法科大学院において、法学既修者認定試験の各試験科目について、最低基準点を設定すべきである。
- ③ 法律基本科目のうち、少なくとも憲法、民法、刑法については、法的な文書作成能力を評価するため、論文試験を課すべきである。

〈法学既修者認定試験の意義〉

法科大学院の法学既修者認定は、法科大学院の基礎的な法律基本科目の履修を省略できる程度の学識を備えているかどうかを判定するため、法科大学院ごとに個別に実施されているが、現状においては法学既修者の水準もある程度確保されており、統一的な試験を直ちに実施することは必要と思われない。

しかしながら、各法科大学院において法学既修者の入学者選抜の水準に関する基準が必ずしも明確となっていないことから、既修者枠を埋めるために法学既修者認定試験の低得点者も合格させることで入学者の数を確保している場合も一部見られる。法学既修者の質を確保し、修業年限の1年短縮という制度が適切に運用されるために、各法科大学院で実施される法学既修者認定試験の試験科目と履修したものとみなす科目の関係につき統一的な運用を図ることが必要である。

〈法学既修者認定試験の統一的な運用〉

現状としては、法学既修者認定試験において6科目の試験を課するのが一般的な傾向であるが、特に、多くの私立の法科大学院においては夏期休暇中に入学者選抜を実施するため、6科目の試験を課すことは現役の法学部生（4年次生）の負担が大きいため、4科目で実施する法科大学院もある。

法学既修者認定試験は、履修したものとみなす予定の科目すべてを対象とすべきであり、民事系・刑事系・公法系等の複合型の試験により行われる場合であっても、すべての当該科目が試験の出題範囲に含まれていることは必要である。（なお、法学既修者認定試験において、総合的な法律的な能力の判定を行うことを目的として、履修免除とならない科目についても試験科目に含めることを、必ずしも排除するものではない。）また、法学既修者認定は、修業年限の1年短縮を伴っているため、履修免除は、原則として、対象となる1年次配当の必修科目を一括して行うべきである。ただし、

全体としては優秀な成績を修めているが一部の科目においてのみ合格点に達することができなかった者について、教育上有益と認められる場合には、当該不合格科目の履修を義務づけるという条件の下で法学既修者認定を行うことも考えられるが、これはあくまで例外的にのみ認められるべきであり、履修免除を行わない科目は、2年次以降に履修する必要があることに鑑み、6単位を上限とすべきである。

このため、1年次配当科目のうち履修免除の対象とならない科目や法学既修者認定試験で合格点に達せず履修免除されなかった科目については、2年次以降に履修することになるが、2年次の履修登録上限が設定されている趣旨を踏まえ、上記6単位の上乗せの範囲内で履修を認めることが適当である。

各法科大学院の法学既修者認定試験は、択一試験のみで実施される場合、択一試験と論文試験の組み合わせで実施される場合等があるが、法律基本科目のうち、少なくとも憲法、民法、刑法については、論文試験を課すことにより、法的な文書作成能力を評価することが求められる。

また、法学既修者認定試験の合格判定について、例えば、ある科目で1割程度しか得点できていなくても、各科目の総合得点で一定水準に達しているため合格としているなど、法科大学院によっては、もっぱら総合点の成績のみを勘案して、個別の科目の点数が著しく低い場合も法学既修者として認定している場合も見られるが、履修免除措置の厳格な運用の観点から、各法科大学院においては、それぞれの試験科目について、最低基準点を設定することにより、一定水準の学修を終えたとは認められない科目について履修を免除することがないようにすべきである。

一方、法情報調査の基礎などの基礎的な能力の醸成に係る教育については、法学既修者認定試験による履修免除判定に適さず、また、法学既修者のみにこれら科目の履修を義務づけることも容易ではないから、適切な時期に導入教育を実施するなどの方法により、その教育が実質的に担保されるようにすべきである。

4. 多様な人材の確保

- 今後、より多くの多様な経験を有する優秀な社会人学生の法科大学院への入学を促進するため、入学者選抜方法における社会人に対する一定の配慮のみならず、夜間コースの設定や長期履修コースの運用により、働きながら学修できる環境を整備するとともに、より一層社会人、他学部出身者を法科大学院に受け入れるためには、法学未修者コースにおけるカリキュラムや授業内容・方法の改善にさらに努めるべきである。
- 社会人等の多様な人材を確保するため奨学金の充実が求められ、社会人入学者等につき、大学院の課程全体における家計基準の合理化など公的奨学金制度のさらなる充実が図られるべきである。

〈社会人学生の入学の促進〉

社会人入学者の割合は、平成16年度は全入学者の48.4%と高い割合であったが、平成17年度～20年度にかけては30%前後で漸減傾向である。他学部出身者の割合は、平成16年度は全入学者の34.5%を占めていたが、平成17年度に30%台を割り、その後は20%台後半で推移している。

社会人ないし他学部出身者を対象とする特別選抜での入学者の全入学者に占める割合は、平成16年度～20年度にかけて、3%～4%にとどまっている。法科大学院制度創設前に存在していた社会人の入学希望者は、かなりの部分が法科大学院1期生等として、すでに入学したと考えられ、今後も、社会人の潜在的なニーズは少なからずあるものの、入学志願者数は、ほぼ一定した水準で推移していくと考えられる。他学部出身者についても、現在、25%程度で安定しており、社会人入学者と同様の状況と考えられる。

適性試験の実施回数・時期の検討とともに、多くの法科大学院において8月下旬から12月にかけて実施されている入試時期の弾力的な運用等、入学者選抜方法における社会人に対する一定の配慮が必要である。

また、優れた資質を有する社会人が法科大学院にアクセスしやすい環境を整えるため、働き続けながら法科大学院に通学することを希望する社会人に配慮して、既存の入学定員の枠内での夜間コースの設定や、標準修業年限よりも時間をかけて履修していく長期履修コースの運用等により、働きながら学修できる環境を整備する必要がある。その際、複数の法科大学院が共同して夜間コースを設置することも考えられる。現在、夜間コースは関東地域に多く設置されているが、今後、既存の法科大学院の改編等により、関西地域や他の地域にも整備されていくことが望まれる。

一方で、働きながら法科大学院で学ぶことを希望する者については、高度な法律的知識・思考力を身に付けることにより、一層質の高い業務が行えるようになるという利点があることから、雇用者側の理解と積極的な協力が望まれる。なお、多様なバックグラウンドを持つ法曹を養成する観点から、より一層社会人、他学部出身者を法科大学院に受け入れるためには、法学未修者の中でも、とりわけ、法学を全く学んだこ

とのない者が3年の教育課程を経れば法科大学院修了にふさわしい質と能力を備えることができるよう、カリキュラムや授業内容・方法の改善にさらに努めるべきである。

〈奨学金の適切な運用〉

日本学生支援機構の奨学金(または公的奨学金)の家計基準においては、自宅通学生の場合、親の所得は対象とならず本人のみの所得が対象となるため、高額所得者の子弟であっても奨学金の貸与が受けられるが、共働きで勤務していたが退職して法科大学院に入学した社会人学生は、本人及び配偶者の所得の合算額が対象となるため、それほど所得が多なくても奨学金の貸与を受けられないといった事態が生じている。今後、社会人等多様な人材を確保するためには奨学金の充実が求められることから、社会人入学者等につき、法科大学院の課程全体における家計基準の合理化など公的奨学金制度のさらなる充実が図られるべきである。

司法試験の合格率の向上を図るため、優れた法学既修者を獲得することを目的として、入学試験成績の優秀な法学既修者に対して過大な奨学金の付与や授業料全額免除等を行っている法科大学院も見られるとの指摘がある。経済的に厳しい状況にある学生の経済的負担の軽減を目的とした奨学金や授業料免除の制度の拡充は望ましいが、もっぱら司法試験の合格率の向上に資することが期待される入学者を確保することを意図して、法科大学院間で奨学金や授業料免除の拡大などの競争が過熱化しつつある中で、奨学金の特典を受ける学生と受けない学生との間に過度の不均衡を生じさせることがないよう配慮することが求められる。

第2 修了者の質の保証

1. 共通的な到達目標の設定と達成度評価方法

- 将来の法曹として、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力を明確にし、偏りのない学修を確保することにより修了者の質を保証するため、すべての法科大学院における共通的な到達目標を策定する必要がある、それによって各法科大学院における教育内容・方法の一層の改善を促進することが望まれる。
- 今回、共通的な到達目標を策定すべき科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目とし、そこに掲げられるべき質・能力については、将来の法曹として必要な基礎的な理解、体系的な法的思考能力、創造的・批判的思考能力、事例分析能力及び論理的表現能力といった幅広い内容とすることが適当である。
- 共通的な到達目標の水準は、すべての法科大学院における学修として共通に必要な水準（ミニマム・スタンダード）を定めるものであり、各法科大学院においては、それぞれの教育理念に則り、創意工夫によって、共通的な到達目標を超える到達目標を設定することが強く期待される。
- 共通的な到達目標の内容は、法改正などの法的状況や社会的環境の変化あるいは学問分野の進展などに応じて適宜変更されるべきであり、少なくとも5年ごとに1回程度の見直しが行われる必要がある。
- 各法科大学院は、修了者の共通的な到達目標の達成度を評価するため、厳格な成績評価による単位認定・進級判定及び修了認定に取り組むとともに、各認証評価機関においては、法科大学院修了者の共通的な到達目標の達成に向けた各法科大学院の取組を適切に評価することが期待される。

<共通的な到達目標の策定の目的>

法科大学院修了者に対しては司法試験の受験資格が付与されることとなっているが、法科大学院における学修は、司法試験科目にとどまらず、司法試験では測ることができないが、法曹になるために必要な内容を幅広く含んでいる。しかし、これまで、司法試験委員会の考査委員ヒアリングや司法研修所の教官の所感などにおいて、法科大学院を修了して司法試験を受験している者や司法修習を受けている者のうちに、基本分野の法律に関する基礎的な理解や法的思考能力が十分身に付いていないと思われる者が一部に見られる、との指摘がなされている。また、法科大学院が担うべき法律実務基礎教育の内容については、明確な共通の理解が必ずしもなく、法科大学院によって法律実務基礎科目の内容が不統一であるとの指摘もなされている。

このため、将来の法曹として、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力を明確にし、偏りのない学修を確保することにより修了者の質を保証するため、すべての法科大学院における共通的な到達目標を策定する必要がある、それによって、各法科大学院における教育内容・方法の一層の改善を促進することが望まれる。この策定に向けて、本委員会は、引き続き検討していくこととする。

この共通的な到達目標は、デファクト・スタンダードとしての性格を有するものであるが、その内容は、授業において直接取り扱うかどうかにかかわらず、法科大学院生が修了時までには必ず修得しておくべき能力等を示すものである。また、共通的な到達目標は、ミニマム・スタンダードとして、法科大学院修了者として最低限度備えておくべき能力等を示すものであり、法科大学院での学修が、単に共通的な到達目標を達成すれば十分であるという趣旨のものではない。

共通的な到達目標の策定・運用に当たっては、法科大学院教育の多様性と裁量を確保し、その水準及び対象とする法分野に関して、各法科大学院がその創意工夫によって共通的な到達目標を超える教育を実施することを尊重する必要がある。授業内容・授業方法への過剰な干渉や知識偏重型・暗記型学修を助長する内容とならないように、特に留意すべきである。

＜共通的な到達目標の内容＞

共通的な到達目標策定の対象となる法分野は、当面、法科大学院の教育において共通に修得することが期待される能力等の主要な部分を明確にするという趣旨から、法律基本科目及び法律実務基礎科目とすることが適切である。

共通的な到達目標に掲げられる質・能力については、将来の法曹として必要な基礎的な理解、体系的な法的思考能力、創造的・批判的思考能力、事例分析能力及び論理的表現能力といった幅広い内容とすることが適当である。

共通的な到達目標の対象とその到達目標の内容としては、当該法分野の理解にとって不可欠な法制度の枠組、基本となる法理、重要な条文等について、法制度、法理や条文の趣旨を理解しているか、条文の要件・効果を理解しているか、条文等の解釈・適用に関する重要な問題点を理解しているか、条文等の解釈・適用に関わる主要な判例・学説の考え方や対立点を理解しているか、複数の制度や複数の法分野の基本的な連関を理解しているか、などといったものが考えられる。その内容は、法科大学院生や法科大学院関係者において共通の理解が得られるよう、可能な範囲で、具体的な項目を定めて明確化される必要がある。

共通的な到達目標の水準は、すべての法科大学院における学修として共通に必要な水準（ミニマム・スタンダード）を定めるものであり、各法科大学院においては、共通的な到達目標の水準の学修のみで満足するのではなく、それぞれの教育理念に則り、創意工夫によって、共通的な到達目標を超える到達目標を設定することが強く期待される。

共通的な到達目標の内容は、法改正などの法的状況や社会的環境の変化あるいは学問分野の進展などに応じて適宜変更されるべきであり、少なくとも5年ごとに1回程度の見直しが行われる必要がある。

<共通的な到達目標達成の評価方法>

各法科大学院修了者の共通的な到達目標の達成度の評価については、各法科大学院における厳格な成績評価による単位認定・進級判定及び修了認定において適切に行われるべきものである。また、それらの取組については、認証評価機関による評価において、適切に評価されることが期待される。なお、個別の修了者についてどのように評価を行うことができるか等について、将来的な検討が必要である。

2. 教育内容の充実と厳格な成績評価・修了認定の徹底

(1) 法律基本科目の基礎的な学修の確保

- 今後、法学未修者の教育をより一層充実させるため、司法制度改革の理念・趣旨に反して法律基本科目以外の授業科目群を軽視することにならないよう十分に留意しながら、授業科目やその内容について、各科目群（法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目）に即して適切な科目区分整理を行い、偏りのない履修・学修の確保に配慮しつつ、法律基本科目の質的充実はもとより量的充実を図る必要がある。
- とりわけ、法学未修者1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、各法科大学院が法律基本科目の単位数を6単位程度増加させ、これを1年次に配当することを可能にする必要がある。その場合、自学自習時間の確保などに配慮するため、履修登録単位数の上限を36単位とするこれまでの考え方を原則として維持しながら、法学未修者1年次については、これを最大42単位とすることを認める弾力的な取扱いが必要である。この取扱いが、法学未修者1年次における法律基本科目の充実を図る趣旨であることに鑑み、法学未修者の修了要件単位数についても、各法科大学院がこれを増加させることができるような弾力的な取り扱いを行う必要がある。
- 法学未修者1年次においては、法学の基礎知識の定着とともに、法的思考力の修得が求められていることから、授業の実施については、同一の授業科目の中でも、学修のテーマや学生の習熟度に応じて、双方向・多方向的な授業方法を基本としつつ、講義形式による授業方法との適切な組み合わせを行うなど、授業方法の一層の工夫が必要である。
- 法学未修者1年次における基本分野の法律に関する基礎的な学修は、2年次以降の学修の前提となるものであるから、1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われる必要がある。
- また、法学既修者の教育においても、法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、法律基本科目の一層の充実が必要である。
- 認証評価機関における評価に当たっても、上記の単位数や教育方法の考え方に従い、法律基本科目に関わる評価基準や解釈指針及びその適用の在り方について、今後の検討が必要である。

<法学未修者教育の現状>

法科大学院教育においては、司法試験及び司法修習との有機的連携を図る法曹養成の中核的教育機関として、実務との架橋を意識した法理論教育を行うことにより必要な学識及び実務の基礎的素養等を身に付けさせるため、法律基本科目を中心として論理的・体系的な法的思考力や理解力を涵養することが求められている。

法科大学院のカリキュラムにおいては、法律基本科目の他に、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目といった各科目群が存在し、適切な科目区分整理が

行われることを前提として、各科目群について偏りのない学修が求められており、法律基本科目の必要修得単位数は、おおむね、修了要件単位数の3分の2以内となっている。また、法科大学院の修了要件単位数は93単位以上となっているが、各学年について36単位の上限を標準とする履修登録単位数の制限があり、最終学年次については44単位を最大上限とする解釈・運用が認証評価機関における評価基準ないし解釈指針で認められている結果、現在において、標準修業年限3年間で履修が可能となる単位数は最大で116単位となっている。

法律基本科目の授業を正課外で実施することにより、実質的に履修登録単位数の上限を超過することや、実質的に法律基本科目の内容を有する授業科目を展開・先端科目等の他の授業科目群科目として開講することは、法律基本科目に偏り、それ以外の授業科目の履修が十分確保されない結果を生ずる恐れがきわめて高くなり、認証評価においても評価基準に不適合であると判断される例も見られる。

平成20年度の新司法試験においては、法学未修者の新司法試験合格率(22.5%)は、法学既修者の合格率(44.3%)の半分程度になっており、法学未修者教育のための修了要件単位数や法律基本科目の授業時間数が十分でないとの指摘もみられる。

＜法学未修者教育の充実＞

今後、法学未修者の教育をより一層充実させるため、司法制度改革の理念・趣旨に反して法律基本科目以外の授業科目群を軽視することにならないよう十分に留意しながら、授業科目やその内容について、各科目群（法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目）に即して適切な科目区分整理を行い、偏りのない履修・学修の確保に配慮しつつ、法律基本科目の質的充実はもとより量的充実を図る必要がある。

とりわけ、法学未修者1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、各法科大学院が法律基本科目の単位数を6単位程度増加させ、これを1年次に配当することを可能にする必要がある。その場合、自学自習時間の確保などにも配慮し、履修登録単位数の上限を36単位とするこれまでの考え方を原則として維持しながら、1年次については、これを最大42単位とすることを認める弾力的な取扱いが必要である。この取扱いが、法学未修者1年次における法律基本科目の充実を図る趣旨であることに鑑み、修了要件単位数についても、各法科大学院がこれを増加させる（現在の修了要件単位数に、法学未修者1年次の法律基本科目増加分の単位数を上乗せする）ことができるような弾力的な取扱いを行う必要がある。このような弾力的運用は、あくまで未修者教育の改善を図るためのものであることから、法律基本科目の単位数等を増加させる場合においても、各法科大学院は、在学する学生の学修状況を十分に踏まえ、法学未修者教育の充実に資する教育内容を増やすべきであり、導入的な内容などにも配慮し、法律基本科目の基礎的な力を着実に身に付けさせるために、このような弾力的運用を活用することが期待される。また、増加した単位数の枠内などで、将来的に

法曹として求められる法的なりテラシーを醸成する観点から、単に技巧的な答案練習とは区別された、法的文書の作成のための基礎教育が十分に行われるよう努めることが期待される。

また、正課の授業以外においても、法科大学院の教員によるオフィスアワーなどにおける学修指導、上級年次の法科大学院生や修了者によるメンターないしチューター制度の活用やT A（ティーチング・アシスタント）によるサポートなど、とりわけ法学未修者1年次の自学自習を支援する体制の充実も図られるべきである。

このほか、法学未修者1年次の学修の充実を図る観点から、法律基本科目の単位数を変更することなく、45時間の学修量を1単位とする枠内で、授業時間数と事前事後の学修時間の配分を見直し、通例15時間で行われている授業時間数を大学設置基準に定める範囲内でより弾力的に運用すること[※]や、演習、実習等についても同様の考え方で授業時間数を設定することも考慮の余地があるが、その実施に当たっては、慎重な検討が必要である。

※大学設置基準においては、1単位の講義の授業時間について、15時間から30時間までの範囲で大学が定めることとされている。

＜法学未修者の教育方法の改善＞

現在、法科大学院教育においては、法学の基礎知識の定着に加え、法的思考力を醸成すべく、双方向・多方向型の授業を行うものとされているが、一方において、法学未修者1年次においては、基礎的知識が十分でない状態で双方向・多方向型の授業を行うと、授業の進捗が遅れ、教員負担も大きくなることから、法学の基礎的知識を定着させるためには講義方式の授業の方が優れているとの指摘がある。他方において、体系的な法的思考力を身に付けさせるための適切な工夫をすれば双方向・多方向型の授業は法学未修者1年次にとっても十分効果的である、との指摘もある。

法学未修者1年次においては、法学の基礎知識の定着とともに、体系的な法的思考方法の修得が求められていることから、授業の実施については、同一の授業科目の中でも、学修のテーマや学生の習熟度に応じて、双方向・多方向型の授業方法を基本としつつ、講義形式の授業方法をそれと適切に組み合わせるなど、授業方法の一層の工夫が必要である。また、双方向・多方向型の授業は学生の予習・復習のインセンティブを高めることが期待されるが、その際、学生の予習・復習に偏りが生じることのないよう、適切な教科書の選択や補助教材の活用等による自学自習の支援のための工夫が特に必要である。

法学未修者1年次における基本分野の法律に関する基礎的な学修は、法的知識や思考力の基礎を修得させるものとして極めて重要であり、2年次以降の学修の前提となるものであるから、法学未修者は1年次終了の時点で、少なくとも、その後、法学既修者と同一の授業を2年間受けることにより、法科大学院修了の水準に達しうる程度にま

で到達していることが求められるため、1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われる必要がある。

＜法学既修者教育の充実＞

法学未修者に限らず、法学既修者の一部についても、法律基本科目の基礎的な学修が十分でないとの指摘が司法修習の担当者などよりなされていることから、法学既修者認定の厳格化を図るとともに、法律基本科目の基礎的な学修を確保する必要があり、法律基本科目以外の科目の履修単位数の維持・拡充に配慮しつつ、修了要件単位数を超える部分におけるカリキュラム編成や履修指導などの工夫により、法学既修者が履修する法律基本科目についても、質的充実はもとより量的充実を図ることが考えられる。

＜認証評価の考え方＞

認証評価機関における評価に当たっても、法学未修者教育の改善に係る上記の単位数や教育方法の考え方に従い、法律基本科目に関わる評価基準や解釈指針及びその適用の在り方について今後の検討が必要である。

（2）法律実務基礎科目の在り方

- 法律実務基礎科目については、法科大学院における教育が司法修習における実務教育の導入的役割をも果たすことを念頭に置いて、法律基本科目の共通的な到達目標の設定内容を踏まえつつ、法科大学院修了時に最低限修得されているべき共通的な到達目標の設定が必要である。各法科大学院においても、共通的な到達目標を踏まえつつ、それを達成するための教育内容、教育方法についての様々な工夫を行うとともに、共通的な到達目標を超える法律実務基礎科目の充実の在り方も検討することが望まれる。
- また、法律実務基礎教育においては、法律基本科目の学修と密接に関連し、その十分な理解が不可欠となることに鑑み、授業を効果的なものとするため、研究者教員と実務家教員の緊密な連携協力が必要である。

＜法律実務基礎科目の現状＞

法律実務基礎科目には、多様な目的を有した科目が各法科大学院において開講され、すべての法科大学院において6単位以上の教育が行われ、修了に必要な法律実務基礎科目単位数が10単位未満となっている法科大学院が23校となっており、多くの法科大学院において、法律基本科目の学修を経た2～3年次での履修となっている。

新たな法曹養成制度においては、法科大学院教育と、その成果を確認する司法試験及び司法修習過程との連携や相互の情報交換が重要であるが、民法、刑法等の基本法分野について、表面的な知識はあるものの、その理解が必ずしも十分でない法科大学

院修了者がいるとの指摘がある。また、法律実務基礎科目の内容及び学修の到達水準について、法科大学院関係者や司法修習に関わる実務家の間で明確な共通認識が得られていなかったこともあって、司法修習に必要な水準に到達していない者が法科大学院修了者に含まれていると指摘する司法修習関係者がいる。

また、法律実務基礎科目の多様な教育目的と教育効果について、関係者の中でも統一的な認識が形成されておらず、法律実務基礎科目に属する各授業科目における教育が、教員相互間の連携が不十分なままに、それぞれ別個独立に行われているだけでなく、法律実務基礎科目の学修は法律基本科目の学修を踏まえたものである必要があるにもかかわらず、各科目の教員相互間の連携や各科目の内容の整合性が十分でない例があるとの指摘もある。

＜法律実務基礎科目の充実＞

法律実務基礎科目は、法律基本科目における基本法分野の基礎的な学修（それ自身が実務との架橋を意識したものであることが前提である。）がなされていることを前提として、法律実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）を行うこととされており、その内容・方法の充実が求められる。このため、法律実務基礎科目（特に法曹倫理、民事訴訟実務の基礎及び刑事訴訟実務の基礎に関する科目）については、法科大学院における教育が司法修習における実務教育の導入的役割をも果たすことを念頭に置いて、法律基本科目の共通的な到達目標の設定内容を踏まえつつ、法科大学院修了時に最低限修得されているべき共通的な到達目標の設定を検討することが必要である。各法科大学院においても、共通的な到達目標を踏まえつつ、それを達成するための教育内容、教育方法についての様々な工夫を行うとともに、共通的な到達目標を超える法律実務基礎科目の充実の在り方も検討することが望まれる。また、法律実務基礎科目の配当年次については、これらの科目が法律基本科目と密接に関連し、その十分な理解が不可欠となることに鑑み、法律基本科目の基礎的な学修を終えた後の2～3年次とすることが望ましいとする考え方が有力である。さらに、法律実務基礎教育においては、授業を効果的なものとするため、研究者教員と実務家教員の緊密な連携協力が必要である。

法律実務基礎教育の充実を図ることは、法科大学院教育が従来の司法修習における前期修習相当部分の実務教育を肩代わりすることを意味するものではないが、これにより司法修習との円滑な接続を図ることが期待され、他方、司法修習においてもあるべき法科大学院教育との連続性を意識した修習内容となることが望まれる。

なお、臨床系科目については、現在、多くの法科大学院が選択または選択必修科目として開講しているが、科目の性質もあって、それらの法科大学院においても必ずしも多数の法科大学院生が履修できる教育体制が確保されているわけではない。法律実務基礎科目については、これまで、臨床系科目の導入を含めて、平成23年を目途に、修了に必要な単位数を10単位程度とする議論がなされているところであり、各法科大

学院においては、法律実務基礎科目の充実が期待される。また、エクスターンシップや模擬裁判などの実施に当たっては、これを短期間で集中的に実施することが有効であることから、夏季・冬季の休業期間の活用など、2セメスター制や授業時間帯の枠にとらわれない工夫も期待される。

（3）厳格な成績評価・修了認定の徹底

- 厳格な成績評価を徹底するため、一部の成績区分への偏りが生じることのないよう、適切な成績分布の確保が必要であり、また、これを前提として、GPA制度を進級判定や修了認定において積極的に活用することも望まれる。
- また、再試験を実施する場合は、それが定期期末試験における成績不良者の救済措置とならないよう、適切に運用される必要がある。

＜進級率・修了率等の現状＞

法科大学院修了者には、司法試験の受験資格が付与されることとなっており、法科大学院の教育において厳格な成績評価による単位認定・進級判定・修了認定が行われることが求められている。現在、1年次から2年次への進級率が9割以上の法科大学院は22校、進級制を採っていない法科大学院は16校、修了率が9割以上の法科大学院は9校、進級時や修了時の判定の際に単位修得以外にGPA制度の数値を考慮している法科大学院は22校、平成21年度以降にGPA制度を導入予定の法科大学院は12校となっている。

＜成績評価・進級判定・修了認定の厳格化＞

厳格な成績評価を徹底するため、各授業科目の単位認定に当たっては、個々の法科大学院ないしはクラスにおける相対評価でなく、全国的な水準を踏まえた絶対的な到達度を基準とする必要がある。また、一部の成績区分への偏りが生じることのないよう、適切な成績分布の確保が必要であり、これを前提として、GPA制度が進級判定や修了判定に積極的に活用されることも望まれる。GPA制度の運用に当たっては、形式的な導入にとどまり、厳格な成績評価による単位認定に基づいた進級判定・修了認定の機能を十分に果たさないという事態に陥らないように運用されるべきである。

また、再試験を実施する場合は、それが定期期末試験における成績不良者の救済措置とならないよう、適切に運用される必要がある。

なお、厳格な成績評価の実施に当たっては、成績評価の水準に関して教員間での共通認識の形成が不可欠であり、これを実現するためにFD（ファカルティ・ディベロップメント）の実施などを通じた努力が必要である。

3. 司法試験との関係

- 司法試験の合否のみにより法科大学院の教育成果のすべてを評価することは適切とはいえないが、法曹を養成するという法科大学院の設置の目的に鑑みれば、3回の司法試験の受験の結果、修了者のうち、司法試験に合格し、法曹として活躍できる者の割合が相当に低い状況が継続的に見られる法科大学院については、入学定員数の見直しを含めた適切な入学者選抜、教育水準の確保・向上並びに、厳格な成績評価及び修了認定の徹底などを担保するための方策を早急に講じ、現状の改善を図る必要がある。
- なお、これまでの司法試験において、合格者が全く又はごく少数しか出ない状況が見られる法科大学院については、その在り方について、抜本的な見直しが必要である。

大多数の法科大学院において、平成17年度に修了した法学既修者の50パーセント以上が、平成18年から平成20年までの3回の新司法試験において合格しているが、50パーセントに満たなかった法科大学院は8校であった。また、法科大学院修了者が、直近の司法試験で合格している割合が、全国平均の半分にも満たない法科大学院は、平成18年は11校、平成19年は30校、平成20年は34校であった。平成18年から平成20年までのいずれの司法試験においても、上記割合が全国平均の半分にも満たなかった法科大学院は、8校であった。

※ 合格率の算出に当たっては、法科大学院によって、修了者数と実際の司法試験受験者数との乖離がある例も少なくないことに十分留意する必要がある。

法科大学院は、新たな法曹養成制度の中核的な教育機関として、司法試験及び司法修習と有機的連携を図りつつ、法曹に必要な学識及び能力を備えた者を養成することを目的として設置されているものである。司法試験の合否のみにより法科大学院の教育成果のすべてを評価することは適切とはいえないが、法曹を養成するという法科大学院の設置の目的に鑑みれば、3回の司法試験の受験の結果、修了者のうち、司法試験に合格し、法曹として活躍できる者の割合が相当に低い状況が継続（その見通しも含む）して見られる法科大学院については、入学定員数の見直しを含めた適切な入学者選抜、教育水準の確保・向上並びに厳格な成績評価及び修了認定の徹底などを担保するための方策を講じ、現状の改善を図る必要がある。

なお、合格者が全く又はごく少数しか出ない状況が見られる法科大学院については、その在り方について、抜本的な見直しが必要である。

第3 教育体制の充実

1. 質の高い専任教員の確保

- 各法科大学院においては、法律基本科目をはじめとする法科大学院の教育上主要な科目について、年齢構成にも配慮しながら、適切に専任教員を配置し、十分な教育体制を確保すべきである。
- 平成25年度まで認められている学部等との専任教員数のダブルカウントの暫定措置については、延長しないこととする。各法科大学院においては、可能な限り早いうちに自主的にこれを解消することが望まれる。
- 認証評価機関による評価においては、当該分野の状況などを踏まえながら、教員の資質・能力・実績について、適切に評価が行われることが期待される。

多くの法科大学院において、法律基本科目（特に民事訴訟法、刑事訴訟法、民法、行政法など）や展開・先端科目（特に司法試験の選択科目である知的財産法、環境法、経済法など）の専任教員の確保が困難となりつつある。すでに、認証評価機関による評価では、複数の法科大学院において、法律基本科目の専任教員の一部が適切に配置されていないことや、教員の年齢構成の偏りについて指摘されている。各法科大学院においては、法律基本科目をはじめとする法科大学院の教育上主要な科目について、年齢構成にも配慮しながら、適切に専任教員を配置し、十分な教育体制を確保すべきである。

また、現状では、多くの法科大学院において学部等との専任教員数のダブルカウントが行われているが、そのほとんどが、教育体制の充実を図る観点から、将来的な解消のために計画的に教員の配置を行ってきている。このため、平成25年度まで認められている学部等との専任教員数のダブルカウントの暫定措置については、延長しないこととするとともに、各法科大学院においては、可能な限り早いうちに自主的にこれを解消することが望まれる。

なお、これらの教員の組織体制や個別の教員の資質・能力・実績については、認証評価機関による評価において適切に評価が行われることが期待される。

2. 入学定員の見直しと法科大学院の教育課程の共同実施・統合等の促進

- 法科大学院教育の質の一層の向上のため、例えば、以下のような状況が見られる法科大学院については、自ら主体的に平成 22 年度の入学者からの入学定員の削減などの適正化に向けた見直しを個別に検討する必要がある。
 - ・ 入学定員の規模に比して質の高い教員の数を確保することが困難
 - ・ 志願者が減少し競争倍率が低いため質の高い入学者を確保することが困難
 - ・ 修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続
- また、上記のような状況にない法科大学院においても、教育体制の充実、入学者の質の確保や大量の司法試験不合格者の削減、などの観点から、平成 22 年度の入学者からの入学定員の見直しに主体的に取り組むことが望まれる。
- 特に小規模の法科大学院や地方の法科大学院において、今後、単独では、質の高い教員が十分確保できず、充実した法律基本科目や幅広い展開・先端科目の提供が困難となるなど、教育水準の継続的・安定的な保証について懸念が生じている場合には、他の法科大学院との間で教育課程の共同実施・統合等を図ることを積極的に検討する必要がある。

<入学定員の見直し>

法科大学院の設置については、司法制度改革審議会意見書を踏まえ、関係者の自発的創意を基本としつつ、基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとなっており、現在 74 校の法科大学院が設置されるに至っている。しかしながら、現状においては、競争倍率（受験者数／合格者数）が 2 倍を割っている法科大学院が約 3 分の 1 に達しており、一部の法科大学院においては、適性試験の成績が平均の半分にも達しない学生を入学させているケースが見られるほか、法科大学院の約 8 割近くが、法律基本科目の専任教員の完全な確保は困難であると考えている状況がある。

このような状況の中、今後、法科大学院教育の質の一層の向上を図るため、例えば、

- ・ 入学定員の規模に比して質の高い教員の数を確保することが困難、
- ・ 志願者が減少し競争倍率が低いため質の高い入学者を確保することが困難、
- ・ 修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続（その見通しも含む）、

といった状況が見られる法科大学院については、自ら主体的に平成 22 年度の入学定員の削減などの適正化に向けた見直しを個別に検討する必要がある。

また、そのような状況にない法科大学院においても、教育体制の充実、入学者の質の確保や大量の司法試験不合格者の削減、などの観点から、平成 22 年度の入学者からの入学定員の見直しに主体的に取り組む、法科大学院全体としての入学定員の適正化に寄与することが求められていると考える。

なお、これらの定員の見直しが教育体制の強化を目的としていることに鑑みれば、その見直しに当たっては、教員数の削減などにより教育体制が脆弱になることのないよう配慮されるべきである。

法科大学院の入学定員の見直しに当たっては、地域における法曹養成機関としての機能・実績を分析・評価し、適切な規模に留意しながら、全国的な適正配置にも配慮する必要がある。

これらの取組によって、法科大学院全体としての入学定員が一定程度削減され、法科大学院修了者が相当の割合で法曹資格を取得できるようになれば、優秀な法曹志望者の法科大学院への入学を促進することにつながることを期待される。

＜法科大学院の教育課程の共同実施・統合等の促進＞

現在、入学定員 50 人以下の比較的小規模な法科大学院は 36 校で、全体の約半数近くとなっている。これらの小規模の法科大学院、特に地方の法科大学院の中には、入学志願者の確保や単独で質の高い教員が十分確保できず、充実した法律基本科目や幅広い展開・先端科目の提供が困難となるなど、教育水準の継続的・安定的な保証について懸念が生じている場合も見られる。すでに、平成 22 年度より、国公私立の大学間における教育課程の共同実施が可能となるよう制度改正がなされているところであり、このような法科大学院については、他の法科大学院との間で教育課程の共同実施・統合等を図るなど、教育体制の抜本的な見直しを積極的に検討する必要がある。なお、このような各法科大学院における組織体制の見直しが促進されるよう、必要な措置が講じられる必要がある。

3. 教員養成体制の構築

- 学部等との専任教員数のダブルカウントの暫定措置終了後も、法科大学院の教員が博士後期課程における研究指導に携わることにより、優れた研究・教育能力を備えた教員を育成していくことができるような制度的な配慮が必要である。
- 法科大学院のカリキュラムにおいても、法科大学院の教員を志す学生のために、外国法や研究論文の作成などの選択的な学修ができるような科目配置を行うことが望まれる。
- 法科大学院修了者が博士後期課程に進学することは、大きな経済的負担を伴うため、授業料免除や奨学金の充実、TA制度の活用など経済的支援の充実も図るべきである。

法科大学院修了者のほとんどは法曹の道に進むことを希望するため、特に博士後期課程への進学を希望する者が減少してきており、将来的な法科大学院教員の養成に懸念が生じている。今後、平成25年度まで認められている学部等との専任教員数のダブルカウントの暫定措置終了後、法科大学院の教員が博士後期課程における研究指導に携わることが難しくなれば、教員養成体制の確保に支障が生じることになる。このため、平成25年度以降も、法科大学院の教員が博士後期課程において、優れた研究・教育能力を備えた教員を育成していくことができるような制度的な配慮が必要である。あわせて、一つの法科大学院で教員養成体制が構築できない場合は、他の研究科（博士課程・修士課程）との連携を図りながら、複数の法科大学院が、その一つを基幹校とした連携型の教員養成システムを構築することも考えられる。

一方、法科大学院のカリキュラムにおいては、研究論文の作成や外国法といった研究者養成に必要な基礎的な教育が十分なされる体制になっていないとの指摘がある。法科大学院のカリキュラムにおいても、法科大学院の教員を志す学生のために、外国法や研究論文の作成などの選択的な学修ができるような科目配置を行うよう配慮することも考えられ、その際、他の研究科・他専攻の履修単位数の法科大学院修了要件単位数への算入の仕方についても整理が必要である。

また、博士課程に進学するなどして教員を目指そうとする法科大学院修了者等については、経済的な負担が大きいのに、奨学金など経済的な支援が十分でないとの指摘があり、法科大学院修了者が博士後期課程に進学することに伴う経済的負担を軽減するため、授業料免除や奨学金の充実、TA制度の活用など経済的支援の充実も図られる必要がある。

4. 教員の教育能力の向上

- 教員の教育能力の向上を図るため、各法科大学院におけるFD（ファカルティ・ディベロップメント）を充実させるとともに、その成果を授業内容・方法の不断の改善につなげていく体制を整備する必要がある。
- 教員の教育能力についても、適切な評価の在り方や、評価の結果が改善に反映されるような仕組みを検討する必要がある。

ほぼすべての法科大学院においてFDのための組織が設置され、FD活動の一環として、主に学生による授業評価や教員相互の授業参観などが実施され、活発に行われている。しかしながら、これらの取組の成果についての検証や教育内容・方法の改善への結びつけが十分に行われているとはいえない。特に、学生による授業評価や教員間の授業参観については、すべての法科大学院で実施され、その結果は授業を担当する教員にフィードバックされているものの、授業評価の結果が授業内容・方法の改善のために十分活用されているとは言えない状況も多く認められる。このため、教員の教育能力の向上を図るため、各法科大学院におけるFDを充実させるとともに、その成果を授業内容・方法の不断の改善につなげていく体制を整備する必要がある。

このような各法科大学院におけるFDの活性化のためには、全国の法科大学院の教務担当者などの横の連携を構築することや、各法科大学院に優れた教育内容・方法をフィードバックしていくことを目的とした、全国的なFDの取組も期待される。これらのFDの取組に当たっては、教員の教育業績・能力についても、適切な評価の在り方や、評価の結果が改善に反映されるような仕組みを検討する必要がある。

第4 質を重視した評価システムの構築

1. 教育水準と教員の質に重点を置いた認証評価

- 認証評価においては、次の二巡目のサイクルに向けて、質の評価に軸足を置いた評価基準・方法などへの改善が求められる。
- 認証評価の基準においては、法科大学院教育の質の保証の観点から、例えば、適性試験の統一的最低基準の運用状況、厳格な成績評価・修了認定の状況（共通的な到達目標の達成状況を含む）、教員の教育研究上の業績・能力、修了者の進路（司法試験の合格状況を含む）などを重点評価項目とする必要がある。
- 「不適合」の認定については、社会（特に法科大学院への入学を希望する者）に誤解や混乱を生じさせないような運用を図るため、上記の重点評価項目を踏まえながら、評価基準・方法について見直しを行う必要がある。
- 「不適合」の認定の基準・方法については、3つの認証評価機関の間で調整を図り、基本的な共通認識を持つ必要があり、そのために3つの認証評価機関が主体的に協議の場を設けることが望まれる。

<認証評価基準について>

認証評価機関による法科大学院に対する評価は、平成18年度から開始され、平成20年度までにすでに68校の評価が終了し、ほぼ一巡目が終わりつつある。平成20年度には、44校が認証評価を受けたところである。現行の認証評価については、3つの認証評価機関の間で評価の方法・内容にバラツキがある、評価項目によって、形式的な評価にとどまっているものや、過度に微細にこだわった評価となっている、評価項目が広範にわたり、といった指摘がある。このため、次の二巡目のサイクルに向けて、質の評価に軸足を置いた評価基準・方法などへの改善が求められる。その際、評価基準は、数値のみで杓子定規的に評定するものとならないよう十分に精選されるべきであり、特に法科大学院教育の質の保証の観点から、以下の事項が重点評価項目として定められるべきである。

- ・入学者の質（適性試験の状況（入学最低基準の運用状況など）、競争倍率等の入学者選抜状況など）
- ・修了者の質（教育課程の編成の状況（授業科目間のバランス、共通的な到達目標の達成状況など）、厳格な成績評価の実施状況、司法試験の合格状況など）
- ・教育体制の確保（教員の教育研究上の業績・能力、適正な入学定員の規模など）

<不適合認定について>

認証評価機関による評価が実施された68校のうち適合と認定されなかった法科大学院は22校となっている。これまでに適合と認定されなかった理由は、入学者選抜から教員の組織体制まで広範かつ多岐にわたっており、そのレベルも、法令違反に抵触するおそれがあるものから、評価機関が独自に求める評価基準に達していないものまで

かなりの幅が見られる。また、いわゆる「不適合」の認定を出す際も、評価基準が一つでも「不適合」が出た場合には全体として「不適合」の認定を行う機関、複数の評価基準で「不適合」、又は法令違反などの重大な評価基準において「不適合」が出た場合に全体として「不適合」の認定を出す機関と、その判定方法に相違が見られる。また、「不適合」認定は、法科大学院としての適格性を有さないとのイメージが社会的に先行し、認証評価機関が法科大学院に改善を促すといった実体とのギャップが生じている。

このため、「不適合」の認定については、社会（特に法科大学院への入学を希望する者）に誤解を与えないような運用を図る必要があり、上記の重点評価項目を踏まえながら、法科大学院の教育の質に重大な欠陥が認められるときに限って「不適合」と認定するなど、一層厳格な認証評価が行われることを担保し、これまで以上に客観性・透明性・予測可能性を確保した評価基準・方法となるよう、見直しが行われるべきである。

その際、「不適合」認定の基準・方法については、各認証評価機関それぞれの特色・独自性を損なわないよう配慮しながら、3つの認証評価機関の間で調整を図り、基本的な共通認識を持つ必要があり、そのために3つの認証評価機関が主体的に協議の場を設けることが望まれる。

なお、法科大学院に対する認証評価以外にも、例えば、機関別認証評価や国立大学法人評価など他の評価も実施されており、各法科大学院にとっては負担が重くなっている。このため、評価機関相互の間で効率的な連携が図られることが望ましく、評価方法の効率化や提出資料の簡素化などを進めることが期待される。

＜参考：認証評価機関ごとの適格認定の方法＞

【日弁連法務研究財団】

- 47の評価基準を3種に分類して適格認定を行う。
 - ・ 法令由来基準（設置基準等の法令に由来する基準）が一つでも不適合又はD評価であれば不適合とする。
 - ・ 法令由来基準以外で、充足が必須の基準は、一つでも不適合又はD評価であれば、当該大学院は原則として不適合とするが、他の基準の結果も考慮して総合的に判断する。
 - ・ 法令由来基準以外で、充足が望ましい評価基準は、不適合又はD評価であっても、それだけで不適合とはしない。

【大学評価・学位授与機構】

- 機構が定める評価基準は54の基準で構成され、それらはその内容により、次の2つに分類される。
 - ① 各法科大学院において、基準に定められた内容が満たされていることが求

められるもの。

② 各法科大学院において、少なくとも、基準に定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。

○ 評価の結果、すべての基準が満たされた場合には、評価基準に適合していると認められ、適格認定が与えられる。

【大学基準協会】

○ 評価の視点は【レベルⅠ】（法科大学院に必要とされる最も基本的な事項）と【レベルⅡ】（法科大学院が行う教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくために点検・評価することが高度に望まれる事項）の2段階に分かれる。

○ 【レベルⅠ】のうち、法令等の遵守に関する事項（◎を付した評価の視点）については法令遵守状況に重大な問題がある場合は、認定しない。法令に準じて法科大学院に求める基本的事項（○を付した評価の視点）に問題がある場合は、「勧告」を付す。また、重大な問題がある場合や、多くの点で問題がある場合は、認定しない。

2. 積極的な情報公開の促進

○ 今後、各法科大学院においては、例えば、入学者選抜、教育内容、教員及び司法試験をはじめとする修了者の進路等の情報を一層、積極的に提供していく必要がある。

法科大学院修了者は、司法試験の受験資格が付与されることから、法科大学院の教育の活動状況について社会的な関心が高い。また、法科大学院入学希望者にとっても、どの法科大学院に入学すべきか選択する際に、各法科大学院の教育の活動状況に関する情報は必要不可欠である。現在、各法科大学院においては、入学者選抜の状況、教育内容・方法や修了者の進路などについて、社会に対して一定の情報提供がなされているが、なお十分ではないとの指摘もなされている。このため、今後、各法科大学院においては、例えば、以下のような情報を一層、積極的に提供していく必要がある。

- ・入学者選抜に関するもの（志願者数、志願倍率、受験者数、合格者数、入学者数、配点基準、適性試験の平均点・最低点など）
- ・教育内容等に関するもの（カリキュラム、到達目標、進級・修了基準、進級率など）
- ・教員に関するもの（担当教員の教育研究業績など）
- ・司法試験をはじめとする修了者の進路等に関するもの（修了者数、修了率、司法試験受験者数・合格者数・合格率及び進路など）
- ・学生への生活支援に関するもの（奨学金制度など）

このような各法科大学院における情報（特に修了者の進路など）については、法科大学院の自主的な組織において総合的に集積・管理しておくことが期待される。

3. フォローアップ体制の構築

- 各法科大学院において、教育活動が法令に従って適切に行われているか、又改善のための真摯な取組が推進されているかについて、フォローアップを行うための組織を本委員会に設置し、実態を把握しながら、必要な改善を各法科大学院に対して継続的に促していく仕組みを構築する。
- 各法科大学院における改善の進捗状況を踏まえながら、法令違反の場合は、学校教育法に基づく措置等の適切な対応を取られることが求められる。

審議経過

第1回	平成20年3月27日	法科大学院の教育の質の保証について（審議） 認証評価の結果について
第2回	平成20年7月18日	ワーキング・グループの審議状況について 法科大学院の教育の質について（審議）
第3回	平成20年7月23日	法科大学院の教育の質について（審議）
第4回	平成20年8月21日	法科大学院の教育体制の強化について（審議）
第5回	平成20年9月5日	ワーキング・グループの検討結果について 教育体制の充実について（審議）
第6回	平成20年9月30日	中間まとめ（案）について（審議）
第7回	平成20年12月5日	法科大学院教育の改善に関するヒアリングの 実施について
第8回	平成21年2月24日	特別委員会のこれまでの審議状況について
第9回	平成21年3月19日	第1ワーキング・グループの検討結果について
第10回	平成21年4月3日	法科大学院の認証評価について 第2ワーキング・グループの検討結果について
第11回	平成21年4月10日	法科大学院教育の質の向上について
第12回	平成21年4月17日	法科大学院教育の質の向上について

第4期中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会委員名簿

(臨時委員)		2名	
座長	田中成明		関西学院大学大学院司法研究科教授
座長代理	木村孟		独立行政法人大学評価・学位授与機構長
(専門委員)		14名	
	磯村保		神戸大学大学院法学研究科教授
	小山太士		法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
	井上正仁		東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
	小幡純子		上智大学大学院法学研究科教授
	鎌田薫		早稲田大学大学院法務研究科長
	川端和治		弁護士
	川村正幸		一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	小島武司		桐蔭横浜大学長
	瀬戸純一		駿河台大学文化情報学部教授
	永田眞三郎		関西大学法学部教授
	中谷実		南山大学大学院法務研究科教授
	林道晴		司法研修所事務局長
	諸石光熙		弁護士
	山中至		熊本大学大学院法曹養成研究科教授

計 16名

**第5期中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会委員名簿**

(臨時委員)		2名	
座長	田中成明		関西学院大学大学院司法研究科教授
	有信睦弘		株式会社東芝顧問
(専門委員)		14名	
座長代理	磯村保		神戸大学大学院法学研究科教授
	稲田仁士		三菱商事株式会社法務部長
	井上正仁		東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
	小山太士		法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
	笠井治		弁護士
	鎌田薫		早稲田大学大学院法務研究科長
	木村光江		首都大学東京大学院社会科学研究科教授
	椎橋隆幸		中央大学副学長・大学院法務研究科教授
	土屋美明		社団法人共同通信社論説委員・編集委員
	永田眞三郎		関西大学法学部教授
	長谷部由起子		学習院大学大学院法務研究科教授
	林道晴		司法研修所事務局長
	松村和徳		岡山大学大学院法務研究科長
	山本和彦		一橋大学大学院法学研究科教授

計 16名

**第4期中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会
第1ワーキング・グループ委員名簿**

(専門委員)	7名	
	大 貫 裕 之	中央大学大学院法務研究科教授
	大 村 敦 志	東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授
	笠 井 正 俊	京都大学大学院法学研究科・法学部教授
主査	鎌 田 薫	早稲田大学大学院法務研究科長
主査代理	永 田 眞三郎	関西大学法学部教授
	野 澤 正 充	立教大学大学院法務研究科教授
	平 野 敏 彦	広島大学大学院法務研究科長

計 7名

**第4期中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会
第2ワーキング・グループ委員名簿**

(専門委員)	13名	
	石 川 敏 行	中央大学大学院法務研究科教授
主査	磯 村 保	神戸大学大学院法学研究科教授
	大 塚 直	早稲田大学大学院法務研究科教授
	小 林 量	名古屋大学法学部・法学研究科教授
	佐々木 宗 啓	法務省大臣官房司法法制部参事官
	高 瀬 浩 造	東京医科歯科大学副学長・大学院医歯学総合 研究科教授(司法修習委員会委員)
	田 村 政 喜	司法研修所教官
	土 井 真 一	京都大学大学院法学研究科教授
	長 沼 範 良	上智大学大学院法学研究科教授
	酒 巻 匡	京都大学大学院法学研究科教授
	藤 原 浩	弁護士
主査代理	山 口 厚	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山 本 和 彦	一橋大学大学院法学研究科教授

計 13名

**第5期中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会
第1ワーキング・グループ委員**

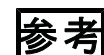
(専門委員)	7名	
	大 貫 裕 之	中央大学大学院法務研究科教授
	大 村 敦 志	東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授
	笠 井 正 俊	京都大学大学院法学研究科・法学部教
主査	鎌 田 薫	早稲田大学大学院法務研究科長
主査代理	永 田 眞三郎	関西大学法学部教授
	野 澤 正 充	立教大学大学院法務研究科教授
	平 野 敏 彦	広島大学大学院法務研究科長

計 7名

**第5期中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会
第2ワーキング・グループ委員**

(専門委員)	12名	
	石 川 敏 行	中央大学大学院法務研究科教授
主査	磯 村 保	神戸大学大学院法学研究科教授
	大 塚 直	早稲田大学大学院法務研究科教授
	小 林 量	名古屋大学大学院法学部・法務研究科教授
	酒 卷 匡	京都大学大学院法学研究科教授
	佐々木 宗 啓	法務省大臣官房司法法制部参事官
	高 瀬 浩 造	東京医科歯科大学副学長・大学院医歯学総合 研究科教授（司法修習委員会委員）
	土 井 真 一	京都大学大学院法学研究科・法学部教授
	中 山 大 行	司法研修所教官
	藤 原 浩	弁護士
主査代理	山 口 厚	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山 本 和 彦	一橋大学大学院法学研究科・法学部教授

計 12名



基 礎 資 料

○ 法科大学院入学者選抜実施状況の概要	… 1
○ 法科大学院修了認定状況の概要	…13
○ 適性試験の得点分布	…16
○ 新司法試験結果の分析（大学別）	…22
○ 修了者の新司法試験合格状況（平成17年度修了者・平成18年度修了者）	…23
○ 平成20年度法科大学院における教育体制について	…25
○ 平成20年度法科大学院における教育内容等について	…29
○ 法科大学院の認証評価について	…31
○ 認証評価機関の評価基準と授業科目群ごとの単位数の状況	…32
○ 法科大学院教育の改善に関するヒアリングの結果概要	…33
○ 法科大学院一覧（平成20年度・平成21年度）	…36

法科大学院入学者選抜実施状況の概要

(文部科学省調べ)

1. 平成16年度～20年度における入学者選抜実施状況の推移

(1) 法科大学院志願者数・志願倍率の推移

区 分		国 立	公 立	私 立	計
志願者数	H16	16,691	2,425	53,684	72,800
	H17	9,884	1,047	30,825	41,756
	H18	11,052	1,493	27,796	40,341
	H19	12,453	2,035	30,719	45,207
	H20	10,734	1,897	26,924	39,555
志願倍率	H16	10.1	17.3	14.1	13.0
	H17	5.6	7.5	7.9	7.2
	H18	6.3	10.7	7.1	6.9
	H19	7.1	14.5	7.8	7.8
	H20	6.1	13.6	6.9	6.8

(2) 社会人入学者数・社会人入学者の割合

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
社会人入学者数	2,792	2,091	1,925	1,834	1,609
社会人入学者の割合	48.4%	37.7%	33.3%	32.1%	29.8%

(3) 定員過欠員の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
定員過欠員	177	▲ 281	▲ 31	▲ 102	▲ 388

(4) 他学部出身者数・他学部出身者の割合

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
他学部出身者数	1,988	1,660	1,634	1,490	1,410
他学部出身者の割合	34.5%	29.9%	28.3%	26.1%	26.1%

(5) 社会人・他学部出身者特別選抜での入学者数・入学者の割合

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
特別選抜入学者数	240	254	223	195	170
特別選抜入学者の割合	4.2%	4.6%	3.9%	3.4%	3.1%

2. 平成20年度法科大学院入学者選抜実施状況

(1) 志願者数及び志願倍率について

区 分	国 立	公 立	私 立	計
志願者数	(12,453)	(2,035)	(30,719)	(45,207)
	10,734	1,897	26,924	39,555
志願倍率	(7.1)	(14.5)	(7.8)	(7.8)
	6.1	13.6	6.9	6.8

- (注) 1. 本調査は、平成20年4月1日現在で集計したものである。
 2. 志願者数は、重複出願分を除く。(既修者コースと未修者コースに出願した場合は1人として集計)
 3. () 書きは前年度の数値を示す。(以下、各表において同じ。)

(2) 入学者数について

① 既修・未修の別

(単位：人)

国 立			公 立			私 立			計		
既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計
(797)	(994)	(1,791)	(84)	(58)	(142)	(1,288)	(2,492)	(3,780)	(2,169)	(3,544)	(5,713)
761	963	1,724	82	54	136	1,223	2,314	3,537	2,066	3,331	5,397

② 社会人の入学状況

(単位：人)

国 立			公 立			私 立			計		
既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計
(107)	(316)	(423)	(42)	(26)	(68)	(568)	(775)	(1,343)	(717)	(1,117)	(1,834)
130	308	438	30	9	39	437	695	1,132	597	1,012	1,609

(参考) 全入学者に占める社会人の割合が5割を超えた大学14大学

③ 学部系統別の入学状況

(単位：人)

区 分	法 学	文系 (法学以外)	理 系	そ の 他	計
国 立	(1,365)	(277)	(102)	(47)	(1,791)
	1,290	276	109	49	1,724
公 立	(114)	(17)	(5)	(6)	(142)
	114	12	9	1	136
私 立	(2,744)	(767)	(166)	(103)	(3,780)
	2,583	684	164	106	3,537
計	(4,223)	(1,061)	(273)	(156)	(5,713)
	3,987	972	282	156	5,397

(参考) 全入学者に占める法学系以外の出身者の割合が5割を超えた大学 8大学

- (注) 「文系」は、人文科学・社会科学系学部、「理系」は、理学・工学・農学・保健・商船系学部、「その他」は、家政・教育・芸術系学部その他とした。

3. 総括表

(単位:人)

区 分	募集人員 A	志願者数 B	志願倍率 B/A	受験者数	合格者数	入学者数 C			過△欠員 C-A
						既修コース	未修コース	計	
国立大学 (23大学)	(1,750)	(12,453)	(7.1倍)	(7,641)	(2,383)	(797)	(994)	(1,791)	(41)
	1,750	10,734	6.1倍	8,243	2,338	761	963	1,724	△ 26
公立大学 (2大学)	(140)	(2,035)	(14.5倍)	(796)	(208)	(84)	(58)	(142)	(2)
	140	1,897	13.6倍	1,008	209	82	54	136	△ 4
私立大学 (49大学)	(3,925)	(30,719)	(7.8倍)	(22,643)	(7,286)	(1,288)	(2,492)	(3,780)	(△ 145)
	3,895	26,924	6.9倍	21,930	7,017	1,223	2,314	3,537	△ 358
合 計 (74大学)	(5,815)	(45,207)	(7.8倍)	(31,080)	(9,877)	(2,169)	(3,544)	(5,713)	(△ 102)
	5,785	39,555	6.8倍	31,181	9,564	2,066	3,331	5,397	△ 388

(注) 1. 本調査は、平成20年4月1日現在で集計したものである。

2. 各大学の選抜毎の実人数を集計したものである。(既修コースと未修コースに出願した場合は1人として集計)

3. 「入学者数」欄の「既修コース」とは、短縮(2年)コースのことであり、「未修コース」とは、標準(3年)コースのことであり。

4. ()書きは前年度の数値を示す。(以下、各表において同じ。)

4. 入学者の状況

① 社会人の入学状況

(単位:人)

区 分	国立大学	公立大学	私立大学	合 計
既修コース	(107)	(42)	(568)	(717)
	130	30	437	597
未修コース	(316)	(26)	(775)	(1,117)
	308	9	695	1,012
計	(423)	(68)	(1,343)	(1,834)
	438	39	1,132	1,609
全入学者に 占める割合	(23.6%)	(47.9%)	(35.5%)	(32.1%)
	25.4%	28.7%	32.0%	29.8%

(注)社会人の定義は大学によって異なる。(例:実務経験〇年以上、大学卒業後〇年以上)

② 出身学部別の入学状況

(単位:人)

区 分		国立大学	公立大学	私立大学	合 計
法学系学部	既修コース	(730)	(74)	(1,051)	(1,855)
		695	73	1,042	1,810
	未修コース	(635)	(40)	(1,693)	(2,368)
		595	41	1,541	2,177
計	(1,365)	(114)	(2,744)	(4,223)	
全入学者に 占める割合	(76.2%)	(80.3%)	(72.6%)	(73.9%)	
	74.8%	83.8%	73.0%	73.9%	
文系 (法学系以外)	既修コース	(51)	(7)	(189)	(247)
		46	5	148	199
	未修コース	(226)	(10)	(578)	(814)
		230	7	536	773
計	(277)	(17)	(767)	(1,061)	
全入学者に 占める割合	(15.5%)	(12.0%)	(20.3%)	(18.6%)	
	16.0%	8.8%	19.3%	18.0%	
理系	既修コース	(11)	(1)	(23)	(35)
		13	3	13	29
	未修コース	(91)	(4)	(143)	(238)
		96	6	151	253
計	(102)	(5)	(166)	(273)	
全入学者に 占める割合	(5.7%)	(3.5%)	(4.4%)	(4.8%)	
	6.3%	6.6%	4.6%	5.2%	
その他	既修コース	(5)	(2)	(25)	(32)
		7	1	20	28
	未修コース	(42)	(4)	(78)	(124)
		42	0	86	128
計	(47)	(6)	(103)	(156)	
全入学者に 占める割合	(2.6%)	(4.2%)	(2.7%)	(2.7%)	
	2.8%	0.7%	3.0%	2.9%	
合 計	既修コース	(797)	(84)	(1,288)	(2,169)
		761	82	1,223	2,066
	未修コース	(994)	(58)	(2,492)	(3,544)
		963	54	2,314	3,331
計	(1,791)	(142)	(3,780)	(5,713)	
	1,724	136	3,537	5,397	

(注)「文系」は、人文科学・社会科学系学部、「理系」とは、理学・工学・農学・保健・商船系学部、「その他」は、家政・教育・芸術学部、その他とした。

5. 社会人・他学部出身者特別選抜の実施状況

(単位:人)

区 分	実施大学数	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	全入学者に 占める割合
国立大学	(7)	(84)	(585)	(391)	(102)	(74)	(4.1%)
	7	76	559	415	130	74	4.3%
私立大学	(12)	(155)	(614)	(535)	(218)	(121)	(3.2%)
	13	140	575	439	163	96	2.7%
合 計	(19)	(239)	(1,199)	(926)	(320)	(195)	(3.4%)
	20	216	1,134	854	293	170	3.1%

(注) 1. 社会人の定義は大学によって異なる。(例: 実務経験〇年以上、大学卒業後〇年以上)

2. 特別選抜とは、社会人・他学部出身者の特別枠を設け、かつ選抜方法・評価尺度等を異にする選抜方法をいう。

6. 入学者選抜方法について

(1) 法学未修者

① 選抜回数

- ・第1日程のみ実施している大学は37校 (50.0%)
- ・第2日程まで実施している大学は31校 (41.9%)
- ・第3日程まで実施している大学は 6校 (8.1%)

第1日程 … 計74校

- A. 1回 (第1次選抜のみ) … 24校 (32.4%)
- B. 2回 (第2次選抜まで) … 44校 (59.5%)
- C. 3回 (第3次選抜まで) … 6校 (8.1%)

第2日程 … 計37校

- A. 1回 (第1次選抜のみ) … 18校 (48.6%)
- B. 2回 (第2次選抜まで) … 19校 (51.4%)
- C. 3回 (第3次選抜まで) … 0校

第3日程 … 計6校

- A. 1回 (第1次選抜のみ) … 5校 (83.3%)
- B. 2回 (第2次選抜まで) … 1校 (16.7%)
- C. 3回 (第3次選抜まで) … 0校

② 選抜方法 (複数回答)

- ・適性試験は全日程において全大学で考慮
- ・適性試験以外の書類選考、小論文試験、面接・口述試験は全日程で8割以上が実施

第1日程 … 計74校

- A. 適性試験 … 74校 (100%)
- B. A以外の書類選考 … 70校 (94.6%)
- C. 小論文試験 … 71校 (95.9%)
- D. 面接、口述試験 … 61校 (82.4%)
- E. その他 … 1校 (1.4%) 英語 (小論文試験との選択制)

第2日程 … 計37校

- A. 適性試験 … 37校 (100%)
- B. A以外の書類選考 … 32校 (86.5%)
- C. 小論文試験 … 36校 (97.3%)
- D. 面接、口述試験 … 31校 (83.8%)
- E. その他 … 1校 (2.7%) 英語 (小論文試験との選択制)

第3日程 … 6校

- A. 適性試験 … 6校 (100%)
- B. A以外の書類選考 … 6校 (100%)
- C. 小論文試験 … 5校 (83.3%)
- D. 面接、口述試験 … 6校 (100%)
- E. その他 … 0校

③ 入学者選抜全体に占める各選抜方法の考慮割合

※別表参照 (10頁)

(2) 法学既修者

① 既修者選抜の方法 … 計74校

- A. 法学未修者、既修者の区分をせずに適性試験の成績等により入学者選抜を行い、その合格者の中から既修者の志願者に対して法律科目試験を科し、その合格者のみを法学既修者として認定する … 26校
- B. 法学既修者枠を設け、その志願者に対し、法律科目試験等により入学者選抜を行い、合否を判定する … 33校 (44.6%)
- C. その他 … 15校
- ・既修者コースなし。5校
 - ・未修・既修の区分をせずに共通試験を実施し、希望者には併せて法律科目試験を実施。7校
 - ・未修者日程と既修者向日程の2種類を実施。前者はAだが、後者は入学試験と法学既修者認定試験を兼ねた試験を実施するが既修者枠はなし (Bではない)。
 - ・既修コース入試と未修コース合格者のうち希望者に実施する既修者認定試験の2種類を実施。
 - ・Aの一般入試とBの既修者試験利用入試の2種類を実施。

② 選抜回数 (対象：43校)

- ・第1日程のみ実施している大学は26校 (60.5%)
- ・第2日程まで実施している大学は15校 (34.9%)
- ・第3日程まで実施している大学は2校 (4.6%)

第1日程 … 計43校

- A. 1回 (第1次選抜のみ) … 11校 (25.6%)
- B. 2回 (第2次選抜まで) … 26校 (60.5%)
- C. 3回 (第3次選抜まで) … 6校 (14.0%)

第2日程 … 計17校

- A. 1回 (第1次選抜のみ) … 9校 (52.9%)
- B. 2回 (第2次選抜まで) … 7校 (41.2%)
- C. 3回 (第3次選抜まで) … 1校 (5.9%)

第3日程 … 計2校

- A. 1回 (第1次選抜のみ) … 1校 (50.0%)
- B. 2回 (第2次選抜まで) … 1校 (50.0%)
- C. 3回 (第3次選抜まで) … 0校

③ 選抜方法 (対象：43校。複数回答)

- ・適性試験、法律科目試験は全日程で全大学が考慮・実施
- ・適性試験以外の書類選考は9割以上、面接・口述試験は6割以上、小論文試験はほぼ3割以上が実施

第1日程 … 計43校

- A. 適性試験 … 43校 (100%)
- B. A以外の書類選考 … 41校 (95.3%)
- C. 法律科目試験 … 43校 (100%)
- D. 小論文試験 … 15校 (34.9%)
- E. 面接、口述試験 … 29校 (67.4%)
- F. その他 … 0校

第2日程 … 計17校

- A. 適性試験 … 17校 (100%)
- B. A以外の書類選考 … 16校 (94.1%)
- C. 法律科目試験 … 17校 (100%)
- D. 小論文試験 … 8校 (47.1%)

- E. 面接、口述試験 … 13校 (76.5%)
- F. その他 … 0校

第3日程 … 計2校

- A. 適性試験 … 2校 (100%)
- B. A以外の書類選考 … 2校 (100%)
- C. 法律科目試験 … 2校 (100%)
- D. 小論文試験 … 0校
- E. 面接・口述試験 … 2校 (100%)
- F. その他 … 0校

④ 入学者全体における選抜方法の考慮割合 (対象：43校)

※別表参照 (10頁)

(3) 法学以外の課程を履修した者や実務等の経験を有する者の入学促進に向けた取組
… 計74校 (複数回答)

・9割以上の大学が入学促進に向けた取組を行っている (67校、90.5%)

- A. 募集人員の中で、法学以外の課程を履修した者や実務等の経験を有する者を優先的に選抜する枠を設ける … 22校 (29.7%)
- B. 専攻の過程で法学以外の課程を履修した者や実務等の経験を有する者については、そこで取得した資格や特筆すべき実績を考慮する … 42校 (56.8%)
- C. その他 … 16校 (21.6%)
 - ・社会人と他学部出身者等の割合が3割程度となるよう選抜。5校
 - ・社会人経験や他学部出身等について、選考の過程で考慮。4校
 - ・社会人入試等の特別入試を設定。4校
 - ・実務経験を有していることが原則の受験資格要件。
 - ・実務経験者のみ時事英語問題を小論文にかえて選択することができる。
 - ・多様なバックグラウンドを有する人々に広く門戸を開く方針に従い選抜。
- D. 特段の取組は行っていない … 7校 (9.5%)

(4) 法科大学院に入学するために、いかなる能力が必要であると考えますか

・必要な能力は、1位「思考力」、2位「分析力」、3位「法曹を目指す意欲」

… 計74校 (複数回答)

- A. 思考力 … 69校 (93.2%) 1位
- B. 判断力 … 54校 (73.0%)
- C. 表現力 … 62校 (83.8%)
- D. 分析力 … 65校 (87.8%) 2位
- E. 洞察力 … 46校 (62.2%)
- F. 豊かな感受性 … 41校 (55.4%)
- G. 語学力 … 9校 (12.2%)
- H. 法曹を目指す意欲 … 63校 (85.1%) 3位
- I. その他 … 12校 (16.2%)

(コミュニケーション能力3、知的吸収力、社会常識・モラル、忍耐力、読解力・応用力・論理性・積極性、常識力、物事を幅広く見る能力、誠実で真面目な人柄、豊かな人間性、持続的な学習能力)

(5) (4) で回答いただいた能力について、具体的にどのような試験内容が望ましいと考えますか … 計74校 (複数回答)

・法科大学院に入学するために必要な能力について望ましい試験内容は、1位「小論文試験」、2位「面接・口述試験」、3位「適性試験」

A. 適性試験の成績	…	55校 (74.3%)	3位
B. 学部における学業成績	…	36校 (48.6%)	
C. 小論文の成績	…	70校 (94.6%)	1位
D. 面接・口述試験の成績	…	60校 (81.1%)	2位
E. 職業上の能力・経験	…	32校 (43.2%)	
F. 専門的資格	…	18校 (24.3%)	
G. 外国語の能力	…	8校 (10.8%)	
H. その他	…	7校 (9.5%)	志望理由書3、自己評価書3、ディスカッション・討論

7. 入学者選抜における適性試験の利用状況 … 計74校

・9割近い大学が「いずれかの適性試験成績の提出が必須」

A. 大学入試センターの適性試験の成績の提出が必須	…	9校 (12.2%)
B. 日弁連法務研究財団の適性試験の成績の提出が必須	…	0校 (0.0%)
C. 大学入試センター及び日弁連法務研究財団の両方の成績の提出が必須	…	0校 (0.0%)
D. 大学入試センター又は日弁連法務研究財団のいずれかの成績の提出が必須	…	65校 (87.8%)

8. 入学者選抜における適性試験の成績の取扱い

(1) 平成20年度入学者選抜において、合格者の適性試験の最低点を設定していますか … 計74校

・9割以上の大学が合格者の適性試験の最低点を「設定していない」

A. 設定している	…	5校 (6.8%)
B. 設定していない	…	69校 (93.2%)

(2) 平成20年度入試における合格者の適性試験最低点について (大学入試センター) … 計59校 (任意回答)

A. 70点以上	…	7校 (11.9%)	※平均点 67.47点 (100点満点)
B. 60点以上70点未満	…	10校 (16.9%)	
C. 50点以上60点未満	…	18校 (30.5%)	
D. 50点未満	…	24校 (40.7%)	

(日弁連法務研究財団) … 計48校 (任意回答)

A. 200点以上	…	0校 (0.0%)	※平均点 147.5点 (300点満点)
B. 170点以上200点未満	…	2校 (4.2%)	
C. 140点以上170点未満	…	10校 (20.8%)	
D. 110点以上140点未満	…	22校 (45.8%)	
E. 110点未満	…	14校 (29.2%)	

別表

入学者選抜全体に占める各選抜方法の考慮割合

横軸：A(適性試験)、B(A以外の書類選考)、C(小論文試験)、D(面接、口述試験)、E(その他)
 縦軸：i(10%未満)、ii(10%以上30%未満)、iii(30%以上50%未満)、iv(50%以上)、v(その他)

(1)③【法学未修者】

単位：校

	第1日程(74校実施)														
	第1次選抜(74校実施)					第2次選抜(44校実施)					第3次選抜(6校実施)				
	A(適性)	B(書類)	C(論文)	D(面接)	E(他)	A(適性)	B(書類)	C(論文)	D(面接)	E(他)	A(適性)	B(書類)	C(論文)	D(面接)	E(他)
i(10%未満)	0	12	0	2	3	1	5	0	5	0	0	0	0	0	0
ii(10~30%)	11	23	7	12	2	8	13	5	15	3	1	2	1	4	0
iii(30~50%)	21	14	18	4	0	15	4	17	5	0	2	0	1	0	0
iv(50%以上)	32	6	6	0	0	4	0	12	2	1	0	0	1	0	0
v(他)	10	11	6	3	3	7	7	6	6	3	2	2	2	2	0
計	74	66	37	21	8	35	29	40	33	7	5	4	5	6	0

	第2日程(37校実施)										第3次選抜 実施校なし				
	第1次選抜(37校実施)					第2次選抜(19校実施)									
	A(適性)	B(書類)	C(論文)	D(面接)	E(他)	A(適性)	B(書類)	C(論文)	D(面接)	E(他)					
i(10%未満)	0	5	0	2	1	0	3	0	1	0					
ii(10~30%)	8	12	6	7	2	3	5	2	9	2					
iii(30~50%)	14	8	10	4	0	8	1	10	3	0					
iv(50%以上)	10	2	5	0	0	0	0	1	1	0					
v(他)	5	5	3	2	1	4	4	3	2	2					
計	37	32	24	15	4	15	13	16	16	4					

	第3日程(6校実施)										第3次選抜 実施校なし				
	第1次選抜(6校実施)					第2次選抜(5校実施)									
	A(適性)	B(書類)	C(論文)	D(面接)	E(他)	A(適性)	B(書類)	C(論文)	D(面接)	E(他)					
i(10%未満)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0					
ii(10~30%)	1	3	2	4	0	0	0	0	1	0					
iii(30~50%)	3	2	2	0	0	1	0	1	0	0					
iv(50%以上)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
v(他)	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0					
計	6	5	4	5	1	1	1	1	1	0					

横軸：A(適性試験)、B(A以外の書類選考)、C(法律科目試験)、D(小論文試験)、E(面接、口述試験)、F(その他)
 縦軸：i(10%未満)、ii(10%以上30%未満)、iii(30%以上50%未満)、iv(50%以上)、v(その他)

(2)④【法学既修者】

※(2)①でAと回答した26校及び既修コースがない5校を除く43校が対象

単位：校

	第1日程(43校実施)																	
	第1次選抜(43校実施)						第2次選抜(26校実施)						第3次選抜(6校実施)					
	A(適性)	B(書類)	C(法律)	D(論文)	E(面接)	F(他)	A(適性)	B(書類)	C(法律)	D(論文)	E(面接)	F(他)	A(適性)	B(書類)	C(法律)	D(論文)	E(面接)	F(他)
i(10%未満)	1	14	0	1	5	3	2	4	0	1	3	1	0	2	0	0	2	0
ii(10~30%)	16	9	0	5	4	3	7	3	0	0	4	2	2	1	1	0	0	0
iii(30~50%)	5	5	2	2	1	0	1	1	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0
iv(50%以上)	13	2	14	0	0	0	0	0	18	1	0	0	0	0	3	0	0	0
v(他)	8	8	7	3	1	1	4	5	6	1	3	1	2	2	2	1	2	0
計	43	38	23	11	11	7	14	13	25	5	13	4	4	5	6	1	4	0

	第2日程(17校実施)													第3次選抜 実施校なし					
	第1次選抜(17校実施)						第2次選抜(7校実施)												
	A(適性)	B(書類)	C(法律)	D(論文)	E(面接)	F(他)	A(適性)	B(書類)	C(法律)	D(論文)	E(面接)	F(他)							
i(10%未満)	1	4	0	0	3	1	0	1	0	0	0	0							
ii(10~30%)	8	7	0	3	4	1	2	1	0	0	2	1							
iii(30~50%)	2	1	1	2	1	0	1	0	1	2	2	0							
iv(50%以上)	3	0	8	0	0	0	0	0	3	0	0	0							
v(他)	3	3	3	1	0	0	0	0	2	0	1	0							
計	17	15	12	6	8	2	3	2	6	2	5	1							

	第3日程(2校実施)													第3次選抜 実施校なし					
	第1次選抜(2校実施)						第2次選抜(1校実施)												
	A(適性)	B(書類)	C(法律)	D(論文)	E(面接)	F(他)	A(適性)	B(書類)	C(法律)	D(論文)	E(面接)	F(他)							
i(10%未満)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
ii(10~30%)	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0							
iii(30~50%)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0							
iv(50%以上)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
v(他)	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0							
計	2	0	2	0	1	2	0	0	0	0	1	0							

9. 法学既修者の認定について

- (1) 法学既修者認定試験の受験資格 …計69校（法学既修者認定を行う大学）
 - A. 特に定めていない（出身学部限定はない） … 67校（90.5%）
 - B. 法学部（法学系も含む）出身者に限定している … 0校
 - C. その他 … 2校（2.7%）
- (2) 法学既修者の入学定員の設定 …計69校（法学既修者認定を行う大学）
 - A. 予め法学既修者コースを設定し、入学定員を定めている … 31校（44.9%）
 - B. 法学既修者コースの設定はせず、法学未修者コースの合格者に対し、既修者認定試験を実施している（内部振り分け方式） … 30校（43.5%）
 - C. その他 … 8校（11.6%）
- (3) 法学既修者認定試験の要素 …計69校（法学既修者認定を行う大学）
 - A. 法学既修者認定試験（筆記試験・口述試験）の成績のみで認定…43校（62.2%）
 - B. 法学既修者認定試験の成績以外の要素も加味して認定 …26校（37.7%）
 - C. その他 … 0校
- (4) 既修者認定試験の合格水準について、平成20年度入学者選抜（平成19年度実施）での既修者認定試験における法律科目試験の満点及び合格者の最低点

○各大学により満点が異なるため、最低点／満点の割合の分布を表示
 ※法学既修者認定試験を行う69校のうち、58校の結果を集計（1校は点数を出さず、合否のみ判定、10校は平成19年度実施の既修者認定試験合格者なし）
 ※大学により実施科目が異なるため、合計校数は一致しない

	総合点	憲法	民法	刑法	行政法	商法	民訴法	刑訴法
最高(%)	78.8	74.0	87.0	90.0	70.0	80.0	80.0	90.0
最低(%)	36.2	12.5	17.5	15.0	6.7	10.0	6.3	6.5
平均(%)	56.1	42.2	44.8	44.8	36.5	42.1	40.7	41.5
0～9%(校)	0	0	0	0	1	0	1	2
10～19%(校)	0	6	3	4	1	4	4	3
20～29%(校)	0	6	4	7	4	3	9	6
30～39%(校)	2	11	18	12	7	7	6	7
40～49%(校)	12	12	9	9	3	15	5	4
50～59%(校)	22	9	6	7	3	3	5	6
60～69%(校)	18	7	7	8	1	4	4	7
70～79%(校)	4	4	4	4	1	3	5	2
80～89%(校)	0	0	2	0	0	2	1	0
90%～(校)	0	0	0	2	0	0	0	1

(5) 法学既修者認定試験（筆記試験・口述試験）で課している科目、科目ごとの試験形式、単位認定している科目（専門職大学院設置基準第25条第1項において修得したものとみなされる単位）…計69校（法学既修者認定を行う大学）

	短答式（実施校数）			論文式（実施校数）		口述式（実施校数）		単位認定（実施校数）	
		配点割合	平均問題数		配点割合		配点割合		試験を課さず認定
憲法	7 (9.5%) 《短答式のみ 実施：0》	最高 17.6% 最低 1.4% 平均 10.5% 合否のみ判定1校	7.9	65 (87.8%)	最高 33.3% 最低 5.7% 平均 17.9% 合否のみ判定2校	7 (9.5%) 《口述式のみ 実施：0》	最高 12.5% 最低 1.3% 平均 8.3% 合否のみ判定2校	65 (87.8%)	0
民法	7 (9.5%) 《短答式のみ 実施：0》	最高 17.6% 最低 4.3% 平均 11.1% 合否のみ判定1校	12.3	63 (85.1%)	最高 50.0% 最低 12.8% 平均 22.1% 合否のみ判定3校	7 (9.5%) 《口述式のみ 実施：0》	最高 21.4% 最低 1.3% 平均 11.1% 合否のみ判定2校	63 (85.1%)	0
刑法	9 (12.2%) 《短答式のみ 実施：0》	最高 11.8% 最低 1.4% 平均 8.5%	9.6	63 (85.1%)	最高 33.3% 最低 5.7% 平均 18.4% 合否のみ判定3校	7 (9.5%) 《口述式のみ 実施：0》	最高 12.5% 最低 1.3% 平均 6.9% 合否のみ判定2校	63 (85.1%)	0
行政法	5 (6.8%) 《短答式のみ 実施：4》	最高 11.8% 最低 6.7% 平均 9.3%	7.0	22 (29.7%)	最高 18.2% 最低 6.3% 平均 11.0% 合否のみ判定1校	3 (4.1%) 《口述式のみ 実施：2》	12.5% 合否のみ判定2校	29 (39.2%)	2
商法	5 (6.8%) 《短答式のみ 実施：3》	最高 11.8% 最低 6.7% 平均 9.3%	7.0	47 (63.5%)	最高 25.0% 最低 7.7% 平均 14.1% 合否のみ判定1校	4 (5.4%) 《口述式のみ 実施：1》	最高 12.5% 最低 1.3% 平均 5.4% 合否のみ判定1校	53 (71.6%)	2
民事訴訟法	6 (8.1%) 《短答式のみ 実施：4》	最高 11.8% 最低 1.4% 平均 8.0%	7.7	46 (62.1%)	最高 20.0% 最低 5.7% 平均 13.3% 合否のみ判定3校	6 (8.1%) 《口述式のみ 実施：2》	最高 12.5% 最低 2.4% 平均 8.3% 合否のみ判定2校	54 (73.0%)	2
刑事訴訟法	8 (10.8%) 《短答式のみ 実施：4》	最高 11.8% 最低 1.4% 平均 7.0%	8.1	42 (56.8%)	最高 18.2% 最低 5.7% 平均 12.8% 合否のみ判定3校	6 (8.1%) 《口述式のみ 実施：2》	最高 12.5% 最低 2.4% 平均 8.3% 合否のみ判定2校	49 (66.2%)	2
公法 / 一般系 (憲法・行政法)	0	-	-	4 (5.4%)	最高 33.3% 最低 25.0% 平均 31.2%	0	-	4 (5.4%)	0
民事法 (民法・民事訴訟法)	0	-	-	3 (4.1%)	最高 50.0% 最低 28.6% 平均 42.9%	0	-	3 (4.1%)	0
私法(民法・商法)	0	-	-	1 (1.4%)	33.3%	0	-	1 (1.4%)	0
民事法系 / 私法系 (民法・民事訴訟法・商法)	0	-	-	2 (2.7%)	33.3%	0	-	2 (2.7%)	0
刑事法 / 刑事系 (刑法・刑事訴訟法)	0	-	-	6 (8.1%)	最高 50.0% 最低 20.0% 平均 31.7%	0	-	6 (8.1%)	0
会社法	0	-	-	2 (2.7%)	16.7%	0	-	2 (2.7%)	0
法情報処理	1	-	-	1 (1.4%)	合否のみ判定	0	-	1 (1.4%)	0
法学の基礎	0	-	-	0	-	0	-	1 (1.4%)	1
司法制度論	0	-	-	0	-	0	-	1 (1.4%)	1

※配点を設定せず、合否のみ判定している場合は、配点割合の平均から除く

法科大学院修了認定状況の概要

(文部科学省調べ)

1. 平成17年度～19年度における修了認定状況の推移

(1) 法科大学院の修了者数・修了認定率の推移

区 分	法学未修者 【3年コース】	法学既修者 【2年コース】	小 計	対前年度 比	その他 (原級留置 ・休学等)	合 計
平成17年度	-	2,176 (92.6%)	2,176 (92.6%)	-	-	2,176
平成18年度	2,563 (75.0%)	1,819 (90.0%)	4,382 (80.6%)	2,206 (▲12.0)	33	4,415
平成19年度	2,576 (73.2%)	1,972 (91.5%)	4,548 (80.2%)	166 (▲0.4)	362	4,910

※ ()内は入学者に占める修了者の割合

2. 平成19年度法科大学院修了認定状況

(1) 平成19年度修了者数(人)

区 分	標準修業年限での修了者			その他 (原級留置・休学等)	合 計
	うち17年度入学 法学未修者 (3年コース)	うち18年度入学 法学既修者 (2年コース)			
国 立	1,449 (80.9%)	790 (73.8%)	659 (91.4%)	107	1,556
公 立	110 (85.9%)	35 (77.8%)	75 (90.4%)	4	114
私 立	2,989 (79.6%)	1,751 (72.9%)	1,238 (91.6%)	251	3,240
合 計	4,548 (80.2%)	2,576 (73.2%)	1,972 (91.5%)	362	4,910

※ 標準修業年限での修了者について

基礎的な法律学の学識を有し「法学既修者」として認定された者については2年間、それ以外は「法学未修者」として3年間で修了した者を指す。
(長期履修制度等を利用して修了した者は含まない)。

※ ()内は既修、未修ごとの入学者のうち修了者の割合

(参考) 平成17年度法学未修者入学者数 : 3,517 人(国立:1,070人 公立:45人 私立:2,402人)

平成18年度法学既修者入学者数 : 2,156 人(国立:721人 公立:83人 私立:1,352人)

(※ 平成17年度法学未修者入学者数及び平成18年度法学既修者入学者数は今回調査による)

(2) 修了しなかった者の事由

区 分	退学	うち旧司法 試験合格者		その他 (原級留置 ・休学等)	合 計
		うち左記以外			
国 立	123 (36.0%)	25 (7.3%)	98 (28.7%)	219 (64.0%)	342 (100%)
公 立	13 (72.2%)	5 (27.8%)	8 (44.4%)	5 (27.8%)	18 (100%)
私 立	312 (40.8%)	31 (4.1%)	281 (36.7%)	453 (59.2%)	765 (100%)
合 計	448 (39.8%)	61 (5.4%)	387 (34.4%)	677 (60.2%)	1,125 (100%)

※ ()内は、各設置者別の合計に対する割合である。

(参考)

法科大学院修了認定状況の推移

1. 平成18、19年度修了者数比較

区 分		標準修業年限 修了者	うち法学未修者 (3年コース)	うち法学既修者 (2年コース)	その他 (原級留置 ・休学等)	合 計
平成18年度	国 立	1,356 (81.4%)	728 (75.5%)	628 (89.5%)	15	1,371
	公 立	131 (92.9%)	49 (86.0%)	82 (97.6%)	1	132
	私 立	2,895 (79.8%)	1,786 (74.6%)	1,109 (89.8%)	17	2,912
	合 計	4,382 (80.6%)	2,563 (75.0%)	1,819 (90.0%)	33	4,415
平成19年度	国 立	1,449 (80.9%)	790 (73.8%)	659 (91.4%)	107	1,556
	公 立	110 (85.9%)	35 (77.8%)	75 (90.4%)	4	114
	私 立	2,989 (79.6%)	1,751 (72.9%)	1,238 (91.6%)	251	3,240
	合 計	4,548 (80.2%)	2,576 (73.2%)	1,972 (91.5%)	362	4,910

※ ()内は既修、未修ごとの入学者のうち修了者の割合

(参考) 平成16年度法学未修者入学者数 : 3,416 人 (国立: 964人 公立: 57人 私立: 2,395人)

平成17年度法学既修者入学者数 : 2,021 人 (国立: 702人 公立: 84人 私立: 1,235人)

平成17年度法学未修者入学者数 : 3,517 人 (国立: 1,070人 公立: 45人 私立: 2,402人)

平成18年度法学既修者入学者数 : 2,156 人 (国立: 721人 公立: 83人 私立: 1,352人)

※ 平成16年度法学未修者入学者数及び平成17年度法学既修者入学者数は昨年度調査による

※ 平成17年度法学未修者入学者数及び平成18年度法学既修者入学者数は今回調査による

2. 修了しなかった者の事由

区 分		退 学	うち旧司法 試験合格者	うち左記以外	その他 (原級留置 ・休学等)	合 計
平成18年度	国 立	119 (37.1%)	39 (12.2%)	80 (24.9%)	202 (62.9%)	321 (100%)
	公 立	4 (40.0%)	1 (10.0%)	3 (30.0%)	6 (60.0%)	10 (100%)
	私 立	318 (42.9%)	35 (4.7%)	283 (38.2%)	423 (57.1%)	741 (100%)
	合 計	441 (41.1%)	75 (7.0%)	366 (34.1%)	631 (58.9%)	1,072 (100%)
平成19年度	国 立	123 (36.0%)	25 (7.3%)	98 (28.7%)	219 (64.0%)	342 (100%)
	公 立	13 (72.2%)	5 (27.8%)	8 (44.4%)	5 (27.8%)	18 (100%)
	私 立	312 (40.8%)	31 (4.1%)	281 (36.7%)	453 (59.2%)	765 (100%)
	合 計	448 (39.8%)	61 (5.4%)	387 (34.4%)	677 (60.2%)	1,125 (100%)

※ ()内は、各設置者別の合計に対する割合である。

適性試験の得点分布(大学入試センター)

平成18年度大学入試センター適性試験

受験者数	平均点	標準偏差
16,625	64.79296	14.38594

総合得点	人数	累積人数	累積人数 [%]
0	0	0	0.00
1	0	0	0.00
2	0	0	0.00
3	0	0	0.00
4	0	0	0.00
5	0	0	0.00
6	0	0	0.00
7	0	0	0.00
8	0	0	0.00
9	1	1	0.01
10	1	2	0.01
11	0	2	0.01
12	3	5	0.03
13	0	5	0.03
14	1	6	0.04
15	2	8	0.05
16	3	11	0.07
17	6	17	0.10
18	9	26	0.16
19	4	30	0.18
20	12	42	0.25
21	6	48	0.29
22	10	58	0.35
23	13	71	0.43
24	6	77	0.46
25	18	95	0.57
26	14	109	0.66
27	27	136	0.82
28	23	159	0.96
29	37	196	1.18
30	37	233	1.40
31	38	271	1.63
32	40	311	1.87
33	51	362	2.18
34	58	420	2.53
35	69	489	2.94
36	83	572	3.44
37	78	650	3.91
38	93	743	4.47
39	98	841	5.06
40	120	961	5.78
41	107	1,068	6.42
42	118	1,186	7.13
43	125	1,311	7.89
44	163	1,474	8.87
45	190	1,664	10.01
46	177	1,841	11.07
47	199	2,040	12.27
48	218	2,258	13.58
49	247	2,505	15.07

下位から
10%

下位から
15%

総合得点	人数	累積人数	累積人数 [%]
50	278	2,783	16.74
51	247	3,030	18.23
52	276	3,306	19.89
53	281	3,587	21.58
54	311	3,898	23.45
55	316	4,214	25.35
56	333	4,547	27.35
57	379	4,926	29.63
58	355	5,281	31.77
59	402	5,683	34.18
60	384	6,067	36.49
61	408	6,475	38.95
62	415	6,890	41.44
63	407	7,297	43.89
64	441	7,738	46.54
65	436	8,174	49.17
66	474	8,648	52.02
67	460	9,108	54.78
68	459	9,567	57.55
69	469	10,036	60.37
70	433	10,469	62.97
71	434	10,903	65.58
72	413	11,316	68.07
73	400	11,716	70.47
74	416	12,132	72.97
75	414	12,546	75.46
76	415	12,961	77.96
77	377	13,338	80.23
78	340	13,678	82.27
79	309	13,987	84.13
80	315	14,302	86.03
81	275	14,577	87.68
82	275	14,852	89.34
83	259	15,111	90.89
84	235	15,346	92.31
85	216	15,562	93.61
86	188	15,750	94.74
87	161	15,911	95.71
88	135	16,046	96.52
89	122	16,168	97.25
90	96	16,264	97.83
91	104	16,368	98.45
92	67	16,435	98.86
93	53	16,488	99.18
94	45	16,533	99.45
95	43	16,576	99.71
96	13	16,589	99.78
97	12	16,601	99.86
98	12	16,613	99.93
99	7	16,620	99.97
100	5	16,625	100.00

平成19年度大学入試センター適性試験

受験者数	平均点	標準偏差
14,266	67.47098	15.30212

総合得点	人数	累積人数	累積人数 [%]
0	0	0	0.00
1	0	0	0.00
2	0	0	0.00
3	0	0	0.00
4	0	0	0.00
5	0	0	0.00
6	0	0	0.00
7	0	0	0.00
8	1	1	0.01
9	0	1	0.01
10	1	2	0.01
11	0	2	0.01
12	1	3	0.02
13	0	3	0.02
14	2	5	0.04
15	0	5	0.04
16	4	9	0.06
17	0	9	0.06
18	3	12	0.08
19	5	17	0.12
20	8	25	0.18
21	10	35	0.25
22	10	45	0.32
23	12	57	0.40
24	13	70	0.49
25	16	86	0.60
26	17	103	0.72
27	16	119	0.83
28	23	142	1.00
29	23	165	1.16
30	34	199	1.39
31	23	222	1.56
32	37	259	1.82
33	30	289	2.03
34	39	328	2.30
35	55	383	2.68
36	64	447	3.13
37	68	515	3.61
38	80	595	4.17
39	90	685	4.80
40	72	757	5.31
41	76	833	5.84
42	112	945	6.62
43	103	1,048	7.35
44	131	1,179	8.26
45	127	1,306	9.15
46	140	1,446	10.14
47	137	1,583	11.10
48	156	1,739	12.19
49	174	1,913	13.41

下位から
10%

総合得点	人数	累積人数	累積人数 [%]
50	197	2,110	14.79
51	187	2,297	16.10
52	203	2,500	17.52
53	198	2,698	18.91
54	216	2,914	20.43
55	214	3,128	21.93
56	244	3,372	23.64
57	250	3,622	25.39
58	259	3,881	27.20
59	284	4,165	29.20
60	287	4,452	31.21
61	280	4,732	33.17
62	309	5,041	35.34
63	309	5,350	37.50
64	296	5,646	39.58
65	327	5,973	41.87
66	345	6,318	44.29
67	338	6,656	46.66
68	348	7,004	49.10
69	331	7,335	51.42
70	354	7,689	53.90
71	334	8,023	56.24
72	360	8,383	58.76
73	355	8,738	61.25
74	362	9,100	63.79
75	342	9,442	66.19
76	352	9,794	68.65
77	350	10,144	71.11
78	340	10,484	73.49
79	390	10,874	76.22
80	331	11,205	78.54
81	295	11,500	80.61
82	306	11,806	82.76
83	266	12,072	84.62
84	265	12,337	86.48
85	244	12,581	88.19
86	239	12,820	89.86
87	251	13,071	91.62
88	206	13,277	93.07
89	196	13,473	94.44
90	157	13,630	95.54
91	122	13,752	96.40
92	134	13,886	97.34
93	106	13,992	98.08
94	90	14,082	98.71
95	80	14,162	99.27
96	40	14,202	99.55
97	39	14,241	99.82
98	14	14,255	99.92
99	8	14,263	99.98
100	3	14,266	100.00

下位から
15%

平成20年度大学入試センター適性試験

受験者数	平均点	標準偏差
11,825	57.08034	13.87923

総合得点	人数	累積人数	累積人数 [%]
0	1	1	0.01
1	0	1	0.01
2	0	1	0.01
3	0	1	0.01
4	0	1	0.01
5	0	1	0.01
6	0	1	0.01
7	0	1	0.01
8	0	1	0.01
9	0	1	0.01
10	1	2	0.02
11	1	3	0.03
12	2	5	0.04
13	3	8	0.07
14	1	9	0.08
15	3	12	0.10
16	4	16	0.14
17	4	20	0.17
18	6	26	0.22
19	8	34	0.29
20	9	43	0.36
21	16	59	0.50
22	11	70	0.59
23	23	93	0.79
24	14	107	0.90
25	27	134	1.13
26	36	170	1.44
27	38	208	1.76
28	39	247	2.09
29	46	293	2.48
30	71	364	3.08
31	68	432	3.65
32	65	497	4.20
33	66	563	4.76
34	99	662	5.60
35	99	761	6.44
36	112	873	7.38
37	121	994	8.41
38	151	1,145	9.68
39	151	1,296	10.96
40	150	1,446	12.23
41	175	1,621	13.71
42	198	1,819	15.38
43	193	2,012	17.01
44	217	2,229	18.85
45	233	2,462	20.82
46	260	2,722	23.02
47	264	2,986	25.25
48	252	3,238	27.38
49	270	3,508	29.67

下位から
10%

下位から
15%

総合得点	人数	累積人数	累積人数 [%]
50	277	3,785	32.01
51	273	4,058	34.32
52	314	4,372	36.97
53	287	4,659	39.40
54	315	4,974	42.06
55	323	5,297	44.79
56	306	5,603	47.38
57	321	5,924	50.10
58	345	6,269	53.01
59	348	6,617	55.96
60	301	6,918	58.50
61	312	7,230	61.14
62	297	7,527	63.65
63	318	7,845	66.34
64	309	8,154	68.96
65	304	8,458	71.53
66	304	8,762	74.10
67	252	9,014	76.23
68	236	9,250	78.22
69	263	9,513	80.45
70	259	9,772	82.64
71	202	9,974	84.35
72	207	10,181	86.10
73	202	10,383	87.81
74	194	10,577	89.45
75	162	10,739	90.82
76	155	10,894	92.13
77	130	11,024	93.23
78	120	11,144	94.24
79	114	11,258	95.21
80	90	11,348	95.97
81	87	11,435	96.70
82	68	11,503	97.28
83	50	11,553	97.70
84	61	11,614	98.22
85	42	11,656	98.57
86	41	11,697	98.92
87	31	11,728	99.18
88	26	11,754	99.40
89	11	11,765	99.49
90	9	11,774	99.57
91	13	11,787	99.68
92	12	11,799	99.78
93	6	11,805	99.83
94	12	11,817	99.93
95	2	11,819	99.95
96	4	11,823	99.98
97	1	11,824	99.99
98	1	11,825	100.00
99	0	11,825	100.00
100	0	11,825	100

適性試験の得点分布(日弁連法務研究財団)

日弁連法務研究財団 総合得点上での各基準点(平成18年度)

総合得点	人数	累積人数	人数[%]	累積人数[%]
0	0	0	0.00	0.00
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
12	0	0	0.00	0.00
13	1	1	0.01	0.01
14	0	1	0.00	0.01
15	0	1	0.00	0.01
16	0	1	0.00	0.01
17	0	1	0.00	0.01
18	0	1	0.00	0.01
19	0	1	0.00	0.01
20	0	1	0.00	0.01
21	0	1	0.00	0.01
22	0	1	0.00	0.01
23	0	1	0.00	0.01
24	0	1	0.00	0.01
25	0	1	0.00	0.01
26	0	1	0.00	0.01
27	0	1	0.00	0.01
28	0	1	0.00	0.01
29	0	1	0.00	0.01
30	0	1	0.00	0.01
31	0	1	0.00	0.01
32	0	1	0.00	0.01
33	0	1	0.00	0.01
34	1	2	0.01	0.02
35	0	2	0.00	0.02
36	0	2	0.00	0.02
37	0	2	0.00	0.02
38	1	3	0.01	0.03
39	1	4	0.01	0.04
40	0	4	0.00	0.04
41	0	4	0.00	0.04
42	0	4	0.00	0.04
43	0	4	0.00	0.04
44	0	4	0.00	0.04
45	0	4	0.00	0.04
46	0	4	0.00	0.04
47	1	5	0.01	0.04
48	1	6	0.01	0.05
49	0	6	0.00	0.05
50	0	6	0.00	0.05
51	1	7	0.01	0.06
52	0	7	0.00	0.06
53	0	7	0.00	0.06
54	0	7	0.00	0.06
55	0	7	0.00	0.06
56	0	7	0.00	0.06
57	0	7	0.00	0.06
58	0	7	0.00	0.06
59	0	7	0.00	0.06
60	3	10	0.03	0.09
61	0	10	0.00	0.09
62	0	10	0.00	0.09
63	0	10	0.00	0.09
64	5	15	0.04	0.13
65	2	17	0.02	0.15
66	0	17	0.00	0.15
67	1	18	0.01	0.16
68	4	22	0.04	0.20
69	4	26	0.04	0.23
70	0	26	0.00	0.23
71	0	26	0.00	0.23
72	2	28	0.02	0.25
73	9	37	0.08	0.33
74	2	39	0.02	0.35
75	0	39	0.00	0.35
76	3	42	0.03	0.38
77	18	60	0.16	0.54
78	1	61	0.01	0.55
79	0	61	0.00	0.55
80	3	64	0.03	0.57
81	17	81	0.15	0.73
82	14	95	0.13	0.85
83	0	95	0.00	0.85
84	0	95	0.00	0.85
85	15	110	0.13	0.99

基準点2
50.8

基準点3
60.0

基準点1
84.7

総合得点	人数	累積人数	人数[%]	累積人数[%]
86	9	119	0.08	1.07
87	2	121	0.02	1.09
88	1	122	0.01	1.09
89	16	138	0.14	1.24
90	35	173	0.31	1.55
91	2	175	0.02	1.57
92	0	175	0.00	1.57
93	3	178	0.03	1.60
94	33	211	0.30	1.89
95	5	216	0.04	1.94
96	0	216	0.00	1.94
97	2	218	0.02	1.96
98	40	258	0.36	2.32
99	32	290	0.29	2.60
100	0	290	0.00	2.60
101	3	293	0.03	2.63
102	29	322	0.26	2.89
103	51	373	0.46	3.35
104	3	376	0.03	3.37
105	1	377	0.01	3.38
106	22	399	0.20	3.58
107	96	495	0.86	4.44
108	11	506	0.10	4.54
109	1	507	0.01	4.55
110	13	520	0.12	4.67
111	76	596	0.68	5.35
112	36	632	0.32	5.67
113	0	632	0.00	5.67
114	6	638	0.05	5.73
115	76	714	0.68	6.41
116	76	790	0.68	7.09
117	5	795	0.04	7.13
118	0	795	0.00	7.13
119	70	865	0.63	7.76
120	120	985	1.08	8.84
121	23	1,008	0.21	9.05
122	1	1,009	0.01	9.05
123	38	1,047	0.34	9.40
124	112	1,159	1.01	10.40
125	54	1,213	0.48	10.88
126	0	1,213	0.00	10.88
127	28	1,241	0.25	11.14
128	133	1,374	1.19	12.33
129	91	1,465	0.82	13.15
130	7	1,472	0.06	13.21
131	14	1,486	0.13	13.33
132	130	1,616	1.17	14.50
133	140	1,756	1.26	15.76
134	34	1,790	0.31	16.06
135	0	1,790	0.00	16.06
136	104	1,894	0.93	17.00
137	155	2,049	1.39	18.39
138	54	2,103	0.48	18.87
139	1	2,104	0.01	18.88
140	63	2,167	0.57	19.45
141	205	2,372	1.84	21.28
142	98	2,470	0.88	22.16
143	5	2,475	0.04	22.21
144	14	2,489	0.13	22.33
145	229	2,718	2.05	24.39
146	151	2,869	1.35	25.74
147	25	2,894	0.22	25.97
148	2	2,896	0.02	25.99
149	146	3,042	1.31	27.30
150	248	3,290	2.23	29.52
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
300	0	11,144	0.00	100.00

基準点4
123.6

基準点5
132.4

基準点6
140.3

基準点1: 平均点の半分の得点
 基準点2: 平均点の30%の得点
 基準点3: 満点(300点)の20%の得点(60点)
 基準点4: 有効受験者における下から10%の順位の得点
 基準点5: 有効受験者における下から15%の順位の得点
 基準点6: 有効受験者における下から20%の順位の得点

日弁連法務研究財団 総合得点上での各基準点(平成19年度)

総合得点	人数	累積人数	人数[%]	累積人数[%]
0	0	0	0.00	0.00
.
.
.
16	0	0	0.00	0.00
17	1	1	0.01	0.01
18	0	1	0.00	0.01
19	0	1	0.00	0.01
20	0	1	0.00	0.01
21	0	1	0.00	0.01
22	0	1	0.00	0.01
23	0	1	0.00	0.01
24	0	1	0.00	0.01
25	0	1	0.00	0.01
26	0	1	0.00	0.01
27	0	1	0.00	0.01
28	0	1	0.00	0.01
29	0	1	0.00	0.01
30	0	1	0.00	0.01
31	0	1	0.00	0.01
32	0	1	0.00	0.01
33	0	1	0.00	0.01
34	0	1	0.00	0.01
35	0	1	0.00	0.01
36	0	1	0.00	0.01
37	0	1	0.00	0.01
38	1	2	0.01	0.02
39	1	3	0.01	0.03
40	0	3	0.00	0.03
41	0	3	0.00	0.03
42	3	6	0.03	0.06
43	2	8	0.02	0.07
44	0	8	0.00	0.07
45	0	8	0.00	0.07
46	0	8	0.00	0.07
47	1	9	0.01	0.08
48	0	9	0.00	0.08
49	0	9	0.00	0.08
50	0	9	0.00	0.08
51	10	19	0.09	0.18
52	2	21	0.02	0.20
53	0	21	0.00	0.20
54	1	22	0.01	0.21
55	3	25	0.03	0.23
56	1	26	0.01	0.24
57	0	26	0.00	0.24
58	2	28	0.02	0.26
59	6	34	0.06	0.32
60	6	40	0.06	0.37
61	0	40	0.00	0.37
62	0	40	0.00	0.37
63	4	44	0.04	0.41
64	19	63	0.18	0.59
65	1	64	0.01	0.60
66	0	64	0.00	0.60
67	5	69	0.05	0.64
68	19	88	0.18	0.82
69	6	94	0.06	0.88
70	0	94	0.00	0.88
71	5	99	0.05	0.93
72	24	123	0.22	1.15
73	9	132	0.08	1.23
74	1	133	0.01	1.24
75	4	137	0.04	1.28
76	49	186	0.46	1.74
77	14	200	0.13	1.87
78	1	201	0.01	1.88
79	4	205	0.04	1.92
80	48	253	0.45	2.36
81	44	297	0.41	2.78
82	1	298	0.01	2.79
83	1	299	0.01	2.79
84	32	331	0.30	3.09
85	59	390	0.55	3.65
86	6	396	0.06	3.70

基準点2
44.3

基準点3
60.0

基準点1
73.8

総合得点	人数	累積人数	人数[%]	累積人数[%]
87	0	396	0.00	3.70
88	27	423	0.25	3.95
89	93	516	0.87	4.82
90	24	540	0.22	5.05
91	0	540	0.00	5.05
92	17	557	0.16	5.21
93	109	666	1.02	6.23
94	33	699	0.31	6.53
95	4	703	0.04	6.57
96	10	713	0.09	6.66
97	105	818	0.98	7.65
98	79	897	0.74	8.38
99	8	905	0.07	8.46
100	0	905	0.00	8.46
101	100	1,005	0.93	9.39
102	106	1,111	0.99	10.39
103	17	1,128	0.16	10.54
104	0	1,128	0.00	10.54
105	66	1,194	0.62	11.16
106	171	1,365	1.60	12.76
107	32	1,397	0.30	13.06
108	1	1,398	0.01	13.07
109	34	1,432	0.32	13.39
110	185	1,617	1.73	15.11
111	60	1,677	0.56	15.68
112	4	1,681	0.04	15.71
113	16	1,697	0.15	15.86
114	202	1,899	1.89	17.75
115	131	2,030	1.22	18.98
116	12	2,042	0.11	19.09
117	7	2,049	0.07	19.15
118	134	2,183	1.25	20.41
119	192	2,375	1.79	22.20
120	27	2,402	0.25	22.45
121	4	2,406	0.04	22.49
122	105	2,511	0.98	23.47
123	252	2,763	2.36	25.83
124	78	2,841	0.73	26.56
125	0	2,841	0.00	26.56
126	78	2,919	0.73	27.29
127	239	3,158	2.23	29.52
128	141	3,299	1.32	30.84
129	2	3,301	0.02	30.86
130	39	3,340	0.36	31.22
131	232	3,572	2.17	33.39
132	180	3,752	1.68	35.07
133	11	3,763	0.10	35.17
134	13	3,776	0.12	35.30
135	169	3,945	1.58	36.88
136	219	4,164	2.05	38.92
137	46	4,210	0.43	39.35
138	3	4,213	0.03	39.38
139	146	4,359	1.36	40.75
140	265	4,624	2.48	43.22
141	120	4,744	1.12	44.34
142	5	4,749	0.05	44.39
143	81	4,830	0.76	45.15
144	267	5,097	2.50	47.64
145	137	5,234	1.28	48.93
146	1	5,235	0.01	48.93
147	39	5,274	0.36	49.30
148	243	5,517	2.27	51.57
149	202	5,719	1.89	53.46
150	13	5,732	0.12	53.58
.
.
.
300	0	10,698	0.00	100.00

基準点4
101.6

基準点5
109.9

基準点6
117.7

基準点1: 平均点の半分の得点
 基準点2: 平均点の30%の得点
 基準点3: 満点(300点)の20%の得点(60点)
 基準点4: 有効受験者における下から10%の順位の得点
 基準点5: 有効受験者における下から15%の順位の得点
 基準点6: 有効受験者における下から20%の順位の得点

日弁連法務研究財団 総合得点上での各基準点(平成20年度)

総合得点	人数	累積人数	人数[%]	累積人数[%]
0	0	0	0.00	0.00
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
37	0	0	0.00	0.00
38	1	1	0.01	0.01
39	0	1	0.00	0.01
40	0	1	0.00	0.01
41	0	1	0.00	0.01
42	4	5	0.04	0.06
43	1	6	0.01	0.07
44	0	6	0.00	0.07
45	0	6	0.00	0.07
46	2	8	0.02	0.09
47	2	10	0.02	0.11
48	0	10	0.00	0.11
49	0	10	0.00	0.11
50	1	11	0.01	0.12
51	2	13	0.02	0.15
52	0	13	0.00	0.15
53	0	13	0.00	0.15
54	0	13	0.00	0.15
55	6	19	0.07	0.21
56	0	19	0.00	0.21
57	0	19	0.00	0.21
58	0	19	0.00	0.21
59	7	26	0.08	0.29
60	2	28	0.02	0.31
61	0	28	0.00	0.31
62	0	28	0.00	0.31
63	3	31	0.03	0.35
64	4	35	0.04	0.39
65	0	35	0.00	0.39
66	0	35	0.00	0.39
67	6	41	0.07	0.46
68	12	53	0.13	0.59
69	0	53	0.00	0.59
70	0	53	0.00	0.59
71	4	57	0.04	0.64
72	26	83	0.29	0.93
73	1	84	0.01	0.94
74	0	84	0.00	0.94
75	9	93	0.10	1.04
76	14	107	0.16	1.20
77	4	111	0.04	1.24
78	0	111	0.00	1.24
79	6	117	0.07	1.31
80	25	142	0.28	1.59
81	4	146	0.04	1.64
82	0	146	0.00	1.64
83	2	148	0.02	1.66
84	34	182	0.38	2.04
85	17	199	0.19	2.23
86	2	201	0.02	2.25
87	0	201	0.00	2.25
88	38	239	0.43	2.68
89	29	268	0.33	3.00
90	3	271	0.03	3.04
91	0	271	0.00	3.04
92	30	301	0.34	3.37
93	51	352	0.57	3.95
94	5	357	0.06	4.00
95	0	357	0.00	4.00
96	13	370	0.15	4.15
97	77	447	0.86	5.01

基準点2
46.6

基準点3
60.0

基準点1
77.7

総合得点	人数	累積人数	人数[%]	累積人数[%]
98	17	464	0.19	5.20
99	0	464	0.00	5.20
100	6	470	0.07	5.27
101	79	549	0.89	6.15
102	37	586	0.41	6.57
103	2	588	0.02	6.59
104	2	590	0.02	6.61
105	85	675	0.95	7.57
106	75	750	0.84	8.41
107	2	752	0.02	8.43
108	0	752	0.00	8.43
109	60	812	0.67	9.10
110	109	921	1.22	10.33
111	16	937	0.18	10.50
112	0	937	0.00	10.50
113	43	980	0.48	10.99
114	127	1,107	1.42	12.41
115	33	1,140	0.37	12.78
116	0	1,140	0.00	12.78
117	33	1,173	0.37	13.15
118	164	1,337	1.84	14.99
119	52	1,389	0.58	15.57
120	0	1,389	0.00	15.57
121	17	1,406	0.19	15.76
122	149	1,555	1.67	17.43
123	108	1,663	1.21	18.64
124	7	1,670	0.08	18.72
125	5	1,675	0.06	18.78
126	117	1,792	1.31	20.09
127	131	1,923	1.47	21.56
128	12	1,935	0.13	21.69
129	2	1,937	0.02	21.72
130	99	2,036	1.11	22.83
131	200	2,236	2.24	25.07
132	41	2,277	0.46	25.53
133	1	2,278	0.01	25.54
134	78	2,356	0.87	26.41
135	223	2,579	2.50	28.91
136	44	2,623	0.49	29.41
137	4	2,627	0.04	29.45
138	40	2,667	0.45	29.90
139	232	2,899	2.60	32.50
140	86	2,985	0.96	33.46
141	11	2,996	0.12	33.59
142	32	3,028	0.36	33.95
143	212	3,240	2.38	36.32
144	115	3,355	1.29	37.61
145	21	3,376	0.24	37.85
146	8	3,384	0.09	37.94
147	171	3,555	1.92	39.85
148	157	3,712	1.76	41.61
149	47	3,759	0.53	42.14
150	1	3,760	0.01	42.15
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
300	0	8,920	0.00	100.00

基準点4
109.7

基準点5
118.0

基準点6
125.9

基準点1: 平均点の半分の得点
 基準点2: 平均点の30%の得点
 基準点3: 満点(300点)の20%の得点(60点)
 基準点4: 有効受験者における下から10%の順位の得点
 基準点5: 有効受験者における下から15%の順位の得点
 基準点6: 有効受験者における下から20%の順位の得点

新司法試験試験結果の分析(大学別)

Table with columns for year (平成18年, 平成19年, 平成20年), university name, and detailed statistics for '受験者' (Applicants), '受験者基準' (Qualification Standards), '合格者' (Candidates), '合格者基準' (Qualification Standards), and '受験者基準' (Qualification Standards) for both '受検者' (Candidates) and '合格者' (Candidates) in '受検' (Application) and '合格' (Qualification) categories. The table lists 74 universities and provides numerical data for each category across the three years.

(注)開学以降平成20年度から受験者30人。

修了者の新司法試験合格状況(入学定員規模順)

【平成17年度修了者】

(人)

NO.	大学名	入学定員 (H20)	修了者数(A)	合格者数				B/A (%)	A-B
				H18合格者	H19合格者	H20合格者	合格者計(B)		
1	東京大学	300	178	120	25	5	150	84.3	28
2	中央大学	300	245	131	45	10	186	75.9	59
3	早稲田大学	300	20	12	3	2	17	85.0	3
4	慶應義塾大学	260	173	104	26	4	134	77.5	39
5	京都大学	200	134	87	23	2	112	83.6	22
6	明治大学	200	97	43	23	6	72	74.2	25
7	同志社大学	150	91	35	21	3	59	64.8	32
8	立命館大学	150	105	27	26	8	61	58.1	44
9	関西大学	130	51	18	11	2	31	60.8	20
10	関西学院大学	125	66	28	8	3	39	59.1	27
11	北海道大学	100	41	26	5	1	32	78.0	9
12	東北大学	100	45	20	5	4	29	64.4	16
13	一橋大学	100	60	44	7	1	52	86.7	8
14	大阪大学	100	21	10	5	2	17	81.0	4
15	神戸大学	100	62	40	9	1	50	80.6	12
16	九州大学	100	14	7	3	2	12	85.7	2
17	上智大学	100	52	17	11	3	31	59.6	21
18	日本大学	100	58	7	8	7	22	37.9	36
19	法政大学	100	66	23	8	4	35	53.0	31
20	名古屋大学	80	29	17	6	0	23	79.3	6
21	明治学院大学	80	18	8	3	1	12	66.7	6
22	大阪市立大学	75	27	18	5	1	24	88.9	3
23	立教大学	70	20	7	4	1	12	60.0	8
24	首都大学東京	65	41	17	5	1	23	56.1	18
25	学習院大学	65	50	15	14	0	29	58.0	21
26	新潟大学	60	10	5	0	0	5	50.0	5
27	岡山大学	60	12	4	2	0	6	50.0	6
28	広島大学	60	12	3	5	1	9	75.0	3
29	駿河台大学	60	22	2	4	2	8	36.4	14
30	青山学院大学	60	14	5	1	2	8	57.1	6
31	専修大学	60	54	9	14	5	28	51.9	26
32	京都産業大学	60	2	0	0	0	0	0.0	2
33	近畿大学	60	6	3	0	1	4	66.7	2
34	甲南大学	60	19	5	5	0	10	52.6	9
35	神戸学院大学	60	3	0	1	-	1	33.3	2
36	千葉大学	50	28	15	6	3	24	85.7	4
37	横浜国立大学	50	10	5	4	1	10	100.0	0
38	國學院大学	50	2	1	1	-	2	100.0	0
39	駒澤大学	50	19	1	4	2	7	36.8	12
40	成蹊大学	50	25	11	5	0	16	64.0	9
41	創価大学	50	14	8	4	0	12	85.7	2
42	大東文化大学	50	20	4	0	1	5	25.0	15
43	東海大学	50	3	0	0	0	0	0.0	3
44	東洋大学	50	24	4	7	1	12	50.0	12
45	神奈川大学	50	15	4	5	1	10	66.7	5
46	南山大学	50	10	5	1	0	6	60.0	4
47	名城大学	50	5	2	2	0	4	80.0	1
48	西南学院大学	50	4	2	1	-	3	75.0	1
49	福岡大学	50	5	3	1	-	4	80.0	1
50	金沢大学	40	2	1	1	-	2	100.0	0
51	山梨学院大学	40	12	6	2	1	9	75.0	3
52	愛知大学	40	19	13	2	-	15	78.9	4
53	姫路獨協大学	40	8	0	1	0	1	12.5	7
54	久留米大学	40	4	1	1	-	2	50.0	2
55	島根大学	30	1	1	-	-	1	100.0	0
56	熊本大学	30	4	1	1	0	2	50.0	2
57	白鷺大学	30	7	3	1	1	5	71.4	2
58	関東学院大学	30	17	1	5	3	9	52.9	8
	計	5,070	2,176	1,009	396	99	1,504	69.1	672

※平成17年度修了者は平成16年度入学の法学既修者のみ。

※筑波大学、信州大学、静岡大学、香川大学、鹿児島大学、琉球大学、北海学園大学、東北学院大学、大宮法科大学院大学、獨協大学、桐蔭横浜大学、愛知学院大学、中京大学、龍谷大学、大阪学院大学、広島修道大学は平成17年度修了者なし。

修了者の新司法試験合格状況(入学定員規模順)

【平成18年度修了者】

(人)

NO.	大学名	入学定員(H20)	修了者数			合格者数									B/A (%)	A-B	
			修了者数(A)	既修	未修	H19			H20			合格者計(B)					
						合格者	既修	未修	合格者	既修	未修	合格者	既修	未修	合格者	既修	未修
1	東京大学	300	282	187	95	153	115	38	45	31	14	198	146	52	70.2	84	
2	中央大学	300	217	152	65	108	89	19	31	26	5	139	115	24	64.1	78	
3	早稲田大学	300	246	10	236	112	8	104	29	2	27	141	10	131	57.3	105	
4	慶應義塾大学	260	234	161	73	147	106	41	21	14	7	168	120	48	71.8	66	
5	京都大学	200	189	137	52	112	95	17	17	13	4	129	108	21	68.3	60	
6	明治大学	200	174	99	75	57	38	19	22	13	9	79	51	28	45.4	95	
7	同志社大学	150	132	89	43	36	19	17	22	16	6	58	35	23	43.9	74	
8	立命館大学	150	132	95	37	36	33	3	9	8	1	45	41	4	34.1	87	
9	関西大学	130	130	70	60	21	17	4	12	9	3	33	26	7	25.4	97	
10	関西学院大学	125	113	61	52	31	15	16	19	12	7	50	27	23	44.2	63	
11	北海道大学	100	95	52	43	43	25	18	8	5	3	51	30	21	53.7	44	
12	東北大学	100	79	49	30	42	29	13	15	7	8	57	36	21	72.2	22	
13	一橋大学	100	90	67	23	54	37	17	15	13	2	69	50	19	76.7	21	
14	大阪大学	100	77	7	70	27	6	21	9	1	8	36	7	29	46.8	41	
15	神戸大学	100	80	61	19	37	30	7	23	18	5	60	48	12	75.0	20	
16	九州大学	100	79	3	76	26	2	24	5	-	5	31	2	29	39.2	48	
17	大宮法科大学院大学	100	64	-	64	6	-	6	6	-	6	12	-	12	18.8	52	
18	上智大学	100	78	44	34	29	20	9	15	11	4	44	31	13	56.4	34	
19	日本大学	100	96	39	57	6	3	3	10	5	5	16	8	8	16.7	80	
20	法政大学	100	106	81	25	16	14	2	10	8	2	26	22	4	24.5	80	
21	名古屋大学	80	65	20	45	35	15	20	3	1	2	38	16	22	58.5	27	
22	明治学院大学	80	49	2	47	8	0	8	8	1	7	16	1	15	32.7	33	
23	大阪市立大学	75	71	39	32	26	20	6	12	6	6	38	26	12	53.5	33	
24	立教大学	70	57	22	35	13	5	8	7	3	4	20	8	12	35.1	37	
25	桐蔭横浜大学	70	47	-	47	9	-	9	5	-	5	14	-	14	29.8	33	
26	首都大学東京	65	61	44	17	23	18	5	11	8	3	34	26	8	55.7	27	
27	学習院大学	65	42	29	13	5	4	1	6	3	3	11	7	4	26.2	31	
28	新潟大学	60	36	1	35	8	0	8	3	0	3	11	0	11	30.6	25	
29	岡山大学	60	24	-	24	8	-	8	0	-	0	8	-	8	33.3	16	
30	広島大学	60	29	10	19	6	2	4	7	2	5	13	4	9	44.8	16	
31	駿河台大学	60	54	18	36	5	1	4	2	1	1	7	2	5	13.0	47	
32	青山学院大学	60	45	5	40	6	0	6	4	0	4	10	0	10	22.2	35	
33	専修大学	60	42	30	12	5	3	2	6	6	0	11	9	2	26.2	31	
34	京都産業大学	60	47	-	47	7	-	7	3	-	3	10	-	10	21.3	37	
35	近畿大学	60	22	1	21	2	-	2	0	-	0	2	-	2	9.1	20	
36	甲南大学	60	39	8	31	6	2	4	4	1	3	10	3	7	25.6	29	
37	神戸学院大学	60	18	-	18	3	-	3	0	-	0	3	-	3	16.7	15	
38	千葉大学	50	55	34	21	34	18	16	4	3	1	38	21	17	69.1	17	
39	横浜国立大学	50	39	13	26	9	3	6	7	1	6	16	4	12	41.0	23	
40	東北学院大学	50	34	-	34	3	-	3	5	-	5	8	-	8	23.5	26	
41	獨協大学	50	37	1	36	6	1	5	3	-	3	9	1	8	24.3	28	
42	國學院大学	50	35	2	33	5	1	4	2	1	1	7	2	5	20.0	28	
43	駒澤大学	50	34	9	25	4	1	3	4	0	4	8	1	7	23.5	26	
44	成蹊大学	50	47	19	28	11	7	4	9	3	6	20	10	10	42.6	27	
45	創価大学	50	40	8	32	16	4	12	2	0	2	18	4	14	45.0	22	
46	大東文化大学	50	30	7	23	4	0	4	0	0	0	4	0	4	13.3	26	
47	東海大学	50	23	-	23	2	-	2	1	-	1	3	-	3	13.0	20	
48	東洋大学	50	42	18	24	5	0	5	1	1	0	6	1	5	14.3	36	
49	神奈川大学	50	34	2	32	3	1	2	1	1	0	4	2	2	11.8	30	
50	南山大学	50	27	3	24	9	3	6	3	-	3	12	3	9	44.4	15	
51	名城大学	50	21	2	19	4	0	4	1	0	1	5	0	5	23.8	16	
52	大阪学院大学	50	36	3	33	2	1	1	0	-	0	2	1	1	5.6	34	
53	広島修道大学	50	29	3	26	6	2	4	3	1	2	9	3	6	31.0	20	
54	西南学院大学	50	44	2	42	6	1	5	0	0	0	6	1	5	13.6	38	
55	福岡大学	50	21	2	19	5	1	4	5	-	5	10	1	9	47.6	11	
56	金沢大学	40	31	-	31	7	-	7	2	-	2	9	-	9	29.0	22	
57	山梨学院大学	40	35	6	29	8	1	7	2	0	2	10	1	9	28.6	25	
58	愛知大学	40	26	11	15	5	2	3	3	2	1	8	4	4	30.8	18	
59	姫路獨協大学	40	28	8	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	28	
60	久留米大学	40	37	-	37	0	-	0	2	-	2	2	-	2	5.4	35	
61	島根大学	30	28	-	28	3	-	3	4	-	4	7	-	7	25.0	21	
62	香川大学	30	20	-	20	3	-	3	2	-	2	5	-	5	25.0	15	
63	熊本大学	30	25	2	23	1	0	1	3	1	2	4	1	3	16.0	21	
64	鹿児島大学	30	29	-	29	2	-	2	0	-	0	2	-	2	6.9	27	
65	琉球大学	30	19	-	19	7	-	7	2	-	2	9	-	9	47.4	10	
66	白鷗大学	30	20	2	18	3	0	3	0	0	0	3	0	3	15.0	17	
67	関東学院大学	30	27	1	26	4	1	3	1	-	1	5	1	4	18.5	22	
68	中京大学	30	21	1	20	4	0	4	4	0	4	8	0	8	38.1	13	
	計	5560	4415	1852	2563	1455	819	636	500	258	242	1955	1077	878	44.3	2460	

※筑波大学、信州大学、静岡大学、北海学園大学、愛知学院大学、龍谷大学は平成18年度修了者なし

平成20年度法科大学院における教育体制について

1. 専任教員数（人） 平成20年4月1日現在

①法科大学院における専任教員の状況（総表）

区 分		科目分類											
		A. 憲法	B. 行政法	C. 民法	D. 商法	E. 民事 訴訟法	F. 刑法	G. 刑事 訴訟法	H. 実務基礎 科目	I. 基礎法学 ・隣接科目	J. 展開・ 先端科目	合計	
研究者	専	A. 当該法科大学院の 授業のみ担当	28	24	63	28	35	30	22	0	5	15	250
		B. 他学部・他大学院・ 他専攻の授業も担当	63	48	146	80	40	64	32	9	34	97	613
	専 他	C. 他学部・他大学院・ 他専攻とのダブルカウント (博士後期課程除く)	12	14	28	17	10	16	11	2	14	37	161
		D. 博士後期課程との ダブルカウント	13	8	10	13	11	7	6	2	14	51	135
		E. うち、法学 を専攻する博 士後期課程の 研究指導教員	12	6	8	11	10	5	5	2	12	40	111
実 務 家	F. 実専	3	9	57	17	32	18	36	95	7	40	314	
	G. 実専他	0	1	2	0	1	1	0	3	3	5	16	
	H. 実み	2	4	19	9	14	7	22	124	0	31	232	
合 計		121	108	325	164	143	143	129	235	77	276	1,721	

「専」 … 「専他」、「実専」、「実専他」、「実み」以外の専任教員

「専他」 … 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）附則第2項の規定により、学内の他の学部又は大学院の専任教員の数に算入する専任教員

「実専」 … 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）第2条第1項に規定する専任教員

「実専他」 … 専門職大学院に関し必要な事項について定める件第2条第1項に規定する専任教員のうち、専門職大学院設置基準附則第2項の規定により、学内の他の学部又は大学院の専任教員の数に算入する者

「実み」 … 専門職大学院に関し必要な事項について定める件第2条第2項の規定により専任教員とみなす者

①-1 法科大学院における専任教員の状況(専任教員の種類別)

	入学定員	基準専任教員数	専任教員内訳								
			専任教員総数	A.専 (LSのみ)	B.専 (LS+他学部等)	C. 専他 (博士後期除く)	D. 専他 (博士後期)	E. うち、法学・ 博士後期・ 研究指導	F. 実専	G. 実専他	H. 実み
国立計	1,760	404	599	52	263	47	70	47	82	14	71
公立計	140	28	30	0	13	4	5	5	3	0	5
私立計	3,895	856	1,092	198	337	110	60	59	229	2	156
国公私計	5,795	1,288	1,721	250	613	161	135	111	314	16	232

①-2 法科大学院における専任教員の状況(科目群別、研究者教員・実務家教員別)

	入学定員	基準専任教員数	専任教員総数	科目群別				研究者教員・実務家教員別			
				法律基本科目		法律基本科目以外		研究者教員		実務家教員	
				法律基本科目	比率	法律基本科目以外	比率	研究者教員	比率	実務家教員	比率
大規模校計	3,115	623	768	478	62.2%	290	37.8%	540	70.3%	228	29.7%
中規模校計	1,165	233	349	235	67.3%	114	32.7%	232	66.5%	117	33.5%
小規模校計	1,515	432	604	420	69.5%	184	30.5%	387	64.1%	217	35.9%
合計	5,795	1,288	1,721	1,133	65.8%	588	34.2%	1,159	67.3%	562	32.7%
大規模校平均	155.8	31.2	38.4	23.9	62.2%	14.5	37.8%	27.0	70.3%	11.4	29.7%
中規模校平均	64.7	12.9	19.4	13.1	67.3%	6.3	32.7%	12.9	66.5%	6.5	33.5%
小規模校平均	42.1	12.0	16.8	11.7	69.5%	5.1	30.5%	10.8	64.1%	6.0	35.9%
全大学平均	78.3	17.4	23.3	15.3	65.8%	7.9	34.2%	15.7	67.3%	7.6	32.7%

①-3 法科大学院における専任教員の状況(ダブルカウントの状況)

	入学定員	基準専任教員数	専任教員総数	うちダブルカウント教員数				
				うち法律基本科目(A~G)	うち実務基礎(H)	うち基礎法(I)	うち展開・先端(J)	
大規模校計	3,115	623	768	141	71	3	19	48
中規模校計	1,165	233	349	49	33	1	2	13
小規模校計	1,515	432	604	122	77	3	10	32
合計	5,795	1,288	1,721	312	181	7	31	93
大規模校平均	155.8	31.2	38.4	7.1	3.6	0.2	1.0	2.4
中規模校平均	64.7	12.9	19.4	2.7	1.8	0.1	0.1	0.7
小規模校平均	42.1	12.0	16.8	3.4	2.1	0.1	0.3	0.9
全大学平均	78.3	17.4	23.3	4.2	2.4	0.1	0.4	1.3

「大規模校」・・・定員100名以上の大学(20校)

「中規模校」・・・定員51名以上100名未満の大学(18校)

「小規模校」・・・定員50名以下の大学(36校)

2. 平成20年度研究者・専任教員の年間担当授業単位数

区 分		授業単位数						合計
		0～2 単位	3～6 単位	7～10 単位	11～14 単位	15～18 単位	19～ 単位	
専	A. 当該法科大学院の 授業のみ担当	7	39	60	83	45	16	250
	B. 他学部・他大学院・ 他専攻の授業も担当	33	186	149	95	49	101	613
専 他	C. 他学部・他大学院・ 他専攻とのダブルカウント (博士後期課程除く)	20	66	33	23	11	8	161
	D. 博士後期課程との ダブルカウント	23	53	31	10	8	10	135
	E. うち、法学を専攻する博士 後期課程の研究指導教員	22	41	26	9	7	6	111
合 計		83	344	273	211	113	135	1,159

「専他」… 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）附則第2項の規定により、学内の他の学部又は大学院の専任教員の数に算入する専任教員

3. 今後、専任教員確保がより困難になると考えられる分野

○法律基本科目 計 57校 (77.0%) ※1科目でも「困難」と回答があった法科大学院
※計7科目、回答数延べ160

A. 憲法	計 8校 (10.8%)
B. 行政法	計 29校 (39.2%)
C. 民法	計 29校 (39.2%)
D. 商法	計 16校 (21.6%)
E. 民事訴訟法	計 35校 (47.3%)
F. 刑法	計 12校 (16.2%)
G. 刑事訴訟法	計 31校 (41.9%)

※全科目「困難」との回答がなかった法科大学院 計 17校 (23.0%)

※全科目「困難」と回答した法科大学院 計 6校 (8.1%)

○実務基礎科目 計 9校 (12.2%) ※1科目でも「困難」と回答があった法科大学院
※計11科目、回答数延べ21

- ・民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、ロイヤリング … 各3校
- ・法曹倫理 … 2校
- ・法情報調査、企業法務、エクスターンシップ、クリニック、法文書作成、実務基礎科目全体 … 各1校

○基礎法学・隣接科目 計 6校 (8.1%) ※1科目でも「困難」と回答があった法科大学院
※計12科目、回答数延べ14

- ・法哲学、英米法（アメリカ法） … 各2校
- ・法理学、日本法の歴史、西洋法の歴史、刑事政策、政治学、法社会学、面接交渉論、公共政策論（政策法務）、地方自治の現状と課題、法医学（医療と法） … 各1校

○展開・先端科目 計 20校 (27.0%) ※1科目でも「困難」と回答があった法科大学院
※計24科目、回答数延べ65

- ・知的財産法 … 10校
- ・環境法 … 9校
- ・経済法 … 7校
- ・国際私法 … 6校
- ・国際取引法 … 5校
- ・税法（租税法）、倒産法（倒産処理法、執行倒産法） … 各4校
- ・社会保障法、労働法、国際公法 … 各2校
- ・国際法適用論、労使関係法、雇用関係法、民事保全・執行法、破産法、消費者法、紛争とその法的解決Ⅰ、紛争とその法的解決Ⅱ、医事法、法医学、ITと著作権、アメリカ法調査、家族と法、国際経済法 … 各1校

平成20年度法科大学院における教育内容等について

(文部科学省調べ)

(1) 法科大学院における到達目標等の設定状況について

① 貴法科大学院において修了時までには修得すべき知識・能力についてどのような目標を設定していますか。

- A. 設定している … 67校 (90.5%)
 B. 設定していない … 7校 (9.5%)

② 各科目の成績評価について、成績分布の基準を設けていますか。

- A. 設けている … 62校 (83.8%)
 B. 設けていない … 12校 (16.2%)

③ 各科目の単位認定は、どのように行っていますか。

- A. 各教員の判断に委ねている … 33校 (44.6%)
 B. 各授業科目ごとに複数の教員間で協議 … 12校 (16.2%)
 C. 学習分野ごとに複数の教員間で協議 … 1校 (1.4%)
 D. その他 … 28校 (37.8%)

(2) 法学未修者の教育内容について

① 現在、法学未修者が法学既修者と合流して同じ授業をうけるのはどの段階を終了した時点ですか。

※法学既修者コースがある法科大学院のみ回答

①-1 公法系

- A. 法学未修者の1年終了時 … 62校 (83.8%)
 B. 法学未修者の1年半終了時 … 1校 (1.4%)
 C. 法学未修者の2年終了時 … 1校 (1.4%)
 D. 一貫して法学未修者と既修者は別々に行う … 1校 (1.4%)
 E. その他 … 1校 (1.4%)

①-2 民事系

- A. 法学未修者の1年終了時 … 62校 (83.8%)
 B. 法学未修者の1年半終了時 … 1校 (1.4%)
 C. 法学未修者の2年終了時 … 1校 (1.4%)
 D. 一貫して法学未修者と既修者は別々に行う … 1校 (1.4%)
 E. その他 … 1校 (1.4%)

①-3 刑事系

A. 法学未修者の1年終了時	…	62校 (83.8%)
B. 法学未修者の1年半終了時	…	1校 (1.4%)
C. 法学未修者の2年終了時	…	1校 (1.4%)
D. 一貫して法学未修者と既修者は別々に行う	…	1校 (1.4%)
E. その他	…	1校 (1.4%)

② 法律実務基礎科目について、主に何年時に行っていますか。

A. 1年次	…	1校 (1.4%)
B. 2年次	…	5校 (6.8%)
C. 3年次	…	8校 (10.8%)
D. 1～2年次	…	1校 (1.4%)
E. 2～3年次	…	49校 (66.2%)
F. 1～3年次	…	10校 (13.5%)

(3) 法科大学院の授業時間数・修了要件について

貴法科大学院の修了要件の単位数について回答してください。

・ 93単位以上	…	8校 (10.8%)
・ 94単位以上	…	20校 (27.0%)
・ 95単位以上	…	7校 (9.5%)
・ 96単位以上	…	22校 (30.0%)
・ 97単位以上	…	2校 (2.7%)
・ 98単位以上	…	8校 (10.8%)
・ 99単位以上	…	2校 (2.7%)
・ 100単位以上	…	5校 (6.8%)

法科大学院の認証評価について

制度の概要

- ・ 認証評価機関は、法科大学院の教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について評価（5年以内ごと）を行い、評価基準に適合しているか否かの認定（「適格認定」）を行う。
- ・ 大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択。

文部科学大臣による認証評価機関の認証

- ・ 認証評価機関として必要な評価の基準、方法、体制等についての一定の基準（認証基準）を、省令により規定。
- ・ 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣に申請の上、中央教育審議会の審議を経て、文部科学大臣より認証を受ける。
- ・ その際、各認証評価機関は、当該団体が行う評価基準についても、予め詳細を明示した上で、審議・認証を受ける。

法科大学院を対象とした認証評価機関

- （財）日弁連法務研究財団（平成16年8月31日認証）
- （独）大学評価・学位授与機構（平成17年1月14日認証）
- （財）大学基準協会（平成19年2月16日認証）

認証評価の実績 68大学（適格46、不適格22）

- （財）日弁連法務研究財団…27学（適格20、不適格7）
 - 平成18年 2大学（適格2）
 - 平成19年 11大学（適格10、不適格1）
 - 平成20年上期 7大学（適格4、不適格3）
 - 平成20年下期 7大学（適格4、不適格3）
- （独）大学評価・学位授与機構…25大学（適格19、不適格6）
 - 平成19年 9大学（適格5、不適格4 ※うち3大学は平成20年度の追評価で適格と認定）
 - 平成20年 16大学（適格14、不適格2）
- （財）大学基準協会…16大学（適格7、不適格9）
 - 平成19年 2大学（適格2）
 - 平成20年 14大学（適格5、不適格9）

法科大学院の認証評価受審状況

（ ）は不適格となった大学数
平成21年3月31日現在

	日弁連 法務研究財団	大学評価・ 学位授与機構	大学基準協会	合 計
平成18年度	2 (0)	-	-	2 (0)
平成19年度	11 (1)	9 (4)	2 (0)	22 (5)
平成20年度	14 (6)	16 (2)	14 (9)	44 (17)
合 計	27 (7)	25 (6)	16 (9)	68 (22)

認証評価機関の評価基準と授業科目群ごとの単位数の状況

		認証評価機関		法科大学院の例			
		大学評価・学位授与機構	日弁連法務研究財団	大学基準協会	A大学	B大学	C大学
法科大学院の教育内容・方法等に関する中間まとめ《平成14年1月22日法科大学院の教育内容・方法等に関する研究会》							
法律基本科目	54単位 ※必修単位数の加重は15%以内	(修了要件)42単位以上 (開設)54単位標準 上限62単位(54単位の加重15%に相当する8単位増)	—		59単位	58単位	60単位
法律実務基礎科目	9単位	6単位以上 (上記のほか、平成23年度までに4単位相当を必修又は選択必修)	6単位以上	学生が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか。	10単位	14単位	13単位
基礎法学・隣接科目	4単位	修了要件単位数の3分の1以上	3単位以上の履修	授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目の全てにわたって教育上の目的に依り、適切な単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の履修が、いずれかに過度に偏ることに配慮されていること。	29単位以上 基礎法学4単位以上	21単位以上 基礎法学6単位以上 展開先端12単位以上	20単位以上 基礎法学4単位以上 展開先端10単位以上
展開・先端科目	26単位程度(総単位数の1/4から1/3程度)	12単位以上	—				

法科大学院教育の改善に関するヒアリングの結果概要

1. ヒアリングの目的：

本ヒアリングは、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（中間まとめ）」における「改善の方向性」に基づいて、各法科大学院教育の課題や改善方針等を把握するとともに、それを踏まえた具体的な改善の促進を図る。

2. 実施時期：平成20年10月20日～11月11日

3. ヒアリング対象：法科大学院を設置する全大学（国公私）

4. 主要な聴取事項

（1）入学者の質と多様性の確保に関する取組状況について

- ・競争性の確保に関する取組状況について
- ・適性試験の改善に関する取組状況について
- ・多様な人材の確保に関する取組状況について

（2）修了者の質の保証に関する取組状況について

- ・共通的な到達目標の設定と達成度評価方法に関する取組状況について
- ・教育内容の充実と厳格な成績評価・修了認定の徹底に関する取組状況について
- ・司法試験の合格者数の一定の確保に関する取組状況について

（3）教育体制の充実に関する取組状況について

- ・質の高い教員の確保に関する取組状況について
- ・入学定員の見直しと大学における教育課程の共同実施・統合等の促進に関する取組状況について
- ・教員養成体制の構築に関する取組状況について
- ・教員の教育能力の向上に関する取組状況について

（4）積極的な情報公開の促進に関する取組状況について

5. ヒアリング結果の概要

(1) 入学者の質と多様性の確保に関する取組状況

① 競争性の確保

全体的な志願者数の減少に伴い、多くの法科大学院において、競争倍率が減少しており、競争倍率が2倍を切っている法科大学院も複数見られた。各法科大学院においては、教育の成果の広報活動の充実や他地域での入試説明会・入試の実施、さらには入学定員の見直しなど、入学者選抜の競争性の確保のための改善について検討している。なお、複数の法科大学院から、「質の低下」論による全国的な受験生の減少に対して、全体的な入学定員の見直しによる合格率の向上など、法科大学院受験者を増やすための方策を考える必要があるとの意見が寄せられた。

② 適性試験の改善

多くの法科大学院の入学者選抜では、適性試験の成績だけでなく総合判定方式となっているが、競争倍率が低い法科大学院の多くが適性試験の著しく低い者が入学している状況が散見された。このうち、複数の法科大学院においては、独自に最低基準点を設定し、状況を改善していく意向が見られた。一方、多くの法科大学院から、適性試験の成績と入学後の法科大学院での成績に相関関係がないので、適性試験の低い点数の者を入学させざるを得ず、試験内容の検証及び改善を求められた。

③ 多様な人材の確保

ほとんどの法科大学院では、現状において、社会人・他学部出身者が一定数確保されている。しかし、今後予想される志願者数の減少に伴い、社会人入学者の数も減少していくことを鑑み、多くの法科大学院において、社会人などの未修者の学習支援体制の構築や長期履修制度導入の検討を行っている。

(2) 修了者の質の保証に関する取組状況

① 共通的な到達目標の設定と達成度評価方法

多くの法科大学院で、修了時の到達目標、学年ごと、科目ごとの到達目標の設定がなされており、現在、策定中の全国的な共通の到達目標の設定が行われた際には、それを踏まえて自学の到達目標を検討する方向である。

② 教育内容の充実と厳格な成績評価・修了認定の徹底

全般的に厳格な成績評価・修了認定が行われ、通常の修業年限内で修了できない者の割合も3割程度に達している。しかしながら、修了率が9割近くとなっているが司法試験に不合格となる者が多く見られる例、1年次から2年次に進級する際の要件が単位取得のみをもって行われている例など、厳格な成績評価・修了認定が十分行われているとは言い難い法科大学院も複数見られた。これらの法科大学院においては、今後、修了試験の実施やGPAの数値を進級時や修了時の判定の際に導入することなどの大幅な改善を図る予定となっている。

(3) 教育体制の充実に関する取組状況

① 質の高い教員の確保

多くの法科大学院においては、現状においては、ダブルカウントが解消され、必要な専任教員が確保されている。しかしながら、今後、定年退職者や突然の辞職者等の補充のため、学内の他研究科や他法科大学院との連携により、教員体制の充実を図るとする法科大学院が見られた一方、将来的な採用の対応について十分検討されていない法科大学院も見られた。

② 入学定員の見直しと法科大学院の教育課程の共同実施・統合等の促進

中間まとめで提示された、①質の高い教員の数の確保が困難、②入学者の質の確保が困難、③修了者の多くが司法試験に合格していない状況が継続しているといった状況にあてはまるいくつかの法科大学院で、具体的な入学定員の見直しが行われているが、現時点で入学定員の見直しを十分に行っていない法科大学院も見られる。また、教育水準及び教育体制の維持に懸念が見られる法科大学院についても、共同教育課程の設置・統合などの方策について十分な検討がなされていない、あるいは、今後検討する予定もないという状況であった。中間まとめに示された3要件にあてはまる法科大学院は率先して抜本的な入学定員の見直しを検討する必要がある一方、複数の法科大学院から、地方の法曹養成機関の適正配置の必要性や大規模校の率先した定員削減の必要性を唱える意見も見られた。

③ 教員養成体制の構築

多くの法科大学院において、教員養成の必要性は認識されており、外国法や研究論文などの科目の開設が行われているが、履修者や後期博士課程への進学希望者の実績がともに少ない状況が見られる。このため、研究者を目指す学生のための奨学金の導入や、博士課程への入学を容易にするための法学研究科との連携体制の構築など今後の改善策を検討している法科大学院が見られた。

④ 教員の教育能力の向上

ほぼすべての法科大学院において、FDのための組織が設置され、学生による授業アンケートや教員間の授業参観などが実施されている。しかしながら、一部の大学で、それらを教育内容・方法の改善に結びつけるための組織的な取り組みが行われていない法科大学院もあり、組織的な取り組みのための体制の構築について今後改善を図っていくことが検討されている。

(4) 積極的な情報公開の促進

入学者選抜の状況や教育内容を含むシラバスなど様々な情報については、多くの法科大学院でHP等で公開されているが、修了認定状況について公表している法科大学院はごく少数に限られていた。今後、多くの法科大学院で、修了認定状況を公表する予定である。

法科大学院一覽

(平成20年度)

大 学 数		入 学 定 員
総計	74 大学	5,795 人
国立	23 大学	1,760 人
公立	2 大学	140 人
私立	49 大学	3,895 人

区分	大 学 院 名	研究科・専攻名	入学定員 人	開設年度	
1	国立	北海道大学大学院	法学研究科 法律実務専攻	100	平成16年度
2	国立	東北大学大学院	法学研究科 総合法制専攻	100	平成16年度
3	国立	千葉大学大学院	専門法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
4	国立	筑波大学大学院	ビジネス科学研究科 法曹専攻	40	平成17年度
5	国立	東京大学大学院	法学政治学研究科 法曹養成専攻	300	平成16年度
6	国立	一橋大学大学院	法学研究科 法務専攻	100	平成16年度
7	国立	横浜国立大学大学院	国際社会科学研究科 法曹実務専攻	50	平成16年度
8	国立	新潟大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	60	平成16年度
9	国立	信州大学大学院	法曹法務研究科 法曹法務専攻	40	平成17年度
10	国立	静岡大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成17年度
11	国立	金沢大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
12	国立	名古屋大学大学院	法学研究科 実務法曹養成専攻	80	平成16年度
13	国立	京都大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	200	平成16年度
14	国立	大阪大学大学院	高等司法研究科 法務専攻	100	平成16年度
15	国立	神戸大学大学院	法学研究科 実務法律専攻	100	平成16年度
16	国立	島根大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	30	平成16年度
17	国立	岡山大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成16年度
18	国立	広島大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成16年度
19	国立	香川大学・愛媛大学大学院(連合)	香川大学・愛媛大学連合法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
20	国立	九州大学大学院	法務学府 実務法学専攻	100	平成16年度
21	国立	熊本大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	30	平成16年度
22	国立	鹿児島大学大学院	司法政策研究科 法曹実務専攻	30	平成16年度
23	国立	琉球大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
	国立計	23大学		1,760 人	
24	公立	首都大学東京大学院	社会科学研究科 法曹養成専攻	65	平成16年度
25	公立	大阪市立大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	75	平成16年度
	公立計	2大学		140 人	
26	私立	北海学園大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成17年度
27	私立	東北学院大学大学院	法務研究科 法実務専攻	50	平成16年度
28	私立	白鷗大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
29	私立	大宮法科大学院大学	法務研究科 法務専攻	100	平成16年度
30	私立	獨協大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	50	平成16年度
31	私立	駿河台大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	60	平成16年度
32	私立	青山学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成16年度
33	私立	学習院大学大学院	法務研究科 法務専攻	65	平成16年度
34	私立	慶應義塾大学大学院	法務研究科 法務専攻	260	平成16年度
35	私立	國學院大学大学院	法務研究科 法務職専攻	50	平成16年度
36	私立	駒澤大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	50	平成16年度
37	私立	上智大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	100	平成16年度
38	私立	成蹊大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
39	私立	専修大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成16年度
40	私立	創価大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
41	私立	大東文化大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
42	私立	中央大学大学院	法務研究科 法務専攻	300	平成16年度
43	私立	東海大学大学院	実務法学研究科 実務法律学専攻	50	平成16年度
44	私立	東洋大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度

	区分	大学院名	研究科・専攻名	入学定員	開設年度
45	私立	日本大学大学院	法務研究科 法務専攻	100	平成16年度
46	私立	法政大学大学院	法務研究科 法務専攻	100	平成16年度
47	私立	明治大学大学院	法務研究科 法務専攻	200	平成16年度
48	私立	明治学院大学大学院	法務職研究科 法務専攻	80	平成16年度
49	私立	立教大学大学院	法務研究科 法務専攻	70	平成16年度
50	私立	早稲田大学大学院	法務研究科 法務専攻	300	平成16年度
51	私立	神奈川大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
52	私立	関東学院大学大学院	法務研究科 実務法学専攻	30	平成16年度
53	私立	桐蔭横浜大学大学院	法務研究科 法務専攻	70	平成16年度
54	私立	山梨学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
55	私立	愛知大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
56	私立	愛知学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	35	平成17年度
57	私立	中京大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
58	私立	南山大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
59	私立	名城大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
60	私立	京都産業大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成16年度
61	私立	同志社大学大学院	司法研究科 法務専攻	150	平成16年度
62	私立	立命館大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	150	平成16年度
63	私立	龍谷大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成17年度
64	私立	大阪学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
65	私立	関西大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	130	平成16年度
66	私立	近畿大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成16年度
67	私立	関西学院大学大学院	司法研究科 法務専攻	125	平成16年度
68	私立	甲南大学大学院	法学研究科 法務専攻	60	平成16年度
69	私立	神戸学院大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	60	平成16年度
70	私立	姫路獨協大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
71	私立	広島修道大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
72	私立	久留米大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
73	私立	西南学院大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	50	平成16年度
74	私立	福岡大学大学院	法曹実務研究科 法務専攻	50	平成16年度
	私立計	49大学		3,895 人	

	合計	74大学		5,795 人	
--	----	------	--	---------	--

法科大学院一覽

(平成21年度)

大 学 数		入 学 定 員
総計	74 大学	5,765 人
国立	23 大学	1,760 人
公立	2 大学	140 人
私立	49 大学	3,865 人

区分	大 学 院 名	研究科・専攻名	入学定員 人	開設年度	
1	国立	北海道大学大学院	法学研究科 法律実務専攻	100	平成16年度
2	国立	東北大学大学院	法学研究科 総合法制専攻	100	平成16年度
3	国立	千葉大学大学院	専門法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
4	国立	筑波大学大学院	ビジネス科学研究科 法曹専攻	40	平成17年度
5	国立	東京大学大学院	法学政治学研究科 法曹養成専攻	300	平成16年度
6	国立	一橋大学大学院	法学研究科 法務専攻	100	平成16年度
7	国立	横浜国立大学大学院	国際社会科学研究科 法曹実務専攻	50	平成16年度
8	国立	新潟大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	60	平成16年度
9	国立	信州大学大学院	法曹法務研究科 法曹法務専攻	40	平成17年度
10	国立	静岡大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成17年度
11	国立	金沢大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
12	国立	名古屋大学大学院	法学研究科 実務法曹養成専攻	80	平成16年度
13	国立	京都大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	200	平成16年度
14	国立	大阪大学大学院	高等司法研究科 法務専攻	100	平成16年度
15	国立	神戸大学大学院	法学研究科 実務法律専攻	100	平成16年度
16	国立	島根大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	30	平成16年度
17	国立	岡山大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成16年度
18	国立	広島大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成16年度
19	国立	香川大学・愛媛大学大学院(連合)	香川大学・愛媛大学連合法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
20	国立	九州大学大学院	法務学府 実務法学専攻	100	平成16年度
21	国立	熊本大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	30	平成16年度
22	国立	鹿児島大学大学院	司法政策研究科 法曹実務専攻	30	平成16年度
23	国立	琉球大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
	国立計	23大学		1,760 人	
24	公立	首都大学東京大学院	社会科学研究科 法曹養成専攻	65	平成16年度
25	公立	大阪市立大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	75	平成16年度
	公立計	2大学		140 人	
26	私立	北海学園大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成17年度
27	私立	東北学院大学大学院	法務研究科 法実務専攻	50	平成16年度
28	私立	白鷗大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
29	私立	大宮法科大学院大学	法務研究科 法務専攻	100	平成16年度
30	私立	獨協大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	50	平成16年度
31	私立	駿河台大学大学院	法務研究科 法曹実務専攻	60	平成16年度
32	私立	青山学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成16年度
33	私立	学習院大学大学院	法務研究科 法務専攻	65	平成16年度
34	私立	慶應義塾大学大学院	法務研究科 法務専攻	260	平成16年度
35	私立	國學院大学大学院	法務研究科 法務職専攻	50	平成16年度
36	私立	駒澤大学大学院	法曹養成研究科 法曹養成専攻	50	平成16年度
37	私立	上智大学大学院	法学研究科 法曹養成専攻	100	平成16年度
38	私立	成蹊大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
39	私立	専修大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成16年度
40	私立	創価大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
41	私立	大東文化大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
42	私立	中央大学大学院	法務研究科 法務専攻	300	平成16年度
43	私立	東海大学大学院	実務法学研究科 実務法律学専攻	50	平成16年度
44	私立	東洋大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度

	区分	大学院名	研究科・専攻名	入学定員	開設年度
45	私立	日本大学大学院	法務研究科 法務専攻	100	平成16年度
46	私立	法政大学大学院	法務研究科 法務専攻	100	平成16年度
47	私立	明治大学大学院	法務研究科 法務専攻	200	平成16年度
48	私立	明治学院大学大学院	法務職研究科 法務専攻	80	平成16年度
49	私立	立教大学大学院	法務研究科 法務専攻	70	平成16年度
50	私立	早稲田大学大学院	法務研究科 法務専攻	300	平成16年度
51	私立	神奈川大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
52	私立	関東学院大学大学院	法務研究科 実務法学専攻	30	平成16年度
53	私立	桐蔭横浜大学大学院	法務研究科 法務専攻	70	平成16年度
54	私立	山梨学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
55	私立	愛知大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
56	私立	愛知学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	35	平成17年度
57	私立	中京大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
58	私立	南山大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
59	私立	名城大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
60	私立	京都産業大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成16年度
61	私立	同志社大学大学院	司法研究科 法務専攻	150	平成16年度
62	私立	立命館大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	150	平成16年度
63	私立	龍谷大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成17年度
64	私立	大阪学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
65	私立	関西大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	130	平成16年度
66	私立	近畿大学大学院	法務研究科 法務専攻	60	平成16年度
67	私立	関西学院大学大学院	司法研究科 法務専攻	125	平成16年度
68	私立	甲南大学大学院	法学研究科 法務専攻	60	平成16年度
69	私立	神戸学院大学大学院	実務法学研究科 実務法学専攻	60	平成16年度
70	私立	姫路獨協大学大学院	法務研究科 法務専攻	30	平成16年度
71	私立	広島修道大学大学院	法務研究科 法務専攻	50	平成16年度
72	私立	久留米大学大学院	法務研究科 法務専攻	40	平成16年度
73	私立	西南学院大学大学院	法務研究科 法曹養成専攻	50	平成16年度
74	私立	福岡大学大学院	法曹実務研究科 法務専攻	30	平成16年度
	私立計	49大学		3,865 人	
	合計	74大学		5,765 人	

平成25年4月1日現在

志願者数・入学者数等の推移（平成16年度～平成25年度）

1. 志願者数及び志願倍率について

(単位：人)

区 分		国 立	公 立	私 立	計
志願者数	H16	16,691 (22.9%)	2,425 (3.3%)	53,684 (73.7%)	72,800
	H17	9,884 (23.7%)	1,047 (2.5%)	30,825 (73.8%)	41,756
	H18	11,052 (27.4%)	1,493 (3.7%)	27,796 (68.9%)	40,341
	H19	12,453 (27.5%)	2,035 (4.5%)	30,719 (68.0%)	45,207
	H20	10,734 (27.1%)	1,897 (4.8%)	26,924 (68.1%)	39,555
	H21	8,113 (27.3%)	1,453 (4.9%)	20,148 (67.8%)	29,714
	H22	6,913 (28.8%)	1,206 (5.0%)	15,895 (66.2%)	24,014
	H23	7,005 (30.5%)	1,139 (5.0%)	14,783 (64.5%)	22,927
	H24	6,046 (32.8%)	815 (4.4%)	11,585 (62.8%)	18,446
	H25	4,615 (33.2%)	588 (4.2%)	8,721 (62.6%)	13,924
志願倍率	H16	10.1	17.3	14.1	13.0
	H17	5.6	7.5	7.9	7.2
	H18	6.3	10.7	7.1	6.9
	H19	7.1	14.5	7.8	7.8
	H20	6.1	13.6	6.9	6.8
	H21	4.6	10.4	5.2	5.2
	H22	5.1	9.6	4.7	4.9
	H23	5.1	10.2	4.9	5.1
	H24	4.4	7.3	3.8	4.1
	H25	3.5	5.3	3.1	3.3

2. 入学者数について

① 法学既修・未修の別

(単位：人)

区 分	国 立			公 立			私 立			計		
	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計
H16	737 (43.3%)	964 (56.7%)	1,701	76 (57.1%)	57 (42.9%)	133	1,537 (39.1%)	2,396 (60.9%)	3,933	2,350 (40.7%)	3,417 (59.3%)	5,767
H17	718 (40.5%)	1,055 (59.5%)	1,773	84 (64.6%)	46 (35.4%)	130	1,261 (34.6%)	2,380 (65.4%)	3,641	2,063 (37.2%)	3,481 (62.8%)	5,544
H18	740 (40.6%)	1,082 (59.4%)	1,822	83 (61.0%)	53 (39.0%)	136	1,356 (35.4%)	2,470 (64.6%)	3,826	2,179 (37.7%)	3,605 (62.3%)	5,784
H19	797 (44.5%)	994 (55.5%)	1,791	84 (59.2%)	58 (40.8%)	142	1,288 (34.1%)	2,492 (65.9%)	3,780	2,169 (38.0%)	3,544 (62.0%)	5,713
H20	761 (44.1%)	963 (55.9%)	1,724	82 (60.3%)	54 (39.7%)	136	1,223 (34.6%)	2,314 (65.4%)	3,537	2,066 (38.3%)	3,331 (61.7%)	5,397
H21	758 (47.3%)	845 (52.7%)	1,603	80 (58.4%)	57 (41.6%)	137	1,183 (38.1%)	1,921 (61.9%)	3,104	2,021 (41.7%)	2,823 (58.3%)	4,844
H22	703 (54.2%)	594 (45.8%)	1,297	73 (62.4%)	44 (37.6%)	117	1,147 (42.4%)	1,561 (57.6%)	2,708	1,923 (46.7%)	2,199 (53.3%)	4,122
H23	709 (55.0%)	580 (45.0%)	1,289	66 (62.9%)	39 (37.1%)	105	1,141 (51.3%)	1,085 (48.7%)	2,226	1,916 (52.9%)	1,704 (47.1%)	3,620
H24	698 (58.0%)	506 (42.0%)	1,204	70 (65.4%)	37 (34.6%)	107	1,057 (57.5%)	782 (42.5%)	1,839	1,825 (57.9%)	1,325 (42.1%)	3,150
H25	653 (59.4%)	447 (40.6%)	1,100	71 (74.7%)	24 (25.3%)	95	893 (59.4%)	610 (40.6%)	1,503	1,617 (59.9%)	1,081 (40.1%)	2,698

② 社会人の入学状況

(単位：人)

区 分	国 立			公 立			私 立			計		
	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計	既修者	未修者	計
H16	161 (21.8%)	422 (43.8%)	583 (34.3%)	51 (67.1%)	29 (50.9%)	80 (60.2%)	826 (53.7%)	1,303 (54.4%)	2,129 (54.1%)	1,038 (44.2%)	1,754 (51.3%)	2,792 (48.4%)
H17	104 (14.5%)	390 (37.0%)	494 (27.9%)	25 (29.8%)	22 (47.8%)	47 (36.2%)	558 (44.3%)	992 (41.7%)	1,550 (42.6%)	687 (33.3%)	1,404 (40.3%)	2,091 (37.7%)
H18	124 (16.8%)	354 (32.7%)	478 (26.2%)	39 (47.0%)	21 (39.6%)	60 (44.1%)	555 (40.9%)	832 (33.7%)	1,387 (36.3%)	718 (33.0%)	1,207 (33.5%)	1,925 (33.3%)
H19	107 (13.4%)	316 (31.8%)	423 (23.6%)	42 (50.0%)	26 (44.8%)	68 (47.9%)	568 (44.1%)	775 (31.1%)	1,343 (35.5%)	717 (33.1%)	1,117 (31.5%)	1,834 (32.1%)
H20	130 (17.1%)	308 (32.0%)	438 (25.4%)	30 (36.6%)	9 (16.7%)	39 (28.7%)	437 (35.7%)	695 (30.0%)	1,132 (32.0%)	597 (28.9%)	1,012 (30.4%)	1,609 (29.8%)
H21	84 (11.1%)	269 (31.8%)	353 (22.0%)	27 (33.8%)	17 (29.8%)	44 (32.1%)	353 (29.8%)	548 (28.5%)	901 (29.0%)	464 (23.0%)	834 (29.5%)	1,298 (26.8%)
H22	70 (10.0%)	198 (33.3%)	268 (20.7%)	24 (32.9%)	11 (25.0%)	35 (29.9%)	254 (22.1%)	436 (27.9%)	690 (25.5%)	348 (18.1%)	645 (29.3%)	993 (24.1%)
H23	61 (8.6%)	179 (30.8%)	240 (18.6%)	11 (16.7%)	4 (10.3%)	15 (14.3%)	222 (19.5%)	286 (26.4%)	508 (22.8%)	294 (15.3%)	469 (27.5%)	763 (21.1%)
H24	69 (9.9%)	168 (33.2%)	237 (19.7%)	18 (25.7%)	8 (21.6%)	26 (24.3%)	213 (20.2%)	213 (27.2%)	426 (23.2%)	300 (16.4%)	389 (29.4%)	689 (21.9%)
H25	56 (8.6%)	154 (34.5%)	210 (19.1%)	10 (14.1%)	5 (20.8%)	15 (15.8%)	148 (16.6%)	148 (24.3%)	296 (19.7%)	214 (13.2%)	307 (28.4%)	521 (19.3%)

③ 学部系統別の入学状況

(単位：人)

区 分		法 学	文系 (法学以外)	理 系	そ の 他	計
国 立	H16	1,180 (69.4%)	291 (17.1%)	157 (9.2%)	73 (4.3%)	1,701
	H17	1,309 (73.8%)	273 (15.4%)	141 (8.0%)	50 (2.8%)	1,773
	H18	1,384 (76.0%)	284 (15.6%)	100 (5.5%)	54 (3.0%)	1,822
	H19	1,365 (76.2%)	277 (15.5%)	102 (5.7%)	47 (2.6%)	1,791
	H20	1,290 (74.8%)	276 (16.0%)	109 (6.3%)	49 (2.8%)	1,724
	H21	1,242 (77.5%)	199 (12.4%)	102 (6.4%)	60 (3.7%)	1,603
	H22	1,041 (80.3%)	155 (12.0%)	60 (4.6%)	41 (3.1%)	1,297
	H23	1,043 (80.9%)	163 (12.7%)	53 (4.1%)	30 (2.3%)	1,289
	H24	1,009 (83.8%)	123 (10.2%)	41 (3.4%)	31 (2.6%)	1,204
	H25	882 (80.2%)	146 (13.3%)	41 (3.7%)	31 (2.8%)	1,100
公 立	H16	86 (64.7%)	35 (26.3%)	8 (6.0%)	4 (3.0%)	133
	H17	94 (72.3%)	18 (13.8%)	14 (10.8%)	4 (3.1%)	130
	H18	106 (77.9%)	22 (16.2%)	2 (1.5%)	6 (4.4%)	136
	H19	114 (80.3%)	17 (12.0%)	5 (3.5%)	6 (4.2%)	142
	H20	114 (83.8%)	12 (8.8%)	9 (6.6%)	1 (0.7%)	136
	H21	103 (75.2%)	28 (20.4%)	1 (0.7%)	5 (3.6%)	137
	H22	90 (76.9%)	13 (11.1%)	3 (2.6%)	11 (9.4%)	117
	H23	81 (77.1%)	19 (18.1%)	4 (3.8%)	1 (1.0%)	105
	H24	92 (86.0%)	11 (10.3%)	2 (1.9%)	2 (1.9%)	107
	H25	87 (91.6%)	5 (5.3%)	1 (1.0%)	2 (2.1%)	95
私 立	H16	2,513 (63.9%)	943 (24.0%)	321 (8.2%)	156 (4.0%)	3,933
	H17	2,481 (68.1%)	759 (20.9%)	277 (7.6%)	124 (3.4%)	3,641
	H18	2,660 (69.5%)	832 (21.8%)	224 (5.9%)	110 (2.9%)	3,826
	H19	2,744 (72.6%)	767 (20.3%)	166 (4.4%)	103 (2.7%)	3,780
	H20	2,583 (73.0%)	684 (19.3%)	164 (4.6%)	106 (3.0%)	3,537
	H21	2,275 (73.3%)	574 (18.5%)	144 (4.6%)	111 (3.6%)	3,104
	H22	2,123 (78.4%)	404 (14.9%)	68 (2.5%)	113 (4.2%)	2,708
	H23	1,748 (78.5%)	335 (15.0%)	76 (3.5%)	67 (3.0%)	2,226
	H24	1,458 (79.3%)	272 (14.8%)	51 (2.8%)	58 (3.2%)	1,839
	H25	1,226 (81.6%)	197 (13.1%)	35 (2.3%)	45 (3.0%)	1,503

(単位：人)

区 分		法 学	文系 (法学以外)	理 系	そ の 他	計
計	H16	3,779 (65.5%)	1,269 (22.0%)	486 (8.4%)	233 (4.0%)	5,767
	H17	3,884 (70.1%)	1,050 (18.9%)	432 (7.8%)	178 (3.2%)	5,544
	H18	4,150 (71.7%)	1,138 (19.7%)	326 (5.6%)	170 (2.9%)	5,784
	H19	4,223 (73.9%)	1,061 (18.6%)	273 (4.8%)	156 (2.7%)	5,713
	H20	3,987 (73.9%)	972 (18.0%)	282 (5.2%)	156 (2.9%)	5,397
	H21	3,620 (74.7%)	801 (16.5%)	247 (5.1%)	176 (3.6%)	4,844
	H22	3,254 (78.9%)	572 (13.9%)	131 (3.2%)	165 (4.0%)	4,122
	H23	2,872 (79.3%)	517 (14.3%)	134 (3.7%)	97 (2.7%)	3,620
	H24	2,559 (81.2%)	406 (12.9%)	94 (3.0%)	91 (2.9%)	3,150
	H25	2,195 (81.4%)	348 (12.9%)	84 (3.1%)	71 (2.6%)	2,698

(注) 「文系」は人文科学・社会科学系学部、「理系」は理学・工学・農学・保健・商船系学部、「その他」は家政・教育・芸術系学部その他。

法科大学院適性試験について

1. 目的

法科大学院の入学者選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するため、法律学についての学識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試す「法科大学院適性試験」を実施。

2. 実施機関

適性試験管理委員会（平成23年度より）

※平成22年度までは、次の2機関でそれぞれ実施。

- ・独立行政法人 大学入試センター
- ・財団法人 日弁連法務研究財団（社団法人 商事法務研究会）

3. 実施概要（平成24年度）

区 分	第 1 回	第 2 回
試験実施期日	平成24年5月27日（日）	平成24年6月10日（日）
問題構成等	第1部（論理的判断力） 40分 第2部（分析的判断力） 40分 第3部（長文読解力） 40分 第4部（表現力） 40分 ※第1～3部 多肢選択・マークシート式 第4部 論述式	
受験料	15,750円（各1回）	

4. 志願者数・受験者数の推移

<平成15年度～平成22年度> (人)

	大学入試センター		日弁連法務研究財団	
	志願者数	受験者数	志願者数	受験者数
平成15年度	39,350	35,521	20,043	18,355
平成16年度	24,036	21,429	13,993	12,249
平成17年度	19,859	17,872	10,724	9,617
平成18年度	18,450	16,680	12,429	11,213
平成19年度	15,937	14,323	11,945	10,798
平成20年度	13,138	11,870	9,930	8,940
平成21年度	10,282	9,370	8,546	7,737
平成22年度	8,650	7,909	7,820	7,066

※大学入試センターの受験者数については、追試験受験者数を含む。

<平成23年度～平成24年度> (人)

	第1回		第2回		実人数	
	志願者数	受験者数	志願者数	受験者数	志願者数	受験者数
平成23年度	5,946	5,481	7,386	6,692	7,829	7,249
平成24年度	5,185	4,753	5,967	5,391	6,457	5,967

法科大学院修了認定状況の推移（平成17年度～平成24年度）

1. 平成17～24年度修了者数比較

平成25年3月31日現在

区 分		標準修業年限 修了者	うち法学		その他 (原級留置 ・休学等)	合 計
			未修者 (3年コース)	既修者 (2年コース)		
平成17年度	国 立	663 (90.0%)	-	663 (90.0%)	-	663
	公 立	68 (89.5%)	-	68 (89.5%)	-	68
	私 立	1,445 (94.0%)	-	1,445 (94.0%)	-	1,445
	合 計	2,176 (92.6%)	-	2,176 (92.6%)	-	2,176
平成18年度	国 立	1,356 (81.4%)	728 (75.5%)	628 (89.5%)	15	1,371
	公 立	131 (92.9%)	49 (86.0%)	82 (97.6%)	1	132
	私 立	2,896 (79.8%)	1,787 (74.6%)	1,109 (89.8%)	19	2,915
	合 計	4,383 (80.6%)	2,564 (75.1%)	1,819 (90.0%)	35	4,418
平成19年度	国 立	1,445 (80.7%)	786 (73.5%)	659 (91.4%)	107	1,552
	公 立	110 (85.9%)	35 (77.8%)	75 (90.4%)	4	114
	私 立	2,986 (79.5%)	1,748 (72.8%)	1,238 (91.6%)	259	3,245
	合 計	4,541 (80.0%)	2,569 (73.0%)	1,972 (91.5%)	370	4,911
平成20年度	国 立	1,515 (80.8%)	783 (71.2%)	732 (94.5%)	162	1,677
	公 立	116 (84.7%)	43 (81.1%)	73 (86.9%)	2	118
	私 立	2,906 (77.3%)	1,715 (69.4%)	1,191 (92.5%)	293	3,199
	合 計	4,537 (78.6%)	2,541 (70.1%)	1,996 (93.0%)	457	4,994
平成21年度	国 立	1,398 (79.3%)	686 (67.5%)	712 (95.4%)	183	1,581
	公 立	128 (91.4%)	51 (87.9%)	77 (93.9%)	8	136
	私 立	2,737 (73.7%)	1,655 (66.5%)	1,082 (88.5%)	338	3,075
	合 計	4,263 (75.9%)	2,392 (67.1%)	1,871 (91.2%)	529	4,792

※（ ）内は既修、未修ごとの入学者のうち修了者の割合

区 分		標準修業年限 修了者	うち法学既修者		その他 (原級留置 ・休学等)	合 計
			うち法学未修者 (3年コース)	うち法学既修者 (2年コース)		
平成22年度	国 立	1,363 (79.4%)	668 (68.2%)	695 (94.2%)	160	1,523
	公 立	116 (86.6%)	43 (79.6%)	73 (91.3%)	5	121
	私 立	2,452 (70.2%)	1,430 (61.8%)	1,022 (86.6%)	439	2,891
	合 計	3,931 (73.6%)	2,141 (64.0%)	1,790 (89.6%)	604	4,535
平成23年度	国 立	1,142 (73.7%)	524 (60.6%)	618 (90.1%)	192	1,334
	公 立	105 (80.8%)	33 (57.9%)	72 (98.6%)	5	110
	私 立	2,016 (65.7%)	1,056 (55.0%)	960 (83.7%)	477	2,493
	合 計	3,263 (68.7%)	1,613 (56.8%)	1,650 (86.6%)	674	3,937
平成24年度	国 立	995 (75.4%)	361 (59.1%)	634 (89.4%)	170	1,165
	公 立	90 (81.8%)	29 (65.9%)	61 (92.4%)	14	104
	私 立	1,729 (64.2%)	781 (50.2%)	948 (83.2%)	428	2,157
	合 計	2,814 (68.2%)	1,171 (53.0%)	1,643 (85.8%)	612	3,426

※ ()内は既修、未修ごとの入学者のうち修了者の割合

(参考) 平成16年度法学既修者入学者数	2,350 人	(国立: 737人)	公立: 76人	私立: 1,537人)
平成16年度法学未修者入学者数	3,416 人	(国立: 964人)	公立: 57人	私立: 2,395人)
平成17年度法学既修者入学者数	2,021 人	(国立: 702人)	公立: 84人	私立: 1,235人)
平成17年度法学未修者入学者数	3,517 人	(国立: 1,070人)	公立: 45人	私立: 2,402人)
平成18年度法学既修者入学者数	2,156 人	(国立: 721人)	公立: 83人	私立: 1,352人)
平成18年度法学未修者入学者数	3,625 人	(国立: 1,100人)	公立: 53人	私立: 2,472人)
平成19年度法学既修者入学者数	2,147 人	(国立: 775人)	公立: 84人	私立: 1,288人)
平成19年度法学未修者入学者数	3,563 人	(国立: 1,016人)	公立: 58人	私立: 2,489人)
平成20年度法学既修者入学者数	2,051 人	(国立: 746人)	公立: 82人	私立: 1,223人)
平成20年度法学未修者入学者数	3,346 人	(国立: 979人)	公立: 54人	私立: 2,313人)
平成21年度法学既修者入学者数	1,998 人	(国立: 738人)	公立: 80人	私立: 1,180人)
平成21年度法学未修者入学者数	2,842 人	(国立: 864人)	公立: 57人	私立: 1,921人)
平成22年度法学既修者入学者数	1,906 人	(国立: 686人)	公立: 73人	私立: 1,147人)
平成22年度法学未修者入学者数	2,211 人	(国立: 611人)	公立: 44人	私立: 1,556人)
平成23年度法学既修者入学者数	1,914 人	(国立: 709人)	公立: 66人	私立: 1,139人)

※ 入学者数は、各年度の修了認定状況調査の結果による

2. 修了しなかった者の事由

平成25年3月31日現在

区 分		退 学			その他 (原級留置 ・休学等)	合 計
			うち旧司法 試験合格者	うち左記以外		
平成17年度	国 立	47 (63.5%)	42 (56.8%)	5 (6.8%)	27 (36.5%)	74 (100%)
	公 立	6 (75.0%)	5 (62.5%)	1 (12.5%)	2 (25.0%)	8 (100%)
	私 立	64 (69.6%)	43 (46.7%)	21 (22.8%)	28 (30.4%)	92 (100%)
	合 計	117 (67.2%)	90 (51.7%)	27 (15.5%)	57 (32.8%)	174 (100%)
平成18年度	国 立	113 (36.5%)	36 (11.6%)	77 (24.8%)	197 (63.5%)	310 (100%)
	公 立	4 (40.0%)	1 (10.0%)	3 (30.0%)	6 (60.0%)	10 (100%)
	私 立	317 (43.2%)	35 (4.8%)	282 (38.4%)	417 (56.8%)	734 (100%)
	合 計	434 (41.2%)	72 (6.8%)	362 (34.3%)	620 (58.8%)	1,054 (100%)
平成19年度	国 立	123 (35.5%)	25 (7.2%)	98 (28.3%)	223 (64.5%)	346 (100%)
	公 立	13 (72.2%)	5 (27.8%)	8 (44.4%)	5 (27.8%)	18 (100%)
	私 立	313 (40.8%)	31 (4.0%)	282 (36.7%)	455 (59.2%)	768 (100%)
	合 計	449 (39.7%)	61 (5.4%)	388 (34.3%)	683 (60.3%)	1,132 (100%)
平成20年度	国 立	111 (30.8%)	10 (2.8%)	101 (28.1%)	249 (69.2%)	360 (100%)
	公 立	13 (61.9%)	7 (33.3%)	6 (28.6%)	8 (38.1%)	21 (100%)
	私 立	377 (44.1%)	21 (2.5%)	356 (41.7%)	477 (55.9%)	854 (100%)
	合 計	501 (40.6%)	38 (3.1%)	463 (37.5%)	734 (59.4%)	1,235 (100%)
平成21年度	国 立	117 (32.1%)	9 (2.5%)	108 (29.7%)	247 (67.9%)	364 (100%)
	公 立	5 (41.7%)	2 (16.7%)	3 (25.0%)	7 (58.3%)	12 (100%)
	私 立	424 (43.5%)	11 (1.1%)	413 (42.4%)	551 (56.5%)	975 (100%)
	合 計	546 (40.4%)	22 (1.6%)	524 (38.8%)	805 (59.6%)	1,351 (100%)

※ ()内は、各設置者別の合計に対する割合

区 分		退 学			その他 (原級留置 ・休学等)	合 計
			うち旧司法 試験合格者	うち左記以外		
平成22年度	国 立	102 (28.8%)	6 (1.7%)	96 (27.1%)	252 (71.2%)	354 (100%)
	公 立	10 (55.6%)	3 (16.7%)	7 (38.9%)	8 (44.4%)	18 (100%)
	私 立	431 (41.4%)	4 (0.4%)	427 (41.0%)	610 (58.6%)	1,041 (100%)
	合 計	543 (38.4%)	13 (0.9%)	530 (37.5%)	870 (61.6%)	1,413 (100%)
平成23年度	国 立	169 (41.4%)	12 (2.9%)	157 (38.5%)	239 (58.6%)	408 (100%)
	公 立	10 (40.0%)	0 (0.0%)	10 (40.0%)	15 (60.0%)	25 (100%)
	私 立	487 (46.3%)	3 (0.3%)	484 (46.0%)	565 (53.7%)	1,052 (100%)
	合 計	666 (44.8%)	15 (1.0%)	651 (43.8%)	819 (55.2%)	1,485 (100%)
平成24年度	国 立	104 (32.0%)	4 (1.2%)	100 (30.8%)	221 (68.0%)	325 (100%)
	公 立	8 (40.0%)	0 (0.0%)	8 (40.0%)	12 (60.0%)	20 (100%)
	私 立	459 (47.3%)	1 (0.1%)	458 (47.2%)	512 (52.7%)	971 (100%)
	合 計	571 (43.4%)	5 (0.4%)	566 (43.0%)	745 (56.6%)	1,316 (100%)

※ ()内は、各設置者別の合計に対する割合

専門職大学院設置基準及び学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正について

平成21年4月17日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）の提言を踏まえ、所要の改正を行う。（施行期日：平成22年4月1日）

1. 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第25条の一部改正

（1）特別委員会報告の提言

法学未修者の法律基本科目の学修の充実を図る。そのため、法学未修者1年次では、1年あたりの履修登録上限単位数の標準である36単位を超えて、法律基本科目を6単位程度増加することを可能とする。

（2）改正の概要

法学既修者が履修したものとみなすことができる上限である30単位に（1）で増加した単位数を加えることを可能とする。

2. 学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）第4条の一部改正

（1）特別委員会報告の提言

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院がその役割を十分果たしているかを評価するために、評価基準・方法を改善する。

（2）改正の概要

- ① 入学者選抜での適性の適確かつ客観的な評価、教員組織での専任教員の適切な配置等、体系的な教育課程の編成、新司法試験の合格状況を含む修了者の進路に関する評価を実施する。
- ② 法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と判断した項目の評価結果を勘案しつつ、総合的に評価するなど、適切な適格認定を行うことができる評価方法とする。

法科大学院修了者の多様な進路について

○国家公務員採用 I 種試験(行政、法律、経済区分)の法科大学院出身者数

		法科大学院	全体
採用者数	平成18年度	4人 (1.0%)	296人 (100.0%)
	平成19年度	11人 (3.4%)	295人 (100.0%)
	平成20年度	18人 (6.0%)	298人 (100.0%)
	平成21年度	19人 (5.9%)	324人 (100.0%)
	平成22年度	15人 (5.6%)	270人 (100.0%)
	平成23年度	22人 (7.3%)	303人 (100.0%)

(注)採用者数は、各年度の翌年度における採用者数である。ただし、平成23年度は平成24年3月31日現在の採用内定者数である(過年度試験からの採用(内定)者を含む)。
採用者数は、特別職を含む。

※人事院資料より作成

○新規弁護士の組織内弁護士就職状況

修習期		弁護士一括登録日	弁護士数	時点	組織内弁護士推計【注】	割合	
59期		2006.12.3 2007.1.23	1,266	2007.5.8	11	0.87%	
60期	現	2007.9.5	1,247	2007.11.11	9	0.72%	1.33%
	新	2007.12.20	853	2008.2.6	19	2.23%	
61期	現	2008.9.3	538	2008.10.1	10	1.86%	3.15%
	新	2008.12.18	1,528	2009.2.3	55	3.60%	
62期	現	2009.9.3	322	2010.3.12	12	3.73%	2.71%
	新	2009.12.17	1,785	2010.4.1	45	2.52%	

(注)事務所名がなく、事務所住所等に「会社」等が入っているものを計上。組織内弁護士推計値は、一括登録日以降も多少増える場合がある。

※「弁護士白書2010年版」より抜粋

共通的な到達目標の在り方に関する検討結果

平成22年9月16日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
第2ワーキング・グループ

1. 共通的な到達目標の検討経緯

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）が平成21年4月にとりまとめた「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）において、修了者の質の保証のための改善方策の一つとして、「すべての法科大学院における共通的な到達目標を策定する必要がある」ことが提言された。

法科大学院修了者の共通的な到達目標（以下「共通的な到達目標」という。）については、これまでに、文部科学省の「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」の支援を得て、研究者教員及び法曹関係者の参加のもとに調査研究が行われ、関係各方面の意見も踏まえ、本年3月に「共通的到達目標モデル（第二次案）」（以下「第二次案」という。）が公表されている。

しかし、法科大学院関係者や法曹関係者間において、「共通的な到達目標」の法科大学院教育における位置づけや「共通的な到達目標」と認証評価との関係等についてなお十分な共通認識が得られているとは言い難いため、本年4月の法科大学院特別委員会の審議の結果、本ワーキング・グループにおいて、第二次案を参考にして「共通的な到達目標」についての検討を行うこととされた。

2. 検討結果

本ワーキング・グループでは、第二次案及びこれに対する関係者からの意見を参考にしつつ、「共通的な到達目標」の法科大学院教育における位置づけ及び「共通的な到達目標」と認証評価との関係について検討を行い、以下のとおり審議結果をとりまとめた*。

今後、関係者のさらなる尽力により、本ワーキング・グループの意見を踏まえて、最終的に「共通的な到達目標」が策定されることを期待したい。

* なお、審議の過程で第二次案の内容について議論した事項については、参考として別紙に付した。

(1) 「共通的な到達目標」の法科大学院教育における位置づけ

特別委員会報告で提言されているとおり、「共通的な到達目標」は、法科大学院の修了者が共通に備えておくべき能力等を明確にし、修了者の質を保証することを目的とするものであり、すべての法科大学院において共通して学修することが求められる内容及び水準（ミニマム・スタンダード）を示すものである。したがって、「共通的な到達目標」の法科大学院教育における位置づけとしては、以下の点に留意が必要である。

- ① 各法科大学院においては、ミニマム・スタンダードとしての「共通的な到達目標」を踏まえ、それぞれの教育理念に則り、創意工夫によって、それぞれの到達目標を設定することが必要であり、自主的・自律的に「共通的な到達目標」を超える到達目標とすることが強く期待される。
- ② 各法科大学院において設定した到達目標の内容については、授業及び自学自習を通じて、修了時まで学生に確実に修得させることが必要である。なお、各法科大学院は、確実な修得を求める到達目標とは別に、その達成が望ましい、より高度の目標を自主的・自律的に設定することも考えられる。
- ③ 授業で取り上げる事項及び自学自習を通じて学習する事項の決定については、各法科大学院が、授業の種類・性質や学生の資質・能力等に十分配慮し、適切に判断することが必要である。また、学生の到達状況を見極めながら、不断にその在り方を検証することが必要である。
- ④ 自学自習に委ねる内容については、その学習方法等に関し適切に指導・助言することが必要である。

なお、「共通的な到達目標」を「コア・カリキュラム」と表現することがあるが、「コア・カリキュラム」という用語は「授業」を連想させ、授業内容を直接規律するものとの誤解を招くおそれがあるとの意見もあり、「共通的な到達目標」の趣旨を踏まえた名称の工夫も必要であると考えられる。

(2) 「共通的な到達目標」と認証評価との関係

各認証評価機関は、「共通的な到達目標」に関し、認証評価において以下のとおり各法科大学院の取組について評価することが期待される。

- ① 各法科大学院が、学生が修了時まで確実に修得すべき知識・能力の内容・水準として、適切な到達目標を設定しているかを評価することが期待される。その際、ミニマム・スタンダードとしての「共通的な到達目標」に照らし、それと同等もしくはそれを上回る到達目標となっているかを評価することが適切である。
- ② 各法科大学院が設定した到達目標を踏まえ、適切に教育課程が編成され、学修指導が実施されているかを評価することが期待される。その際、組織全体として到達目標を踏まえた授業計画の作成・実施を担保するための措置が講じられているかを確認することが適切である。また、授業で直接取り上げない事項については、学生に対し、自学自習を促進・支援するための適切な手段を講じていることを確認することが適切である。

- ③ 自学自習を通じて学習する内容を含め、各法科大学院が設定した到達目標に対する学生の到達レベルを測定するための適切な手段を講じているかを評価することが期待される。その際、組織全体として到達目標を踏まえた成績評価・修了認定の実施を担保するための措置が講じられているかを確認することが適切である。

(別紙)

調査研究班・共通的到達目標モデル（第二次案）について（参考）

<総論>

「共通的な到達目標」を策定するにあたっての基本的な考え方は適切であるが、共通的な到達目標とされる項目のうち、授業の対象として取り上げるべきものと自学自習に委ねるべきものをどのように振り分けるかについては、各法科大学院および授業を担当する教員が適切に判断する必要があることを、より明確に指摘しておく必要があると思われる。

<公法系>

○憲法

「共通的な到達目標」の趣旨に合致したものと認められるが、若干の項目については、整理統合、追補、求められる到達水準の見直し、及び字句の修正について検討すべきである。なお、行政法及び刑事訴訟法と重複する事項については、両者の記載に矛盾がない限り、それぞれの判断で記載することが適切であると思われる。

○行政法

「共通的な到達目標」の趣旨に合致したものと認められるが、若干の項目については、整理統合、追補、求められる到達水準の見直し、及び字句の修正について検討すべきである。なお、憲法と重複する事項については、両者の記載に矛盾がない限り、それぞれの判断で記載することが適切であると思われる。

<民事系>

○民法

「共通的な到達目標」の趣旨におおむね合致したものと認められるが、以下の点についてなお検討を要すると思われる。

まず、取り上げる項目については基本的に適切であるが、一部について追加や削除の可能性を検討する必要があると思われる。

また、項目の一部については、複数の内容が統合されており、その趣旨が必ずしも明確でないものが含まれており、その再整理を行う必要があるほか、総論に示されている項目表現の趣旨に照らして、各項目の表現が適切であるかどうかを吟味する必要があると思われる。

○商法

「共通的な到達目標」の趣旨に合致したものと認められるが、表現の点で修正を要する箇所や、項目の統合について、なお検討を要する点が若干あると思われる。

○民事訴訟法

「共通的な到達目標」の趣旨に合致したものと認められるが、若干の字句について修正することを検討すべきである。

<刑事系>

○刑法

「共通的な到達目標」の趣旨に合致したものと認められるが、若干の字句について修正することを検討すべきである。

○刑事訴訟法

「共通的な到達目標」の趣旨に合致したものと認められるが、若干の項目を追補することを検討すべきである。なお、憲法の刑事手続に関する権利の記述と刑事訴訟法との重複部分については、両者の記載に矛盾がない限り、それぞれの判断で記載するのが適切と思われる。

<法律実務基礎科目>

民事実務の基礎、刑事実務の基礎及び法曹倫理に関する法律実務基礎科目のいずれについても、「共通的な到達目標」の趣旨に合致したものと認められる。

平成 21 年 4 月中央教育審議会法科大学院特別委員会報告を 踏まえた各法科大学院の改善状況（まとめ）

平成 22 年 1 月 22 日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
第 3 ワーキング・グループ

1. はじめに

平成 21 年 4 月の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告¹（以下「特別委員会報告」という。）で、

- ①各法科大学院で教育活動が法令に従って適切に行われているか
- ②改善のための真摯な取組が推進されているか

について、フォローアップを行うための組織を設置することが提言された。

その上で、実態を把握しながら、必要な改善を各法科大学院に対して継続的に促していく仕組みを構築することが求められた²。

本まとめは、本ワーキング・グループが特別委員会報告の提言を踏まえ、平成 21 年 4 月からすべての法科大学院の協力のもと実施してきた、法科大学院教育の改善状況についてのフォローアップの結果をまとめたものである。

各法科大学院に対しては、本まとめで指摘した課題を踏まえ、引き続き教育の質の向上に向けた取組が行われることを期待したい。

2. フォローアップの実施経過について

本ワーキング・グループは、フォローアップを実施するための基礎情報を把握するため、平成 21 年 4 月にすべての法科大学院に対し、特別委員会報告を踏ま

¹ 平成 21 年 4 月 17 日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」

² 平成 21 年 9 月 14 日に開催された法科大学院特別委員会でも、座長談話として、平成 22 年度の入学者選抜の厳格化や平成 23 年度の入学定員の見直しについて、文部科学省と本ワーキング・グループが連携し、各法科大学院に対して強く促していくことが求められている。

えた現状の分析及び改善のための取組（検討中のものも含む。）を提示するよう依頼した。

本ワーキング・グループでは、すべての法科大学院から提示された現状の分析及び改善のための取組について精査した。

その結果、主に以下に掲げる観点に該当すると考えられ、かつ、不明な部分の把握や改善のための取組に関する実効性の確認等が必要と判断される法科大学院に対してはヒアリングを実施することとした。その結果、40の法科大学院からヒアリングを実施した。

【ヒアリング実施に関する観点】

- ① 入学者選抜における競争倍率が低いなど、今後、入学者の質の確保がさらに困難となることが懸念される。
- ② 新司法試験の合格者数が著しく少ない、または合格率が平均の半分未満の状況が継続しているなど、修了者の質の確保に早急に取り組む必要がある。
- ③ 現状の分析が不十分ではないかと懸念される。
- ④ 改善のための取組が不十分ではないかと懸念される、またはその内容が不明確である。

さらに、ヒアリングの結果、法科大学院の現状や改善のための取組等をより詳細に確認し、さらにフォローアップを行う必要があると判断された場合は、在籍中の法科大学院生との意見交換や授業の見学等による実地調査を実施することとした。その結果、26の法科大学院に対して実地調査を実施した。

フォローアップの実施経過については次のとおり。

平成21年2月24日	第3ワーキング・グループ設置
平成21年4月17日	法科大学院特別委員会（「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」）
平成21年6月5日	法科大学院特別委員会（審議状況報告）
平成21年7月	ヒアリング（40校）
平成21年8月3日	法科大学院特別委員会（審議状況報告）
平成21年10月	
～平成22年1月	実地調査（26校）
平成21年12月3日	法科大学院特別委員会（審議経過報告）

3. フォローアップの結果について

フォローアップの結果、本ワーキング・グループとしては、以下のような所感を得た。

【全体的な取組状況について】

すべての法科大学院で特別委員会報告の提言を踏まえた改善の取組に着手されており、多くの法科大学院で意欲的な取組がなされていることがうかがえた。

【フォローアップで見られた課題について】

- (1) 現在実施中の平成 22 年度入学者選抜で、競争倍率 2 倍を下回る結果となる合格者数を出すなど、入学者の質の確保に対する意識が低いのではないかと懸念される法科大学院がみられる。
- (2) 学生との意見交換を実施した結果、授業に対する学生の満足度が高い法科大学院が多数ある一方で、学生と教員の意思疎通が十分図られていない結果、学生の授業に対する満足度や期待度が低い法科大学院もみられる。
- (3) 定期試験問題及び答案について一部の科目につき確認したところ、次のような問題のある法科大学院がみられる。
 - ① 可とされた答案の中に、不可相当ではないかと考えられる答案が少なからずみられる。
 - ② 試験問題の内容・難易度・出題形式等で、法科大学院生としての学修到達度を測るのに適切か疑問を感じさせる問題がみられる。
とくに、このような法科大学院は、概して、厳格な成績評価の観点からも問題があるとみられる。
- (4) 入学者選抜における志願状況や新司法試験合格状況が芳しくないにもかかわらず、その原因の分析に着手していないまたはそれが不十分であり、かつ的確な対応策を講じていない法科大学院がみられる。
- (5) 受験時または入学時に法科大学院を選ぶ際に、個々の法科大学院における新司法試験合格実績や教育内容についてほとんど意識しないで、新司法試験の合格は自らの努力の問題であると認識している学生も少なからずみられる。

【個別の法科大学院における所見について】

※ 別表に記載

4. 今後の取組について

今後、本ワーキング・グループは、平成 22 年度入学者選抜の結果等の法科大学院を巡る状況も踏まえながら、さらに必要と判断した法科大学院を中心に引き続きフォローアップを実施し、その結果について随時本委員会に報告していく予定である。

【別表】フォローアップ資料

平成22年1月14日現在

No.	大学名	入学定員関係		入学者数	競争倍率	新司法試験合格者数				新司法試験合格率				H18年度修了者の新司法試験合格状況			ヒアリング	実地調査	
		入学定員H21	募集人員H22			H21	H21	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	H18年度修了者数(A)		合格者数計(B)	B/A
1	北海道大学	100	80	93	3.13	26	48	33	63	70.3%	49.0%	30.6%	40.4%	95	53	55.8%			
2	東北大学	100	80	102	2.63	20	47	59	30	47.6%	49.0%	46.5%	19.5%	79	57	72.2%			
3	筑波大学	40	36	40	5.58	/	/	5	3	/	/	19.2%	8.8%	/	/	/			
4	千葉大学	50	40	41	8.51	15	40	34	24	57.7%	64.5%	49.3%	37.5%	55	39	70.9%			
5	東京大学	300	240	274	3.08	120	178	200	216	70.6%	58.6%	54.6%	55.5%	282	214	75.9%			
6	一橋大学	100	85	103	4.48	44	61	78	83	83.0%	63.5%	61.4%	62.9%	90	72	80.0%			
7	横浜国立大学	50	40	50	5.25	5	13	24	20	50.0%	34.2%	36.9%	25.3%	39	17	43.6%			
8	新潟大学	60	35	29	1.83	5	8	9	14	50.0%	22.2%	18.0%	17.3%	36	11	30.6%	●		
9	金沢大学	40	25	19	1.68	1	8	4	11	50.0%	33.3%	8.5%	22.4%	31	11	35.5%	●		
10	信州大学	40	18	17	1.87	/	/		0	/	/		0.0%	15.4%	/	/	●	●	改善のための取組が実施され、今後一定の成果が見込まれると考えられる。しかしながら、平成19年度修了生については、依然として合格者が1人とどまるなど、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることを考えれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
11	静岡大学	30	20	23	1.75	/	/		2	/	/		11.8%	11.1%	/	/	●	●	組織的なFD活動が十分機能していないと考えられ、個々の教員による授業内容の検討も十分とはいえない点が見える。また、具体的な改善方策の検討も進んでいない状況であることから、改善が着実に実施されているとは言えない。さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことも踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
12	名古屋大学	80	70	91	2.95	17	41	32	40	60.7%	63.1%	32.7%	33.3%	65	41	63.1%			
13	京都大学	200	160	206	3.37	87	135	100	145	67.4%	64.0%	41.5%	50.3%	189	135	71.4%			
14	大阪大学	100	80	99	3.15	10	32	49	52	47.6%	43.8%	38.6%	33.5%	77	43	55.8%			
15	神戸大学	100	80	97	4.15	40	46	70	73	64.5%	50.5%	54.7%	49.0%	80	63	78.8%			
16	島根大学	30	20	18	1.74	1	3	4	1	100.0%	16.7%	15.4%	4.3%	28	7	25.0%	●	●	授業内容・方法・評価について、教員と学生との間で十分な共通理解が図られていないと思われる。また、学生面談の結果、基本的な理解を十分身につけたという自信を持っていないまま修了する者も少なからずいるのではないかと推測される。さらに、平成20、21年新司法試験では受け控えが多く、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことを踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
17	岡山大学	60	45	51	1.41	4	10	11	13	33.3%	43.5%	31.4%	25.0%	24	12	50.0%			
18	広島大学	60	48	58	1.66	3	11	19	21	25.0%	34.4%	36.5%	25.0%	29	15	51.7%			
19	香川大学	30	20	15	1.52	/	3	3	3	/	33.3%	14.3%	7.1%	20	6	30.0%	●	●	授業科目間での内容の調整が図られていないなど、組織的な改善に取り組む必要があると認識が不十分である。さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことなども踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
20	九州大学	100	80	99	3.05	7	29	38	46	53.8%	39.2%	36.2%	26.4%	79	33	41.8%			

No.	大学名	入学定員関係		入学者数	競争倍率	新司法試験合格者数				新司法試験合格率				H18年度修了者の新司法試験合格状況			ヒアリング	実地調査		
		入学定員H21	募集人員H22			H21	H21	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	H18年度修了者数(A)		合格者数計(B)	B/A	対象校
21	熊本大学	30	22	35	1.69	1	2	7	5	25.0%	10.0%	21.2%	15.6%	25	4	16.0%	●			
22	鹿児島大学	30	15	14	1.56		2	1	2		8.0%	4.3%	5.7%	29	3	10.3%	●	●	大学側の改善方針が一部学生側に伝わっていない部分があると思われる。また、授業内容の検討や学生への情報提供などについて組織的な取組が不十分な状況にあると考えられる。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。	
23	琉球大学	30	22	29	2.21		7	3	4		43.8%	12.5%	10.0%	19	9	47.4%	●	●	改善の努力は行われているものの、組織的なFDの取組が十分に実施されていないと考えられる。また、入学者選抜でも厳しい状況にある。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	
24	首都大学東京	65	65	63	8.32	17	28	39	34	43.6%	40.6%	49.4%	39.1%	61	38	62.3%				
25	大阪市立大学	75	60	74	3.58	18	31	33	24	69.2%	43.1%	40.2%	25.0%	71	41	57.7%				
26	北海学園大学	30	30	20	1.94			2	7			15.4%	29.2%				●			
27	東北学院大学	50	30	18	1.53			3	7	4		9.4%	18.9%	12.1%	34	10	29.4%	●	●	学生の質の確保が相当困難となっているにもかかわらず、入学者選抜での競争性の確保に関する取組や教育内容・方法の改善のための取組が十分なされていないと思われる。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
28	白鷲大学	30	25	16	1.39	3	4	2	4	50.0%	21.1%	9.5%	16.7%	20	3	15.0%	●	●	改善のための取組が実施されているものの、入学者選抜の状況などからみて、なお、競争的環境の下で質の高い学生を確保できるか懸念がある。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	
29	大宮法科大学院大学	100	70	47	1.56		6	16	12		14.0%	19.8%	14.8%	64	13	20.3%	●			
30	獨協大学	50	40	40	1.45		6	8	5		20.0%	20.0%	7.6%	37	10	27.0%	●	●	授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者選抜の状況や新司法試験の結果を踏まえた改善策について、組織的な取組がまだ十分とはいえない。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	
31	駿河台大学	60	48	61	1.35	2	9	11	4	9.5%	19.6%	13.1%	5.0%	54	7	13.0%	●	●	改善の取組は実施されているが、改善効果が認められる段階に至っていないとはいえない。厳格な成績評価・修了認定の徹底などについては、改善が十分な状況に達しているとはいえない。さらに、新司法試験の合格状況も相当厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	
32	青山学院大学	60	50	33	3.27	5	7	15	8	35.7%	17.5%	24.6%	9.0%	45	11	24.4%	●			
33	学習院大学	65	50	49	3.94	15	19	20	21	30.6%	28.4%	23.0%	24.4%	42	15	35.7%				
34	慶應義塾大学	260	260	248	3.27	104	173	165	147	63.4%	63.8%	56.5%	46.4%	234	171	73.1%				
35	國學院大学	50	40	31	2.09	1	6	4	6	50.0%	21.4%	10.0%	10.9%	35	9	25.7%	●	●	教育内容や方法の改善や成績評価の厳格化に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者の質の確保に向けて改善の取組が十分になされていないとは言い難い。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	

No.	大学名	入学定員関係		入学者数	競争倍率	新司法試験合格者数				新司法試験合格率				H18年度修了者の新司法試験合格状況			ヒアリング	実地調査	
		入学定員H21	募集人員H22			H21	H21	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	H18年度修了者数(A)		合格者数計(B)	B/A
36	駒澤大学	50	50	33	2.03	1	8	11	5	5.6%	21.6%	23.4%	10.4%	34	9	26.5%	●		
37	上智大学	100	100	109	5.44	17	40	50	40	33.3%	42.6%	41.7%	27.8%	78	46	59.0%			
38	成蹊大学	50	50	52	4.45	11	16	17	14	44.0%	38.1%	37.8%	20.6%	47	21	44.7%			
39	専修大学	60	60	47	3.55	9	19	20	17	17.6%	25.0%	22.7%	20.5%	42	16	38.1%	●		
40	創価大学	50	35	41	3.52	8	20	13	12	57.1%	51.3%	21.7%	15.8%	40	19	47.5%			
41	大東文化大学	50	40	41	1.24	4	4	6	3	21.1%	11.1%	16.2%	7.0%	30	5	16.7%	●	●	厳格な成績評価が実施されていない科目が一部にみられ、成績評価の在り方に問題がある。個々の教員の成績評価の厳格性に対する認識も不十分であり、組織的なFD活動や改善への取組がなされているとはうかがえない。また、入学者選抜での競争性確保に向けた改善も不十分である。さらに、新司法試験についても相当厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
42	中央大学	300	300	291	4.43	131	153	196	162	54.8%	52.4%	55.7%	43.4%	217	143	65.9%			
43	東海大学	50	40	21	1.22	0	2	4	3	0.0%	12.5%	11.8%	6.0%	23	4	17.4%	●	●	入学者選抜は実質的に機能しておらず、入学者の質が十分確保されていないといえる。また、教員間の連携による、教員の資質能力の向上や授業内容の質の向上への取組が不十分である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップする必要がある。
44	東洋大学	50	40	30	1.98	4	12	4	5	16.7%	27.3%	7.3%	7.1%	42	6	14.3%	●	●	改善の努力は行われているものの、いずれについても現状を大きく好転させるまでには至っていないと思われる。特に厳格な成績評価・修了認定の徹底に関する取組自体も未だ不明確な部分が見られ、入学者や教員の質の確保などでも相当厳しい状況にある。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
45	日本大学	100	100	105	1.84	7	14	26	20	13.0%	12.6%	17.6%	13.1%	96	19	19.8%	●	●	入学定員の見直しなどの入学者の質の確保や、厳格な成績評価などの修了者の質の保証などに向けた取組が十分に行われていないにもかかわらず、改善の必要性があることに対する十分な認識がなされていないと思われる。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
46	法政大学	100	100	87	2.55	23	24	32	25	37.7%	18.8%	23.7%	18.1%	106	33	31.1%			
47	明治大学	200	170	175	3.79	43	80	84	96	45.3%	40.0%	31.8%	31.0%	174	93	53.4%			
48	明治学院大学	80	60	57	1.62	8	11	16	9	44.4%	20.4%	21.6%	11.7%	49	16	32.7%			
49	立教大学	70	70	75	3.76	7	17	21	25	38.9%	28.8%	22.8%	22.3%	57	23	40.4%			
50	早稲田大学	300	300	275	2.72	12	115	130	124	63.2%	51.6%	37.7%	32.6%	246	147	59.8%			
51	神奈川大学	50	35	20	2.21	4	8	5	4	30.8%	32.0%	12.2%	6.7%	34	4	11.8%	●	●	授業方法や定期試験問題について、学修到達度を的確に認識したうえでの改善を行うべき点が見られる。また、カリキュラムの構成意図が学生側に十分伝わっているかについて懸念がある。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。
52	関東学院大学	30	30	16	1.47	1	9	4	7	6.7%	39.1%	9.5%	12.5%	27	6	22.2%	●	●	授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者選抜の改善に向けた取組が十分なされていないといえない。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。

No.	大学名	入学定員関係		入学者数	競争倍率	新司法試験合格者数				新司法試験合格率				H18年度修了者の新司法試験合格状況			ヒアリング	実地調査		
		入学定員H21	募集人員H22			H21	H21	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	H18年度修了者数(A)		合格者数計(B)	B/A	対象校
53	桐蔭横浜大学	70	60	53	1.81		9	8	8	25.7%	12.7%	12.9%	47	16	34.0%	●	●	成績評価の厳格化に向けた取組に着手しているものの、教員組織のあり方や教育方法などについての改善がなお不十分であると考えられる。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。		
54	山梨学院大学	40	35	21	3.33	6	10	7	12	54.5%	32.3%	17.5%	26.1%	35	11	31.4%				
55	愛知大学	40	40	28	2.14	13	7	16	20	72.2%	25.9%	45.7%	48.8%	26	10	38.5%				
56	愛知学院大学	35	30	16	1.20				4			0.0%	15.4%				●	●	法科大学院として、改善の必要性が正しく認識されていないため、成績上位者による予備校の答案練習を組織的に支援するなど、受け入れた学生を自ら責任を持って教育しようという意識が希薄であり、法科大学院での教育を中心とした教育課程および学修指導体制を再構築する必要がある。また、入学者選抜での競争性確保についても深刻な状況にあるにもかかわらず適切な方策がとられないままであり、改善計画自体も全般的に不明確である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、特に重点的にフォローアップを実施する必要がある。	
57	中京大学	30	30	23	1.64		4	8	6	22.2%	22.2%	15.8%	21	9	42.9%					
58	南山大学	50	50	36	1.91	5	10	15	18	50.0%	38.5%	30.6%	30.5%	27	15	55.6%				
59	名城大学	50	40	50	1.55	2	6	5	7	40.0%	30.0%	16.1%	18.9%	21	7	33.3%	●			
60	京都産業大学	60	40	19	1.52	0	7	4	1	0.0%	19.4%	8.9%	2.0%	47	11	23.4%	●	●	成績評価の厳格化など改善の取組が進められているが、すべての教員にそれが徹底されているとは言い難い状況にあると思われる。また、それぞれの授業でも到達度を見据えて責任をもって学生を教育するという共通の認識のもとに行われているとはうかがえない。入学者選抜の状況からみて、質の確保についても不十分である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。	
61	同志社大学	150	120	136	1.89	35	57	59	45	39.8%	35.4%	28.1%	19.1%	132	65	49.2%				
62	立命館大学	150	150	139	1.92	27	62	59	60	26.5%	36.7%	28.8%	24.7%	132	52	39.4%				
63	龍谷大学	60	30	31	1.66			2	5			8.3%	10.4%				●	●	改善のための取組が実施されているものの、入学者選抜での競争倍率が低く、入学者の質の確保に懸念が見られる。さらに新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	
64	大阪学院大学	50	45	33	1.19		2	1	2			14.3%	3.6%	5.6%	36	2	5.6%	●	●	厳格な成績評価が実施されていない科目が一部みられるなど、成績評価の在り方に重大な問題があるにもかかわらず、対策が講じられていない。また、学生に対して到達レベルを明確にした教育を行うための組織的な取組もなされていない。また、入学者選抜状況を踏まえた入学定員見直しなどの入学者の質の確保に関する認識と取組も不十分である。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップが必要である。
65	関西大学	130	130	128	1.97	18	32	38	35	36.0%	24.6%	20.3%	16.9%	130	40	30.8%	●			

No.	大学名	入学定員関係		入学者数	競争倍率	新司法試験合格者数				新司法試験合格率				H18年度修了者の新司法試験合格状況			ヒアリング	実地調査	
		入学定員H21	募集人員H22			H21	H21	H18	H19	H20	H21	H18	H19	H20	H21	H18年度修了者数(A)		合格者数計(B)	B/A
66	近畿大学	60	40	23	1.34	3	2	4	9	50.0%	11.8%	16.0%	18.0%	22	2	9.1%	●	●	学生の要望などを踏まえ、授業内容や方法の改善のための取組は一定程度行われている。しかし、入学者選抜の状況とそれに伴う入学者の質の確保、少人数をいかにした取組など、いまだ改善が十分とはいえない。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップする必要がある。
67	関西学院大学	125	125	135	1.59	28	39	51	37	43.8%	30.0%	30.4%	19.4%	113	54	47.8%			
68	甲南大学	60	50	49	1.74	5	11	12	17	27.8%	25.0%	16.9%	18.3%	39	10	25.6%	●		
69	神戸学院大学	60	35	30	1.30	0	4	6	3	0.0%	36.4%	33.3%	10.7%	18	3	16.7%	●	●	競争倍率を2倍に近づける努力は行っているものの、質の高い入学者の確保の見通しが立っていないとはいえない。また、新司法試験の合格状況に関する分析・認識が不十分であり、授業や成績評価の改善効果が認められる段階にまではいたっていない。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
70	姫路獨協大学	30	20	5	1.88	0	1	0	2	0.0%	5.3%	0.0%	7.7%	28	1	3.6%	●	●	入学者選抜が実質的に機能していないため、入学者の質が十分確保されていないといえる。入学者の質の確保のための今後の取組も不明確である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
71	広島修道大学	50	30	27	1.15		6	7	6		28.6%	20.0%	12.8%	29	9	31.0%	●		
72	久留米大学	40	30	17	1.36	1	1	5	5	25.0%	3.4%	11.9%	10.0%	37	2	5.4%	●	●	教育方法やカリキュラムの改善に向けた取組は開始されているものの、法科大学院で必要とされる到達度に対する認識や教育の改善の方向性についてなお検討すべき課題も多くある。また、入学者の質の確保のための取組も十分とは思われない。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。
73	西南学院大学	50	35	36	1.15	2	7	2	10	50.0%	25.0%	4.3%	14.9%	44	10	22.7%	●		
74	福岡大学	30	30	31	1.37	3	6	10	7	60.0%	42.9%	30.3%	18.4%	21	11	52.4%	●		
計(平均)		5,765	4,904	4,844	2.81	1,009	1,851	2,065	2,043	48.3%	40.2%	33.0%	27.6%	4,415	2,123	48.1%	40校		26校

※ 競争倍率は、小数点以下第3位を四捨五入。新司法試験合格率は、小数点以下第2位を四捨五入。

※ 平成22年度の入学定員は、現時点で未確定のため、募集人員を記載。募集人員は、各大学から提出のあった平成22年度学生募集要項等から抜粋。

各法科大学院の改善状況に係る調査結果

平成22年9月16日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
第3ワーキング・グループ

1. 経緯及び趣旨

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）は、平成21年4月に「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）をまとめた。本ワーキング・グループでは、特別委員会報告の提言を踏まえ、各法科大学院の改善状況調査を実施し、その第1回の調査結果（以下「第1回調査結果」という。）を平成22年1月に公表した。

本ワーキング・グループは、第1回調査結果において、各法科大学院で特別委員会報告を踏まえた教育の改善が進められていること、一方で入学者選抜における競争性や授業内容、成績評価、教育体制に深刻な課題を抱える法科大学院も存在すること等を指摘するとともに、平成22年度入学者選抜の結果等の法科大学院を巡る状況も踏まえながら、引き続きフォローアップを実施することとした。

入学者選抜における競争性の確保については、特別委員会報告において、「競争倍率（受験者数／合格者数）が2倍を下回る状況は、入学者選抜における選抜機能が十分に働いているとはいえない」とし、「このような状況にある法科大学院については、質の高い入学者を確保するため、早急に入学定員を見直すなど、競争的な環境を整えることが不可欠である」と提言された。本ワーキング・グループにおいても、第1回調査結果で「現在（注：平成22年1月時点）実施中の平成22年度入学者選抜で、競争倍率2倍を下回る結果となる合格者数を出すなど、入学者の質の確保に対する意識が低いのではないかと懸念される法科大学院がみられる」と指摘した。それにもかかわらず、平成22年度の入学者選抜の結果をみると、競争倍率が2倍未満となった法科大学院数が40校に上るなど、入学者の質の確保に問題を抱えていると考えられる法科大学院が多数あることが判明した。

このような状況を踏まえ、平成22年4月開催の法科大学院特別委員会における審議の結果、本ワーキング・グループにより、以下の調査を実施することとされた。

（1）第1回調査結果を踏まえた改善の取組の調査

第1回調査結果において、改善の努力の継続が必要であることから「継続的にフォローアップを実施する必要がある」とした法科大学院及び大幅な改善が必要であ

ることから「重点的にフォローアップを実施する必要がある」とした法科大学院について、調査結果を踏まえた改善の取組について調査を実施すること。

(2) 平成22年度法科大学院入学者選抜の結果を踏まえた調査

平成22年度の入学者選抜の結果からみて課題があると考えられる法科大学院について、競争性の確保、法科大学院適性試験（以下「適性試験」という。）の活用、入学定員の見直し等に関する入学者の質の確保のための取組について調査を実施すること。

2. 調査の概要

本ワーキング・グループでは、法科大学院特別委員会における審議を踏まえ、調査方針及び内容について審議し、以下のとおり各法科大学院の教育の改善状況についての調査を実施した（調査対象校については別紙参照。）。

(1) 書面調査

各法科大学院における改善状況を把握するため、以下のとおり書面調査を実施した。

① 第1回調査結果を踏まえた改善の取組の調査

第1回調査結果において、改善の努力の継続が必要であることから「継続的にフォローアップを実施する必要がある」とした法科大学院及び大幅な改善が必要であることから「重点的にフォローアップを実施する必要がある」とした法科大学院（ただし、平成23年度以降の学生募集停止を決定済の法科大学院を除く。）に対し、第1回調査結果における本ワーキング・グループの指摘を踏まえて改善した事項及び今後改善を予定している事項等について調査を実施した。

② 平成22年度法科大学院入学者選抜の結果を踏まえた調査

平成22年度法科大学院入学者選抜の結果、競争倍率が2倍未満となった法科大学院に対し、競争倍率が2倍未満となった理由や入学定員の見直しを含めた競争性の確保に向けた今後の取組等について調査を実施した。

あわせて、適性試験の点数が著しく低い者を合格させた法科大学院に対し、法科大学院への入学に最低限必要と考える適性試験の点数の基準（以下「適性試験最低基準点」という。）の設定の必要性に関する考え方等について調査を実施した。

(2) ヒアリング調査

本ワーキング・グループでは、上記の書面調査に対する各法科大学院からの回答を分析し、審議を行った結果、(1)①については、今後の状況の推移をも踏まえて検討する必要があるため調査を継続することとするとともに、(1)②については、平成23年度入学者選抜の実施に向け喫緊の課題と考えられることから、入学者の質の確保を中心に、ヒアリング調査を実施することとした。

具体的には、競争倍率が2倍未満となった法科大学院（競争倍率が2倍をわずかに

下回るにとどまるものを除く。)について、ヒアリングを実施し、入学者の質の確保のための取組の状況や今後の運営方針等について聴取するとともに、平成23年度以降の入学者の質の確保を促すこととした。これに加えて、競争倍率は2倍をわずかに下回るにとどまるものの、入学定員の規模が大きいため、入学者の質の確保が十分に図られているか確認する必要がある法科大学院や、審議の結果、書面調査の回答に関して確認する必要がある法科大学院等についても、ヒアリングを実施することとした。

3. 調査の結果

平成22年度入学者選抜において、競争倍率が2倍を下回った法科大学院が40校にも上ったことは、1.において述べたとおりである。

入学者選抜における入学者の質の確保については、特別委員会報告や第1回調査結果による指摘に加えて、「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」（文部科学副大臣及び法務副大臣主宰）が本年7月にとりまとめた検討結果においても、「入学者の質を確保するためには、入学試験における競争性の確保（競争倍率2倍以上の確保）」が重要であるとされ、「特に問題点を抱える法科大学院は、その入学定員の削減を進めるべきであるとの意見があった」ことが記載されている。

これらの報告書が提言するように、法科大学院が法曹養成機関として社会の期待にこたえるためには、入学者選抜における競争的な環境を整備して入学者の質を確保し、充実した教育を提供するとともに厳格な成績評価・修了認定を実施することで、質の高い修了者を輩出することが必要である。

本ワーキング・グループとしては、各法科大学院の入学者の質の確保に関する今回の調査の結果、以下のような所感を得た。

○ 平成22年度の入学者選抜の結果、競争倍率が2倍未満となった理由については、入学志願者数の減少を挙げる法科大学院が多く、具体的には、全国的な志願者数の減少、他の法科大学院との入学者選抜日程の重複、新司法試験結果の低迷等が挙げられた。これらの法科大学院においては、改善方策として、広報活動の強化や入学者選抜の内容・方法・日程設定等の改善、学生への経済的支援の充実、教育指導体制の強化による新司法試験合格状況改善への取り組み等が示された。

○ 一方で、競争倍率が2倍を相当下回る結果になるとしても、入学定員を満たす入学者数を確保することを優先して合格者数を決定している法科大学院や、合格発表後に追加合格者を出したため競争倍率をさらに下げた法科大学院もあった。

しかし、一定の入学者数を確保できたとしても、最終的に修了できない者や、修了しても新司法試験を受験することを見送らざるを得ない者や合格するに至らない者を多数出してしまうことになるとすれば問題であり、入学者選抜の段階から入学者の質の確保を図ることは極めて重要である。各法科大学院は、入学者選抜において競争倍率2倍以上の競争性の確保を徹底すべきであり、その結果として入学定員未充足の状況が継続する場合には、入学定員の見直しを検討するなど、更なる抜本的な改善に取り組む必要がある。

- また、適性試験の成績が著しく低い者は不合格としていること、前年度までの入学者選抜に比べて合格水準を下げていないこと等から、競争倍率2倍以上を確保しなくても、入学者の質は確保できていると説明する法科大学院もあった。

しかし、適性試験最低基準点の設定の趣旨は、法科大学院における履修の前提として要求される資質をそもそも備えているかを極めて疑わしくするような著しく点数の低い者を入学させないようにすべきというものであり、逆にその措置さえ取れば直ちに入学者の質を確保できるというものではない。また、各法科大学院における合格基準についても、従来どおりの合格水準を維持していれば質が確保されていると当然にはいえず、入学者の入学後の状況や修了後の状況を踏まえて、その合格水準自体がそもそも、入学者の質の確保という点で適切なものであるのかどうか見直してみる必要がある。したがって、いずれも、競争倍率2倍以上の競争性の確保に取り組む必要性を減じる理由となるものとは考えられない。

- さらに、入学者選抜の方法に関連して、特に法学未修者については、入学者選抜の段階では法曹としての適性を測ることが困難であるため、入学者選抜の厳格化よりは、むしろ、厳格な成績評価の実施により入学後に適性を判断し、適性のない者は進級・修了させないものとするにより対応すべきであるという意見もあった。

しかし、法科大学院が法曹養成機関としての役割を十全に果たすためには、前述のとおり、高度の教育や厳格な成績評価・修了認定の前提として入学者の質の確保ということが極めて重要である。入学者選抜の段階で厳格化を図ることなく、入学後に相当数の者が進級・修了できなくなることもやむを得ないとするは、一定期間に密度の高い教育を行い、質の高い法曹を養成するという法科大学院の機能を疎かにするものであり、また、法科大学院に対する入学者の信頼を損なう結果となることは明らかである。

したがって、入学者選抜における競争性の確保を図るとともに、入学時の成績と入学後の成績の相関関係について分析し、その結果を入学者選抜方法の改善に役立てるなど、選抜機能の強化に取り組むべきである。

- 適性試験最低基準点の設定の必要性については、平成22年度入学者選抜において適性試験の点数が著しく低い者を合格させた法科大学院を対象に調査を実施したところ、一部にはなお適性試験最低基準点を設定する予定がない法科大学院もあった。これらの法科大学院においては、すみやかに設定に向けた検討が行われることが望まれる。

4. 今後の取組

今後、平成22年新司法試験の結果等も踏まえながら、各法科大学院における改善状況について、引き続きフォローアップを実施し、その結果について随時法科大学院特別委員会に報告していく予定である。

【参考】各法科大学院における教育の改善状況調査参考資料

平成22年9月16日現在

No.	大学名	第1回改善状況調査結果		書面調査実施	ヒアリング調査実施	平成21～22年度入学者選抜結果						入学定員関係			新司法試験合格率						
		重点	継続			競争倍率 (A/B)		受験者数 (A)		合格者数 (B)		入学者数		※H23は予定			H22	H21	H20	H19	H18
						H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H23	H22	H21					
1	北海道大学					3.38	3.13	341	413	101	132	76	93	80	80	100	43.1%	40.4%	30.6%	49.0%	70.3%
2	東北大学					2.29	2.63	215	347	94	132	79	102	80	80	100	36.5%	19.5%	46.5%	49.0%	47.6%
3	筑波大学					4.53	5.58	204	268	45	48	36	40	36	36	40	25.6%	8.8%	19.2%		
4	千葉大学					4.93	8.51	360	604	73	71	41	41	40	40	50	43.5%	37.5%	49.3%	64.5%	57.7%
5	東京大学					3.78	3.08	900	856	238	278	229	274	240	240	300	48.9%	55.5%	54.6%	58.6%	70.6%
6	一橋大学					5.26	4.48	484	470	92	105	88	103	85	85	100	50.0%	62.9%	61.4%	63.5%	83.0%
7	横浜国立大学					3.96	5.25	210	310	53	59	42	50	40	40	50	19.1%	25.3%	36.9%	34.2%	50.0%
8	新潟大学			○		1.83	1.83	66	121	36	66	22	29	35	35	60	11.0%	17.3%	18.0%	22.2%	50.0%
9	金沢大学					2.00	1.68	76	84	38	50	16	19	25	25	40	31.5%	22.4%	8.5%	33.3%	50.0%
10	信州大学		●	○	○	1.21	1.87	41	73	34	39	17	17	18	18	40	12.2%	15.4%	0.0%		
11	静岡大学	●		○	○	1.69	1.75	44	63	26	36	13	23	20	20	30	16.2%	11.1%	11.8%		
12	名古屋大学					5.25	2.95	467	283	89	96	65	91	70	70	80	35.3%	33.3%	32.7%	63.1%	60.7%
13	京都大学					3.62	3.37	623	717	172	213	166	206	160	160	200	48.7%	50.3%	41.5%	64.0%	67.4%
14	大阪大学					3.68	3.15	663	727	180	231	82	99	80	80	100	38.9%	33.5%	38.6%	43.8%	47.6%
15	神戸大学					4.32	4.15	839	905	194	218	83	97	80	80	100	34.0%	49.0%	54.7%	50.5%	64.5%
16	島根大学		●	○	○	1.33	1.74	16	47	12	27	11	18	20	20	30	10.3%	4.3%	15.4%	16.7%	100.0%
17	岡山大学					2.04	1.41	106	114	52	81	37	51	45	45	60	15.1%	25.0%	31.4%	43.5%	33.3%
18	広島大学			○		1.89	1.66	142	153	75	92	44	58	48	48	60	20.8%	25.0%	36.5%	34.4%	25.0%
19	香川大学	●		○	○	1.08	1.52	39	67	36	44	18	15	20	20	30	19.2%	7.1%	14.3%	33.3%	
20	九州大学					2.59	3.05	251	354	97	116	83	99	80	80	100	26.3%	26.4%	36.2%	39.2%	53.8%
21	熊本大学					2.05	1.69	76	91	37	54	19	35	22	22	30	20.6%	15.6%	21.2%	10.0%	25.0%
22	鹿児島大学	●		○		2.00	1.56	32	42	16	27	9	14	15	15	30	0.0%	5.7%	4.3%	8.0%	
23	琉球大学		●	○	○	1.36	2.21	38	84	28	38	21	29	22	22	30	13.2%	10.0%	12.5%	43.8%	
24	首都大学東京					7.43	8.32	565	724	76	87	63	63	52	65	65	29.7%	39.1%	49.4%	40.6%	43.6%
25	大阪市立大学					3.15	3.58	410	429	130	120	54	74	60	60	75	26.1%	25.0%	40.2%	43.1%	69.2%
26	北海学園大学					2.07	1.94	58	62	28	32	19	20	25	30	30	9.7%	29.2%	15.4%		
27	東北学院大学	●		○	○	1.61	1.53	37	52	23	34	14	18	30	30	50	5.1%	12.1%	18.9%	9.4%	
28	白鷗大学		●	○	○	1.71	1.39	24	43	14	31	10	16	25	25	30	5.7%	16.7%	9.5%	21.1%	50.0%
29	大宮法科大学院大学			○	○	1.61	1.56	122	123	76	79	43	47	70	70	100	10.2%	14.8%	19.8%	14.0%	
30	獨協大学		●	○	○	1.24	1.45	52	109	42	75	16	40	削減するかを含めて検討	40	50	3.7%	7.6%	20.0%	20.0%	
31	駿河台大学		●	○	○	1.32	1.35	75	136	57	101	32	61	48	48	60	7.6%	5.0%	13.1%	19.6%	9.5%
32	青山学院大学					2.58	3.27	274	239	106	73	29	33	50	50	60	3.6%	9.0%	24.6%	17.5%	35.7%
33	学習院大学					5.55	3.94	488	370	88	94	51	49	50	50	65	20.2%	24.4%	23.0%	28.4%	30.6%
34	慶應義塾大学					3.39	3.27	1,609	1,623	475	497	235	248	230	260	260	50.4%	46.4%	56.5%	63.8%	63.4%
35	國學院大學		●	○	○	1.35	2.09	50	138	37	66	25	31	40	40	50	7.4%	10.9%	10.0%	21.4%	50.0%
36	駒澤大学			○	○	1.49	2.03	70	154	47	76	28	33	削減の方向で検討	50	50	13.2%	10.4%	23.4%	21.6%	5.6%
37	上智大学					3.98	5.44	851	1,098	214	202	95	109	90	100	100	19.6%	27.8%	41.7%	42.6%	33.3%

No.	大学名	第1回改善状況調査結果		書面調査実施	ヒアリング調査実施	平成21～22年度入学者選抜結果								入学定員関係			新司法試験合格率					
		重点	継続			競争倍率 (A/B)		受験者数 (A)		合格者数 (B)		入学者数		※H23は予定			H22	H21	H20	H19	H18	
						H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H23	H22	H21						
38	成蹊大学			○		3.43	4.45	254	432	74	97	41	52	45	50	50	11.8%	20.6%	37.8%	38.1%	44.0%	
39	専修大学			○		2.47	3.55	279	369	113	104	61	47	55	60	60	19.6%	20.5%	22.7%	25.0%	17.6%	
40	創価大学					2.42	3.52	133	222	55	63	32	41	35	35	50	19.6%	15.8%	21.7%	51.3%	57.1%	
41	大東文化大学	●		○	○	1.16	1.24	74	94	64	76	27	41	40	40	50	4.3%	7.0%	16.2%	11.1%	21.1%	
42	中央大学					3.94	4.43	2,432	2,616	618	591	271	291	270	300	300	43.1%	43.4%	55.7%	52.4%	54.8%	
43	東海大学	●		○	○	1.35	1.22	23	55	17	45	5	21	30	40	50	3.6%	6.0%	11.8%	12.5%	0.0%	
44	東洋大学	●		○		2.11	1.98	40	119	19	60	9	30	40	40	50	9.1%	7.1%	7.3%	27.3%	16.7%	
45	日本大学	●		○	○	1.73	1.84	279	373	161	203	95	105	80	100	100	12.9%	13.1%	17.6%	12.6%	13.0%	
46	法政大学					2.58	2.55	333	362	129	142	74	87	80	100	100	14.5%	18.1%	23.7%	18.8%	37.7%	
47	明治大学			○	○	2.17	3.79	1,116	1,892	514	499	296	175	170	170	200	25.4%	31.0%	31.8%	40.0%	45.3%	
48	明治学院大学			○	○	1.36	1.62	141	224	104	138	48	57	60	60	80	10.3%	11.7%	21.6%	20.4%	44.4%	
49	立教大学					3.55	3.76	398	391	112	104	67	75	65	70	70	20.7%	22.3%	22.8%	28.8%	38.9%	
50	早稲田大学					2.99	2.72	1,726	1,642	578	604	257	275	270	300	300	32.7%	32.6%	37.7%	51.6%	63.2%	
51	神奈川大学		●	○	○	1.85	2.21	63	117	34	53	17	20	35	35	50	15.1%	6.7%	12.2%	32.0%	30.8%	
52	関東学院大学		●	○	○	1.13	1.47	44	78	39	53	16	16	30	30	30	5.5%	12.5%	9.5%	39.1%	6.7%	
53	桐蔭横浜大学		●	○	○	1.74	1.81	94	163	54	90	41	53	60	60	70	7.2%	12.9%	12.7%	25.7%		
54	山梨学院大学					2.30	3.33	69	110	30	33	19	21	35	35	40	27.5%	26.1%	17.5%	32.3%	54.5%	
55	愛知大学			○		1.86	2.14	123	152	66	71	35	28	30	40	40	31.8%	48.8%	45.7%	25.9%	72.2%	
56	愛知学院大学	●		○	○	1.35	1.20	31	36	23	30	10	16	25	35	35	8.8%	15.4%	0.0%			
57	中京大学			○	○	1.44	1.64	75	128	52	78	10	23	25	30	30	14.3%	15.8%	22.2%	22.2%		
58	南山大学			○	○	1.55	1.91	129	185	83	97	27	36	40	50	50	13.7%	30.5%	30.6%	38.5%	50.0%	
59	名城大学			○	○	1.38	1.55	73	104	53	67	37	50	40	40	50	20.0%	18.9%	16.1%	30.0%	40.0%	
60	京都産業大学	●		○	○	1.56	1.52	53	102	34	67	7	19	40	40	60	5.4%	2.0%	8.9%	19.4%	0.0%	
61	同志社大学			○	○	1.53	1.89	461	647	302	342	114	136	120	120	150	21.0%	19.1%	28.1%	35.4%	39.8%	
62	立命館大学			○	○	1.80	1.92	521	602	290	313	133	139	130	150	150	18.9%	24.7%	28.8%	36.7%	26.5%	
63	龍谷大学		●	○	○	1.06	1.66	52	128	49	77	10	31	25	30	60	11.4%	10.4%	8.3%			
64	大阪学院大学	●		○	○	1.54	1.19	40	89	26	75	11	33	30	45	50	5.5%	5.6%	3.6%	14.3%		
65	関西大学			○	○	1.67	1.97	385	660	230	335	101	128	100	130	130	14.5%	16.9%	20.3%	24.6%	36.0%	
66	近畿大学		●	○	○	1.46	1.34	76	78	52	58	22	23	40	40	60	14.0%	18.0%	16.0%	11.8%	50.0%	
67	関西学院大学			○	○	1.88	1.59	361	435	192	274	81	135	100	125	125	20.3%	19.4%	30.4%	30.0%	43.8%	
68	甲南大学			○	○	1.41	1.74	182	331	129	190	36	49	削減するかを含めて検討		50	60	10.0%	18.3%	16.9%	25.0%	27.8%
69	神戸学院大学	●		○	○	1.74	1.30	61	69	35	53	8	30	35	35	60	10.3%	10.7%	33.3%	36.4%	0.0%	
70	姫路獨協大学	●		—	—	—	1.88	4	15	0	8	0	5	募集停止		20	30	0.0%	7.7%	0.0%	5.3%	0.0%
71	広島修道大学			○	○	1.12	1.15	38	46	34	40	23	27	30	30	50	11.7%	12.8%	20.0%	28.6%		
72	久留米大学	●		○	○	1.47	1.36	47	60	32	44	15	17	30	30	40	11.8%	10.0%	11.9%	3.4%	25.0%	
73	西南学院大学			○	○	1.61	1.15	111	131	69	114	33	36	35	35	50	11.1%	14.9%	4.3%	25.0%	50.0%	
74	福岡大学			○	○	1.18	1.37	80	107	68	78	22	31	30	30	30	22.2%	18.4%	30.3%	42.9%	60.0%	
計(平均)		14校	12校	45校	38校	2.75	2.81	21,319	25,857	7,765	9,186	4,122	4,844	4,576(予定)	4,909	5,765	25.4%	27.6%	33.0%	40.2%	48.3%	

※ 競争倍率は小数点以下第3位を四捨五入(姫路獨協大学は合格者数がゼロのため算出せず)。新司法試験合格率は小数点以下第2位を四捨五入。

※ 平成23年度入学定員(予定)の合計については、「検討中」と回答した法科大学院はすべて前年度と同数の入学定員とすると仮定して計算。

各法科大学院の改善状況に係る調査結果

平成23年1月26日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
第3ワーキング・グループ

1. 経緯及び趣旨

平成21年4月に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）が「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）を取りまとめてから1年半以上が経過した。

この間、法科大学院志願者数の減少や新司法試験合格率の低迷等の傾向は依然として継続しており、法科大学院を含む法曹養成制度全体を取り巻く状況は厳しさを増している。

各法科大学院は、このような厳しい状況下にあることを認識し、法曹養成制度の中核的機関として社会の期待に応えるため、教育の改善に一層真摯に取り組む必要がある。本ワーキング・グループにおいても、特別委員会報告の提言を踏まえ、これまでに2回、各法科大学院の教育の改善状況について調査を実施し、その結果を公表して改善の取組を加速させるよう促してきた。

第1回の改善状況調査においては、すべての法科大学院に対し、現状の分析や特別委員会報告を踏まえた改善の取組等について調査を実施し、平成22年1月に取りまとめた調査結果において、入学者選抜や授業内容、成績評価、教育体制に関して課題を抱える一部の法科大学院に対して個別に改善すべき事項を指摘した。

また、平成22年度入学者選抜の結果を踏まえた第2回の改善状況調査においては、入学者の質の確保に課題を抱えていると考えられる法科大学院を中心に調査を実施し、平成22年9月に取りまとめた調査結果において、入学者選抜における競争性（競争倍率2倍以上）の確保の徹底や、その結果に基づく入学定員の見直し等の抜本的な改善の必要性を指摘した。

各法科大学院が特別委員会報告や本ワーキング・グループの指摘を踏まえ、入学定員の削減等の改善に取り組んでいることはこれまでの調査でも確認されてきたところであるが、一方で、一部の法科大学院では、第1回の調査結果で個別に指摘した事項等の課題を抱えており、依然として厳しい状況にあることもまた事実である。

本ワーキング・グループは、今回、平成22年新司法試験の結果が9月に発表されたことを踏まえ、第3回の改善状況調査として、第1回の調査結果で指摘した課題等を中

心に、各法科大学院における改善の進捗状況について確認を行うこととした。

2. 調査の概要

本ワーキング・グループにおいては、調査方針及び内容について審議した結果、以下の方法で調査を実施した（調査対象校については別紙参照。）。

（1）書面調査

第1回の改善状況調査と同様、すべての法科大学院を対象に書面調査を実施した。これにより、第1回の改善状況調査時に法科大学院から説明があった教育の改善の取組の進捗状況について、全体的な把握を行った。

（2）ヒアリング調査及び実地調査

以下のとおり、8校に対してヒアリング調査、28校（ヒアリング調査対象校3校を含む。）に対して実地調査を実施した。

①第1回の改善状況調査において、「重点的にフォローアップが必要」または「継続的にフォローアップが必要」と指摘した法科大学院（25校）

第1回の改善状況調査における指摘を踏まえた改善の進捗状況について、直接現地で確認を行う必要があると考えられることから、実地調査（教員との意見交換、定期試験答案確認、学生面談等）を実施した（平成23年度以降、学生募集を停止している法科大学院については、実地調査対象から除外した。）。

②その他の法科大学院

（1）の書面調査及び平成22年新司法試験の結果を踏まえ、新司法試験の合格率、または修了直後の修了者における新司法試験の合格率が著しく低い状況が継続していることなどから、修了者の質の確保に早急に取り組む必要があると考えられる法科大学院（8校）に対して、まず、ヒアリング調査を実施した。

その結果、当該法科大学院の現状や改善のための取組等について、より詳細に確認することが必要と判断された法科大学院（3校）について、実地調査（定期試験答案確認、学生面談等）を実施した。

3. 調査の結果

法科大学院（法曹）志願者数の減少や新司法試験合格率の低迷といった法曹養成制度を巡る厳しい状況は変わらず、今回の改善状況調査においても、全体として各法科大学院における危機意識の高まりが実感された。

このような意識の下、各法科大学院では、本ワーキング・グループの指摘も踏まえ、

試行錯誤を重ねながら改善の取組を強化している。

これらを踏まえ、今後の法科大学院の発展の観点から、今回の改善状況調査において確認された改善の取組と今後の課題を概括的に示すと、以下のとおりである。

なお、個別の法科大学院における改善状況に関する委員所見については、別紙に示した。第1回の改善状況調査において、個別に改善すべき事項について指摘した法科大学院については、引き続き重点的または継続的にフォローアップを実施することとし、今回の改善状況調査においては、改善の取組状況に関する所見を示した。

(1) 入学者選抜における入学者の質の確保に係る取組

入学者選抜における入学者の質の確保の重要性については、これまでも再三指摘してきたところであり、今回、ヒアリング調査や実地調査を実施した法科大学院の多くにおいて、調査実施時点の途中経過ではあるものの、平成23年度入学者選抜において競争倍率2倍以上の確保に努める、法科大学院適性試験による入学最低基準点を導入する等の改善の取組を行っていることが認められた。

平成23年度の総入学定員が最大時（5,825名：平成17～19年度）と比べて約2割減の4,571名まで削減される見通しとなったことをもあわせて考えると、各法科大学院における入学者の質の確保に関する意識は着実に改善されてきているといつてよい。

もっとも、数は限られているものの、平成23年度入学者選抜における競争倍率が依然として2倍を下回るなど、入学者選抜に課題を抱えている法科大学院も見られた。これらの法科大学院においては、入学後短期間で学修に耐えない学生が生じたり、学生間で学力や意欲に大きな格差が見られるなどの問題が生じたりしていることが多く、入学者の質の確保の必要性について今一度認識を新たにし、競争性の確保や入学定員の見直しなどの取組を徹底させることが必要と考える。

(2) 教育内容・方法の改善や成績評価の厳格化等に係る取組

一部の法科大学院においては、修了者の多くが修了直後の新司法試験を受験せず、受験しても合格率が著しく低いといった状況が見られる。

このような状況を改善するためには、法科大学院が学生に対して学修の到達目標を明示するとともに、ファカルティ・ディベロップメント（FD）等を通じた教育内容・方法の改善や成績評価及び修了認定の一層の厳格化に取り組むことなどにより、十分な学力を身につけた者のみを修了させ、学生自身も、当該到達目標を明確に意識して学修し、十分な学力を身に付けたという自信を持って修了できるようにする必要がある。

成績評価及び修了認定の厳格化については、今回、ヒアリング調査や実地調査を実施した法科大学院においても、GPA制度の導入、成績評価基準の見直し、研究者教員と実務家教員の連携強化や、FD等を通じた教員間での共通認識の形成等、様々な改善の取組がなされていることが確認された。

もつとも、一部には、成績評価や修了認定の在り方についてなお課題を抱える法科大学院もある。例えば、

- ・一部の科目の定期試験において、明らかに基礎的な理解を欠いていると思われる答案に合格点ないしそれ以上の評価を与えている、
- ・授業科目ないし担当教員により成績評価基準・方法が異なり、あるいは、学期末の筆記試験の結果に加え、中間試験やレポートの評価、平常点を合わせて成績をつける場合において、その成績判定が各教員に任せきりにされており、それが厳格に行われているかを確認することが困難な状況にあるなど、組織としての成績評価管理の体制が未整備である、

といった問題状況にある法科大学院があった。これらの法科大学院においては、改善の取組の実効性を早急に検証し、改善を果たせるよう組織的な対応を図る必要がある。

4. おわりに

3. で示したとおり、各法科大学院では、法曹養成制度を巡る厳しい状況を踏まえ、特別委員会報告の提言や第1回の改善状況調査における本ワーキング・グループの指摘事項等を真摯に受け止め、改善の取組を強化している。ただし、改善の取組の進捗状況については、別紙に示したとおり法科大学院間で差がある。各法科大学院においては引き続き、組織の在り方の検討や教育内容・方法の改善等に早急に取り組むとともに、改善の取組及びその効果について不断に検証を重ね、実効的に改善を果たせるよう組織全体で引き続き取り組む必要がある。

本ワーキング・グループとしては、各法科大学院におけるこれらの改善が一層加速され、実効を挙げるよう、引き続き平成23年度入学者選抜の結果や平成23年新司法試験の結果を踏まえて引き続き改善状況調査が実施される必要があると考える。

委員所見

平成23年1月26日現在

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率(※)		ヒアリング調査	実地調査		
		H23(予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21修了H22試験	H20修了H21試験	対象校	対象校	実地調査における委員の所見	
1	北海道大学	80	80	3.38	3.13	62	63	43.1%	40.4%	41.4%	45.8%				
2	東北大学	80	80	2.29	2.63	58	30	36.5%	19.5%	33.7%	20.4%				
3	筑波大学	36	36	4.53	5.58	11	3	25.6%	8.8%	25.0%	5.6%				
4	千葉大学	40	40	4.93	8.51	30	24	43.5%	37.5%	43.9%	48.7%				
5	東京大学	240	240	3.78	3.08	201	216	48.9%	55.5%	50.2%	56.6%				
6	一橋大学	85	85	5.26	4.48	69	83	50.0%	62.9%	54.8%	69.3%				
7	横浜国立大学	40	40	3.96	5.25	17	20	19.1%	25.3%	10.9%	30.4%				
8	新潟大学	35	35	1.83	1.83	9	14	11.0%	17.3%	11.1%	13.1%	●			
9	金沢大学	25	25	2.00	1.68	17	11	31.5%	22.4%	34.5%	19.2%				
10	信州大学	18	18	1.21	1.87	5	4	12.2%	15.4%	11.5%	10.7%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>成績評価においては、概ね適正かつ厳格に評価がなされているが、一部の科目では学生の能力をより適切に評価するための一層の工夫が望まれる。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善のための取組が実施され、今後一定の成果が見込まれると考えられる。</p> <p>しかしながら、平成19年度修了生については、依然として合格者が1人にとどまるなど、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることを考えれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
11	静岡大学	20	20	1.69	1.75	6	4	16.2%	11.1%	13.0%	0.0%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>FD活動については、様々な改善が検討されているが、具体的方策を実施するまでには至っておらず、早急に組織的取組を実施することが必要である。</p> <p>授業内容・方法、成績評価等について、教員間で共通の認識の下に取り組まれていない。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたく、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>組織的なFD活動が十分機能していないと考えられ、個々の教員による授業内容の検討も十分とはいえない点があがる。</p> <p>また、具体的改善方策の検討も進んでいない状況であることから、改善が着実に実施されているとは言いがたい。</p> <p>さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことも踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
12	名古屋大学	70	70	5.25	2.95	49	40	35.3%	33.3%	34.9%	30.9%				
13	京都大学	160	160	3.62	3.37	135	145	48.7%	50.3%	51.6%	59.4%				
14	大阪大学	80	80	3.68	3.15	70	52	38.9%	33.5%	37.5%	28.6%				
15	神戸大学	80	80	4.32	4.15	49	73	34.0%	49.0%	37.0%	52.4%				

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率(※)		ヒアリング調査	実地調査		
		H23(予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21修了試験	H20修了試験	対象校	対象校	実地調査における委員の所見	
16	島根大学	20	20	1.33	1.74	3	1	10.3%	4.3%	6.7%	0.0%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>学生に対するオリエンテーションの実施や学生との意見交換会の開催等、一定の取組を実施している。</p> <p>成績評価の厳格化のための組織的な取組を行っているが、学生が法科大学院の授業を中心に学修し、修了すれば自信を持って新司法試験を受験することができるよう、引き続き改善に取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>授業内容・方法・評価について、教員と学生との間で十分な共通理解が図られていないと思われる。</p> <p>また、学生面談の結果、基本的な理解を十分身につけたという自信を持ってないまま修了する者も少なからずいるのではないかと推測される。</p> <p>さらに、平成20、21年新司法試験では受け控えが多く、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことを踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
17	岡山大学	45	45	2.04	1.41	8	13	15.1%	25.0%	16.2%	15.2%				
18	広島大学	48	48	1.89	1.66	16	21	20.8%	25.0%	19.6%	15.4%				
19	香川大学	20	20	1.08	1.52	10	3	19.2%	7.1%	14.3%	6.3%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>FD等を通じ、授業科目間での内容の調整や成績評価の厳格化について改善を行う努力が見られるが、成績評価の結果等を見ると、組織全体で徹底されるまでには至っておらず、引き続き改善の努力が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>授業科目間での内容の調整が図られていないなど、組織的な改善に取り組むことが必要であるという認識が不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験の合格状況も相当に厳しいことなども踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
20	九州大学	80	80	2.59	3.05	46	46	26.3%	26.4%	26.4%	28.1%				
21	熊本大学	22	22	2.05	1.69	7	5	20.6%	15.6%	6.3%	17.4%				
22	鹿児島大学	15	15	2.00	1.56	0	2	0.0%	5.7%	0.0%	4.5%	●		<p>入学者選抜において、入学者の質の確保が十分になされているとはいえない。</p> <p>学修の到達目標について教員間で話し合い、学生に示すなど、改善の努力がされているが、授業や定期試験の実施方法に課題もあり、さらに組織として改善を徹底することが望まれる。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>大学側の改善方針が一部学生側に伝わっていない部分があると思われる。</p> <p>また、授業内容の検討や学生への情報提供などについて組織的な取組が不十分な状況にあると考えられる。</p> <p>さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率(※)		ヒアリング調査	実地調査		
		H23(予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21修了 H22試験	H20修了 H21試験	対象校	対象校	実地調査における 委員の所見	
23	琉球大学	22	22	1.36	2.21	5	4	13.2%	10.0%	14.3%	8.0%	●	●	<p>入学者選抜については、依然として厳しい状況にある。授業参観や成績評価に関し、FDの取組が活発化しており、成果につながるよう引き続き努力することが必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善の努力は行われているものの、組織的なFDの取組が十分に実施されていないと考えられる。</p> <p>また、入学者選抜でも厳しい状況にある。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
24	首都大学東京	52	65	7.43	8.32	30	34	29.7%	39.1%	32.8%	50.9%				
25	大阪市立大学	60	60	3.15	3.58	31	24	26.1%	25.0%	23.9%	27.7%				
26	北海学園大学	25	30	2.07	1.94	3	7	9.7%	29.2%	7.4%	33.3%				
27	東北学院大学	30	30	1.61	1.53	2	4	5.1%	12.1%	0.0%	0.0%	●	●	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>教育内容・体制の問題点について組織的な分析がなされておらず、カリキュラムの改善、成績評価の厳格化、学修の到達度の明確化等がいずれも不十分である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたく、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>学生の質の確保が相当困難となっているにもかかわらず、入学者選抜での競争性の確保に関する取組や教育内容・方法の改善のための取組が十分なされていないと思われる。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
28	白鷲大学	25	25	1.71	1.39	2	4	5.7%	16.7%	4.0%	12.5%	●	●	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>きめ細やかな学修支援が行われている一方で、学修の到達目標の明確化や成績評価の厳格化、より思考力を高めるための教育内容の改善が必要ではないかと思われる。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善のための取組が実施されているものの、入学者選抜の状況などからみて、なお、競争的環境の下で質の高い学生を確保できるか懸念がある。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
29	大宮法科大学院大学	70	70	1.61	1.56	12	12	10.2%	14.8%	3.8%	2.8%	●	●	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>成績評価の厳格化の取組も不十分である。教員間の連携により、学生に学修の到達目標を示しつつ、教育方法や成績評価方法等の改善に取り組む必要がある。</p> <p>新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見	
		入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率(※)		ヒアリング調査	実地調査			
		H23(予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21修了 H22試験	H20修了 H21試験	対象校	対象校	実地調査における 委員の所見		
30	獨協大学	削減 を含めて 検討	40	1.24	1.45	3	5	3.7%	7.6%	0.0%	4.2%			<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>きめ細かな学修支援が実施されている。成績評価等について、組織的な取組が十分とはいえない部分がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者選抜の状況や新司法試験の結果を踏まえた改善策について、組織的な取組がまだまだ十分とはいえない。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	
31	駿河台大学		48	48	1.32	1.35	7	4	7.6%	5.0%	3.9%	2.1%			<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>GPA制度の導入等、厳格な成績評価についての一定の取組がなされているが、FD等により、組織的に更なる改善に取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善の取組は実施されているが、改善効果が認められる段階に至っているとはいえない。</p> <p>厳格な成績評価・修了認定の徹底などについては、改善が十分な状況に達しているとはいえない。</p> <p>さらに、新司法試験の合格状況も相当厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
32	青山学院大学		50	50	2.58	3.27	3	8	3.6%	9.0%	5.9%	7.3%	●	●	<p>入学者選抜における競争性は確保されているが、相当数の合格者を出しながら、入学者数が入学定員を大幅に下回っており、入学者の質の確保がなされているのか検証が必要である。</p> <p>成績評価・修了認定の厳格性の確保に疑問がある。</p> <p>カリキュラムや授業内容・方法、教育体制、成績評価等の在り方について組織的な改善の取組が必要である。</p> <p>新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	
33	学習院大学		50	50	5.55	3.94	19	21	20.2%	24.4%	25.6%	25.5%				
34	慶應義塾大学		230	260	3.39	3.27	179	147	50.4%	46.4%	53.3%	51.7%				
35	國學院大学		40	40	1.35	2.09	5	6	7.4%	10.9%	8.1%	8.5%	●		<p>入学者選抜において、入学者の質の確保がなされているかなお懸念がある。</p> <p>GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、なお課題も見られ、その徹底に取り組む必要がある。</p> <p>カリキュラムや授業内容・方法の改善について、より抜本的な措置を講じる必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>教育内容や方法の改善や成績評価の厳格化に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者の質の確保に向けて改善の取組が十分になされているとはいえない。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学 定員		競争 倍率		新司法 試験 合格者数		新司法 試験 合格率		修了直後 の新司法 試験合格 率 (※)		ヒア リング 調査	実地調査		
		H23 (予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対 象 校	対 象 校	実地調査における 委員の所見	
36	駒澤大学	45	50	1.49	2.03	9	5	13.2%	10.4%	10.0%	4.0%	●			
37	上智大学	90	100	3.98	5.44	33	40	19.6%	27.8%	23.2%	26.9%				
38	成蹊大学	45	50	3.43	4.45	11	14	11.8%	20.6%	9.3%	21.6%				
39	専修大学	55	60	2.47	3.55	19	17	19.6%	20.5%	18.3%	13.5%				
40	創価大学	35	35	2.42	3.52	18	12	19.6%	15.8%	25.0%	12.0%				
41	大東文化大学	40	40	1.16	1.24	2	3	4.3%	7.0%	6.7%	2.8%	●		<p>入学者選抜において、競争性の確保がなされておらず、入学者の質の確保を図るとい認識が極めて不十分である。</p> <p>GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、厳格性の担保がなされておらず、その徹底に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>組織として、教育の在り方の抜本的な見直しにすみやかに取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとはいえず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>厳格な成績評価が実施されていない科目が一部にみられ、成績評価の在り方に問題がある。</p> <p>個々の教員の成績評価の厳格性に対する認識も不十分であり、組織的なFD活動や改善への取組がなされているとはうかがえない。</p> <p>また、入学者選抜での競争性確保に向けた改善も不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験についても相当厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
42	中央大学	270	300	3.94	4.43	189	162	43.1%	43.4%	47.5%	49.8%				
43	東海大学	30	40	1.35	1.22	2	3	3.6%	6.0%	0.0%	2.8%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>また、授業内容・方法の改善や、成績評価の厳格化に向けた取組が不十分であり、その改善に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>大学として教育の在り方についてすみやかに改善のための具体的措置を検討する必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとはいえず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>入学者選抜は実質的に機能しておらず、入学者の質が十分確保されていないといえる。</p> <p>また、教員間の連携による、教員の資質能力の向上や授業内容の質の向上への取組が不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップする必要がある。</p>
44	東洋大学	40	40	2.11	1.98	7	5	9.1%	7.1%	8.8%	5.0%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に向けた取組を行っている。その効果について、引き続き検証を行う必要がある。</p> <p>教員の意識の向上やFD等の取組がされており、引き続き改善に取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善の努力は行われているものの、いずれについても現状を大きく好転させるまでには至っていないと思われる。</p> <p>特に厳格な成績評価・修了認定の徹底に関する取組自体も未だ不明確な部分が見られ、入学者や教員の質の確保などでも相当厳しい状況にある。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率(※)		ヒアリング調査	実地調査		
		H23(予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21修了H22試験	H20修了H21試験	対象校	対象校	実地調査における委員の所見	
45	日本大学	80	100	1.73	1.84	21	20	12.9%	13.1%	7.3%	10.5%	●		<p>入学者選抜の競争性の確保については、一定程度の改善の取組が行っており、入学者の質の確保が実効的になされているかを見守る必要がある。</p> <p>成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、厳格性の担保が十分とはいえず、その徹底を図る必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>入学定員の見直しなどの入学者の質の確保や、厳格な成績評価などの修了者の質の保証などに向けた取組が十分に行われていないにもかかわらず、改善の必要性があることに対する十分な認識がなされていないと思われる。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
46	法政大学	80	100	2.58	2.55	24	25	14.5%	18.1%	10.6%	15.3%				
47	明治大学	170	170	2.17	3.79	85	96	25.4%	31.0%	19.7%	29.3%				
48	明治学院大学	60	60	1.36	1.62	9	9	10.3%	11.7%	6.0%	5.6%	●	●	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>教員間の連携が不十分ではないかと考えられる。FDの充実等により教員間で認識の共有等を図り、学生に対して学修の到達目標を明示するとともに、成績評価の厳格化に取り組むなど、組織的に改善の取組を行う必要がある。</p> <p>新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	
49	立教大学	65	70	3.55	3.76	24	25	20.7%	22.3%	26.8%	21.9%				
50	早稲田大学	270	300	2.99	2.72	130	124	32.7%	32.6%	34.8%	34.4%				
51	神奈川大学	35	35	1.85	2.21	8	4	15.1%	6.7%	6.3%	10.0%	●		<p>入学者選抜における入学者の質の確保に向けた取組を一定程度行っているが、競争性の確保がなお不十分である。</p> <p>また、GPA制度の導入等、成績評価や進級・修了認定の厳格化に向けた取組についても、一定程度行っている。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>授業方法や定期試験問題について、学修到達度を的確に認識したうえでの改善を行うべき点がみられる。</p> <p>また、カリキュラムの構成意図が学生側に十分伝わっているかについて懸念がある。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
52	関東学院大学	30	30	1.13	1.47	3	7	5.5%	12.5%	20.0%	15.4%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保のための取組が不十分である。</p> <p>成績評価については、概ね適切に実施されているが、一部評価基準が不明確な科目があり、一層厳格化を徹底する必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者選抜の改善に向けた取組が十分なされていない。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における委員の所見
		入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率(※)		ヒアリング調査	実地調査		
		H23(予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21修了試験	H20修了試験	対象校	対象校	実地調査における委員の所見	
53	桐蔭横浜大学	60	60	1.74	1.81	6	8	7.2%	12.9%	1.9%	8.6%	●	●	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>成績評価の厳格化や自学自習の支援に取り組んでいるが、今後も改善の努力の継続が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>成績評価の厳格化に向けた取組に着手しているものの、教員組織のあり方や教育方法などについての改善がなお不十分であると考えられる。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
54	山梨学院大学	35	35	2.30	3.33	14	12	27.5%	26.1%	34.6%	27.3%				
55	愛知大学	30	40	1.86	2.14	14	20	31.8%	48.8%	27.3%	59.3%				
56	愛知学院大学	25	35	1.35	1.20	3	4	8.8%	15.4%	9.1%	9.4%	●	●	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識が不十分であり、他の法科大学院を大きく下回る状況が続いている。</p> <p>成績上位者に対する特別な学修相談や予備校の答案練習への組織的支援をやめるなど、制度の改正がなされているが、受け入れた学生に基礎的な力量を身に付けさせ、それを伸ばせるよう、法科大学院として責任を持って取り組む努力が今後も必要である。</p> <p>成績評価については、一定の改善を図ろうとしていることがうかがえるが、教員間で共通の認識になるまでに至っているとは認められない。さらなる改善の取組の検討・努力が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたく、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>法科大学院として、改善の必要性が正しく認識されていないため、成績上位者による予備校の答案練習を組織的に支援するなど、受け入れた学生を自ら責任を持って教育しようという意識が希薄であり、法科大学院での教育を中心とした教育課程および学修指導体制を再構築する必要がある。</p> <p>また、入学者選抜での競争性確保についても深刻な状況にあるにもかかわらず適切な方策がとられないままであり、改善計画自体も全般的に不明確である。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、特に重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
57	中京大学	25	30	1.44	1.64	6	6	14.3%	15.8%	16.7%	21.1%				
58	南山大学	40	50	1.55	1.91	10	18	13.7%	30.5%	8.9%	19.1%				
59	名城大学	40	40	1.38	1.55	10	7	20.0%	18.9%	15.4%	5.3%				
60	京都産業大学	40	40	1.56	1.52	4	1	5.4%	2.0%	0.0%	0.0%	●	●	<p>入学者選抜における改善の取組を一定程度行っているが、競争性の確保等、入学者の質の確保に向けた取組がなお不十分である。</p> <p>成績評価の厳格化について、一定程度改善の取組が行われているが、厳格性にはなお課題を抱えており、組織全体として徹底する必要がある。</p> <p>学生が修了までに必要な学力を身に付けることができるよう、入学者の質の確保やカリキュラム改革に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>成績評価の厳格化など改善の取組が進められているが、すべての教員にそれが徹底されているとは言いがたく、状況にあると思われる。</p> <p>また、それぞれの授業でも到達度を見据えて責任をもって学生を教育するという共通の認識のもとに行われているとはうかがえない。</p> <p>入学者選抜の状況からみて、質の確保についても不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学 定員		競争 倍率		新司法 試験 合格者数		新司法 試験 合格率		修了直後 の新司法 試験合格 率 (※)		ヒア リング 調査	実地調査		
		H23 (予 定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対 象 校	対 象 校	実地調査における 委員の所見	
61	同志社大学	120	120	1.53	1.89	55	45	21.0%	19.1%	20.3%	17.9%				
62	立命館大学	130	150	1.80	1.92	47	60	18.9%	24.7%	15.2%	29.6%				
63	龍谷大学	25	30	1.06	1.66	8	5	11.4%	10.4%	1.9%	11.4%	●		<p>入学者選抜における競争性については、一定程度改善が見られるが、この状況が継続するか改善の取組の在り方等を含めて検証し、引き続き努力する必要がある。</p> <p>カリキュラム改革や成績評価の厳格化について、一定程度改善の取組が行われている。ただし、修了認定の在り方については、検証が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善のための取組が実施されているものの、入学者選抜での競争倍率が低く、入学者の質の確保に懸念が見られる。</p> <p>さらに新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
64	大阪学院大学	30	45	1.54	1.19	3	2	5.5%	5.6%	3.7%	2.4%	●		<p>入学者選抜における入学者の質の確保に向けた取組は一定程度なされている。</p> <p>成績評価について、依然としてその在り方に問題がある。</p> <p>学生に対して学修の到達目標を明確にした教育を行っておらず、FDも十分に機能していないため、組織的な改善に向けた取組・意識も欠けている。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>厳格な成績評価が実施されていない科目が一部みられるなど、成績評価の在り方に重大な問題があるにもかかわらず、対策が講じられていない。</p> <p>また、学生に対して到達レベルを明確にした教育を行うための組織的な取組もなされていない。</p> <p>また、入学者選抜状況を踏まえた入学定員見直しなどの入学者の質の確保に関する認識と取組も不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験についても相当厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言えず、重点的にフォローアップが必要である。</p>
65	関西大学	100	130	1.67	1.97	32	35	14.5%	16.9%	7.7%	15.5%				
66	近畿大学	40	40	1.46	1.34	8	9	14.0%	18.0%	12.1%	21.2%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>授業内容・方法等について、継続的に改善されている。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>学生の要望などを踏まえ、授業内容や方法の改善のための取組は一定程度行われている。</p> <p>しかし、入学者選抜の状況とそれに伴う入学者の質の確保、少人数をいかした取組など、いまだ改善が十分とはいえない。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップする必要がある。</p>
67	関西学院大学	100	125	1.88	1.59	37	37	20.3%	19.4%	13.5%	19.7%				
68	甲南大学	50	50	1.41	1.74	11	17	10.0%	18.3%	7.8%	17.1%				

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果			(参考) 第1回調査における 委員の所見
		入学 定員		競争 倍率		新司法 試験 合格者数		新司法 試験 合格率		修了直後 の新司法 試験合格 率 (※)		ヒア リング 調査	実地調査		
		H23 (予定)	H22	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	対 象 校	対 象 校	実地調査における 委員の所見	
69	神戸学院大学	35	35	1.74	1.30	4	3	10.3%	10.7%	4.5%	9.1%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>成績評価の厳格性に問題があり、教員間で認識を共有し、改善に取り組む必要がある。</p> <p>現状や教育の問題点に対する分析・認識が不十分である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>競争倍率を2倍に近づける努力は行っているものの、質の高い入学者の確保の見通しが立っているとはいえない。</p> <p>また、新司法試験の合格状況に関する分析・認識が不十分であり、授業や成績評価の改善効果が認められる段階にまではいたっていない。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
70	姫路獨協大学	募集 停止	20	-	1.88	0	2	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%			<p>平成23年度より学生募集停止</p>	<p>入学者選抜が実質的に機能していないため、入学者の質が十分確保されていないといえる。</p> <p>入学者の質の確保のための今後の取組も不明確である。</p> <p>さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
71	広島修道大学	30	30	1.12	1.15	7	6	11.7%	12.8%	11.1%	18.8%	●			
72	久留米大学	30	30	1.47	1.36	6	5	11.8%	10.0%	0.0%	10.7%	●		<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する取組が不十分である。</p> <p>教育方法やカリキュラムについて改善のための議論が行われているものの、議論の途上にある部分も多く、引き続き改善の取組を実施する必要がある。</p> <p>成績評価の厳格化のための取組は一定程度されているが、カリキュラムの改革とあわせて引き続き組織的に検討を行う必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えず、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>教育方法やカリキュラムの改善に向けた取組は開始されているものの、法科大学院で必要とされる到達度に対する認識や教育の改善の方向性についてなお検討すべき課題も多くある。また、入学者の質の確保のための取組も十分とは思われない。さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとはいえず、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
73	西南学院大学	35	35	1.61	1.15	8	10	11.1%	14.9%	9.3%	9.8%	●			
74	福岡大学	30	30	1.18	1.37	8	7	22.2%	18.4%	9.1%	11.1%	●			
計		4,571 (予定)	4,909	2.75	2.81	2,074	2,043	25.4%	27.6%	25.8%	28.2%	8校	28校		

(※)各年度修了者のうち、直近の新司法試験合格者数/各年度修了者数

各法科大学院の改善状況に係る調査結果

平成23年9月14日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
法科大学院教育の質の向上に関する
改善状況調査ワーキング・グループ

1. 経緯及び趣旨

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）が、平成21年4月に「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）を取りまとめてから2年以上が経過した。

特別委員会報告を踏まえ、第5期の法科大学院特別委員会の下に設置された第3ワーキング・グループにおいて、これまでに3回にわたって各法科大学院の教育の改善状況について調査を実施し、その結果を公表することにより、各法科大学院における改善の取組を加速させるように促してきた。

これまでの調査においては、多くの法科大学院が、特別委員会報告や第3ワーキング・グループの指摘を踏まえ、入学定員の見直しをはじめとする組織見直しや、教育の質の向上に真摯に取り組んでいる一方で、一部の法科大学院では、なお入学者選抜における入学者の質の確保や成績評価・修了認定の在り方に課題を抱えていることが確認された。

さらに、直近の平成23年度入学者選抜の結果をみると、より多くの法科大学院が競争的な環境の整備等により入学者の質の確保に努めるようになってきているが、その一方で、依然として選抜における競争性の確保が不十分だったり、適性試験の点数が著しく低い者を入学させたりしている法科大学院も一部に存在している。

このような状況を踏まえ、中央教育審議会が第6期を迎えて初めて開催された平成23年6月の法科大学院特別委員会における審議において、法科大学院に対して教育の質の向上に向けた改善を継続的に促していくため、これまでの第3ワーキング・グループの活動を引き継ぐ組織として「法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループ」（以下「本ワーキング・グループ」という。）を設置し、引き続き改善状況に係る調査を実施することが決定された。

その際、平成24年度入学者選抜に向けた喫緊の課題として、平成23年度の入学者選抜の結果を踏まえ、入学者の質の確保の観点から課題があると考えられる法科大学院に対して、競争性の確保、適性試験の活用の在り方など、入学者の質の確保に関する取組について調査を実施することとされた。

2. 調査の概要

本ワーキング・グループでは、法科大学院特別委員会における審議を踏まえ、各法科大学院における入学者の質の確保に関する取組についての調査方針及び内容を審議・決定し、以下のとおり実施した（調査対象校については別紙参照。）。

（1）書面調査

各法科大学院における入学者選抜の状況を把握するため、以下のとおり書面調査を実施した。

- ① 特別委員会報告で、競争倍率（受験者数／合格者数）が2倍を下回る状況は、入学者選抜における選抜機能が十分に働いているとはいえ、質の高い入学者を確保するため、入学定員を見直すなど、競争的な環境を整えることが不可欠であるとされている。これを踏まえ、平成23年度入学者選抜において競争倍率が2倍未満となった法科大学院に対し、その理由や入学定員の見直しを含めた競争性の確保に向けた今後の取組等について調査を実施した。
- ② 特別委員会報告で、適性試験について、総受験者の下位から15%程度の人数を目安として入学最低基準点を設定すべきとされていることを踏まえ、平成23年度入学者選抜において適性試験の点数が下位15%以下の者を合格させた法科大学院に対し、その理由や法科大学院への入学に最低限必要と考える適性試験の点数の基準（以下「適性試験最低基準点」という。）の設定に関する考え方等について調査を実施した。

（2）ヒアリング調査

上記の書面調査に対する各法科大学院からの回答を分析し、審議を行った結果、以下のとおりヒアリング調査を実施することとした。

- ① 平成23年度入学者選抜において競争倍率が2倍未満となった全ての法科大学院（19校）に対し、入学者の質の確保に関する取組の状況や今後の運営方針等について聴取することとした。
- ② 適性試験について、特別委員会報告の趣旨を踏まえるとともに、下位から15%の者が含まれる点数を最低基準点と設定している法科大学院も現に存在することも考慮し、下位から15%未満の者を合格させた法科大学院（19校）に対して、入学者の質の確保の観点から適性試験の最低基準点を設定する必要性についてどのように考えるか等を聴取することとした。

さらに、それぞれの法科大学院に対し、平成24年度以降の入学者の質の確保を促すこととした。

3. 調査の結果

本ワーキング・グループとしては、各法科大学院の入学者の質の確保に関する今回の調査の結果、以下のような所感を得た。

【総論】

入学者選抜における入学者の質の確保については、特別委員会報告やこれまでの第3ワーキング・グループの調査結果による指摘に加えて、「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」（文部科学副大臣及び法務副大臣が主宰）が昨年7月にとりまとめた検討結果においても、「入学者の質を確保するためには、入学試験における競争性の確保（競争倍率2倍以上の確保）及び適性試験の改善（統一的な入学最低基準点の設定）」が重要であるとされ、「特に問題点を抱える法科大学院は、その入学定員の削減を進めるべきであるとの意見があった」ことが記載されている。

これらの報告等が提言するように、法科大学院が法曹養成機関としての社会的責任を果たすためには、プロセス養成の入口である入学者選抜の段階における入学者の質の確保が極めて重要であり、その上で充実した教育を提供するとともに厳格な成績評価・修了認定を実施することで、質の高い修了者を輩出することが必要である。

平成22年度の入学者選抜においては、競争倍率が2倍未満となった法科大学院が40校にも上っていたが、平成23年度の入学者選抜では19校となり、全体としては相当程度改善が図られている。改善を図った法科大学院の中には、これまでの指摘を踏まえ、結果として入学者数が入学定員を大幅に下回ることになるとしても、入学者の質の確保を最優先した法科大学院も少なからず見られた。その一方で、依然として定員充足等を優先するあまり、複数年にわたり改善が見られない法科大学院や、前年度よりもさらに競争倍率を下げている法科大学院も存在している。

適性試験については、平成23年度の入学者選抜において、適性試験最低基準点を設定した法科大学院は27校であり、そのほとんどが総受験者の下位から15%の者が属する点数又はそれを上回る点数を基準点としている。また、適性試験最低基準点を設定するまでには至っていないものの、選抜の過程において適性試験の点数が著しく低い者は不合格とする運用を行っている法科大学院も少なくなく、全体で54校の法科大学院では、結果として下位15%未満の者を合格させていない。その一方で、下位15%未満という著しく低い点数の者を合格させた法科大学院が19校もあり、中にはそのような者を10名以上合格させた法科大学院が複数あった。

特別委員会報告等を踏まえ、第3ワーキング・グループ及び本ワーキング・グループとして、入学者選抜における入学者の質の確保の重要性については、これまでも繰り返し強調してきた。

その中でも、競争倍率2倍以上の確保は、そのみで入学者の質が十分確保されるとは言えないとしても、少なくとも、これを下回る（不合格者よりも合格者の方が多い）状況では、選抜機能が働いているとは言い難いことから、最低限守るべき基準として提示されているものである。

また、適性試験についても、現段階では法科大学院入学後の成績や新司法試験の成績との正の相関は必ずしも強いとは言えないものの、そこで判定される一定程度の判断力・思考力・分析力・表現力等は法科大学院における教育により高度専門職業人としての法曹を養成するための基礎として必要とされる資質・能力であり、それゆえ、入学者選抜における重要な判定資料として活用することが求められている。実際、適性試験の

成績が著しく低い者については、一部の例外的事例はあるとしても、全体としては法科大学院入学後の成績も良くなく、仮に修了できたとしても新司法試験に合格していないという指摘もある。入学者の質を確保するためには、このような者が入学しないような選抜システムとすることが必要だと考えられる。

※ 適性試験最低基準点の目安については、絶対点での設定は困難であり、また必ずしも適切でもないため、相対的な得点分布を基に、平均点の上下標準偏差の広がりとして、おおむね7割の者が入るところが標準偏差の範囲とされ、そこから外れる上下15%のうち、下位の15%については著しく低い得点として考えられていることなどを踏まえて、目安として提言されたものである。

法科大学院として優れた人材を輩出するためには、質の高い入学者を確保し、それらの者に対して質の高い教育を行い、その上で厳格な成績評価、修了認定を行うことにより修了者の質を保証するといった、入学以後の段階を含めた全体としての意識的な取組が必要であり、入学者選抜についての対応のみで足りるわけではないが、その最初の段階として、入学者選抜において入学者の質を確保することの重要性を軽視してよいものではない。よって、依然として改善を要する点が存在する法科大学院においては、入学者の最低限の質を確保するための選抜システムとして、競争性の確保や入学者選抜における適性試験活用の厳格化が強く求められる。

【ヒアリング調査における各法科大学院の説明とそれに対する本ワーキング・グループの考え】

○ 平成23年度の入学者選抜の結果、競争倍率が2倍未満となった理由については、入学志願者数の減少を挙げる法科大学院が多く、具体的には、全国的な志願者数の減少、他の法科大学院との競合により入学者の確保が困難となっていること、自校の新司法試験合格状況の低迷等が挙げられた。これらの法科大学院においては、改善方策として、広報活動の強化や入学者選抜の内容・方法・日程・会場設定等の改善、学生への経済的支援の充実、教育指導体制の強化による新司法試験合格状況改善への取り組み等が示された。

しかし、志願者数の多寡にかかわらず、入学者の質を確保するためには競争性の確保が必要であり、志願者数の減少はその必要を減じる理由とはならない。

○ 競争倍率が2倍を下回る結果になるとしても、入学定員を充足すること、又は、クラススケールとして必要な入学者数を確保することを重視して合格者数を決定したとする法科大学院や、合格発表後に追加合格者を出したため競争倍率がさらに下がってしまったとする法科大学院があった。

しかし、このような方法により一定の入学者数を確保できたとしても、最終的に修了できない者や、修了しても新司法試験を受けるだけの学力があるという自信を持ち得ない者、受けても合格するに至らない者を多数出してしまうことになるならば問題であり、入学者選抜の段階から入学者の質の確保を図ることは極めて重要である。そのために各法科大学院は入学者選抜において競争性の確保を徹底するべきであり、その結果として入学者が入学定員を相当に下回る状況が継続する場合には、入学定員自体を見直すなど、更なる抜本的な改善に取り組む必要がある。

- また、競争倍率と法科大学院入学後の成績との相関があまり強くないこと等を理由に、競争倍率が2倍を下回ってもマイナスの影響はないと説明する法科大学院や、前年までの入学者選抜に比べて合格水準を下げていないわけではないこと等から、入学者の質は確保できていると説明する法科大学院もあった。

しかし、全体の志願者数が減少しており、以前にも増して入学者の質を確保することが困難な状況になりつつある中で、競争性の極めて低い入学者選抜において質の高い入学者を確保し続けることができるかは疑問である。また、従来どおりの合格水準を維持していれば質が確保されるとする説明についても、その「合格水準」が普遍性のあるものとまで言えるかは疑問とする余地があり、当該法科大学院の修了者のうち相当数が新司法試験に合格していない状況にあるなどの実績にも照らすと、入学者選抜における競争性の確保に取り組む必要を減じるだけの十分な説得力を持つ説明とは言い難い。すでに述べたとおり、入学者選抜において、競争倍率が2倍未満の状況では、入試における選抜機能が働いているとは言えず、そのような状況を続けるのは、入学者の質の確保についての意識が低いと言わざるをえず、早急な意識改革が必要とされる。

- さらに、競争倍率の確保や、適性試験の点数が著しく低い者を不合格とすることよりも、司法制度改革で求められている法曹養成の理念の実現のため、入学者の多様性を確保することに重点を置き、社会人等の多様な人材に教育を受ける機会を広く提供するようにしていると説明する法科大学院もあった。

確かに、入学者の多様性を確保することは重要であるが、法科大学院に入学したものの、結果として、新司法試験に合格するレベルにたどり着けないのであれば、多様な法曹を養成するという理念を実現することはおおよそできない。むしろ、競争倍率の確保や適性試験の成績に留意せずに、質の低い学生を入学させると、授業等教育全体のレベルが自ずと下がらざるをえず、進級・修了の認定も甘くなり、その結果、修了しても新司法試験を受けるだけの学力があるという自信のない者や受けても合格するに至らない者を多数出してしまい、さらに、このような状況が反映して、質の良い学生がさらに集まらなくなる、という悪循環に陥ることが懸念される。法科大学院を中核とする法曹養成制度において、高度専門職業人としての法曹を養成することが求められている以上、入学者の多様性の確保という理念自体の実現の大前提としても、入学者の質の確保を図る必要がある。

- 一方、適性試験については、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績、新司法試験の成績との間に有意の相関が認められないことや、適性試験の点数が著しく低い者であっても入学後に学力が伸びる可能性があることから、入学者選抜の段階で絞りきることは適切でないという考えの法科大学院もあった。

確かに、これまで得られた検証結果等に照らす限り、適性試験の点数が高い者は法科大学院入学後の成績が良い、あるいは、新司法試験の成績も良いという正の相関が顕著に認められるとまでは言えない。しかし、ごく一部の例外を除くと、適性試験の点数が著しく低い者は、一般に法科大学院入学後の成績も良くなく、仮に修了できたとしても新司法試験に合格していないという指摘もある。そのような意味から、入学者選抜における質の確保のための最低ラインとして、適性試験の点数が著しく低い者を合格させることのないように、適性試験最低基準点を設定し、厳格に運用すること

が必要と考えられる。

- さらに、入学者選抜の在り方に関連して、特に法学未修者については、入学者選抜の段階では適性を測ることが困難であるため、入学者選抜の厳格化よりは、むしろ、入学後に厳格な成績評価を行うことにより適性を判別し、適性のない者は進級・修了させないものとするにより対応するのが適切であるという意見もあった。

しかし、法科大学院が法曹養成のための高度専門教育機関であることからすれば、入学した学生に対しては、充実した教育を行うことにより、可及的に法曹資格を得られるようなレベルに導くことが求められているのであり、また、入学する学生との関係でも、入学時に広く受け入れ、入学後に絞り込むというような対応は多くの学生の期待を裏切りかねない。入学後の高度の専門教育や厳格な成績評価・修了認定の前提としても、入学者の質の確保は極めて重要であり、そのために入学者選抜における競争性の確保等に真摯に取り組むべきである。

【まとめ】

今回の調査では、多くの法科大学院から、入学者の質の確保の重要性を認識し、平成24年度以降の入学者選抜において、競争倍率2倍以上の確保や適性試験最低基準点の設定に取り組んでいくことが表明された。その一方で、ごく一部ではあるが、全国的な新司法試験合格率の低迷や法科大学院志願者数の減少という状況の中で、個々の法科大学院の努力には限界があり、平成24年度以降の入学者選抜においても、そのような取組を行うことは困難であるとする法科大学院もあった。しかし、こうした一部の法科大学院の問題意識の低さは、法科大学院全般、さらにはそれを中核とする新たな法曹養成制度全体の信頼性を失わせることにつながりかねない。法曹養成制度全体として取り組まなければならない課題があることは確かだとしても、個々の法科大学院として、質の高い修了者を出していく責務を放棄できるものではなく、その責務を果たすために、入口である入学者選抜における入学者の質の確保も極めて重要であることは、繰り返すまでもない。平成24年度入学者選抜における各法科大学院のさらに徹底した改善の取組に期待したい。

4. 今後の取組

今後、平成23年新司法試験の結果等も踏まえながら、各法科大学院における改善状況について、引き続きフォローアップを実施し、その結果について随時、法科大学院特別委員会に報告していく予定である。

【参考】各法科大学院における教育の改善状況調査参考資料

平成23年9月8日現在

	フォローアップ対象校	重点	継続	書面調査実施	ヒアリング調査実施	平成21～23年度入学者選抜結果												入学定員				新司法試験合格率					
						競争倍率 (A/B)			受験者数 (A)			合格者数 (B)			入学者数			※H24は予定				H23	H22	H21	H20	H19	H18
						H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21						
1	北海道大学					4.27	3.38	3.13	474	341	413	111	101	132	78	76	93	80	80	80	100	30.0%	43.1%	40.4%	30.6%	49.0%	68.4%
2	東北大学			○		2.44	2.29	2.63	239	215	347	98	94	132	77	79	102	80	80	80	100	31.8%	36.5%	19.5%	46.5%	49.0%	47.6%
3	筑波大学					3.77	4.53	5.58	147	204	268	39	45	48	36	36	40	36	36	36	40	7.3%	25.6%	8.8%	19.2%		
4	千葉大学					5.97	4.93	8.51	412	360	604	69	73	71	44	41	41	40	40	40	50	39.2%	43.5%	37.5%	49.3%	64.5%	55.6%
5	東京大学					4.86	3.78	3.08	1,161	900	856	239	238	278	228	229	274	240	240	240	300	50.5%	48.9%	55.5%	54.6%	58.6%	70.6%
6	一橋大学					4.48	5.26	4.48	412	484	470	92	92	105	87	88	103	85	85	85	100	57.7%	50.0%	62.9%	61.4%	63.5%	83.0%
7	横浜国立大学					2.91	3.96	5.25	157	210	310	54	53	59	43	42	50	40	40	40	50	13.5%	19.1%	25.3%	36.9%	34.2%	50.0%
8	新潟大学					2.03	1.83	1.83	73	66	121	36	36	66	26	22	29	35	35	35	60	10.4%	11.0%	17.3%	18.0%	22.2%	50.0%
9	金沢大学			○	○	1.83	2.00	1.68	95	76	84	52	38	50	18	16	19	25	25	25	40	23.4%	31.5%	22.4%	8.5%	33.3%	50.0%
10	信州大学		●	○	○	1.59	1.21	1.87	54	41	73	34	34	39	19	17	17	18	18	18	40	7.7%	12.2%	15.4%	0.0%		
11	静岡大学	●				2.45	1.69	1.75	54	44	63	22	26	36	10	13	23	20	20	20	30	14.9%	16.2%	11.1%	11.8%		
12	名古屋大学					3.83	5.25	2.95	379	467	283	99	89	96	84	65	91	70	70	70	80	31.6%	35.3%	33.3%	32.7%	63.1%	60.7%
13	京都大学					2.95	3.62	3.37	501	623	717	170	172	213	159	166	206	160	160	160	200	54.6%	48.7%	50.3%	41.5%	64.0%	67.4%
14	大阪大学					3.72	3.68	3.15	688	663	727	185	180	231	86	82	99	80	80	80	100	28.7%	38.9%	33.5%	38.6%	43.8%	47.6%
15	神戸大学					3.95	4.32	4.15	809	839	905	205	194	218	85	83	97	80	80	80	100	46.6%	34.0%	49.0%	54.7%	50.5%	64.5%
16	島根大学		●			2.07	1.33	1.74	31	16	47	15	12	27	10	11	18	20	20	20	30	8.7%	10.3%	4.3%	15.4%	16.7%	100.0%
17	岡山大学					2.61	2.04	1.41	146	106	114	56	52	81	32	37	51	45	45	45	60	31.5%	15.1%	25.0%	31.4%	43.5%	33.3%
18	広島大学			○	○	1.65	1.89	1.66	139	142	153	84	75	92	44	44	58	48	48	48	60	12.5%	20.8%	25.0%	36.5%	34.4%	25.0%
19	香川大学	●				2.05	1.08	1.52	45	39	67	22	36	44	10	18	15	20	20	20	30	4.5%	19.2%	7.1%	14.3%	33.3%	
20	九州大学			○	○	1.90	2.59	3.05	190	251	354	100	97	116	79	83	99	80	80	80	100	21.0%	26.3%	26.4%	36.2%	39.2%	53.8%
21	熊本大学			○	○	1.94	2.05	1.69	35	76	91	18	37	54	16	19	35	22	22	22	30	10.3%	20.6%	15.6%	21.2%	10.0%	25.0%
22	鹿児島大学	●				2.08	2.00	1.56	25	32	42	12	16	27	7	9	14	15	15	15	30	6.3%	0.0%	5.7%	4.3%	8.0%	
23	琉球大学		●	○	○	1.72	1.36	2.21	31	38	84	18	28	38	11	21	29	22	22	22	30	16.7%	13.2%	10.0%	12.5%	43.8%	
24	首都大学東京					9.09	7.43	8.32	627	565	724	69	76	87	47	63	63	52	52	65	65	31.7%	29.7%	39.1%	49.4%	40.6%	43.6%
25	大阪市立大学					2.99	3.15	3.58	386	410	429	129	130	120	58	54	74	60	60	60	75	25.0%	26.1%	25.0%	40.2%	43.1%	69.2%
26	北海学園大学			○	○	2.33	2.07	1.94	63	58	62	27	28	32	22	19	20	25	25	30	30	27.0%	9.7%	29.2%	15.4%		
27	東北学院大学	●				2.08	1.61	1.53	25	37	52	12	23	34	8	14	18	30	30	30	50	5.6%	5.1%	12.1%	18.9%	9.4%	
28	白鷲大学		●			2.29	1.71	1.58	32	24	49	14	14	31	8	10	16	20	25	25	30	2.5%	5.7%	16.7%	9.5%	21.1%	50.0%
29	大宮法科大学院大学		●	○	○	1.88	1.61	1.56	94	122	123	50	76	79	27	43	47	50	70	70	100	6.4%	10.2%	14.8%	19.8%	14.0%	
30	獨協大学		●	○	○	2.40	1.24	1.45	48	52	109	20	42	75	7	16	40	30	40	40	50	11.5%	3.7%	7.6%	20.0%	20.0%	
31	駿河台大学		●			2.63	1.32	1.35	79	75	136	30	57	101	24	32	61	48	48	48	60	4.6%	7.6%	5.0%	13.1%	19.6%	9.5%
32	青山学院大学		●			2.63	2.58	3.27	158	274	239	60	106	73	24	29	33	50	50	50	60	9.4%	3.6%	9.0%	24.6%	17.5%	35.7%
33	学習院大学					2.44	5.55	3.94	266	488	370	109	88	94	49	51	49	50	50	50	65	22.5%	20.2%	24.4%	23.0%	28.4%	30.6%
34	慶應義塾大学			○	○	3.53	3.39	3.27	1,492	1,609	1,623	423	475	497	229	235	248	230	230	260	260	48.0%	50.4%	46.4%	56.5%	63.8%	63.4%
35	國學院大学		●	○	○	2.00	1.35	2.09	60	50	138	30	37	66	16	25	31	40	40	40	50	6.9%	7.4%	10.9%	10.0%	21.4%	50.0%
36	駒澤大学			○	○	2.40	1.49	2.03	84	70	154	35	47	76	15	28	33	45	45	50	50	2.5%	13.2%	10.4%	23.4%	21.6%	5.6%
37	上智大学					4.09	3.98	5.44	761	851	1,098	186	214	202	93	95	109	90	90	100	100	20.2%	19.6%	27.8%	41.7%	42.6%	33.3%

		フォローアップ対象校		書面調査実施	ヒアリング調査実施	平成21～23年度入学者選抜結果												入学定員				新司法試験合格率						
						競争倍率 (A/B)			受験者数 (A)			合格者数 (B)			入学者数			※H24は予定				H23	H22	H21	H20	H19	H18	
						H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21							
						重点	継続																					
38	成蹊大学				○	○	2.16	3.43	4.45	188	254	432	87	74	97	49	41	52	45	45	50	50	12.1%	11.8%	20.6%	37.8%	38.1%	44.0%
39	専修大学				○	○	2.57	2.47	3.55	242	279	369	94	113	104	50	61	47	55	55	60	60	14.4%	19.6%	20.5%	22.7%	25.0%	17.6%
40	創価大学						2.65	2.42	3.52	130	133	222	49	55	63	35	32	41	35	35	35	50	14.0%	19.6%	15.8%	21.7%	51.3%	57.1%
41	大東文化大学	●			○	○	1.22	1.16	1.24	61	74	94	50	64	76	33	27	41	40	40	40	50	2.9%	4.3%	7.0%	16.2%	11.1%	21.1%
42	中央大学						2.94	3.94	4.43	1,843	2,432	2,616	626	618	591	271	271	291	270	270	300	300	38.2%	43.1%	43.4%	55.7%	52.4%	54.8%
43	東海大学	●			○	○	1.30	1.35	1.22	30	23	55	23	17	45	15	5	21	30	30	40	50	9.9%	3.6%	6.0%	11.8%	12.5%	0.0%
44	東洋大学	●					2.13	2.11	1.98	32	40	119	15	19	60	9	9	30	40	40	40	50	12.5%	9.1%	7.1%	7.3%	27.3%	16.7%
45	日本大学	●					2.01	1.73	1.84	223	279	373	111	161	203	64	95	105	80	80	100	100	6.5%	12.9%	13.1%	17.6%	12.6%	13.0%
46	法政大学						2.44	2.58	2.55	293	333	362	120	129	142	60	74	87	80	80	100	100	16.9%	14.5%	18.1%	23.7%	18.8%	37.1%
47	明治大学						3.86	2.17	3.79	1,225	1,116	1,892	317	514	499	100	296	175	170	170	170	200	24.0%	25.4%	31.0%	31.8%	40.0%	45.3%
48	明治学院大学		●		○	○	1.46	1.36	1.62	86	141	224	59	104	138	29	48	57	40	60	60	80	4.5%	10.3%	11.7%	21.6%	20.4%	44.4%
49	立教大学						3.14	3.55	3.76	323	398	391	103	112	104	69	67	75	65	65	70	70	13.8%	20.7%	22.3%	22.8%	28.8%	38.9%
50	早稲田大学						2.95	2.99	2.72	2,499	1,726	1,642	846	578	604	261	257	275	270	270	300	300	31.9%	32.7%	32.6%	37.7%	51.6%	63.2%
51	神奈川大学		●		○	○	1.77	1.85	2.21	39	63	117	22	34	53	13	17	20	35	35	35	50	6.6%	15.1%	6.7%	12.2%	32.0%	30.8%
52	関東学院大学		●		○	○	1.76	1.13	1.47	30	44	78	17	39	53	14	16	16	25	30	30	30	10.9%	5.5%	12.5%	9.5%	39.1%	6.7%
53	桐蔭横浜大学		●		○	○	1.27	1.19	1.36	81	94	163	64	79	120	38	41	53	50	60	60	70	6.9%	7.2%	12.9%	12.7%	25.7%	／
54	山梨学院大学						2.50	2.30	3.33	55	69	110	22	30	33	19	19	21	35	35	35	40	15.6%	27.5%	26.1%	17.5%	32.3%	54.5%
55	愛知大学						2.04	1.86	2.14	108	123	152	53	66	71	19	35	28	30	30	40	40	22.2%	31.8%	48.8%	45.7%	25.9%	72.2%
56	愛知学院大学	●			○	○	1.18	1.35	1.20	20	31	36	17	23	30	4	10	16	25	25	35	35	2.4%	8.8%	15.4%	0.0%	／	／
57	中京大学						2.00	1.44	1.64	40	75	128	20	52	78	4	10	23	25	25	30	30	20.5%	14.3%	15.8%	22.2%	22.2%	／
58	南山大学				○	○	1.44	1.55	1.91	112	129	185	78	83	97	26	27	36	40	40	50	50	26.3%	13.7%	30.5%	30.6%	38.5%	50.0%
59	名城大学				○	○	1.23	1.38	1.55	53	73	104	43	53	67	35	37	50	40	40	40	50	9.7%	20.0%	18.9%	16.1%	30.0%	40.0%
60	京都産業大学	●					2.00	1.56	1.52	22	53	102	11	34	67	4	7	19	32	40	40	60	3.2%	5.4%	2.0%	8.9%	19.4%	0.0%
61	同志社大学				○		2.01	1.53	1.89	558	461	647	278	302	342	93	114	136	120	120	120	150	23.5%	21.0%	19.1%	28.1%	35.4%	39.8%
62	立命館大学				○	○	2.00	1.80	1.92	525	521	602	262	290	313	107	133	139	130	130	150	150	15.3%	18.9%	24.7%	28.8%	36.7%	26.2%
63	龍谷大学		●		○	○	2.18	1.06	1.66	157	52	128	72	49	77	31	10	31	25	25	30	60	6.5%	11.4%	10.4%	8.3%	／	／
64	大阪学院大学	●					2.09	1.54	1.19	23	40	89	11	26	75	4	11	33	30	30	45	50	2.6%	5.5%	5.6%	3.6%	14.3%	／
65	関西大学						2.02	1.67	1.97	287	385	660	142	230	335	54	101	128	100	100	130	130	16.7%	14.5%	16.9%	20.3%	24.6%	36.0%
66	近畿大学		●		○	○	1.75	1.46	1.34	84	76	78	48	52	58	19	22	23	40	40	40	60	13.8%	14.0%	18.0%	16.0%	11.8%	50.0%
67	関西学院大学				○	○	1.16	1.88	1.59	225	361	435	194	192	274	90	81	135	100	100	125	125	14.6%	20.3%	19.4%	30.4%	30.0%	43.8%
68	甲南大学				○	○	1.66	1.41	1.74	159	182	331	96	129	190	21	36	49	50	50	50	60	16.1%	10.0%	18.3%	16.9%	25.0%	27.8%
69	神戸学院大学	●					2.00	1.74	1.30	34	61	69	17	35	53	9	8	30	35	35	35	60	2.6%	10.3%	10.7%	33.3%	36.4%	0.0%
70	姫路獨協大学	●					-	-	1.88	-	4	15	-	0	8	-	0	5	募集停止	募集停止	20	30	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	5.3%	0.0%
71	広島修道大学						2.00	1.12	1.15	30	38	46	15	34	40	8	23	27	30	30	30	50	14.3%	11.7%	12.8%	20.0%	28.6%	／
72	久留米大学	●			○	○	2.05	1.47	1.36	41	47	60	20	32	44	11	15	17	30	30	30	40	7.7%	11.8%	10.0%	11.9%	3.4%	25.0%
73	西南学院大学				○		2.04	1.61	1.15	106	111	131	52	69	114	19	33	36	35	35	35	50	7.7%	11.1%	14.9%	4.3%	25.0%	50.0%
74	福岡大学						2.03	1.18	1.37	61	80	107	30	68	78	17	22	31	30	30	30	30	8.1%	22.2%	18.4%	30.3%	42.9%	60.0%
計(平均)		14校	15校	32校	29校		2.88	2.74	2.81	20,497	21,319	25,863	7,108	7,790	9,216	3,620	4,122	4,844	4,493(予定)	4,571	4,909	5,765	23.5%	25.4%	27.6%	33.0%	40.2%	48.3%

※ 競争倍率は、小数点以下第3位を四捨五入。新司法試験合格率は、小数点以下第2位を四捨五入。

※ 平成24年度入学定員(予定)の合計については、「検討中」としている法科大学院は前年度と同数の入学定員とすると仮定して計算。

※ 姫路獨協大学は、平成23年度入学者より募集停止のため、算出できない箇所は「-」で表示。

各法科大学院の改善状況に係る調査結果

平成24年3月7日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
法科大学院教育の質の向上に関する
改善状況調査ワーキング・グループ

1. 経緯及び趣旨

平成21年4月に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）が「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）を取りまとめてから2年半以上が経過した。

この間、法科大学院志願者数の減少や司法試験合格率の低迷状態が継続するにとどまらず、平成23年11月に行政刷新会議における提言型政策仕分けにおいても「法科大学院の需給のミスマッチの問題については、定員の適正化を計画的に進めるとともに、産業界・経済界との連携も取りながら、法科大学院制度の在り方そのものを抜本的に見直すことを検討する。」との取りまとめがなされるなど、法科大学院を含む法曹養成制度全体を取り巻く状況は一層厳しさを増している。

各法科大学院は、制度全体が極めて厳しい状況下にあることを十分に認識した上で、法曹養成制度の中核的機関として社会の期待に応えるため、教育の改善に一層真摯に取り組むことが不可欠である。本ワーキング・グループにおいても、特別委員会報告の提言を踏まえ、これまでに4回、各法科大学院の教育の改善状況について調査を実施し、その結果を公表して改善の取組を加速させるよう促してきた。

第1回及び第3回の改善状況調査においては、すべての法科大学院に対し、現状の分析や特別委員会報告を踏まえた改善の取組等について調査を実施し、調査結果においては、入学者選抜や授業内容、成績評価、教育体制に関して課題を抱える一部の法科大学院に対して個別に改善すべき事項を指摘した。

また、入学者選抜の結果を踏まえた第2回及び第4回の改善状況調査においては、入学者の質の確保のための取組が十分ではない法科大学院を中心に調査を実施し、調査結果においては、入学者選抜における競争性（競争倍率2倍以上）の確保の徹底、適性試験の合格最低基準点の設定及び入学定員の見直し等にかかる抜本的な改善の必要性を指摘した。

各法科大学院が特別委員会報告や本ワーキング・グループの指摘を踏まえ、入学定員の削減等の改善に取り組んでいることはこれまでの調査でも確認されてきたところであ

るが、一方で、一部の法科大学院では、これまでの調査結果で個別に指摘した事項等の課題を抱えており、また、相当数の法科大学院においても改善によるその効果の顕在化にはいたらず、依然として厳しい状況にあることもまた事実である。

本ワーキング・グループは、今回、平成23年司法試験の結果が9月に発表されたことを踏まえ、第5回の改善状況調査として、第1回及び第3回の調査結果で指摘した課題等を中心に、各法科大学院における改善の進捗状況について確認を行うこととした。

2. 調査の概要

本ワーキング・グループにおいては、調査方針及び内容について審議した結果、以下の方法で調査を実施した（調査対象校については別紙参照。）。

（1）書面調査

第1回及び第3回の改善状況調査と同様、すべての法科大学院を対象に書面調査を実施した。これにより、第1回の改善状況調査時に法科大学院から説明があった教育の改善の取組の進捗状況について、全体的な把握を行った。

（2）ヒアリング調査及び実地調査

以下のとおり、10校に対してヒアリング調査、32校（ヒアリング調査対象校5校を含む。）に対して実地調査を実施した。

①第3回の改善状況調査において、「重点的にフォローアップが必要」または「継続的にフォローアップが必要」と指摘した法科大学院（28校）

第3回の改善状況調査における指摘を踏まえた改善の進捗状況について、直接現地で確認を行う必要があると考えられることから、実地調査（教員との意見交換、定期試験答案確認、学生面談等）を実施した（学生募集の停止時期を明示している法科大学院については、実地調査対象から除外した。）。

②その他の法科大学院

（1）の書面調査及び平成23年司法試験の結果を踏まえ、司法試験の合格率、または修了直後の修了者における司法試験の合格率が著しく低い状況が継続していることなどから、修了者の質の確保に早急に取り組む必要があると考えられる法科大学院（10校）に対して、まず、ヒアリング調査を実施した。

その結果、当該法科大学院の現状や改善のための取組等について、より詳細に確認することが必要と判断された法科大学院（5校）について、実地調査（定期試験答案確認、学生面談等）を実施した。

3. 調査の結果

前述の通り、法科大学院を含む法曹養成制度を巡る状況は極めて厳しい事態に陥っていることに対して、今回の改善状況調査においても、全体として各法科大学院における危機意識が高まっていることは実感できた。

このような意識の下、多くの法科大学院では、本ワーキング・グループの指摘も踏まえ、試行錯誤を重ねながら改善の取組を強化してきている。

これらを踏まえ、今後の法科大学院の発展の観点から、今回の改善状況調査において確認された改善の取組と今後の課題を概括的に示すと、以下のとおりである。

なお、個別の法科大学院における改善状況に関する委員所見については、別紙に示した。これまでの改善状況調査において、個別に改善すべき事項について指摘した法科大学院のうち、11校については重点的に、20校については継続的にフォローアップが必要であるとした。

(1) 入学者選抜における入学者の質の確保に係る取組

入学者選抜における入学者の質の確保の重要性については、過去4回に亘る調査において、再三再四指摘してきたところであり、今回、ヒアリング調査や実地調査を実施した大部分の法科大学院においては、調査実施時点の途中経過ではあるものの、平成24年度入学者選抜において競争倍率2倍以上の確保に努める、法科大学院統一適性試験の点数が著しく低い者を入学させないための合格最低基準点を導入する等の改善の取組を行っていることが認められた。

また、入学定員においても、前年度比で87人減となり、ピーク時（5,825名：平成17～19年度）と比較して1,341人削減される見通しとなっており、入学者の質の確保の意識は引き続き着実に改善されてきていると考えられる。

このように多くの法科大学院で改善に向けた取組がなされる一方で、数は限られているものの、一部の法科大学院においては、平成24年度入学者選抜における競争倍率が依然として2倍を大きく下回るなど、入学者の質の確保の必要性についての認識が不十分な法科大学院も見られた。入学者の質の確保が十分でない法科大学院においては、学生間の学力や意欲にも大きな格差が見られ、結果として、法科大学院が提供する教育全体の質が低下するなどの問題が生じていることもあり、法科大学院の入口での質の確保の重要性について再認識する必要がある。

また、受験者間の競争性を意識して競争倍率2倍は厳守するものの、入学者数を確保するために、合格基準を下げているのではないかとの疑念を抱かせる法科大学院も見られた。これらの法科大学院においては、入学者の質の確保の重要性を再認識するとともに、適正な入学定員の在り方について検討する必要がある。特に、定員充足率が5割に満たない状態が継続している法科大学院にあっては、その組織全体の見直しに早急に取りかかる必要がある。

(2) 教育内容・方法の改善や成績評価の厳格化等に係る取組

各法科大学院においては、共通的到達目標を踏まえたカリキュラム改訂の実施やファカルティ・ディベロップメント（FD）等を通じた教育内容・方法の改善や成績評価及び修了認定の一層の厳格化に取り組むなど、一定の取組が行われている。

しかし、修了者の多くが修了直後の司法試験を受験せず、受験しても合格率が著しく低いといった状況が依然として見られるとともに、学生からは法科大学院の授業には期待していないという意見が聞かれるような法科大学院も一部存在した。このような状況を改善するためには、十分な学力を身に付けた者のみを修了させること、同時に学生自身も到達目標を意識して学修し、司法試験を受験するのに十分な学力を身に付けたという自信を持って修了できるようにする必要がある。

また、数は限られるものの、一部には、成績評価や修了認定の在り方についてなお課題を抱える法科大学院が見受けられる。例えば、

- ・ シラバスに記載している成績評価の基準とは異なる方法で成績をつけている、
- ・ 基礎的な理解を欠いていると思われる答案にもかかわらず、合格点ないしそれ以上の評価を与えている、
- ・ GPA制度を導入しているものの、成績評価においてS又はAの成績の学生が過半数となる科目があり、そのためGPAによる厳格な進級・修了認定の信頼性が疑われる、

といった問題状況にある法科大学院があった。これらの法科大学院においては、教育の在り方や、成績評価の在り方について、改善に向けた組織的な対応を図る必要がある。

4. おわりに

3. で示したとおり、多くの法科大学院では、法曹養成制度を巡る極めて厳しい状況も踏まえ、特別委員会報告の提言やこれまでの改善状況調査における本ワーキング・グループの指摘事項等を真摯に受け止め、改善に取り組んできており、その中には、約2年間という短期間にもかかわらず、かなりの改善効果を上げているところもみられる。

一方で、一部の法科大学院では、法科大学院として様々な改善策を講じてきているにもかかわらず、結果につながっていない大学院もあり、その原因分析を早急に行い、対策を講じていく必要がある。

さらには、これらの法科大学院の中には、残念ながら依然として危機意識に欠け、教育の質の改善に関する真摯な取組が不十分なところも見られる。本ワーキング・グループでは、数次にわたって問題点等を指摘することで各法科大学院における自発的な改善を促してきたところであるが、こうした状況にある法科大学院がなお存在していることを報告せざるを得ない。数は限られるとは言え、こうした一部の法科大学院の状況は、

法科大学院制度全体の信頼性を損ねるにとどまらず、新たな法曹養成制度が一層の悪循環に陥ることとなり、制度の根幹を揺るがしかねない。これらの法科大学院においては、教育の質の改善のため、組織全体としてあらゆる手段を用いて抜本的な改善を果たせるように取り組んで行く必要がある。

本ワーキング・グループでは、入学者選抜の結果や司法試験の結果を踏まえた調査を今回の調査も含め5回に亘り実施してきたところであるが、上述のとおり、改善の取組が確認できている一方、取組の内容、その効果について、引き続き確認していく必要がある法科大学院が複数存在することから、引き続き教育の質の改善のためのフォローアップを実施する必要がある。その際、フォローアップの実施方法については、実効的なものとなるよう、従前の手法を検証し、次回以降の調査については特に課題を抱える法科大学院を中心に実施していくことが必要である。

これまでも、問題意識に欠ける、改善の取組が不十分であるといった課題を抱える法科大学院に対しては、本ワーキング・グループとしても、その課題について厳しく指摘してきたところであり、文部科学省においても、深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するための公的支援の見直し策を公表し、平成23年司法試験の結果により公的支援の見直しを行う対象校を決定しており、それによって平成24年度予算より公的支援の減額が実施されることとなるなど、その組織見直しの促進が図られているところである。

しかし、繰り返しになるが、法科大学院を含む法曹養成制度は極めて厳しい状況にあり、この状況を好転させるため、文部科学省としても、引き続き、定員見直しの促進をはじめとしたあらゆる効果的な施策を講じる必要があると考える。

平成24年3月7日現在

【別紙】委員所見

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保						修了者の質の保証						今回の調査結果		参考																	
		入学定員			競争倍率			新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見																
		H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H20			対象校	対象校														
1	北海道大学	80	80	80	100	4.27	3.38	3.13	48	62	63	30.0%	43.1%	40.4%	25.6%	41.4%	45.8%																
2	東北大学	80	80	80	100	2.44	2.29	2.63	54	58	30	31.8%	36.5%	19.5%	20.4%	33.7%	20.4%																
3	筑波大学	36	36	36	40	3.77	4.53	5.58	4	11	3	7.3%	25.6%	8.8%	7.5%	25.0%	5.6%																
4	千葉大学	40	40	40	50	5.97	4.93	8.51	29	30	24	39.2%	43.5%	37.5%	37.5%	43.9%	48.7%																
5	東京大学	240	240	240	300	4.86	3.78	3.08	210	201	216	50.5%	48.9%	55.5%	54.1%	50.2%	56.6%																
6	一橋大学	85	85	85	100	4.48	5.26	4.48	82	69	83	57.7%	50.0%	62.9%	62.0%	54.8%	69.3%																
7	横浜国立大学	40	40	40	50	2.91	3.96	5.25	13	17	20	13.5%	19.1%	25.3%	12.5%	10.9%	30.4%																
8	新潟大学	35	35	35	60	2.03	1.83	1.83	8	9	14	10.4%	11.0%	17.3%	13.3%	11.1%	13.1%																
9	金沢大学	25	25	25	40	1.83	2.00	1.68	15	17	11	23.4%	31.5%	22.4%	25.8%	34.5%	19.2%																
10	信州大学	18	18	18	40	1.59	1.21	1.87	4	5	4	7.7%	12.2%	15.4%	5.4%	11.5%	10.7%																
		<p>入学者選抜における競争性の確保を意図し、入学者選抜の厳格化について、一部の科目については、基本的理解に欠けていると思われるにも関わらず合格とされており、厳格な成績評価が行われているかは疑問があり、修了認定のレベルについても検討する必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたいが、早急な改善に取り組む必要があることから、WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>																															
		<p>入学者選抜における競争性の確保を確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>一部科目については、概ね適正かつ厳格に評価がなされているが、一部の科目では学生の能力をより適切に評価するための工夫が望まれる。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相当なレベルに達しているが、新司法試験の合格状況が厳しいことから、早急な改善に取り組む必要があることから、WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>																															
		<p>改善のための取組が実施され、今後一定の成果が見込まれる。</p> <p>しかしながら、平成19年度修了生については、依然として合格者が1人にとどまるなど、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることを考えれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>																															

No.	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証				今回の調査結果		参考							
	入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率		実地調査							
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22	H23	H22	H21	H20	ヒアリング調査	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見			
11	静岡大学	20	20	30	2.45	1.69	1.75	4	14.9%	16.2%	11.1%	17.6%	12.5%	0.0%	<p>入学者選抜については、競争性の確保の意識、適性試験最低基準点の設定等、入学者選抜の厳格化について引き続き取り組まれている。</p> <p>FD活動を活発に行い、授業内容・方法、成績評価等についても組織的取組がなされているが、成績評価については、科目間でずれが生じないよう厳格に実施することが必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相対実施されているが、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>FD活動については、様々な改善が検討されているが、具体的な方策を実施するまでには至っておらず、早急に組織的取組を実施することが必要である。</p> <p>授業内容・方法、成績評価等について、教員間で共通の認識の下に取り組まれていない。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えない難く、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>組織的なFD活動が十分機能していないと考えられ、個々の教員による授業内容の検討も十分とはいえない点がかかる。</p> <p>また、具体的改善方策の検討も進んでいない状況であることから、改善が着実に実施されているとは言えない。</p> <p>さらに、新司法試験の合格状況も相対に厳しいことも踏まえれば、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	
12	名古屋大学	70	70	80	3.83	5.25	2.95	43	31.6%	35.3%	33.3%	28.2%	34.9%	30.9%				
13	京都大学	160	160	200	2.95	3.62	3.37	172	135	145	54.6%	48.7%	50.3%	51.6%	59.4%			
14	大阪大学	80	80	100	3.72	3.68	3.15	49	70	52	28.7%	38.9%	33.5%	30.1%	37.5%	28.6%		
15	神戸大学	80	80	100	3.95	4.32	4.15	69	49	73	46.6%	34.0%	49.0%	58.8%	37.0%	52.4%		
16	島根大学	20	20	30	2.07	1.33	1.74	3	1	8.7%	10.3%	4.3%	0.0%	6.7%	0.0%	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>法科大学院として学生へのきめ細かな指導に取り組んでいるが、一方で、一部の学生からは、授業中心の学修に不安を感じているとの意見もあり、法科大学院と改め、実態を確認し必要に応じて対応することが求められる。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいない難く、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保を意識し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>学生に対するオリエンテーションの実施や学生との意見交換会の開催等、一定の取組を実施している。</p> <p>成績評価の厳格化のための組織的な取組を行っているが、学生が法科大学院の授業を中心に学修し、修了すれば自信を持って新司法試験を受験することができるよう、引き続き改善に取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が相対なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>さらに、平成20、21年新司法試験では受け控えが多く、新司法試験の合格状況も相対に厳しいことを踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証				今回の調査結果			参考					
	入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見			
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22	H21	H20	対象校	対象校					
23	22	22	30	1.72	1.36	2.21	4	16.7%	13.2%	10.0%	H22 修了試験 H23 試験	H21 修了試験 H22 試験	H20 修了試験 H21 試験	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見	
24	52	65	65	9.09	7.43	8.32	38	31.7%	29.7%	39.1%	39.0%	30.8%	50.9%				
25	60	60	75	2.99	3.15	3.58	30	25.0%	26.1%	25.0%	24.2%	23.9%	27.7%				
26	25	30	30	2.33	2.07	1.94	10	27.0%	9.7%	29.2%	16.7%	7.4%	31.6%				
27	30	30	50	2.08	1.61	1.53	2	5.6%	5.1%	12.1%	0.0%	0.0%	0.0%				

No.	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証				今回の調査結果			参考											
	入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見									
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22	H23	H22	H21	H20			H21	H22							
28	白鷗大学	20	25	2.29	1.71	1.58	30	25	4	2	1	2	4	2.5%	4.0%	12.5%	●	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見			
29	大宮法科大学院大学	50	70	1.88	1.61	1.56	100	70	12	12	9	12	6.4%	10.2%	14.8%	2.8%	3.8%	2.8%	桐蔭横浜大学との統合を発表。	入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。	入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。	授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学選抜の状況や新司法試験の結果を踏まえた改善策について、組織的な取組がまだ十分とはいえない。	
30	獨協大学	30	40	2.40	1.24	1.45	50	40	5	3	11	3	5	11.5%	3.7%	7.6%	0.0%	0.0%	4.2%	●	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見

No.	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証				今回の調査結果		参考									
	入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見						
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22	H23	H22	H21	H20			H21	H22				
31	駿河台大学	48	48	60	2.63	1.32	1.35	48	7	4	4.6%	7.6%	5.0%	3.4%	3.9%	2.1%	●	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
32	青山学院大学	50	50	60	2.63	2.58	3.27	50	3	8	9.4%	3.6%	9.0%	10.3%	5.9%	7.1%	●	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
33	学習院大学	50	50	65	2.44	5.55	3.94	50	19	21	22.5%	20.2%	24.4%	16.2%	25.6%	25.5%		実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
34	慶應義塾大学	230	230	260	3.53	3.39	3.27	230	164	179	48.0%	50.4%	46.4%	51.8%	53.3%	51.7%		実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見

No.	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証				今回の調査結果		参考											
	入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率		実地調査											
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H20	ヒアリング調査	実地調査における委員の所見									
35	40	40	40	50	2.00	1.35	2.09	5	6	6.9%	7.4%	10.9%	8.6%	8.1%	8.5%	●	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見	<p>入学者選抜における競争性の確保を意図し、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。</p> <p>一部において定期試験の採点が非常に甘く、成績評価の厳格化については、なお課題であり、その徹底に取り組む必要がある。</p> <p>FDの取組を一定程度実施しているが、その結果が組織的に共有されているか疑問である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとはいえない。なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜において、入学者の質の確保がなされているかなお懸念がある。</p> <p>GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、なお課題も残っており、その徹底に取り組む必要がある。</p> <p>カリキュラムや授業内容・方法の改善について、より抜本的な措置を講じる必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>教育内容や方法の改善や成績評価の厳格化に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者の質の確保に向けて改善の取組が十分になされていないと難しい。</p> <p>さらに、新司法試験について相対的に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
36	36	45	50	50	2.40	1.49	2.03	2	9	2.5%	13.2%	10.4%	0.0%	10.0%	4.0%	●	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見	<p>入学者選抜における競争性の確保を意図するなど、入学者選抜の厳格化についての取組がなされている。</p> <p>成績評価の厳格化、学修の到達度の明確化などが不十分で、その徹底に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜において、入学者の質の確保がなされているかなお懸念がある。</p> <p>GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、なお課題も残っており、その徹底に取り組む必要がある。</p> <p>カリキュラムや授業内容・方法の改善について、より抜本的な措置を講じる必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>教育内容や方法の改善や成績評価の厳格化に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者の質の確保に向けて改善の取組が十分になされていないと難しい。</p> <p>さらに、新司法試験について相対的に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
37	90	90	100	100	4.09	3.98	5.44	39	40	20.2%	19.6%	27.8%	18.6%	23.2%	26.9%	●	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見	<p>入学者選抜における競争性の確保を意図するなど、入学者選抜の厳格化についての取組がなされている。</p> <p>GPAを用いた修了認定や一定の履修制限を設けることで、厳格な修了認定への取組も着手している。</p> <p>一方で、定期試験の在り方について成績分布、採点基準、答案の講評・返却について教員間での取組にバラツキがあり、FD会議等を通じて改善に取り組む必要がある。</p>	<p>入学者選抜において、入学者の質の確保がなされているかなお懸念がある。</p> <p>GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、なお課題も残っており、その徹底に取り組む必要がある。</p> <p>カリキュラムや授業内容・方法の改善について、より抜本的な措置を講じる必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>教育内容や方法の改善や成績評価の厳格化に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者の質の確保に向けて改善の取組が十分になされていないと難しい。</p> <p>さらに、新司法試験について相対的に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
38	45	45	50	50	2.16	3.43	4.45	11	14	12.1%	11.8%	20.6%	8.5%	8.5%	20.4%	●	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見	<p>入学者選抜における競争性の確保を意図するなど、入学者選抜の厳格化についての取組がなされている。</p> <p>GPAを用いた修了認定や一定の履修制限を設けることで、厳格な修了認定への取組も着手している。</p> <p>一方で、定期試験の在り方について成績分布、採点基準、答案の講評・返却について教員間での取組にバラツキがあり、FD会議等を通じて改善に取り組む必要がある。</p>	<p>入学者選抜において、入学者の質の確保がなされているかなお懸念がある。</p> <p>GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、なお課題も残っており、その徹底に取り組む必要がある。</p> <p>カリキュラムや授業内容・方法の改善について、より抜本的な措置を講じる必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>教育内容や方法の改善や成績評価の厳格化に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者の質の確保に向けて改善の取組が十分になされていないと難しい。</p> <p>さらに、新司法試験について相対的に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証				今回の調査結果		参考																		
	入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見															
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22	H23	H22	H21	H20			対象校	対象校													
39	55	60	2.57	2.47	3.55	17	19	17	14.4%	19.6%	20.5%	8.7%	18.3%	13.5%	専修大学														
40	35	35	2.65	2.42	3.52	12	18	12	14.0%	19.6%	15.8%	22.5%	25.0%	12.0%	創価大学														
41	40	40	1.22	1.16	1.24	2	2	3	2.9%	4.3%	7.0%	5.3%	6.7%	2.8%	大東文化大学	●													
42	270	300	2.94	3.94	4.43	176	189	162	38.2%	43.1%	43.4%	43.0%	47.5%	49.8%	中央大学														
43	30	40	1.30	1.35	1.22	7	2	3	9.9%	3.6%	6.0%	4.2%	0.0%	2.8%	東海大学	●													

No.	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証				今回の調査結果		参考								
	入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見					
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22	H23	H21	H22	H21			対象校	対象校			
44	40	40	40	50	2.13	2.11	1.98	7	5	12.5%	9.1%	7.1%	8.1%	8.8%	5.0%	●	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
45	80	80	100	100	2.01	1.73	1.84	12	21	6.5%	12.9%	13.1%	3.6%	7.3%	10.5%	●	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
46	80	80	100	100	2.44	2.58	2.55	31	24	24.0%	14.5%	18.1%	7.0%	10.6%	15.3%	●	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
47	170	170	200	200	3.86	2.17	3.79	90	85	24.0%	25.4%	31.0%	23.8%	19.7%	29.3%		実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見

No.	入学者の質と競争性の確保			修了者の質の保証			今回の調査結果		参考	
	入学定員	競争倍率	新司法試験合格者数	新司法試験合格率	修了直後の新司法試験合格率	ヒアリング調査	実地調査	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見	
	H24 (予定)	H23 H22 H21	H23 H22 H21	H22 H23 H22 H21	H22 修了試験 H23 修了試験 H21 修了試験	対象校	実地調査における委員の所見			
48	60 60 40	1.46 1.36 1.62	9 5 9	4.5% 10.3% 11.7%	2.0% 6.0% 5.6%	●	入学者選抜における競争性の確保に関する認識、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。教員間の連携が不十分ではないかと考えられる。FDの充実等により教員間で認識の共有等を図り、学生に対して学修の到達目標を明示するとともに、成績評価の厳格化に取り組みなど、組織的に改善の取組を行う必要がある。新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。	入学者選抜における入学者の質の確保を一定程度で行っているが、競争性の確保がなお不十分である。また、GPA制度の導入等、成績評価や進級・修了認定の厳格化に向けた取組についても、一定程度行っている。指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、現状の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。		
49	65 70 70	3.14 3.55 3.76	17 24 25	13.8% 20.7% 22.3%	6.9% 26.8% 21.9%					
50	270 270 300 300	2.95 2.99 2.72	138 130 124	31.9% 32.7% 32.6%	37.5% 34.1% 34.4%					
51	35 35 35 50	1.77 1.85 2.21	4 4 4	6.6% 15.1% 6.7%	4.3% 6.3% 10.0%	●	入学者選抜については、競争性の確保を意識するなど、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。授業と自学自修のバランスについて組織的に検討することが必要である。司法試験で求められるレベルにまで教育するとという意識をさらに強く持つ必要がある。指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、現状の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。	授業方法や定期試験問題について、学修到達度を的確に認識し、たぐえでの改善を行うべき点が見られる。また、カリキュラムの構成意図が学生側から十分伝わっているかについて懸念がある。さらに、新司法試験について相対的に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。		

No.	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証				今回の調査結果			参考				
	入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見		
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22	H23	H22	H21	H20			対象校	対象校
52	25	30	1.76	1.13	1.47	3	7	10.9%	5.5%	12.5%	20.0%	15.4%	●	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保のための取組が不十分である。成績評価については、概ね適切に実施されているが、一部評価基準が不明確な科目があり、一層厳格化を徹底する必要がある。指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保のための取組が不十分である。成績評価については、概ね適切に実施されているが、一部評価基準が不明確な科目があり、一層厳格化を徹底する必要がある。指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者選抜の改善に向けた取組が十分なされているとはいえない。さらに、新司法試験について相対的に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
53	50	60	1.27	1.19	1.36	6	8	6.9%	7.2%	12.9%	8.2%	8.6%	●	<p>入学者選抜については、競争性の確保を意識するなど、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。成績評価については、概ね適切に実施されているが、一部評価基準が不明確な科目もあり、一層厳格化を徹底する必要がある。指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。なお、大宮法科大学院・大宮大学の統合については、事務担当者も含め、円滑に実施できるように進めていくことが必要であることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。成績評価の厳格化や自学自習の支援に取り組んでいるが、今後改善の努力の継続が必要である。指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>成績評価の厳格化に向けた取組に着手しているものの、教員組織のあり方や教育方法などについての改善がなお不十分であると考えられる。さらに、新司法試験について相対的に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
54	35	35	2.50	2.30	3.33	7	14	15.6%	27.5%	26.1%	17.4%	34.6%	27.3%			
55	30	30	2.04	1.86	2.14	8	14	22.2%	31.8%	48.8%	35.0%	25.0%	59.3%			

No.	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証				今回の調査結果		参考									
	入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見						
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22	H21	H20	対象校	対象校								
56	25	25	35	35	1.18	1.35	1.20	1	3	4	2.4%	8.8%	15.4%	0.0%	9.1%	9.4%	●	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識が極めて不十分であり、入学者選抜の在り方について改善方を早急に検討する必要がある。</p> <p>シラハスに記載された評価方法と異なる運用を行っている場合等、成績評価について依然として教員間での共通認識となっておらず、それを補正する組織的取組も不十分であり、さらに改善の取組が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたく、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組み必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識が不十分であり、他の法科大学院を大きく下回る状況が続いている。</p> <p>成績上位者に対する特別な学修相談や予備校の答案練習への組織的支援をやめるなど、制度の改正がなされているが、受け入れた学生に基礎的な力量を身に付けさせ、それを伸ばせるよう、法科大学院として責任を持って取り組む努力が今後必要である。</p> <p>成績評価については、一定の改善を図ろうとしていることがうかがえるが、教員間で共通の認識にないままにしているとは認められない。さらなる改善の取組の検討・努力が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたく、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組み必要がある。</p>	<p>法科大学院として、改善の必要性が正しく認識されていないため、成績上位者による予備校の答案練習を組織的に支援するなど、受け入れた学生を自ら責任を持って教育しようという意識が希薄であり、法科大学院での教育を中心とした教育課程および学修指導体制を再構築する必要があり、また、入学者選抜での競争性確保についても適切な方策がとられていないままであり、改善計画自体も一般的に不明確である。</p> <p>さらに、新司法試験について相対的に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言いがたく、特に重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
57	25	25	30	30	2.00	1.44	1.64	8	6	6	20.5%	14.3%	15.8%	16.7%	16.7%	21.1%		中京大学		
58	40	40	50	50	1.44	1.55	1.91	21	10	18	26.3%	13.7%	30.5%	31.0%	8.9%	19.1%		南山大学		
59	40	40	40	50	1.23	1.38	1.55	7	10	7	9.7%	20.0%	18.9%	15.6%	16.2%	5.3%		名城大学		

No.	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証				今回の調査結果		参考										
	入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率		実地調査	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見								
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H22	H23	H21	H20 修了 H21 試験	H21 修了 H22 試験	H20 修了 H21 試験	ヒアリング調査	対象校	対象校				
60	32	40	40	60	2.00	1.56	1.52											<p>入学者選抜における競争性の確保を意図し、入学選抜の厳格化について一定の取組がなされているが、学生の二極化が進むなど更なる質の確保のための取組が必要である。</p> <p>授業内容・方法についても到達目標を示すなど一定程度改善の取組が行われているが、成績評価の厳格化については依然として課題を抱えており、組織全体として取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度進んでいるが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における改善の取組を一定程度行っているが、競争性の確保等、入学者の質の確保に向けた取組がなお不十分である。</p> <p>成績評価の厳格化について、一定程度改善の取組が行われているが、厳格性にばなお課題を抱えており、組織全体として徹底する必要がある。</p> <p>学生が修了までに必要な学力を身に付けることができるよう、入学者の質の確保やカリキュラム改革に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度進んでいるが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>成績評価の厳格化など改善の取組が進められているが、すべての教員にそれが徹底されているとは言い難い状況にあると思われる。</p> <p>また、それぞれの授業でも到達度を見据えて責任をもって学生を教育するという共通の認識のもとに行われているとはうかがえない。</p> <p>入学選抜の状況からみて、質の確保についても不十分である。</p> <p>さらに、新司法試験について相対的に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>改善のための取組が実施されているものの、入学選抜での競争倍率が低く、入学者の質の確保に懸念が厚い。</p> <p>さらに新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
61	120	120	150	150	2.01	1.53	1.89					13.0%	20.3%	17.9%				<p>入学者選抜における競争性については、一定程度改善が見られるが、この状況が継続するか改善の取組の在り方等を改めて検証し、引き続き努力する必要がある。</p> <p>カリキュラム改革や成績評価の厳格化については、一定程度改善の取組が行われている。ただし、検証の認定の在り方については、検証が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度進んでいるが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>入学者選抜における競争性については、一定程度改善が見られるが、この状況が継続するか改善の取組の在り方等を改めて検証し、引き続き努力する必要がある。</p> <p>カリキュラム改革や成績評価の厳格化については、一定程度改善の取組が行われている。ただし、検証の認定の在り方については、検証が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度進んでいるが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善のための取組が実施されているものの、入学選抜での競争倍率が低く、入学者の質の確保に懸念が厚い。</p> <p>さらに新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>改善のための取組が実施されているものの、入学選抜での競争倍率が低く、入学者の質の確保に懸念が厚い。</p> <p>さらに新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
62	130	130	150	150	2.00	1.80	1.92					13.5%	15.2%	29.6%				<p>入学者選抜における競争性の確保については改善傾向が見られるが、入学選抜の厳格化についての取組を一層厳格に実施する必要がある。</p> <p>GPA制度や進級制度を導入しているが、これらの制度が有効に機能しているか検証していく必要がある。</p> <p>司法試験を受け控える者が増加しており、学生が自信を持て修了できるような教育内容に改善すべき点が無いかについて検討することが必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度進んでいるが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性については、一定程度改善が見られるが、この状況が継続するか改善の取組の在り方等を改めて検証し、引き続き努力する必要がある。</p> <p>カリキュラム改革や成績評価の厳格化については、一定程度改善の取組が行われている。ただし、検証の認定の在り方については、検証が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度進んでいるが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善のための取組が実施されているものの、入学選抜での競争倍率が低く、入学者の質の確保に懸念が厚い。</p> <p>さらに新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>改善のための取組が実施されているものの、入学選抜での競争倍率が低く、入学者の質の確保に懸念が厚い。</p> <p>さらに新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
63	25	25	30	60	2.18	1.06	1.66					6.5%	11.4%	10.4%				<p>入学者選抜における競争性の確保については改善傾向が見られるが、入学選抜の厳格化についての取組を一層厳格に実施する必要がある。</p> <p>GPA制度や進級制度を導入しているが、これらの制度が有効に機能しているか検証していく必要がある。</p> <p>司法試験を受け控える者が増加しており、学生が自信を持て修了できるような教育内容に改善すべき点が無いかについて検討することが必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度進んでいるが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性については、一定程度改善が見られるが、この状況が継続するか改善の取組の在り方等を改めて検証し、引き続き努力する必要がある。</p> <p>カリキュラム改革や成績評価の厳格化については、一定程度改善の取組が行われている。ただし、検証の認定の在り方については、検証が必要である。</p> <p>指摘した事項に対する改善の取組が一定程度進んでいるが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>改善のための取組が実施されているものの、入学選抜での競争倍率が低く、入学者の質の確保に懸念が厚い。</p> <p>さらに新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	<p>改善のための取組が実施されているものの、入学選抜での競争倍率が低く、入学者の質の確保に懸念が厚い。</p> <p>さらに新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p>

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証					今回の調査結果		参考									
		入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見							
		H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22	H23	H21	H22	H20			対象校	対象校					
64	大阪学院大学	30	30	45	50	2.09	1.54	1.19	2	3	2	2.6%	5.5%	5.6%	0.0%	3.2%	2.4%	●	実地調査	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
65	関西大学	100	100	130	130	2.02	1.67	1.97	35	32	35	16.7%	14.5%	16.9%	11.5%	7.7%	15.5%	●	実地調査	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
66	近畿大学	40	40	40	60	1.75	1.46	1.34	8	8	9	13.8%	14.0%	18.0%	17.4%	12.1%	21.2%	●	実地調査	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
67	関西学院大学	100	100	125	125	1.16	1.88	1.59	26	37	37	14.6%	20.3%	19.4%	11.0%	13.5%	19.7%		実地調査	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見
68	甲南大学	50	50	50	60	1.66	1.41	1.74	18	11	17	16.1%	10.0%	18.3%	12.8%	7.8%	17.1%		実地調査	実地調査における委員の所見	第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見

No.	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証						今回の調査結果		参考					
	入学定員		競争倍率		新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見				
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22	H23	H21	H22	H23			対象校	対象校		
69	35	35	60	2.00	1.74	1.30	4	3	2.6%	10.3%	10.7%	0.0%	4.5%	9.1%	●	<p>入学者選抜の厳格化についての取組が一定程度なされている。 学生は三年間の学修で司法試験に合格できるレベルに達するとは考えておらず、何に問題があるのかについて、入学者選抜、教育内容・方法、成績評価・修了認定について、一環したシステムとして、これらを一環的に改善していくことを至急検討する必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたい。試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。 成績評価の厳格性に問題があり、教員間で認識を共有し、改善に取り組む必要がある。 現状や教育の問題点に対する分析・認識が不十分である。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言いがたい。試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p>	<p>競争倍率を2倍に近づける努力は行っているものの、質の高い入学者の確保の見通しが立っていないといえない。 また、新司法試験の合格状況に関する分析・認識が不十分であり、授業や成績評価の改善効果が認められる段階にまではいっていない。 さらに、新司法試験について相対的に厳しい合格状況にあることも踏まれば、改善が着実に実施されたいことと踏まえ、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>
70	20	20	30	-	-	1.88	0	2	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	—	<p>平成23年度より学生募集停止</p>	<p>入学者選抜が実質的に機能していないため、入学者の質が十分確保されていないといえる。 入学者の質の確保のための今後の取組も不明確である。 さらに、新司法試験について相対的に厳しい合格状況にあることも踏まれば、改善が着実に実施されているとは言いがたい。重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p>	
71	30	30	50	2.00	1.12	1.15	7	6	14.3%	11.7%	12.8%	3.2%	11.1%	18.8%	●	<p>入学者選抜における競争性の確保等、入学者選抜の厳格化についての取組が実施されている。 教育方法については、学生の自学自習の在り方も踏まえ、改善の取組を実施する必要があり、また厳格な成績評価が実施されていない科目が一部みられるなど、成績評価の厳格化のための取組を実施する必要があるので、継続的にフォローアップする必要がある。</p>		

No.	入学者の質と競争性の確保			修了者の質の保証						今回の調査結果			参考						
	入学定員		競争倍率	新司法試験合格者数		新司法試験合格率		修了直後の新司法試験合格率		実地調査		第3回調査における委員の所見	第1回調査における委員の所見						
	H24 (予定)	H23	H22	H21	H23	H22	H21	H22	H23	H21	H20	H21	H22	対象校	対象校				
72	30	30	40	2.05	1.47	1.36										久留米大学	<p>入学者選抜の厳格化についての取組を 実施しているが、学生の二極化が進んで おり、更なる質の確保のための取組が必 要である。 新しいカリキュラムを導入するなど一定 の改善の取組が見られるものの、成績評 価の厳格化については、引き続き組織的 に取組を行う必要がある。 全体として厳しい状況が続いてお り、入学者の質の確保、教育の質の向上 等あらゆる選抜段階を排除せずに改善策を 早急に実施する必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が一 定程度なされているが、なお課題もあり、 司法試験の合格状況が厳しいことも踏ま え、現在の取組の効果を検証しつつ、更 に改善に取り組む必要があることから、当 WGとして重点的にフォローアップを実施 していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の 確保等、入学者の質の確保に関 する取組が不十分である。 教育方法やカリキュラムについ て改善のための議論が行われて いるものの、議論の途上にある部 分も多く、引き続き改善の取組を 実施する必要がある。 成績評価の厳格化のための取 組は一定程度なされているが、カリ キュラムの改革とあわせて引き続 き組織的に検討を行う必要がある。 指摘した事項に対する改善の取 組が全体的に進んでいるとは言 い難く、新司法試験の合格状況が 厳しいことも踏まえ、早急に改善 に取り組む必要がある。</p>	<p>教育方法やカリキュラムの改善に 向けた取組は開始されているもの の、法科大学院で必要とされる到 達率に対する認識や教育の改善 の方向性についてなお検討すべ き課題も多くある。また、入学者の 質の確保のための取組も十分に は思われない。さらに、新司法試 験についても相当に厳しい合格状 況にあることも踏まえれば、改善 が着実に実施されているとは言 い難く、重点的にフォローアップを 実施する必要がある。</p>
73	35	35	50	2.04	1.61	1.15										西南学院大学	<p>入学者選抜の厳格化についての取組を 実施しているが、学生の二極化が進んで おり、更なる質の確保のための取組が必 要である。 成績評価は概ね適切で、進級判定も厳 格に実施されており、厳格な成績評価が 行われている。 司法試験の結果が厳しい状況にあるの で、引き続き改善の努力を行うことが必要 であることから、当WGとして継続的なフ ォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保を意 識し、入学者選抜の厳格化について一定 の取組がなされている。 進級判定、修了認定が厳格に行われて いる一方、純粋な修業者が適合していける ようにする組織的配慮や適度でなかつ た者に対するフォローアップの取組が重要であ る。 さらに、司法試験についても相当に厳し い合格状況にあることも踏まえれば、重 点的にフォローアップを実施する必要が あることから、当WGとして継続的なフ ォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜の厳格化についての取組を 実施しているが、学生の二極化が進んで おり、更なる質の確保のための取組が必 要である。 成績評価は概ね適切で、進級判定も厳 格に実施されており、厳格な成績評価が 行われている。 司法試験の結果が厳しい状況にあるの で、引き続き改善の努力を行うことが必要 であることから、当WGとして継続的なフ ォローアップを実施していく。</p>
74	30	30	30	2.03	1.18	1.37										福岡大学	<p>入学者選抜における競争性の確保を意 識し、入学者選抜の厳格化について一定 の取組がなされている。 進級判定、修了認定が厳格に行われて いる一方、純粋な修業者が適合していける ようにする組織的配慮や適度でなかつ た者に対するフォローアップの取組が重要であ る。 さらに、司法試験についても相当に厳し い合格状況にあることも踏まえれば、重 点的にフォローアップを実施する必要が あることから、当WGとして継続的なフ ォローアップを実施していく。</p>	<p>入学者選抜における競争性の 確保等、入学者の質の確保に関 する取組が不十分である。 教育方法やカリキュラムについ て改善のための議論が行われて いるものの、議論の途上にある部 分も多く、引き続き改善の取組を 実施する必要がある。 成績評価の厳格化のための取 組は一定程度なされているが、カリ キュラムの改革とあわせて引き続 き組織的に検討を行う必要がある。 指摘した事項に対する改善の取 組が全体的に進んでいるとは言 い難く、新司法試験の合格状況が 厳しいことも踏まえ、早急に改善 に取り組む必要がある。</p>	<p>入学者選抜の厳格化についての取組を 実施しているが、学生の二極化が進んで おり、更なる質の確保のための取組が必 要である。 成績評価は概ね適切で、進級判定も厳 格に実施されており、厳格な成績評価が 行われている。 司法試験の結果が厳しい状況にあるの で、引き続き改善の努力を行うことが必要 であることから、当WGとして継続的なフ ォローアップを実施していく。</p>
	4,484 (予定)	4,571	4,909	5,765	2,88	2.74	2.81	2,063	2,074	2,043	23.5%	25.4%	27.6%	25.3%	25.7%	28.2%	10校	32校	
	計(平均)																		

各法科大学院の改善状況に係る調査結果

平成24年9月20日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
法科大学院教育の質の向上に関する
改善状況調査ワーキング・グループ

1. 経緯及び趣旨

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）では、平成21年4月にとりまとめた「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」に基づき、これまでに5回にわたって各法科大学院の教育の改善状況について調査を実施し、その結果を公表することにより、各法科大学院における改善の取組を加速させるように促してきた。

その結果、これまでの調査を通じて、課題を抱えた多くの法科大学院で、入学定員の見直しをはじめとする組織見直しや教育の質の向上に真摯に取り組んでいることが確認できた一方で、一部の法科大学院では、なお入学者選抜における入学者の質の確保や成績評価・修了認定の在り方に課題を抱えていることが確認されてきたところである。

このような状況の中、「法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループ」（以下「本ワーキング・グループ」という。）では、平成24年度入学者選抜の調査結果を分析したところ、より多くの法科大学院において入学者選抜における競争倍率2倍以上の確保を目指した取組による競争的な環境の整備等が進み、入学者の質の確保が図られつつあるが、一方で、依然として入学者選抜における競争性の確保が不十分であったり、適性試験の点数が著しく低い者を入学させたりしている法科大学院が一部に存在していることが明らかになった。さらに、新たな課題として入学定員充足率が5割にも満たない法科大学院が近年増加傾向にあるとともに、入学者数が1桁となった法科大学院も増加していることが確認された。

以上のことから、今回の調査では、本年6月に開催された法科大学院特別委員会における審議を踏まえ、入学者選抜における競争性の確保や適性試験の適正な位置づけとともに、新たに、入学定員の充足状況や入学者数に課題があると考えられる法科大学院を対象に調査を実施することとした。

2. 調査の概要

本ワーキング・グループでは、法科大学院特別委員会における審議を踏まえ、各法科大学院における入学者の質の確保に関する取組や、入学定員及び入学者数に関する状況についての調査方針及び内容を審議・決定し、次のとおり実施した（調査対象校については別紙参照。）。

（1）書面調査

各法科大学院における入学者選抜の状況を把握するため、以下のとおり書面調査を実施した。

- ① 競争倍率（受験者数／合格者数）が2倍を下回る状況は、法科大学院志願者の総数が減少していることを考慮しても、入学者選抜における選抜機能が十分に働いているとは言えない。平成24年度入学者選抜において競争倍率が2倍未満となった法科大学院に対し、質の高い入学者を確保するために、競争的な環境を整えることが不可欠であると考えられることから、その理由や入学定員の見直しを含めた競争性の確保に向けた今後の取組等について調査を実施した。
- ② 適性試験については、本年3月に開催された法科大学院特別委員会において、適性試験で著しく低い点数の者は、入学後の学修状況や司法試験合格状況等を考慮して入学させないよう、各法科大学院において、総受験者の下位から15%を基本として入学最低基準点を設定すべきとの考え方が示されたことを踏まえ、平成24年度入学者選抜において適性試験の点数が下位15%未満の者を合格させた法科大学院に対し、その理由や入学最低基準点の設定に関する考え方等について調査を実施した。
- ③ 上記①及び②に加えて、平成24年度入学者選抜において、入学定員充足率が5割に満たない法科大学院に対し、その理由及び授業や選択科目の開講への影響に関する状況等について調査を実施した。

（2）ヒアリング調査

上記書面調査に対する各法科大学院からの回答を分析・審議した結果、次の①～③のうち2つ以上に該当する法科大学院にはヒアリング調査を実施し、入学者の質の確保に関する取組の状況や今後の運営方針、適性試験の最低基準点を設定する必要性等について聴取することとした。

- ① 平成24年度入学者選抜において競争倍率が2倍未満となった法科大学院
- ② 適性試験における総受験者の下位15%未満の者を合格させた法科大学院
- ③ 平成23年度及び平成24年度入学者選抜の結果において、入学定員充足率が5割に満たない法科大学院

加えて、平成24年度の入学者数が1桁であった全ての法科大学院に対しても、双方向的・多方向的な授業を実施する上で支障がないか、教育を実施する上で確保することが望ましい入学者数についてどのように考えるか等を聴取することとした。

さらに、これらの聴取結果を踏まえ、計25校の法科大学院に対し、平成25年度以降の入学者の質の確保を促すこととした。

3. 調査の結果

本ワーキング・グループとしては、今回の調査を通じて各法科大学院の入学者の質の確保や、入学定員及び入学者数の状況に関し、以下のような所感を得た。

【総論】

入学者選抜における競争性の確保については、平成22年度入学者選抜において、競争倍率が2倍未満となった法科大学院が40校にも上っていたが、平成23年度入学者

選抜では19校、平成24年度入学者選抜では13校となり、全体としては相当程度改善が図られてきたところである。一方で、依然として入学定員の充足等を優先するなどして、複数年にわたり改善が見られない法科大学院（10校）や、前年度よりもさらに競争倍率を下げている法科大学院（1校）も存在している状況にある。

次に適性試験については、平成24年度入学者選抜において、適性試験における入学最低基準点を設定した法科大学院は36校あり、その多くが総受験者の下位から15%以上の点数を基準点としている。また、入学最低基準点を設定するまでには至っていないものの、入学者選抜の過程において適性試験の点数が著しく低い者は不合格とする運用を行っている法科大学院も多く、55校では結果として下位15%未満の者を合格させていない。一方で、下位から15%未満という著しく低い点数の者を合格させた法科大学院も18校あり、中にはそのような者を多数合格させた法科大学院（10名以上1校）もあった。

最後に入学定員及び入学者数については、入学定員の適切な見直しを行わないまま、入学定員充足率が5割に満たない状況が継続している法科大学院が平成22年度には13校であったものが、平成23年度には21校、平成24年度には35校と、近年急速に増加する傾向にある。また、入学者数が1桁となった法科大学院についても、平成23年度には11校であったものが、平成24年度には20校まで増加しており、これらの法科大学院全てにおいて入学定員充足率5割を満たしていない状況にある。

本ワーキング・グループとしては、法科大学院が法曹養成における中核的な機関としての社会的責任を果たすためにも、プロセスとしての養成の入口にあたる入学者選抜の段階において入学者の質を確保することが重要であると考えている。その上で充実した教育を提供するとともに厳格な成績評価・修了認定を実施することで、質の高い修了者を輩出することが必要であることから、本ワーキング・グループでは、入学者選抜における入学者の質の確保の重要性について、これまでも繰り返し強調してきたところである。

その中でも、競争倍率2倍以上の確保は、それのみで入学者の質が十分確保されるとは言えないとしても、少なくともこれを下回る（不合格者よりも合格者の方が多い）状況では、選抜機能が働いているとは言い難いことから、最低限守るべき基準として提示されているものである。

また、適性試験についても、法科大学院入学後の成績や司法試験の成績との正の相関は必ずしも強いとは言えないものの、そこで判定される一定程度の判断力・思考力・分析力・表現力等は、法科大学院における教育により高度専門職業人としての法曹を養成するための基礎として必要とされる資質・能力である。それ故、入学者選抜における重要な判定資料として活用することが求められており、実際、適性試験の成績が著しく低い者については、一部例外を除き、全体としては法科大学院入学後の成績も伸びず、仮に修了できたとしても司法試験に合格していないことから、入学者の質を確保するためには、このような者が入学しないような選抜システムとすることが必要だと考える。

さらに、入学定員と入学者数が大きく乖離している状況については、当該法科大学院が魅力ある、質の高い教育の提供等ができる体制であるという評価を学生から受けていない、また、入学定員等を踏まえて用意された教員数や施設設備などの教育体制が実際に入学した学生数に比して不相応な規模になっているという課題を抱えていると言えるため、このような法科大学院では、入学定員の見直しをはじめとする自主的・自律的な

組織見直しに取り組むことが強く望まれるところである。

また、入学者数が1桁となった法科大学院については、双方向的・多方向的な授業が効果的かつ継続的に実施できるよう、また、異なる意見や見識を有する複数の学生が互いに影響を与え合うなど切磋琢磨する学修環境となるよう、一定規模の学生数の確保が必要であるとする。該当する法科大学院の大半においても、授業運営および教育効果上それが望ましい状態でないという認識にはあるが、これについては、抜本的な方策ないし対応を早急に講ずることが求められるところである。

法科大学院として優れた人材を輩出するためには、質の高い入学者を出来るだけ多く確保し、それらの者に対して質の高い効果的な教育を行い、その上で厳格な成績評価、修了認定を行うことにより修了者の質を保証するといった、入学以後の段階を含めた全体としての意識的な取組が必要である。入学者選抜についての対応のみで足りるわけではないが、その最初の段階として、入学者選抜において入学者の質を確保することは極めて重要である。したがって、依然として改善を要する点が存在する法科大学院においては、入学者の最低限の質を確保するための選抜システムとして競争性の確保や入学者選抜における適性試験結果の扱いの厳格化とともに、一定規模の学生数の確保に向けた努力が強く求められる。

【ヒアリング調査における各法科大学院の説明とそれに対する本ワーキング・グループの考え】

- 平成24年度入学者選抜の結果、競争倍率が2倍未満となった理由については、入学志願者数の減少を挙げる法科大学院が多く、具体的には、全国的な志願者数の減少、他の法科大学院との競合により入学者の確保が困難となっていること、自校の司法試験合格状況の低迷等が挙げられた。これらの法科大学院においては、改善方策として、広報活動の強化や入学者選抜の内容・方法・日程・会場設定等の改善、学生への経済的支援の充実、教育指導体制の強化による司法試験合格状況改善への取組等が示された。

しかし、志願者数の多寡にかかわらず、入学者の質を確保するためには競争性の確保が必要であり、志願者数の減少はその必要を減じる理由とはならない。

- 競争倍率が2倍を下回る結果になるとしても、一定の入学者数を確保することを重視して合格者数を決定したとする法科大学院や、合格発表後に追加合格者を出したことで競争倍率が2倍を下回ったとする法科大学院があった。

しかし、このような方法により競争性を軽視して一定の入学者数を確保できたとしても、概して、最終的に修了できない者や、修了しても司法試験を受けるだけの学力があるという自信を持ち得ない者、受けても合格するに至らない者を多数出してしまう結果になるといえよう。入学者選抜の段階から入学者の質の確保を図ることは極めて重要である。そのために各法科大学院は入学者選抜において競争性の確保を徹底すべきであり、その結果として入学者が入学定員を相当に下回る状況が継続する場合には、入学定員自体を見直すなど、更なる抜本的な改善に取り組む必要がある。

- また、前年までの入学者選抜に比べて合格水準を下げていないわけではないこと等から、入学者の質は確保できていると説明する法科大学院もあった。

しかし、全体の志願者数が減少しており、以前にも増して入学者の質を確保することが困難な状況になりつつある中で、競争性の極めて低い入学者選抜において質の高い入学者を確保し続けることができるかは疑問である。また、従来どおりの合格水準

を維持していれば質が確保されるとする説明についても、その「合格水準」が普遍性のあるものとまで言えるかは疑問とする余地があり、当該法科大学院の修了者のうち相当数が司法試験に合格していない状況にあるなどの実績にも照らすと、入学者選抜における競争性の確保に取り組む必要を減じるだけの十分な説得力を持つ説明とは言い難い。すでに述べたとおり、入学者選抜において、競争倍率が2倍未満の状況では、入試における選抜機能が働いているとは言えず、このような状況が続けるのは、入学者の質の確保についての意識が低いと言わざるを得ないことから、その点での早急な意識改革が必要とされる。

- さらに、複数回行った入学者選抜について、全体として競争倍率が2倍を上回ることを目標としたため、各回において競争倍率2倍を堅持しなかった結果、競争倍率が2倍を下回る結果になったと説明する法科大学院や、法学既修者については競争倍率が2倍を上回ったものの、法学未修者については競争倍率が2倍を下回ったと説明する法科大学院があった。

しかし、入学者選抜全体として競争倍率2倍を上回ったとしても、各入試日程や試験区分により選抜機能に差がある状況は決して望ましいものではない。入学者選抜の各回において、入学者の質の確保のため、競争倍率が2倍を上回るよう努めることが求められる。

- 適性試験については、平成25年度以降の入学者選抜において、総受験者の下位から15%を最低基準点として設定すると説明する法科大学院が見られた。他方、適性試験の点数が最低基準点に満たない場合であっても、面接試験の結果や、社会人としての職歴、資格の保有状況等の要素を加味し、適性試験の点数が総受験者の下位から15%未満にある者についても合格とすることがあると説明する法科大学院や、総受験者の下位から15%よりも低い点数を最低基準点として設定している法科大学院があった。さらに、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績、司法試験の成績との間に有意の相関が認められないことや、適性試験の点数が著しく低い者であっても入学後に学力が伸びる可能性があることから、入学者選抜の段階で絞りきることは適切でないという考えの法科大学院もあった。

確かに、これまで得られた検証結果等に照らす限り、適性試験の点数が高い者は法科大学院入学後の成績が良い、あるいは、司法試験の成績も良いという正の相関が顕著に認められるとまでは言えない。しかし、ごく一部の例外を除くと、適性試験の点数が著しく低い者は、一般に法科大学院入学後の成績も良くなく、仮に修了できたとしても司法試験に合格していない。そのような意味から、入学者選抜における質の確保のための最低ラインとして、適性試験の点数が著しく低い者を入学させることのないように、適性試験総受験者の下位から15%を基本として最低基準点を設定し、受験生にその旨を開示し、厳格に運用することが必要であると考えられる。

- 平成24年度の入学者選抜の結果、入学定員充足率が5割に満たない法科大学院からは、入学定員充足率が低いのは、そもそも法科大学院への志願者数が全国的に減少していることに原因があると説明する法科大学院が多くあった。

しかし、志願者数の全国的な減少傾向の中にあっても、高い競争倍率と入学定員充足率の両方を維持している法科大学院も存在していることから、全国的な傾向に原因を求めるだけでなく、個々の法科大学院において、この法科大学院間の競争に耐えるだけの組織的な力量を培い、教育力の向上に努め、志願者の確保に向けた取組や入

学定員の見直しなどを早急に行うといった対応をとることが求められる。

- また、入学者数が著しく少ないことについては、それが望ましい状態ではないという認識が該当法科大学院の大半にあった。そのなかで、現時点では大きな支障はないものの、学生の年次が上がるにつれて選択科目での履修者が少なくなり、双方向的・多方向的な授業の実施が難しくなる可能性や、演習授業等で学生1人当たりの負担増について言及し、今後支障が出てくるのではないかという法科大学院もみられた。一方、むしろ少人数指導による充実した教育を行うことができるので問題ないという法科大学院や、教員が多面的な視点を示すことや実施方法の工夫などで対応できると説明する法科大学院もあった。

確かに、学生数が少ないことによって少人数指導による充実した教育が行えるという見方もできなくはないが、そのような状況が継続した場合、双方向的・多方向的な授業が効果的かつ継続的に実施できているのか、異なる意見や見識を有する複数の学生が互いに影響を与え合うなど切磋琢磨する学修環境となっているのか、少人数の中で学生が自らの到達度を他の学生との比較において客観的に判断できているのか、さらには、学生同士で取り組む自主ゼミの開催など自発的な学修にも影響を与えていないのかといったことについては大いに疑念が生じる場所であり、教育の質の確保の観点から、一定規模の学生数の確保に向けて取り組むことが必要であると考えられる。

【まとめ】

今回の調査では、課題を抱える多くの法科大学院から、入学者の質の確保の重要性を認識し、平成25年度以降の入学者選抜において、競争倍率2倍以上の確保や適性試験最低基準点の設定に取り組んでいくことが表明された一方で、ごく一部ではあるが、全国的な司法試験合格率の低迷や法科大学院志願者数の減少という状況の中で、個々の法科大学院の努力には限界があり、平成25年度以降の入学者選抜においても、そのような取組を行うことは困難であるとする法科大学院もあった。

しかし、こうした一部の法科大学院の問題意識の低さを放置してしまうと、そのままでは、法科大学院全般、さらには法曹養成制度全体の信頼性を失わせることにつながりかねない。法曹養成制度全体のあり方の問題として取り組まなければならない課題があることは確かだとしても、個々の法科大学院として、質の高い修了者を出していく責務を放棄できるものではなく、その責務を果たすために、入口である入学者選抜における入学者の質の確保も極めて重要であることは、繰り返すまでもない。平成25年度入学者選抜における各法科大学院のさらに徹底した改善の取組に期待したい。

また、入学定員充足率が5割に満たない法科大学院や入学者数が1桁となった法科大学院においては、その現状を重く受け止め、より一層多くの学生から選ばれる法科大学院となるための質の高い教育を提供するといった取組を進めるとともに、現状を踏まえた入学定員の更なる適正化や組織の見直しなどの取組も速やかに進めることが強く望まれる。

4. 今後の取組

今後は、平成24年司法試験の結果等も踏まえながら、各法科大学院における改善状況について、引き続きフォローアップを実施し、その結果について随時、法科大学院特別委員会に報告していく予定である。

【参考】各法科大学院における教育の改善状況調査参考資料

平成24年9月20日現在

No.	法科大学院名	フオロ アップ 対象校 重点	書面 調査 実施	ヒア リン グ 調査 実施	平成21～24年度入学者選抜結果												司法試験合格率														
					競争倍率(A/B)				受験者数(A)				合格者数(B)				入学者数				入学定員										
					H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H25	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H19	H18
					2.37	4.27	3.38	3.13	371	474	341	413	110	111	101	132	72	78	76	93	80	80	80	80	100	34.0%	30.0%	43.1%	40.4%	30.6%	49.0%
1	北海道大学																														
2	東北大学																														
3	筑波大学																														
4	千葉大学																														
5	東京大学																														
6	一橋大学																														
7	横浜国立大学																														
8	新潟大学																														
9	金沢大学																														
10	信州大学																														
11	静岡大学																														
12	名古屋大学																														
13	京都大学																														
14	大阪大学																														
15	神戸大学																														
16	鳥根大学																														
17	岡山大学																														
18	広島大学																														
19	香川大学																														
20	九州大学																														
21	熊本大学																														
22	鹿児島大学																														
23	琉球大学																														
24	首都大学東京																														
25	大阪府立大学																														
26	北海学園大学																														
27	東北学院大学																														
28	白鴎大学																														
29	大宮法科大学院大学																														
30	獨協大学																														
31	駿河台大学																														
32	青山学院大学																														
33	学習院大学																														
34	慶應義塾大学																														
35	國學院大学																														
36	駒澤大学																														
37	上智大学																														

	平成21～24年度入学者選抜結果																													
	競争倍率(A/B)												合格者数(B)								入学者数				入学定員					
	受験者数(A)				合格者数(B)				入学者数				※H25は予定				司法試験合格率													
	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H25	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21					
38 成蹊大学	2.00	2.16	3.43	4.45	122	188	254	432	61	87	74	97	30	49	41	52	45	45	50	16.2%	12.1%	11.8%	20.6%	37.8%	38.1%	44.0%				
39 専修大学	2.00	2.57	2.47	3.65	192	242	279	369	96	94	113	104	41	50	61	47	55	55	60	11.4%	14.4%	19.6%	20.5%	22.7%	25.0%	17.6%				
40 創価大学	2.97	2.65	2.42	3.52	110	130	133	222	37	49	55	63	28	35	32	41	35	35	35	13.0%	14.0%	19.6%	15.8%	21.7%	51.3%	57.1%				
41 大東文化大学	1.67	1.22	1.16	1.24	55	61	74	94	33	50	64	76	24	33	27	41	40	40	40	7.7%	2.9%	4.3%	7.0%	16.2%	11.1%	21.1%				
42 中央大学	2.39	2.94	3.94	4.43	1,517	1,843	2,432	2,616	635	626	618	591	247	271	271	291	270	270	300	41.3%	38.2%	43.1%	43.4%	55.7%	52.4%	54.8%				
43 東海大学	1.53	1.30	1.35	1.22	26	30	23	55	17	23	17	45	11	15	5	21	30	30	40	9.8%	9.9%	3.6%	6.0%	11.8%	12.5%	0.0%				
44 東洋大学	2.19	2.13	2.11	1.98	35	32	40	119	16	15	19	60	8	9	9	30	40	40	50	10.8%	12.5%	9.1%	7.1%	7.3%	27.3%	16.7%				
45 日本大学	2.00	2.01	1.73	1.84	142	223	279	373	71	111	161	203	34	64	95	105	80	80	100	11.9%	6.5%	12.9%	13.1%	17.6%	12.6%	13.0%				
46 法政大学	1.75	2.44	2.58	2.55	185	293	333	362	106	120	129	142	63	60	74	87	80	80	100	10.5%	16.9%	14.5%	18.1%	23.7%	18.8%	37.1%				
47 明治大学	2.17	3.86	2.17	3.79	852	1,225	1,116	1,892	392	317	514	499	131	100	296	175	170	170	200	20.4%	24.0%	25.4%	31.0%	31.8%	40.0%	45.3%				
48 明治学院大学	2.08	1.46	1.36	1.62	50	86	141	224	24	59	104	138	5	29	48	57	0	40	60	4.7%	4.5%	10.3%	11.7%	21.6%	20.4%	44.4%				
49 立教大学	2.01	3.14	3.55	3.76	253	323	398	391	126	103	112	104	50	69	67	75	65	65	70	17.0%	13.8%	20.7%	22.3%	22.8%	28.8%	38.9%				
50 早稲田大学	2.33	2.95	2.99	2.72	2,142	2,499	1,726	1,642	918	846	578	604	263	261	257	275	270	270	300	32.8%	31.9%	32.7%	32.6%	37.7%	51.6%	63.2%				
51 神奈川大学	2.00	1.77	1.85	2.21	28	39	63	117	14	22	34	53	8	13	17	20	25	25	35	11.1%	6.6%	15.1%	6.7%	12.2%	32.0%	30.8%				
52 関西学院大学	2.20	1.76	1.13	1.47	22	30	44	78	10	17	39	53	4	14	16	16	25	25	30	15.4%	10.9%	5.5%	12.5%	9.5%	39.1%	6.7%				
53 桐蔭横浜大学	2.18	1.27	1.19	1.36	74	81	94	163	34	64	79	120	20	38	41	53	50	50	60	6.1%	6.8%	7.2%	12.9%	12.7%	25.7%	—				
54 山梨学院大学	1.64	2.50	2.30	3.33	36	55	69	110	22	22	30	33	12	19	19	21	30	35	35	16.3%	15.6%	27.5%	26.1%	17.5%	32.3%	54.5%				
55 愛知大学	2.03	2.04	1.86	2.14	61	108	123	152	30	53	66	71	8	19	35	28	30	30	40	37.9%	22.2%	31.8%	48.8%	45.7%	25.9%	72.2%				
56 愛知学院大学	1.13	1.18	1.35	1.20	9	20	31	36	8	17	23	30	6	4	10	16	25	25	35	4.7%	2.4%	8.8%	15.4%	0.0%	—	—				
57 中京大学	1.27	2.00	1.44	1.64	42	40	75	128	33	20	52	78	13	4	10	23	25	25	30	19.5%	20.5%	14.3%	15.8%	22.2%	22.2%	—				
58 南山大学	1.86	1.44	1.55	1.91	119	112	129	185	64	78	83	97	32	26	27	36	40	40	50	17.1%	26.3%	13.7%	30.5%	30.6%	38.5%	50.0%				
59 名城大学	2.13	1.23	1.38	1.55	49	53	73	104	23	43	53	67	16	35	37	50	40	40	50	11.1%	9.7%	20.0%	18.9%	16.1%	30.0%	40.0%				
60 京都産業大学	2.68	2.00	1.56	1.52	67	22	53	102	25	11	34	67	12	4	7	19	32	32	40	4.8%	3.2%	5.4%	2.0%	8.9%	19.4%	0.0%				
61 同志社大学	2.00	2.01	1.53	1.89	484	588	461	647	242	278	302	342	54	93	114	136	120	120	150	19.2%	23.5%	21.0%	19.1%	28.1%	35.4%	39.8%				
62 立命館大学	1.82	2.00	1.80	1.92	403	525	521	602	221	262	290	313	87	107	133	139	130	130	150	18.2%	15.3%	18.9%	24.7%	28.8%	36.7%	26.2%				
63 龍谷大学	2.83	2.18	1.06	1.66	164	157	52	128	58	72	49	77	26	31	10	31	25	25	30	4.5%	6.5%	11.4%	10.4%	8.3%	—	—				
64 大阪学院大学	2.86	2.09	1.54	1.19	20	23	40	89	7	11	26	75	6	4	11	33	30	30	45	5.6%	2.6%	5.5%	5.6%	3.6%	14.3%	—				
65 関西大学	2.07	2.02	1.67	1.97	242	287	385	660	117	142	230	335	40	54	101	128	100	100	130	12.0%	16.7%	14.5%	16.9%	20.3%	24.6%	36.0%				
66 近畿大学	2.06	1.75	1.46	1.34	33	84	76	78	16	48	52	58	6	19	22	23	40	40	40	24.3%	13.8%	14.0%	18.0%	16.0%	11.8%	50.0%				
67 関西学院大学	1.87	1.16	1.88	1.59	209	225	361	435	112	194	192	274	46	90	81	135	100	100	125	14.5%	14.6%	20.3%	19.4%	30.4%	30.0%	43.8%				
68 甲南大学	2.05	1.66	1.41	1.74	113	159	182	331	55	96	129	190	24	21	36	49	50	50	60	13.5%	16.1%	10.0%	18.3%	16.9%	25.0%	27.8%				
69 神戸学院大学	2.25	2.00	1.74	1.30	9	34	61	69	4	17	35	53	2	9	8	30	0	35	35	3.1%	2.6%	10.3%	10.7%	33.3%	36.4%	0.0%				
70 姫路獨協大学	—	—	—	1.88	—	—	4	15	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	20	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	5.3%	0.0%				
71 広島修道大学	2.05	2.00	1.12	1.15	43	30	38	46	21	15	34	40	15	8	23	27	30	30	30	18.2%	14.3%	11.7%	12.8%	20.0%	28.6%	—				
72 久留米大学	2.06	2.05	1.47	1.36	37	41	47	60	18	20	32	44	6	11	15	17	30	30	30	8.6%	7.7%	11.8%	10.0%	11.9%	3.4%	25.0%				
73 西南学院大学	2.38	2.04	1.61	1.15	88	106	111	131	37	52	69	114	17	19	33	36	35	35	50	19.4%	7.7%	11.1%	14.9%	4.3%	25.0%	50.0%				
74 福岡大学	1.78	2.03	1.18	1.37	41	61	80	107	23	30	68	78	11	17	22	31	30	30	30	16.1%	8.1%	22.2%	18.4%	30.3%	42.9%	60.0%				
計(平均)	2.53	2.88	2.74	2.80	16,519	20,497	21,319	25,804	6,522	7,108	7,790	9,216	3,150	3,620	4,122	4,844	4,261	4,484	4,909	24.6%	23.5%	25.4%	27.6%	33.0%	40.2%	48.3%				

※ 競争倍率は、小数点以下第3位を四捨五入。司法試験合格率は、小数点以下第2位を四捨五入。

※ 姫路獨協大学は、平成23年度入学者より募集停止のため、算出できない箇所は「—」で表示。

※ 大宮法科大学院大学、駿河台大学、明治学院大学、神戸学院大学は、平成25年4月より募集停止を予定。

各法科大学院の改善状況に係る調査結果

平成25年1月16日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
法科大学院教育の質の向上に関する
改善状況調査ワーキング・グループ

1. 経緯及び趣旨

平成21年4月に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）が「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）をとりまとめてから3年半以上が経過したが、この間、法科大学院入学志願者数の減少が続き、司法試験合格率も平成24年試験結果では制度創設後始めて上昇傾向に転じたものの低迷状態から脱したとまでは言えない状況が続いている。

このような中、平成24年4月に発表された総務省による政策評価では、法科大学院における教育の質の向上や未修者対策の強化、入学定員の更なる削減、他校との統廃合の検討などに取り組むよう勧告がなされたところである。また、同年8月政府に設置された法曹養成制度関係閣僚会議及び法曹養成制度検討会議においては、法曹の養成に関する制度の在り方そのものに関する検討が開始されるなど、法科大学院を含む法曹養成制度全体を取り巻く状況は一層厳しさを増している。

各法科大学院は、制度全体が極めて厳しい状況下にあることを十分に認識した上で、法曹養成制度の中核的機関として社会の期待に応えるため、教育の改善に一層真摯に取り組むことが不可欠である。本ワーキング・グループにおいても、特別委員会報告の提言を踏まえ、これまでに6回にわたり、各法科大学院の教育の改善状況について調査を実施し、その結果を公表して改善の取組を加速させるよう促してきた。

特に、第1回、第3回及び第5回の改善状況調査においては、すべての法科大学院に対し、現状の分析や特別委員会報告を踏まえた改善の取組等について調査を実施し、調査結果においては、司法試験の合格状況等を踏まえ、入学者選抜や授業内容、成績評価、教育体制に関して課題を抱える一部の法科大学院に対して個別に改善すべき事項を指摘した。

また、入学者選抜の結果を踏まえた第2回、第4回及び第6回の改善状況調査においては、入学者の質の確保のための取組が十分ではないと考えられる法科大学院を中心に調査を実施し、調査結果においては、入学者選抜における競争性（競争倍率2倍以上）の確保の徹底、適性試験の合格最低基準点の設定及び入学定員の見直し等にかかる抜本的な改善の必要性を指摘した。

各法科大学院が特別委員会報告や本ワーキング・グループの指摘を踏まえ、入学定員の削減等の改善に取り組んでいることはこれまでの調査でも確認されてきたところであるが、一方で、一部の法科大学院では、これまでの調査で指摘した課題の解決に至っておらず、また、改善に取り組んでいる法科大学院においてもその効果の顕在化には至っておらず、依然として厳しい状況にあることもまた事実である。

このため、本ワーキング・グループは、今回、平成24年司法試験の結果が9月に発表されたことを踏まえ、第7回の改善状況調査として、第1回、第3回及び第5回の調査結果で指摘した課題等を中心に、各法科大学院における改善の進捗状況について確認を行うこととした。

2. 調査の概要

本ワーキング・グループにおいては、調査方針及び内容について審議した結果、以下の方法で調査を実施した（調査対象校については別紙参照）。

（1）書面調査

第1回、第3回及び第5回の改善状況調査と同様、すべての法科大学院を対象に書面調査を実施した。これにより、過去の改善状況調査時に法科大学院から説明があった教育の改善の取組の進捗状況について、全体的な把握を行った。

（2）ヒアリング調査及び実地調査

以下のとおり、15校に対してヒアリング調査、17校（ヒアリング調査対象校2校を含む。）に対して実地調査を実施した。

- ① 第5回の改善状況調査において「重点的なフォローアップを実施」することが必要と指摘した法科大学院（10校）と、「継続的なフォローアップを実施」することが必要と指摘した法科大学院のうち「改善の取組が全体的に進んでいる」とは言い難い」と指摘されたもの（5校）については、第5回の改善状況調査における指摘を踏まえた改善の進捗状況に関し、直接現地で確認を行う必要があると考えられることから、実地調査（教員との意見交換、定期試験答案確認、学生面談等）を実施した。
- ② 第5回の改善状況調査において「継続的なフォローアップを実施」することが必要と指摘した法科大学院のうち、前記①の該当校を除いた法科大学院（13校）と、司法試験合格率が平均の半分未満の状況が2年連続で継続している法科大学院のうち上記の該当校を除いた法科大学院（2校）については、（1）の書面調査及び平成24年司法試験の結果を踏まえ、司法試験の合格率、または修了直後の修了者における司法試験の合格率が著しく低い状況が継続していることなどから、これらの法科大学院に対して、まずヒアリング調査を実施した。その上で、当該

法科大学院の現状や改善のための取組等に関し、より詳細に確認することが必要と判断された法科大学院（2校）については追加で実地調査（定期試験答案確認、学生面談等）を実施した。

3. 調査の結果

前述のとおり、今回の改善状況調査においても、法科大学院を含む法曹養成制度を巡る状況は極めて厳しい事態にあることに対して、全体として各法科大学院における危機意識が高まっていることは実感できた。

このような意識の下、多くの法科大学院では、本ワーキング・グループの指摘も踏まえ、試行錯誤を重ねながら改善の取組を強化してきている。

これらを踏まえ、今後の法科大学院の発展の観点から、今回の改善状況調査において確認された改善の取組と今後の課題を概括的に示すと、以下のとおりである。

なお、個別の法科大学院における改善状況に関する委員所見については、別紙に示した。これまでの改善状況調査において、個別に改善すべき事項について指摘した法科大学院のうち、11校については重点的に、21校については継続的にフォローアップが必要であるとした。

（1）入学者選抜における入学者の質の確保に係る取組

入学者選抜における入学者の質の確保の重要性については、過去6回にわたる調査において、重ねて指摘してきたところであり、今回、ヒアリング調査や実地調査を実施した大部分の法科大学院においては、調査実施時点の途中経過ではあるものの、平成25年度入学者選抜において競争倍率2倍以上の確保に努める、法科大学院統一適性試験の点数が著しく低い者を入学させないための合格最低基準点を導入する等の改善の取組を行っていることが認められた。

また、入学定員においても、前年度比で223人減となり、ピーク時（5,825名：平成17～19年度）と比較して1,564人削減される見通しとなっており、入学者の質の確保の意識は引き続き着実に改善されてきていると考えられる。

このように多くの法科大学院で改善に向けた取組がなされる一方で、数は限られているものの、一部の法科大学院においては、平成25年度入学者選抜における競争倍率が依然として2倍を大きく下回るなど、入学者の質の確保の必要性についての認識が不十分な法科大学院も見られた。入学者の質の確保が十分でない法科大学院においては、第5回調査時と同様に学生間の学力や意欲にも大きな格差が見られるとともに、一部の法科大学院においては、入学志願者の大幅な減少に伴い、学生の学力や意欲が全体的に低下している状況が見受けられた。結果として、法科大学院が提供する教育全体の質が低下するなどの問題が生じていることもあり、法科大学院の入口での質の確保の重要性について再認識する必要がある。

また、受験者間の競争性を意識して競争倍率2倍は厳守するものの、入学者数が著しく少ない法科大学院が見られた。これらの法科大学院においては、入学者選抜の競争性を確保するため、競争倍率2倍の基準は最低限守りつつも、志願者数・受験者数の拡大に向けた取組を早急に行う必要がある。

さらに近年、入学定員充足率が5割に満たない状態が継続している法科大学院、あるいは入学者数が一桁となった法科大学院が増加傾向にある。このように学生数が著しく少ない状態が継続した場合、双方向的・多方向的な授業が効果的かつ継続的に実施できているのか、異なる意見や見識を有する複数の学生が互いに影響を与え合うなど切磋琢磨する学修環境となっているのか、少人数の中で学生が自らの到達度を他の学生との比較において客観的に判断できているのか、さらには、学生同士で取り組む自主ゼミの開催など自発的な学修にも影響を与えていないのかといったことについては大いに疑念が生じる場所である。このため、教育の質の確保の観点から、一定規模の学生数の確保に向けて取り組むとともに、組織全体の見直しに早急に取り組む必要がある。

(2) 教育内容・方法の改善や成績評価の厳格化等に係る取組

各法科大学院においては、共通的な到達目標モデルを踏まえたカリキュラム改訂の実施やファカルティ・ディベロップメント（FD）等を通じた教育内容・方法の改善や成績評価及び修了認定の一層の厳格化に取り組むなど、一定の取組が行われていることが確認できた。

しかし、修了者の多くが修了直後の司法試験を受験せず、受験しても合格率が著しく低いといった状況が見られるとともに、学生からは法科大学院の授業には期待していないという意見が聞かれるような法科大学院が一部存在した。さらに、数は少ないものの、改善に向けた取組の効果が現れていないにもかかわらずその検証がなされていない、あるいは更なる改善に取り組む意識が低いと思われる法科大学院も一部見られた。このような状況を改善するためには、十分な学力を身に付けた者のみを修了させるとともに、学生自身も到達目標を意識して学修し、司法試験を受験するのに十分な学力を身に付けたという自信を持って修了できるようにする必要がある。

また、数は限られるものの、成績評価や修了認定の在り方についてなお課題を抱える法科大学院が見受けられた。例えば、基礎的な理解を欠いていると思われる答案にもかかわらず合格点ないしそれ以上の評価を与えている、成績評価においてボーダーライン上と思われる学生が大半を占めており、再試験の状況と併せて見れば厳格な進級・修了認定の信頼性が疑われるなどの状況が確認された。これらの法科大学院においては、教育の在り方や成績評価の在り方について、改善に向けた組織的な対応を図る必要がある。

4. おわりに

3. で示したとおり、多くの法科大学院では、法曹養成制度を巡る極めて厳しい状況も踏まえ、特別委員会報告の提言やこれまでの改善状況調査における本ワーキング・グループの指摘事項等を真摯に受け止め、改善に取り組んできており、その中には、学生からの評価が向上したり、司法試験の合格状況に改善が見られたりするなど、相当程度の改善効果を上げているところも見受けられた。

一方では、様々な改善策を講じてきているにもかかわらず、結果につながっていない法科大学院も一部に見られるところであり、これまでに行った改善策を検証し、その原因分析を早急に行い、対策を講じていく必要がある。

さらには、ヒアリング調査又は実地調査の対象となった法科大学院の中には、残念ながら依然として危機意識に欠け、教育の質の改善に関する真摯な取組が不十分なところも見受けられた。本ワーキング・グループでは、数次にわたって問題点等を指摘することで各法科大学院における自発的な改善を促してきたところであるが、こうした状況にある法科大学院がなお存在していることを報告せざるを得ない。数は限られるとはいえ、こうした一部の法科大学院の状況は、法科大学院制度全体の信頼性を損ね、新たな法曹養成制度を一層の悪循環に陥らせることにより、その根幹を揺るがしかねない。これらの法科大学院においては、教育の質の改善のため、組織全体としてあらゆる手段を用いて抜本的な改善を果たせるように取り組んでいく必要がある。

本ワーキング・グループでは、入学者選抜の結果や司法試験の結果を踏まえた調査を今回の調査も含め7回にわたり実施してきたところであるが、上述のとおり、改善の取組が確認できている一方、取組の内容やその効果について、なお引き続き確認していく必要がある法科大学院が複数存在すると言わざるを得ない。

これまでも、課題を抱える法科大学院に対しては、本ワーキング・グループとして厳しく指摘してきたところである。文部科学省においても、深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するための公的支援の見直しを決定し、既に平成24年度予算より公的支援の減額が実施されることになっているが、さらにその改善に向けた取組を加速させるため、平成24年9月には、入学定員の充足状況を新たな指標に加えるなどした公的支援の更なる見直しを決定・公表することなどを通じて、その組織見直しの促進が図られているところである。法科大学院を含む法曹養成制度は極めて厳しい状況にあることを鑑みれば、この状況を好転させるため、文部科学省においても、引き続き定員見直しの促進をはじめとしたあらゆる効果的な施策の促進に努めることが必要であると思われる。

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保												修了者の質の保証												今回(第7回)の調査結果		参考
		入学定員				競争倍率				(新)司法試験合格者数				(新)司法試験合格率				修了直後の(新)司法試験合格率				ヒアリング調査		実地調査				
		H25 (予定)	H24	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H20	H21	H22	H23	対象 校	対象 校					
21	熊本大学	22	22	22	30	2.06	1.94	2.05	1.69	6	4	7	5	12.2%	10.3%	20.6%	15.6%	18.8%	12.5%	6.3%	17.4%	-		実地調査等における委員の所見 ヒアリングの結果によると、入学定員を減らすことを視野に入れるなど一定の改善の取組がなされているが、入学選抜における競争性の確保に留意する必要がある。改善が実質化するまで継続して見守る必要がある。	【第1回調査】 大学の改善方針が一部生側へ伝わっていない部分があると思われる。また、授業内容の検討や学生への情報提供などについて組織的な取組が不十分な状況にあると考えられる。 【第3回調査】 入学選抜において、入学者の質の確保が十分にできているとはいえない。入学の到達目標について教員間で話し合い、学生に示すなど、改善の努力がされているが、授業や定期試験の実施方法に課題もあり、さらに組織として改善を徹底することが望まれる。 【第5回調査】 入学選抜における競争性の確保を意図するなど、入学選抜の厳格化についての取組がなされている。定期試験の解説を丁寧に行うなど、改善の取組がなされているが、大学側も認識しているとおおり、共通の評価目標の設定や到達評価方法に関する取組が担当教員ごとに行われており、組織として改善の取組を一層実施していくことが望まれる。 しかし、様々な改善策が講じられているにもかかわらず、結果につながっていないことは事実であり、その原因の分析は急務である。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題も残り、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。			
22	鹿児島大学	15	15	15	30	2.00	2.08	2.00	1.56	4	3	0	2	10.8%	6.3%	0.0%	5.7%	7.7%	5.6%	0.0%	4.5%	●		入学選抜における競争性の確保を意図した取組がなされているが、入学者の規模に課題がある。共通の評価目標の設定や到達評価方法に関する取組が進められているなど、指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、司法試験の合格状況が極めて厳しいことも踏まえ、更に抜本的な改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。				
23	琉球大学	22	22	22	30	2.55	1.72	1.36	2.21	7	7	5	4	16.7%	16.7%	13.2%	10.0%	0.0%	16.7%	12.5%	8.0%	●		【第1回調査】 改善の努力が行われているものの、組織的なFDの取組が十分に実施されていないと考えられる。また、入学選抜でも厳しい状況にある。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。 【第3回調査】 入学選抜については、依然として厳しい状況にある。授業参観や成績評価に際し、FDの取組が活発化しており、成果につながるよう引き続き努力することが必要である。 指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。 【第5回調査】 入学選抜における競争性の確保を意図し、入学選抜の厳格化について一定の取組がなされているが、志願者数の増加など推移を見守る必要がある。FD活動、成績判定会議における成績分布の検証、授業改善報告書の教員間での共有化などの取組が行われているが、取組状況について教員間に差があり、組織的な取組として改善を進める必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、なお、課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的にフォローアップを実施していく。				
24	首都大学東京	52	52	52	65	5.57	9.09	7.43	8.32	40	38	30	34	39.6%	31.7%	29.7%	39.1%	40.7%	39.0%	30.8%	50.9%							
25	大阪府立大学	60	60	60	75	2.45	2.99	3.15	3.58	18	30	31	24	17.6%	25.0%	26.1%	25.0%	13.7%	24.2%	23.9%	27.7%							
26	北海学園大学	25	25	30	30	2.17	2.33	2.07	1.94	4	10	3	7	12.1%	27.0%	9.7%	29.2%	6.7%	16.7%	7.4%	31.6%							

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保												修了者の質の保証												今回(第7回)の調査結果		参考
		入学定員				競争倍率				(新)司法試験合格者数				(新)司法試験合格率				修了直後の(新)司法試験合格率				実地調査						
		H25 (予定)	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	対象校	対象校				
27	東北学院大学	30	30	30	50	2.00	2.08	1.61	1.53	4	2	4	9.3%	5.6%	5.1%	12.1%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	●			<p>【第1回調査】 学生の質の確保が相当困難となっているにもかかわらず、入学者選抜での競争性の確保に関する取組や教育内容・方法の改善のための取組が十分なされていないと思われる。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されていることは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p> <p>【第2回調査】 入学者選抜における競争性の確保を意図し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>【第3回調査】 教育内容・体制の問題点について組織的な分析がなされておらず、カリキュラムの改善、成績評価の厳格化、学修の到達度の明確化等が不十分である。</p> <p>【第4回調査】 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えない。特に、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。</p> <p>【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保を意図するなど、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされているが、学生の二極化が進むなど更なる質の確保のための取組が必要である。</p> <p>【第6回調査】 カリキュラム改革を行うなど、一定の取組が行われているが、成績評価の厳格化、学習到達度の明確化等、総じて組織的な取組となっておらず、組織的に改善に取り組むことが必要である。</p> <p>【第7回調査】 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えない。特に、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。</p>			
28	白鷲大学	20	20	25	30	2.00	2.29	1.71	1.58	7	1	2	17.5%	2.5%	5.7%	16.7%	7.7%	0.0%	4.0%	12.5%	●			<p>【第1回調査】 改善のための取組が実施されているものの、入学者選抜の状況などからみれば、競争的環境の下で質の高い学生を確保できるか懸念がある。</p> <p>【第2回調査】 さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p> <p>【第3回調査】 入学者選抜における競争性の確保を意図し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。</p> <p>【第4回調査】 きめ細やかな学修支援が行われている一方で、学修の到達目標の明確化や成績評価の厳格化、より思考力を高めるための教育内容の改善が必要ではないかと思われる。</p> <p>【第5回調査】 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在、入学者の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。</p> <p>【第6回調査】 入学者選抜の厳格化について、一定の取組がなされているが、学生教の確保のために抜本的な改善が必要である。</p> <p>【第7回調査】 定期試験の内容が知識確認にとどまっているなど、成績評価に起因する問題点の改善が不十分であり、組織的な取組が必要である。</p> <p>【第8回調査】 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えない。特に、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的にフォローアップを実施していく。</p>				
29	大聖司法科大学	0	50	70	100	3.36	1.88	1.61	1.56	6	9	12	4.8%	6.4%	10.2%	14.8%	0.0%	1.4%	3.8%	2.8%				<p>【第1回調査】 入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。</p> <p>【第2回調査】 成績評価の厳格化の取組も不十分である。教員間の連携により、学生に学修の到達目標を示しつつ、教育方法や成績評価方法等の改善に取り組む必要がある。</p> <p>【第3回調査】 新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、継続的にフォローアップを実施する必要がある。</p> <p>【第4回調査】 【第5回調査】 桐蔭横浜大学との統合を発表。</p>				

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保												修了者の質の保証												今回(第7回)の調査結果		参 考
		入学定員				競争倍率				(新)司法試験合格者数				(新)司法試験合格率				修了直後の(新)司法試験合格率				実地調査						
		H25 (予定)	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H20	対象 校	対象 校							
35	國學院大學	30	40	40	50	2.05	2.00	1.35	2.09	3	5	6	5.1%	6.9%	7.4%	10.9%	0.0%	8.6%	8.1%	8.5%			●	<p>【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保を意図し、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされ、なお課題であり、その徹底に取り組む必要がある。</p> <p>【第6回調査】 入学者選抜において、入学者の質の確保がなされているか、なお懸念がある。</p> <p>【第7回調査】 入学者選抜における競争性の確保のため、一定の取組がなされているが、更に検討が必要な点もあり、入学者の質の確保について改善の取組を早急に行う必要がある。</p> <p>【第8回調査】 成績評価や授業改善について、これまで各種組織を設置して取り組んできたが、実際には組織的な取組となっておらず、結果として改善が進んでいない。また、学生が到達すべき目標を正確に把握できていないのではないかという点も危惧される。</p> <p>【第9回調査】 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えない。早急に本格的な取組に取り組む必要があることから、当WGとして継続的にフォローアップを実施していく。</p>	<p>【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保を意図するなど、入学者選抜の厳格化についての取組がなされている。</p> <p>【第6回調査】 成績評価の厳格化、学修の到達度の明確化などが不十分で、その徹底に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>【第7回調査】 改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>			
36	駒澤大学	36	45	50	50	2.23	2.40	1.49	2.03	5	2	9	9.8%	2.5%	13.2%	10.4%	5.0%	0.0%	10.0%	4.0%			●	<p>【第5回調査】 ヒアリングの結果によると、入学者選抜における競争性の確保や司法試験合格状況を踏まえた改善に取り組むなど一定の改善に向けた努力がなされているが、現行の取組を継続的に実施し、改善を期することから、当WGとして継続的にフォローアップを実施していく。</p>	<p>【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保を意図するなど、入学者選抜の厳格化についての取組がなされている。</p> <p>【第6回調査】 成績評価の厳格化、学修の到達度の明確化などが不十分で、その徹底に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>【第7回調査】 改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>			
37	上智大学	90	90	100	100	2.46	4.09	3.98	5.44	38	39	40	20.8%	20.2%	19.6%	27.8%	18.7%	18.6%	25.2%	26.9%				<p>【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保を意図するなど、入学者選抜の厳格化についての取組がなされている。</p> <p>【第6回調査】 成績評価の厳格化、学修の到達度の明確化などが不十分で、その徹底に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>【第7回調査】 改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保を意図するなど、入学者選抜の厳格化についての取組がなされている。</p> <p>【第6回調査】 成績評価の厳格化、学修の到達度の明確化などが不十分で、その徹底に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>【第7回調査】 改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>			
38	成蹊大学	45	45	50	50	2.00	2.16	3.43	4.45	16	11	14	16.2%	12.1%	11.8%	20.6%	10.0%	8.5%	9.3%	20.4%				<p>【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保を意図するなど、入学者選抜の厳格化についての取組がなされている。</p> <p>【第6回調査】 成績評価の厳格化、学修の到達度の明確化などが不十分で、その徹底に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>【第7回調査】 改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保を意図するなど、入学者選抜の厳格化についての取組がなされている。</p> <p>【第6回調査】 成績評価の厳格化、学修の到達度の明確化などが不十分で、その徹底に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>【第7回調査】 改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>			
39	専修大学	55	55	60	60	2.00	2.57	2.47	3.55	12	17	19	11.4%	14.4%	19.6%	20.5%	8.9%	8.7%	18.3%	13.5%				<p>【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保を意図するなど、入学者選抜の厳格化についての取組がなされている。</p> <p>【第6回調査】 成績評価の厳格化、学修の到達度の明確化などが不十分で、その徹底に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>【第7回調査】 改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保を意図するなど、入学者選抜の厳格化についての取組がなされている。</p> <p>【第6回調査】 成績評価の厳格化、学修の到達度の明確化などが不十分で、その徹底に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>【第7回調査】 改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>			
40	創価大学	35	35	35	50	2.97	2.65	2.42	3.52	12	12	12	13.0%	14.0%	19.6%	15.8%	19.4%	22.5%	25.0%	12.0%				<p>【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保を意図するなど、入学者選抜の厳格化についての取組がなされている。</p> <p>【第6回調査】 成績評価の厳格化、学修の到達度の明確化などが不十分で、その徹底に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>【第7回調査】 改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>	<p>【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保を意図するなど、入学者選抜の厳格化についての取組がなされている。</p> <p>【第6回調査】 成績評価の厳格化、学修の到達度の明確化などが不十分で、その徹底に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>【第7回調査】 改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。</p>			

No.	入学者の質と競争性の確保										修了者の質の保証										今回(第7回)の調査結果		参 考		
	入学定員					競争倍率					(新)司法試験合格者数					(新)司法試験合格率					修了直後の(新)司法試験合格率			実地調査	
	H25 (予定)	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	対象 校		対象 校	
41	270	270	270	300	300	2.39	2.94	3.94	4.43	202	176	189	162	41.3%	38.2%	43.1%	43.4%	43.5%	43.0%	47.5%	49.8%			●	<p>【第1回調査】 厳格な成績評価が実施されていない科目が一部にみられ、成績評価の在り方に問題がある。個々の教員の成績評価の厳格性が不十分であり、組織的なFD活動や改善への取組がなされていないと評価される。</p> <p>【第2回調査】 また、入学者選抜時の競争性確保に向けた改善も不十分である。さらに、新司法試験についても相当厳格な合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p> <p>【第3回調査】 入学者選抜において、競争性の確保がなされておらず、入学者の質の確保を図るといえる取組がなされておらず、その徹底に組織的に取り組む必要がある。GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、厳格性の担保がなされておらず、教育の在り方の抜本的な見直しにすみややかに取り組む必要がある。組織として、教育の在り方の抜本的な見直しにすみややかに取り組む必要がある。組織として、教育の在り方の抜本的な見直しにすみややかに取り組む必要がある。組織として、教育の在り方の抜本的な見直しにすみややかに取り組む必要がある。組織として、教育の在り方の抜本的な見直しにすみややかに取り組む必要がある。</p> <p>【第5回調査】 入学者選抜において、入学者の質の確保を図るといえる取組がなされておらず、その徹底に組織的に取り組む必要がある。GPA制度の導入等、成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、厳格性の担保がなされておらず、教育の在り方の抜本的な見直しにすみややかに取り組む必要がある。組織として、教育の在り方の抜本的な見直しにすみややかに取り組む必要がある。組織として、教育の在り方の抜本的な見直しにすみややかに取り組む必要がある。組織として、教育の在り方の抜本的な見直しにすみややかに取り組む必要がある。</p>
42	270	270	270	300	300	2.39	2.94	3.94	4.43	202	176	189	162	41.3%	38.2%	43.1%	43.4%	43.5%	43.0%	47.5%	49.8%			●	<p>【第1回調査】 入学者選抜は実質的に機能しておらず、入学者の質が十分確保されていないと評価される。また、教員間の連携による、教員の資質能力の向上や授業内容の質の向上への取組が不十分である。</p> <p>【第2回調査】 さらに、新司法試験についても相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。</p> <p>【第3回調査】 入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に十分でない取組がなされており、その改善に組織的に取り組む必要がある。また、授業内容・方法の改善や、成績評価の厳格化に向けた取組が不十分であり、その改善に組織的に取り組む必要がある。また、授業内容・方法の改善や、成績評価の厳格化に向けた取組が不十分であり、その改善に組織的に取り組む必要がある。また、授業内容・方法の改善や、成績評価の厳格化に向けた取組が不十分であり、その改善に組織的に取り組む必要がある。また、授業内容・方法の改善や、成績評価の厳格化に向けた取組が不十分であり、その改善に組織的に取り組む必要がある。</p> <p>【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に十分でない取組がなされており、その改善に組織的に取り組む必要がある。また、授業内容・方法の改善や、成績評価の厳格化に向けた取組が不十分であり、その改善に組織的に取り組む必要がある。また、授業内容・方法の改善や、成績評価の厳格化に向けた取組が不十分であり、その改善に組織的に取り組む必要がある。また、授業内容・方法の改善や、成績評価の厳格化に向けた取組が不十分であり、その改善に組織的に取り組む必要がある。また、授業内容・方法の改善や、成績評価の厳格化に向けた取組が不十分であり、その改善に組織的に取り組む必要がある。</p>
43	30	30	30	40	50	1.53	1.30	1.35	1.22	5	7	2	3	9.8%	9.9%	3.6%	6.0%	0.0%	4.2%	0.0%	2.6%			●	<p>【第1回調査】 成績評価にバラつきがあり、厳格な成績評価が行われていないか疑問である。教育の在り方(授業内容・方法、カリキュラム等)について問題がないか、組織として真摯に検討し、早急に改善のための抜本的な措置を講ずることが必要である。</p> <p>【第2回調査】 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいないと評価される。また、早急に改善に取り組む必要がある。また、早急に改善に取り組む必要がある。また、早急に改善に取り組む必要がある。また、早急に改善に取り組む必要がある。</p> <p>【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に十分でない取組がなされており、その改善に組織的に取り組む必要がある。また、授業内容・方法の改善や、成績評価の厳格化に向けた取組が不十分であり、その改善に組織的に取り組む必要がある。また、授業内容・方法の改善や、成績評価の厳格化に向けた取組が不十分であり、その改善に組織的に取り組む必要がある。また、授業内容・方法の改善や、成績評価の厳格化に向けた取組が不十分であり、その改善に組織的に取り組む必要がある。また、授業内容・方法の改善や、成績評価の厳格化に向けた取組が不十分であり、その改善に組織的に取り組む必要がある。</p>

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保												修了者の質の保証												今(第7回)の調査結果		参考
		入学定員				競争倍率				(新)司法試験合格者数				(新)司法試験合格率				修了直後の(新)司法試験合格率				ヒアリング調査		実地調査				
		H25 (予定)	H24	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	対象 校	対象 校					
44	東洋大学	40	40	40	40	50	2.19	2.13	2.11	1.98	7	11	7	5	10.8%	12.5%	9.1%	7.1%	9.5%	8.3%	8.8%	5.0%			●	-	【第1回調査】 競争性の確保や司法試験合格状況を踏まえた改善に取り組むなど一定の改善に向けた努力がなされているが、現行の取組を継続的に実施し、改善を期待することから、当WGとして継続的にフォローアップを実施していく。 【第3回調査】 ピアリングの結果によると、入学選抜における競争性の確保や司法試験合格状況を踏まえた改善に取り組むなど一定の改善に向けた努力がなされているが、現行の取組を継続的に実施し、改善を期待することから、当WGとして継続的にフォローアップを実施していく。 【第2回調査】 ピアリングの結果によると、入学選抜における競争性の確保や司法試験合格状況を踏まえた改善に取り組むなど一定の改善に向けた努力がなされているが、現行の取組を継続的に実施し、改善を期待することから、当WGとして継続的にフォローアップを実施していく。 【第1回調査】 競争性の確保や司法試験合格状況を踏まえた改善に取り組むなど一定の改善に向けた努力がなされているが、現行の取組を継続的に実施し、改善を期待することから、当WGとして継続的にフォローアップを実施していく。 【第3回調査】 ピアリングの結果によると、入学選抜における競争性の確保や司法試験合格状況を踏まえた改善に取り組むなど一定の改善に向けた努力がなされているが、現行の取組を継続的に実施し、改善を期待することから、当WGとして継続的にフォローアップを実施していく。 【第2回調査】 ピアリングの結果によると、入学選抜における競争性の確保や司法試験合格状況を踏まえた改善に取り組むなど一定の改善に向けた努力がなされているが、現行の取組を継続的に実施し、改善を期待することから、当WGとして継続的にフォローアップを実施していく。 【第1回調査】 競争性の確保や司法試験合格状況を踏まえた改善に取り組むなど一定の改善に向けた努力がなされているが、現行の取組を継続的に実施し、改善を期待することから、当WGとして継続的にフォローアップを実施していく。	
45	日本大学	80	80	100	100	100	2.00	2.01	1.73	1.84	22	12	21	20	11.9%	6.5%	12.9%	13.1%	6.5%	3.6%	7.3%	10.5%			●		【第1回調査】 入学選抜における競争性の確保を意図し、入学選抜の厳格化について一定の取組がなされているが、適正な入学定員の確保について検討を行う必要がある。 成績評価の改善の取組はなされているものの、依然として教員間でばらつきがあることから、組織的に一層の改善の取組を進める必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、司法試験の合格状況が依然として厳しいことも踏まえ、更に抜本的な改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。 【第3回調査】 入学選抜における競争性の確保を意図し、入学選抜の厳格化について一定の取組がなされているが、適正な入学定員の確保について検討を行う必要がある。 成績評価の改善の取組はなされているものの、依然として教員間でばらつきがあることから、組織的に一層の改善の取組を進める必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、司法試験の合格状況が依然として厳しいことも踏まえ、更に抜本的な改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。 【第2回調査】 入学選抜における競争性の確保を意図し、入学選抜の厳格化について一定の取組がなされているが、適正な入学定員の確保について検討を行う必要がある。 成績評価の改善の取組はなされているものの、依然として教員間でばらつきがあることから、組織的に一層の改善の取組を進める必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、司法試験の合格状況が依然として厳しいことも踏まえ、更に抜本的な改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。 【第1回調査】 入学選抜における競争性の確保を意図し、入学選抜の厳格化について一定の取組がなされているが、適正な入学定員の確保について検討を行う必要がある。 成績評価の改善の取組はなされているものの、依然として教員間でばらつきがあることから、組織的に一層の改善の取組を進める必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、司法試験の合格状況が依然として厳しいことも踏まえ、更に抜本的な改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。	
46	法政大学	80	80	100	100	100	1.75	2.44	2.58	2.55	17	31	24	25	10.5%	16.9%	14.5%	18.1%	3.3%	7.0%	10.6%	15.3%					【第1回調査】 入学選抜における競争性の確保や、厳格な成績評価などの修了者の質の保証などに向けた取組が十分に行われていないにもかかわらず、改善の必要性があることに対する十分な認識がなされていないと思われる。 さらに、新司法試験について相対的な合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されていることについては、一定程度の改善の取組が行っており、入学者の質の確保が実効的なものであると見守る必要がある。 成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、厳格性の担保が十分とはいえず、その徹底を図る必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、更に改善に取り組む必要がある。 【第3回調査】 入学選抜における競争性の確保を意図し、入学選抜の厳格化について一定の取組がなされているが、成績評価の厳格化への取組を継続しているが、成績評価における平常点等の扱いに留意もあり、組織的に検証して改善に取り組む必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。	
47	明治大学	170	170	170	200	200	2.17	3.86	2.17	3.79	82	90	85	96	20.4%	24.0%	25.4%	31.0%	15.7%	23.8%	19.7%	29.3%					【第1回調査】 競争性の確保や、厳格な成績評価などの修了者の質の保証などに向けた取組が十分に行われていないにもかかわらず、改善の必要性があることに対する十分な認識がなされていないと思われる。 さらに、新司法試験について相対的な合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されていることについては、一定程度の改善の取組が行っており、入学者の質の確保が実効的なものであると見守る必要がある。 成績評価の厳格化に一定程度取り組んでいるが、厳格性の担保が十分とはいえず、その徹底を図る必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、更に改善に取り組む必要がある。 【第3回調査】 入学選抜における競争性の確保を意図し、入学選抜の厳格化について一定の取組がなされているが、成績評価の厳格化への取組を継続しているが、成績評価における平常点等の扱いに留意もあり、組織的に検証して改善に取り組む必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。	

No.	入学者の質と競争性の確保										修了者の質の保証										今回(第7回)の調査結果		参 考			
	入学定員					競争倍率					(新)司法試験合格者数					(新)司法試験合格率					修了直後の(新)司法試験合格率			実地調査		
	H25 (予定)	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H20		H19	対象 校	対象 校
48	0	40	60	60	80	2.08	1.46	1.36	1.62	5	5	9	9	4.7%	4.5%	10.3%	11.7%	0.0%	2.0%	6.0%	5.6%			実地調査等における委員の所見 平成25年度より募集停止		【第3回調査】 入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が不十分である。 教員間の連携が不十分ではないかと考えられる。FDの充実等により教員間で認識の共有等を図り、学生に対して学修の到達目標を明示するとともに、成績評価の厳格化に取り組みなど、組織的に改善の取組を行う必要がある。 新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、継続的にフォローアップを実施する必要がある。 【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保を認識し、入学者選抜の厳格化について、一定の取組がなされている。 学修の到達目標を明示するなど、一定の改善は見られるものの、成績評価の厳格化など、組織全体として更なる改善の取組が求められる。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組み必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。
49	65	65	70	70	70	2.01	3.14	3.55	3.76	19	17	24	25	17.0%	13.8%	20.7%	22.3%	7.1%	6.9%	26.8%	21.9%					【第1回調査】 授業方法や定期試験問題について、学修到達度を的確に認識したうえでの改善を行うべき点が見られる。 また、カリキュラムの構成意図が学生側から十分伝わっていないかについて懸念がある。 さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえ、継続的にフォローアップを実施する必要がある。 【第3回調査】 入学者選抜における入学者の質の確保に一定の取組を一定程度行っているが、競争性の確保がなお不十分である。 また、GPA制度の導入等、成績評価や進級・修了認定の厳格化に向けた取組についても、一定程度行っている。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組み必要がある。 【第5回調査】 入学者選抜については、競争性の確保を認識するなど、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。 授業と自学自修のバランスについて組織的に検討することが必要である。 司法試験で求められるレベルにまで教育するという意識をさらに強く持つ必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組み必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。
50	270	270	300	300	300	2.33	2.95	2.99	2.72	155	138	130	124	32.8%	31.9%	32.7%	32.6%	35.7%	37.5%	34.8%	34.4%					入学者選抜については、競争倍率2倍を確保しているものの、適性試験の上位15%の取扱いについて改善されたいとは言い難く、入学者選抜の厳格化に引き続き取り組む必要がある。 修了時に司法試験受験レベルに達する教育がなされるよう学内の意識を高める必要があるが、直近修了者の合格状況が悪い点を回復させる取組を行う必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとはいえないが、司法試験の合格状況が依然として厳しいことも踏まえ、更に根本的な改善に取り組み必要があることから、当WGとして継続的にフォローアップを実施していく。
51	25	35	35	50	50	2.00	1.77	1.85	2.21	7	4	8	4	11.1%	6.6%	15.1%	6.7%	0.0%	4.3%	6.3%	10.0%					【第1回調査】 授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者選抜の改善に向けた取組が十分なされているとはいえない。 さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえ、継続的にフォローアップを実施する必要がある。 【第3回調査】 入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保のための取組が不十分である。 成績評価については、厳格化に実施されているが、一部評価基準が不明確な科目があり、一層厳格化を徹底する必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組み必要がある。 【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保等、入学者選抜の厳格化についての取組が実施されている。 教育内容・方法については、各段階での到達目標を明示して授業を実施するなどの取組が行われているが、成績評価については更に適切なFD活動が必要である。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組み必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。
52	25	30	30	30	30	2.20	1.76	1.13	1.47	6	5	3	7	15.4%	10.9%	5.5%	12.5%	0.0%	12.5%	20.0%	15.4%					【第1回調査】 授業内容や方法の改善に向けた取組は一定程度行われているものの、入学者選抜の改善に向けた取組が十分なされているとはいえない。 さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえ、継続的にフォローアップを実施する必要がある。 【第3回調査】 入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保のための取組が不十分である。 成績評価については、厳格化に実施されているが、一部評価基準が不明確な科目があり、一層厳格化を徹底する必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組み必要がある。 【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保等、入学者選抜の厳格化についての取組が実施されている。 教育内容・方法については、各段階での到達目標を明示して授業を実施するなどの取組が行われているが、成績評価については更に適切なFD活動が必要である。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組み必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。

No.	大学名	入学者の質と競争性の確保												修了者の質の保証												今回(第7回)の調査結果		参考		
		入学定員						競争倍率						(新)同法試験合格者数						(新)同法試験合格率						実地調査				
		H25(予定)	H24	H23	H22	H21		H24	H23	H22	H21		H24	H23	H22	H21		H25	H24	H23	H22	H21		対象校	対象校					
53	桐蔭横浜大学	50	50	60	60	70	2.18	1.27	1.19	1.36		6	6	6	8	6.1%	6.9%	7.2%	12.9%	3.2%	8.2%	2.0%	8.6%		-		●		<p>【第7回調査】 入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が十分である。 成績評価の厳格化や自習の支援に取り組んでいるが、今後も改善の努力の継続が必要である。 【第8回調査】 入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が十分である。 成績評価の厳格化や自習の支援に取り組んでいるが、今後も改善の努力の継続が必要である。 【第9回調査】 入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識及びそのための取組が十分である。 成績評価の厳格化や自習の支援に取り組んでいるが、今後も改善の努力の継続が必要である。</p>	
54	山梨学院大学	30	35	35	40	40	1.64	2.50	2.30	3.33		8	7	14	12	16.3%	15.6%	27.5%	26.1%	8.3%	17.4%	34.6%	27.3%						<p>【第7回調査】 法科大学院として、改善の必要性が正しく認識されていないため、成績上位者による予備校の養成練習を組織的に支援するなど、受け入れた学生を自ら責任を持って教育しようという意識が希薄であり、法科大学院での教育を中心とした教育課程および学修指導体制を再構築する必要がある。 また、入学者選抜での競争性確保についても深刻な状況にあるにもかかわらず適切な方策がとられていないままであり、改善計画自体も全般的に不明確である。 さらに、新司法試験についても厳格化していること踏まえれば、改善が着実に実施されていることは言い難く、特に重点的にフォローアップを実施する必要もある。 【第8回調査】 入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識が不十分であり、他の法科大学院を大きく下回る状況が続いている。 成績上位者に対する特別な学修相談や学修練習への組織的な支援をやるなど、制度の改正が必要である。 【第9回調査】 成績上位者に対して責任を持って取り組む努力が今後必要である。 成績評価については、一定の改善を図らなければならないが、教員間で共通の認識になるまでには至っていないと認められ、さらなる改善の取組の検討・努力が必要である。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えない、早くも改善の取組が厳格に行われる必要がある。 【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識が極めて不十分であり、入学者選抜の在り方について改善方針を早くに検討する必要がある。 インタビューに記載された評価方法と異なる運用を行っている場合等、成績評価について依然として教員間で共通認識となっておらず、それを補正する組織的取組も不十分であり、さらに改善の取組が必要である。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えない、早くも改善の取組が厳格に行われる必要がある。</p>	
55	愛知大学	30	30	30	40	40	2.03	2.04	1.86	2.14		14	8	14	20	37.8%	22.2%	31.8%	48.8%	52.6%	35.0%	25.0%	89.3%							<p>入学者選抜における競争倍率の確保や定員充足状況について重大な懸念があり、従来の取組にとどまらない根本的な改善を図る必要がある。 成績評価に関する教員間の相互の認識により、その評価を見直すなど一定の取組は見られるが、成績評価の厳格性に疑問がある例が見られる。学生に対し、修了時に到達すべき目標を明確に意識させるような教育の改善を組織的に図る必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えない、早くも改善の取組が厳格に行われる必要がある。 【第7回調査】 成績上位者に対して責任を持って取り組む必要がある。 【第8回調査】 成績上位者に対して責任を持って取り組む必要がある。 【第9回調査】 成績上位者に対して責任を持って取り組む必要がある。</p>
56	豊知学院大学	25	25	25	35	35	1.13	1.18	1.35	1.20		2	1	3	4	4.7%	2.4%	8.8%	15.4%	0.0%	0.0%	9.1%	9.4%				●		<p>成績評価については、一定の改善を図らなければならないが、教員間で共通の認識になるまでには至っていないと認められ、さらなる改善の取組の検討・努力が必要である。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えない、早くも改善の取組が厳格に行われる必要がある。 【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識が極めて不十分であり、入学者選抜の在り方について改善方針を早くに検討する必要がある。 インタビューに記載された評価方法と異なる運用を行っている場合等、成績評価について依然として教員間で共通認識となっておらず、それを補正する組織的取組も不十分であり、さらに改善の取組が必要である。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えない、早くも改善の取組が厳格に行われる必要がある。</p>	
57	中京大学	25	25	25	30	30	1.27	2.00	1.44	1.64		8	8	6	6	19.5%	20.5%	14.3%	15.8%	10.5%	16.7%	16.7%	21.1%							<p>成績評価については、一定の改善を図らなければならないが、教員間で共通の認識になるまでには至っていないと認められ、さらなる改善の取組の検討・努力が必要である。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えない、早くも改善の取組が厳格に行われる必要がある。 【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識が極めて不十分であり、入学者選抜の在り方について改善方針を早くに検討する必要がある。 インタビューに記載された評価方法と異なる運用を行っている場合等、成績評価について依然として教員間で共通認識となっておらず、それを補正する組織的取組も不十分であり、さらに改善の取組が必要である。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えない、早くも改善の取組が厳格に行われる必要がある。</p>
58	南山大学	40	40	40	50	50	1.86	1.44	1.55	1.91		12	21	10	18	17.1%	26.3%	15.7%	30.5%	32.1%	31.0%	8.9%	19.1%							<p>成績評価については、一定の改善を図らなければならないが、教員間で共通の認識になるまでには至っていないと認められ、さらなる改善の取組の検討・努力が必要である。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えない、早くも改善の取組が厳格に行われる必要がある。 【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保等、入学者の質の確保に関する認識が極めて不十分であり、入学者選抜の在り方について改善方針を早くに検討する必要がある。 インタビューに記載された評価方法と異なる運用を行っている場合等、成績評価について依然として教員間で共通認識となっておらず、それを補正する組織的取組も不十分であり、さらに改善の取組が必要である。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言えない、早くも改善の取組が厳格に行われる必要がある。</p>

No.	入学者の質と競争性の確保										修了者の質の保証								今回(第7回)の調査結果		参考					
	入学定員					競争倍率					(新)司法試験合格者数				(新)司法試験合格率				修了直後の(新)司法試験合格率			実地調査				
H25(予定)	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	対象校	対象校				
59	名城大学	40	40	40	50	2.13	1.23	1.38	1.55	7	10	7	10	9.1%	15.6%	18.9%	20.0%	18.9%	9.1%	15.6%	16.2%	5.3%	●	●	実地調査等における委員の所見 入学者が減少傾向にある状況が懸念ならば、定員削減を含めた組織見直しを図る必要がある。司法試験合格状況を踏まえた改善の取組として、具体的な改善策が取られておらず、問題意識に欠けている。司法試験合格状況が厳しいことを踏まえ、問題点を整理し、具体的な改善策を示す必要があることから、当WGとして継続的にフォローアップを実施していく。	【第1回調査】成績評価の厳格化など改善の取組が進められているが、すべての教員にそれが徹底されているとは言えない状況にあると思われる。また、それぞれの授業でも到達度を見据えて責任をもって学生を教育するという共通の認識のもとに行われているとはなかなかない。入学希望者の状況からみて、質の確保についても不十分である。さらに、新司法試験について相当に厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップを実施する必要がある。【第3回調査】入学希望者における改善の取組を一定程度行っているが、競争性の確保等、入学者の質の確保に向けた取組がおおまかである。成績評価の厳格化について、一定程度改善の取組が行われているが、厳格性にはなお課題を抱えており、組織全体として徹底する必要がある。学生が修了までに必要な学力を身に付けることができるよう、入学者の質の確保やカリキュラム改革に引き続き取り組む必要がある。【第5回調査】指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題も残っており、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があること
60	京都産業大学	32	40	40	60	2.68	2.00	1.56	1.52	3	3	4	1	0.0%	0.0%	2.0%	5.4%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	●		【第1回調査】競争性の確保を意図し、厳格化を図る一定の取組がなされているが、入学希望者の競争性を確保しつつ、入学定員の充足状況についても改善に努める必要がある。授業内容・方法・方針についても、授業評価アンケートや授業参観などのFD活動を通じて一定程度の改善の取組が行われているが、現時点では成果として現れておらず、より一層改善の取組を促進させる必要がある。【第3回調査】指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、司法試験の合格状況が厳しいことを踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、引き続き改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。	
61	同志社大学	120	120	120	150	2.00	2.01	1.53	1.89	44	65	45	55	15.2%	13.0%	21.0%	19.1%	19.1%	15.2%	13.0%	20.3%	17.9%			【第1回調査】競争性の確保を意図し、厳格化を図る一定の取組がなされているが、入学希望者の競争性を確保しつつ、入学定員の充足状況についても改善に努める必要がある。授業内容・方法・方針についても、授業評価アンケートや授業参観などのFD活動を通じて一定程度の改善の取組が行われているが、現時点では成果として現れておらず、より一層改善の取組を促進させる必要がある。【第3回調査】指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、司法試験の合格状況が厳しいことを踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、引き続き改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。	
62	立命館大学	130	130	150	150	1.82	2.00	1.80	1.92	43	40	47	60	11.3%	13.5%	16.9%	24.7%	16.9%	11.3%	13.5%	15.2%	29.6%			【第1回調査】競争性の確保を意図し、厳格化を図る一定の取組がなされているが、入学希望者の競争性を確保しつつ、入学定員の充足状況についても改善に努める必要がある。授業内容・方法・方針についても、授業評価アンケートや授業参観などのFD活動を通じて一定程度の改善の取組が行われているが、現時点では成果として現れておらず、より一層改善の取組を促進させる必要がある。【第3回調査】指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、司法試験の合格状況が厳しいことを踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、引き続き改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。	
63	龍谷大学	25	25	30	60	2.83	2.18	1.06	1.66	4	5	8	5	0.0%	2.2%	11.4%	10.4%	10.4%	0.0%	2.2%	1.9%	11.4%	●	-	【第1回調査】競争性の確保を意図し、厳格化を図る一定の取組がなされているが、入学希望者の競争性を確保しつつ、入学定員の充足状況についても改善に努める必要がある。授業内容・方法・方針についても、授業評価アンケートや授業参観などのFD活動を通じて一定程度の改善の取組が行われているが、現時点では成果として現れておらず、より一層改善の取組を促進させる必要がある。【第3回調査】指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、司法試験の合格状況が厳しいことを踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、引き続き改善に取り組む必要があることから、当WGとして重点的にフォローアップを実施していく。	

No.	入学者の質と競争性の確保				修了者の質の保証								今回(第7回)の調査結果		参 考										
	入学定員		競争倍率		(新)司法試験合格者数		(新)司法試験合格率		修了直後の(新)司法試験合格率				実地調査	ヒアリング調査											
	H25 (予定)	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21	H24	H23	H22	H21			H20	対象校	対象校							
64	大塚学院大学	30	30	30	45	50	1286	2.09	1.54	1.19	3	2	3	2	5.6%	2.6%	5.5%	5.6%	5.3%	0.0%	3.2%	2.4%	●	実地調査等における委員の所見	【第1回調査】 厳格な成績評価が実施されていない科目が一部みられるなど、成績評価の在り方に重大な問題があるにもかかわらず、対策が講じられていない。 また、学生に対して到達レベルを明確にした教育を行うための組織的な取組もなされていない。 また、入学者選抜状況を踏まえた入学定員見直しなどの入学者の質の確保に関する認識と取組も不十分である。 さらに、新司法試験についても相当厳しい合格状況にあることも踏まえれば、改善が着実に実施されているとは言い難く、重点的にフォローアップが必要である。 【第3回調査】 入学者選抜における入学者の質の確保に向けた取組は一定程度なされている。 成績評価について、依然としてその在り方に問題がある。 学生に対して学修の到達目標を明確にした教育を行っておらず、FDも十分に機能していないため、組織的な改善に向けた取組・意識も欠けている。 【第5回調査】 入学者選抜の厳格化についての取組は一定程度なされている。 学修の到達目標の明示や成績評価については、個々の教員における取組がなされているものの、組織的な取組として改善を進める必要がある。 指摘した事項に対する改善の取組が全体的に進んでいるとは言い難く、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、早急に改善に取り組む必要がある。 【第3回調査】 入学者選抜における競争性の確保を意図し、入学者の質の確保について、一定の取組がなされている。 授業内容・方法等について、継続的に改善されている。 指摘した事項に対する改善の取組が相当なされているが、新司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえれば、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要がある。 【第5回調査】 入学者選抜における競争性の確保を意図し、入学者選抜の厳格化について一定の取組がなされている。 成績分布について、教員間での意識統一が図られているか疑問であり、全体として厳格な成績評価がなされていない。 指摘した事項に対する改善の取組が一定程度なされているが、なお課題もあり、司法試験の合格状況が厳しいことも踏まえ、現在の取組の効果を検証しつつ、更に改善に取り組む必要があることから、当WGとして継続的なフォローアップを実施していく。
65	関西大学	100	100	100	130	130	2,077	2.02	1.67	1.97	22	35	32	35	12.0%	16.7%	14.5%	16.9%	6.6%	11.5%	7.7%	15.5%		ヒアリングの結果によると、直近の司法試験の合格者において一定の成果が見られるが、更なる改善に向けた組織的・具体的な取組が見られない状況であることから、当WGとして継続的にフォローアップを実施していく。	
66	近畿大学	40	40	40	40	60	2,067	1.75	1.46	1.34	9	8	8	9	24.3%	13.8%	14.0%	18.0%	12.5%	17.4%	12.1%	21.2%	●		
67	関西学院大学	100	100	100	125	125	1,877	1.16	1.88	1.59	27	26	37	37	14.5%	14.6%	20.3%	19.4%	11.3%	11.0%	13.5%	19.7%			
68	甲南大学	50	50	50	50	60	2,057	1.66	1.41	1.74	12	18	11	17	15.5%	16.1%	10.0%	18.3%	3.6%	12.8%	7.8%	17.1%			

平成22年9月16日
文 部 科 学 省

法科大学院の組織見直しを促進するための 公的支援の見直しについて

1. 概 要

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の提言を受け、深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するため、公的支援の在り方を見直す。

※ 「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」（文部科学副大臣及び法務副大臣主宰）が平成22年7月6日に取りまとめた検討結果においても、公的支援の見直しを検討すべきとの意見が述べられている。

2. 対 象

公的支援の見直しを行う対象は、下記の2つの指標の両方に該当する法科大学院とする。

（指標1）前年度の入学者選抜における競争倍率（受験者数／合格者数）が2倍未満。

（指標2）前年度までに①、②のいずれかに該当する状況が3年以上継続（例えば、1年目は①のみ該当、2年目は②のみ該当、3年目は①②両方に該当、という場合も含まれる。）。

- ① 新司法試験の合格率（合格者数／修了年度を問わない全受験者数）が全国平均の半分未満。
- ② 直近修了者（新司法試験の直前の3月が含まれる年度に修了した者）のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率（直近修了者の合格者数／直近修了者の受験者数）が全国平均の半分未満。

3. 具体的措置

国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金を減額。
(ただし、最終的な決定は、予算編成の状況に応じて行う。)

【国立大学法人運営費交付金】

法科大学院の設置時に措置した額（但し、学生経費相当分を除く。）を考慮して減額調整。

【私立大学等経常費補助金】

国立大学法人運営費交付金と同程度の額を目安に減額調整。

4. 実施時期

平成24年度予算から対応

【国立大学法人運営費交付金】

平成24年度予算編成での減額査定で対応

【私立大学等経常費補助金】

平成24年度配分で対応

例えば、平成24年度予算に反映させる場合、(指標1)(指標2)は以下のとおりとなる。

- ・ (指標1)には、平成23年度入学者選抜の結果を使用。
- ・ (指標2)には、平成21～23年の各年の新司法試験の結果を使用。

(参考1)

法科大学院における組織見直しの促進方策について

平成22年3月12日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会

1. 現状

- (1) 法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度は、司法制度改革審議会（平成11年7月に内閣の下に設置）が平成13年6月にとりまとめた意見書を踏まえ、法曹人口の拡大や裁判員制度と並ぶ内閣全体として取り組む司法制度改革の大きな柱として、その導入について平成14年3月に司法制度改革推進計画で閣議決定された（司法制度改革に内閣全体で取り組むために平成13年12月に司法制度改革推進本部を設置）。
- (2) 法科大学院の設置については、上記の審議会意見書で、「基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべき」と明記されたことを踏まえ、関係者の自発的創意に基づき、基準を満たしたものを設置認可した。
- (3) また、設置認可後も、開設年度に入学した学生が修了する年度までの設置計画の履行状況や、設置認可時の留意事項への対応状況について、大学設置・学校法人審議会が調査を実施している（設置計画履行状況等調査）。
- (4) さらに、法科大学院に対しては、機関別評価とは別に、文部科学大臣から認証された評価機関（認証評価機関）により、法科大学院の教育研究活動の状況について評価が行われ、認証評価機関が定める評価基準に適合しているか否かの認定（適格認定）が行われている（認証評価）。
- ※ 平成21年3月までに認証評価を受けた法科大学院：68校
（内訳）国立：21校（5校）、公立2校（0校）、私立：45校（17校）→（ ）は不適格
- (5) 本委員会は、これまでの調査などで指摘された問題点を含めて、平成21年4月17日に「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」をとりまとめ、法科大学院教育の改善方策を提言した。
- (6) 本報告の提言に基づき、各法科大学院において、平成22年度の入学定員の見直しなど、改善が進められた。
- ※ 国立大学：1,760人→1,361人（△399人、△22.7%）
私立大学：3,865人→3,423人（△442人、△11.4%）
- ※ 平成22年度以前に削減を実施していない法科大学院19校は、平成23年度の削減を検討中。

(7) また、本報告で、各法科大学院の取組状況を把握し、改善を継続的に促していく組織を本委員会の下に設置することもあわせて提言した。

(8) これに従い、本委員会の下に、法科大学院関係者、法務省参事官、司法研修所教官、弁護士により構成される、ワーキング・グループを設置（平成 21 年 2 月 24 日）し、改善状況調査（平成 21 年 4 月～平成 22 年 1 月）を行い、第 1 回目の調査結果を、平成 22 年 1 月 22 日開催の本委員会で報告した。

① 改善の努力の継続が必要… 12 校（国立 3 校、私立 9 校）

② 大幅な改善が必要… 14 校（国立 3 校、私立 11 校）

2. 法科大学院特別委員会における意見の概要

【公的支援の見直し】

(1) 改善状況調査の結果を踏まえた、本委員会の審議においては、

① 各法科大学院では、本委員会が平成 21 年 4 月に提言した改善方策を踏まえて、教育の改善が進められていること

② その一方で、入学者選抜における競争性や授業内容、成績評価、教育体制に深刻な課題を抱える法科大学院が存在し、それらの法科大学院はほぼ共通して司法試験の合格状況が低迷していること

③ その中には、組織の見直し（統廃合も含む。）の検討に着手していないなど、現状に対して深刻な認識を持っていない法科大学院が見られることなどが指摘された。

※ 平成 21 年 4 月 17 日中教審法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（抜粋）

これまでの司法試験において、合格者が全く又はごく少数しか出ない状況が見られる法科大学院については、その在り方について、抜本的な見直しが必要である。

(2) (1) の状況を踏まえれば、これらの課題を解決されないままに放置することは、法科大学院制度全体の信頼にかかわるため、深刻な課題を抱える法科大学院において、すみやかに抜本的な見直しを実施されることが急務である。

よって、文部科学省は、これらの法科大学院に対する組織の自主的・自律的な見直しを促すために、法科大学院に対する公的支援の在り方について見直しを検討すべきである。

【見直しの観点】

(3) (2) において提言した法科大学院に対する公的支援の在り方を見直しにあたっては、以下の観点から検討を行うべきである。

- ① 法科大学院に対する国立大学法人運営費交付金及び私学助成における支援の在り方について見直すこと
- ② 見直しの対象となる法科大学院は、(1)で指摘したような、深刻な課題を抱える一部の法科大学院に限定すること
- ③ 見直しの対象の選定は、客観的かつ明確な基準に基づいて行うことが望ましく、本委員会の議論を踏まえつつ、文部科学省において基準を策定すべきであること

(4) (3) ③の見直しの対象の選定については、

- ① 授業内容、成績評価、教育体制に深刻な課題が見られること、
- ② 司法試験の合格状況に大きな問題があること、
- ③ 入学者選抜の機能が働いておらず、入学者の質の確保が困難となっていること、

などを考慮して判断することが考えられる。

そのうち、司法試験の合格状況を指標として用いるにあたっては、平成22年司法試験の結果を反映して見直しを実施できるよう、すみやかに検討に着手する必要があるが、一方で、過度に高い指標により、すべての法科大学院を司法試験の合格率競争に巻き込み、法科大学院制度を歪めることのないよう配慮する観点から、合格状況に極めて大きな問題が続いている法科大学院に限定するべきである。

【関係機関における見直し等】

(5) 関係機関においても、派遣教員などの公的支援の在り方について、早急に見直しを検討することが期待される。

(6) 今回の措置の導入にあたっては、法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を踏まえた法科大学院教育と司法試験との連携をより確実なものにすることが求められる。

現在、文部科学省及び法務省において実施されている「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」における、法曹養成全体の在り方の検証に係る議論なども踏まえ、本委員会及び文部科学省において引き続き取り組んでいくことが必要である。

(参考2)

法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果(取りまとめ)

(平成22年7月6日)

(財政支援見直し関係部分の抜粋)

第3 法科大学院教育の問題点等と改善方策の選択肢について

2 問題点・論点及び改善方策の選択肢

(3) 法科大学院の入学定員の削減

ウ 教育内容や教育体制に多くの課題を抱えているにもかかわらず、改善が進んでいない法科大学院に対して、統廃合を含む組織見直しを促す必要があることについては異論はなかった…(中略)…

また、法科大学院の統廃合を含む組織見直しを実効的に促進するために、認証評価を活用すべきであるとの指摘や、平成22年3月に法科大学院特別委員会が提言したとおり、新司法試験の合格実績を十分に挙げていない法科大学院について財政的支援の見直し(国立大学法人運営費交付金・私学助成金を削減すること)や人的支援の中止(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(以下「派遣法」という。)に基づく裁判官及び検察官の教員としての派遣要請に応じないこと)といった措置を検討すべきであるとの意見があった。

平成24年9月7日
文 部 科 学 省

法科大学院の組織見直しを促進するための 公的支援の更なる見直しについて

1. 概 要

法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて、平成24年7月の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の提言を受け、深刻な課題を抱える法科大学院について、自主的・自律的な組織見直しを更に促進する観点から、現行の公的支援の見直しの改善として、新たに「入学定員の充足率」を指標として追加する等の措置を講じることとする。

2. 対 象

- (1) 公的支援の見直しを行う対象は、下記の指標1及び指標2の両方に該当する法科大学院とする。
- (2) これに加えて、新たに指標3を追加し、指標1及び指標3の両方に該当する法科大学院、指標2及び指標3の両方に該当する法科大学院も公的支援の見直しを行う対象とする。
- (3) また、単独の指標にのみ該当する法科大学院であっても、下記の指標i、指標ii及び指標iiiに示すとおり、当該指標の値が著しく低い場合は、公的支援の見直しを行う対象とする。

【上記2. (1) (2) に関する指標】

(指標1) 前年度の入学者選抜における競争倍率 (受験者数/合格者数) が2倍未満

(指標2) 前年度までに①、②のいずれかに該当する状況が3年以上継続

(例えば、1年目は①のみ該当、2年目は②のみ該当、3年目は①②両方に該当、という場合も含まれる。)

① 新司法試験の合格率 (合格者数/修了年度を問わない全受験者数) が全国平均の半分未満

② 直近修了者 (新司法試験の直前の3月が含まれる年度に修了した者) のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率 (直近修了者の合格者数/直近修了者の受験者数) が全国平均の半分未満

(指標3) 前年度までに入学定員の充足率 (実入学者数/入学定員) 50%未満の状況が2年以上継続

【上記2. (3)において、著しく低いとされる場合の指標】

(指標 i) 前年度までに入学者選抜における競争倍率2倍未満の状況が2年以上継続

(指標 ii) 指標2に該当し、かつ、前年度において①、②のいずれかに該当

① 新司法試験の合格率が全国平均の1/4未満

② 直近修了者のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満、かつ直近修了者の合格率が全国平均の1/4未満

(指標 iii) 指標3に該当し、かつ、前年度の入学定員の充足率が25%未満

※1 なお、ある年度の入学者選抜における競争倍率が2倍未満の場合、当該年度の入学定員の充足率が50%以上であっても、50%未満とみなすものとする。

3. 具体的措置

国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金を減額。
(ただし、最終的な決定は、予算編成の状況に応じて行う。)

【国立大学法人運営費交付金】

法科大学院の設置時に措置した額（但し、学生経費相当分を除く。）を考慮して減額調整。

【私立大学等経常費補助金】

国立大学法人運営費交付金と同程度の額を目安に減額調整。

※2 ただし、指標2及び指標3に該当するが、指標1には該当しない法科大学院における見直し額は、上記減額分の1/2とする。

※3 また、指標1及び指標3に該当するが、指標2には該当しない法科大学院における見直し額は、上記減額分の1/4とする。

※4 さらに、単独の指標にのみ該当するが、2. (3)の対象となる法科大学院における見直し額は、上記減額分の1/8とする。

4. 実施時期

平成26年度予算から対応

【国立大学法人運営費交付金】

平成26年度予算編成での減額査定で対応

【私立大学等経常費補助金】

平成26年度配分で対応

例えば、平成26年度予算に反映させる場合、（指標1）（指標2）（指標3）は以下のとおりとなる。

- ・（指標1）には、平成25年度入学者選抜の結果を使用。
- ・（指標2）には、平成23～25年の各年の新司法試験の結果を使用。
- ・（指標3）には、平成24、25年度の各年度の入学定員の充足率を使用。

また、（指標i）（指標ii）（指標iii）については、以下のとおりとなる。

- ・（指標i）には、平成24、25年度の各年度の入学者選抜の結果を使用。
- ・（指標ii）には、平成23～25年の各年の新司法試験の結果を使用。
- ・（指標iii）には、平成24、25年度の各年度の入学定員の充足率を使用。

※5 ただし、指標3及び指標iiiについては、平成26年度予算の見直しに限り、以下の特例を設けることとする。

- ・ 基本的には、平成24、25年度の入学定員の充足率に基づき判定する。
- ・ ただし、このうち、平成25年度の入学定員の充足率を算出する際の入学定員については、平成25年6月末までに、平成26年度の入学定員の見直しを行い、文部科学省に報告した場合に限り、平成26年度の入学定員の数値を用いることができることとする。

（なお、平成27年度予算の見直しにおいて、平成25年度の入学定員の充足率を算出する際には、原則どおり平成25年度の入学定員の数値を用いることとする。）

(参考)

法科大学院における組織見直しの更なる促進方策について

平成24年7月19日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会

1. 現状の取組について

- (1) 本特別委員会では、課題を抱える法科大学院に対する組織の自主的・自律的な見直しを促す観点から、平成22年3月に「法科大学院における組織見直しの促進方策について」をとりまとめ、文部科学省は、課題を抱える法科大学院に対する組織の自主的・自律的な見直しを促すために、法科大学院に対する公的支援の在り方について見直しを検討すべきとの考え方を示した。
- (2) 文部科学省においては、これらの考え方を踏まえ、課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するため、公的支援の見直しを行う旨を平成22年9月に発表した。
- (3) 具体的には、平成24年度予算より、入学者選抜における競争倍率及び司法試験合格率等の二つを指標として国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金の減額を行うこととし、平成24年度予算においては6校の法科大学院が公的支援見直しの対象となっている。
(なお、平成24年7月現在において、5校の法科大学院において学生の募集停止を実施、又は停止することを表明している。)

2. 法科大学院特別委員会における意見の概要

【公的支援の更なる見直しの必要性】

- (1) 今般の司法制度改革では、司法試験において、受験技術偏重の傾向が受験者の間に顕著になってきたこと等の問題点が認められたことから、点のみによる選抜ではなく、プロセスとしての法曹養成制度を新たに整備し、その中核的機関として法科大学院を創設することとした。
- (2) 具体的には、司法試験の年間合格者数3,000人を目標として明示した上で、法科大学院は、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう、法曹養成に特化した実践的かつ体系的な教育を行うべきものとされた。また、法科大学院の創設目的および果たすべき役割に鑑み、司法試験の受験資格は、原則として法科大学院修了生に限定されることとなった。

- (3) 現在、法科大学院修了生の司法試験の合格状況については、高い合格率を維持し、当初期待された目的や役割に応じている法科大学院がある一方で、一部の深刻な課題を抱える法科大学院では、司法試験合格率が極端に低い状態が続いており、このような状況が推移し続けると、法科大学院が多様かつ優秀な人材を惹きつける力を失い、ひいては法科大学院を中核とする法曹養成制度全体に対する信頼を揺るがしかねない状況にある。
- (4) こうした法科大学院制度を取り巻く厳しい現状を踏まえれば、深刻な課題を抱える法科大学院に対して、自主的・自律的な組織見直しを更に促進することが喫緊の課題と言える。

【更なる見直しの観点】

- (1) 現行の公的支援の見直しについては、各法科大学院において組織見直しの促進や入学者選抜における競争倍率の改善が図られるなど一定の成果が見られ、例えば、入学者選抜における競争倍率が2倍未満であった法科大学院は、平成22年度は40校、平成23年度は19校、平成24年度は13校と年々減少しており、その状況は着実に改善されてきている。
- (2) しかしその一方で、深刻な課題を抱える法科大学院において、入学定員と実入学者数の乖離が大きくなるという状況が見られる。具体的には、入学定員充足率が50%未満である法科大学院は、平成22年度は12校、平成23年度は21校、平成24年度は35校と年々厳しい状況となっている。
- (3) このような状況を改善するため、文部科学省においては、各法科大学院への入学者選抜における競争倍率及び司法試験合格率等の二つの指標に加え、現在の入学定員と実入学者数が大きく乖離する実態を是正する観点から、法科大学院の入学定員の充足状況を新たな指標として追加する措置を講じる必要がある。
- (4) この新たな指標の導入をきっかけに、実際の入学者数が定員より大幅に下回っている法科大学院においては、その理由を分析し、質の高い教育を提供できる体制となるよう、入学定員の削減を含めた組織見直しに直ちにに取り組むことが期待される。

【新たな指標の導入にあたっての留意点】

- (1) 新たな指標の導入の際には、入学定員の充足状況を指標に追加する場合に、課題を抱える法科大学院において競争倍率の確保も同時に図られるよう、指標の組み合わせ方などに工夫が必要である。
- (2) また、入学定員充足率には歩留りが関係するため、大学が予期できない大幅な変動が起りうることに配慮する必要がある。
- (3) 更に、既に平成25年度入学者選抜の学生募集を開始している法科大学院があることに鑑み、新たな指標の導入にあっては、平成25年度入学者選抜における混乱を招かないよう配慮が必要である。

○ 高等教育段階における教育費負担の軽減の現状

1 授業料等減免措置

【国立大学】

	平成23年度予算	平成23年度 補正予算 (第1号)	平成23年度 補正予算 (第3号)	平成24年度予算 ※復旧・復興枠を含む
予算額	225億円 (29億円増)	8億円	10億円	268億円 (43億円増) ①254億円 ②14億円
対象	学部・修士：7.3% 博士：12.5% 約4.2万人	被災学生 約0.3万人		学部・修士：8.3% 博士：12.5% 約5.0万人 (うち被災学生分：約0.2万人)

	平成25年度予算 ※復旧・復興枠を含む
予算額	291億円 (23億円増) ①280億円 ②11億円
対象	学部・修士：9.3% 博士：12.5% 約5.4万人 (うち被災学生分：約0.2万人)

- ※ ①意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう必要な経費を支援。
予算額は、対象人数に授業料標準額を乗じて積算。
- ②東日本大震災により被災した学生の修学機会を確保するために必要な経費を支援。
復興特別会計。

【私立大学】

	平成23年度予算	平成23年度 補正予算 (第1号)	平成23年度 補正予算 (第3号)	平成24年度予算
予算額	49億円 (9億円増) ※①	34億円 ※②	14億円 ※②	119億円 ※ ①58億円 ②61億円
対象	学生数の約1.6% (約3.3万人)	被災学生 約1.2万人		約5.4万人 (うち被災学生分：約1.9万人)

	平成25年度予算
予算額	120億円 (1億円増) ※ ①70億円 ②50億円
対象	約5.9万人 (うち被災学生分：約1.6万人)

- ※ ①授業料減免等の1/2を補助、学生の経済的支援体制の構築への支援3億円を含む
 ②東日本大震災による被災学生に対して、授業料減免等の2/3を補助。復興特別会計。
 ※ 対象者数・予算額は、実績を基にした見込みに基づき設定。
 参考：平成23年度実績 ①1人当たり約15.7万円を補助 ②1人当たり約31.8万円を補助

【公立大学】

公立大学(公立大学法人)への国の授業料等減免に関する措置は、平成24年度の交付税算定において、授業料収入の11.5%を授業料減免等に係る欠損分として考慮している。

(参考)

	平成23年度	うち震災関連
実績額	35.9億円	4.9億円
対象 (実績)	学生数の7.2%(約1.0万人) 学部：6.6%、大学院：11.2% 短大：7.7%	被災学生 約0.1万人

日本学生支援機構 奨学金事業の充実

教育の機会均等や人材育成の観点から、経済的理由により修学に困難がある学生等を支援するとともに、意欲と能力のある学生等が経済的にも自立し、安心して勉学に励めるよう、奨学金事業の充実を図る。

平成25年度予算 事業費総額：1兆1,982億円（719億円増）
貸与人員：144万3千人（8万8千人増）

◇ 無利子奨学金 42万6千人（2万7千人増）※1
◇ 有利子奨学金 101万7千人（6万1千人増）※2

※1 新規増 1万3千人（うち被災者枠4千4百人）、
前年度までの貸与分の進級に伴う増 1万4千人
※2 前年度までの貸与分の進級に伴う増のみ

特に、無利子奨学金の貸与基準を満たしながら貸与を受けられない者の
解消に向けた拡充に重点化。

【貸与月額】（大学院修士課程）

無利子奨学金	5・8・8万円から学生が選択
有利子奨学金	5・8・10・13・15万円から学生が選択

- ※1 無利子奨学金と有利子奨学金の併用貸与も可能。
- ※2 法科大学院においては、有利子奨学金15万円を選択した場合に限り、4万円又は7万円の増額が可能。
- ※3 有利子奨学金の貸与利率
上限3%（ただし、在学中は無利子）。
利率見直し方式（5年ごと）か利率固定方式を学生が選択。

中央教育審議会 大学分科会 法科大学院特別委員会 『法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について』の概要

【これまでの取組】

平成21年の特別委員会報告において示された、①入学者の質の確保、②修了者の質の保証、③教育体制の充実、④質を重視した評価システムの構築に関する改善方策について、文部科学省及び各法科大学院が取り組んだ結果、これまで入学定員の適正化や厳格な成績評価・修了認定の徹底など、一定の成果をあげてきたところ

【現状と主な課題】

- ・法科大学院の入学者数は、入学定員の適正化等により、ピーク時と比べて4割以上の減。
- ・標準修業年限修了率は、厳格な成績評価等により、約7割に。
- ・司法試験合格状況は、政府目標年間3,000人に達成せず2,000人をやや上回る数で推移する一方、受験者数が増加した結果、各年の合格率は低下傾向

課題① 法科大学院間の差の拡大

- 司法試験合格率(累積)に大きな差が存在
 - ・指標を超える大学の平均は約50%
 - ・指標を下回る大学の平均は約15%
 - (※指標＝平均合格率の半分を仮指標に設定)
- 競争倍率が2倍未満の法科大学院が13校存在

課題② 法学未修者と法学既修者間における差の拡大

- 標準修業年限修了率は、法学既修者と法学未修者で差が拡大(既修者約9割、未修者約6割)
- 司法試験の累積合格率は、既修者は6～7割程度、未修者は3～4割程度。(ただし、未修者の合格者数は増加)

政府全体における制度の在り方に関する検討を
待たずに対応できる実施上の課題について
改善方策の速やかな検討・実施が必要

【今後の改善方策】

1. 法科大学院教育の成果の積極的な発信

- 法科大学院の教育の成果を広く社会に発信する取組を促進
- 法科大学院修了者が広く社会で活躍できるよう支援するため、進路状況の正確な把握、就職支援の充実の方策を推進

2. 課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速

- 課題を抱える法科大学院へのフォローアップ等の対応を強化
- 法科大学院への公的支援について、入学定員の充足状況を新たな指標とするなど更なる見直しを実施
- 組織改革の加速が促進されるよう、組織見直しのモデル及びその推進方策を提示

3. 法学未修者教育の充実

- 法学未修者教育に関する優れた取組の共有化を促進
- 効果的な授業等の教育手法の確立や入学前の教材開発など、法学未修者教育の充実方策を検討するための新たなWGを設置

4. 法科大学院教育の質の改善等の促進

- 適性試験の内容等の検証など入学者選抜の改善を推進
- 教員の資質能力向上の取組の充実、実務家教員の配置割合や適正なクラス規模の検討など質の高い教育環境を確保
- 認証評価結果の積極的な活用を通じた法科大学院教育の改善を促進
- 司法修習終了直後の法曹有資格者に対する支援など法科大学院による継続教育への積極的な取組を促進

法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について
(提言)

平成24年7月19日

中央教育審議会大学分科会

法科大学院特別委員会

目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- I これまでの改善状況と主な課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- II 今後の見直しに関する基本的な考え方・・・・・・・・・・ 10

- III 今後検討すべき改善方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

- IV 今後の政府における検討に期待すること・・・・・・・・・・ 20

はじめに

1. 我が国の法曹養成制度は、旧司法試験における競争の激化により、受験者の受験技術優先の傾向が顕著となるなど法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼす事態に至った反省を踏まえ、司法制度改革の理念に基づき、いわゆる「点のみによる選抜」から「プロセスとしての養成」へ大きく転換することとなり、その中核的機関として法科大学院制度が平成16年度に創設されて以降、本年度で9年目を迎えている。
2. この間、法科大学院は7期にわたり、法曹をはじめとして民間企業や公務部門など、社会の様々な分野に修了者を送り出している。特に、法曹資格を取得した者は一万人以上となっており、現在では、弁護士の全登録数のうち約四分の一を法科大学院修了者が占めるに至っている。
3. これら法科大学院修了者については、法曹関係者のみならず広く法律実務に携わる関係者から、自発的・積極的な学修意欲が高い、判例や文献等の法情報調査能力が高い、法律家として求められる文書作成能力が相当程度習得されている、コミュニケーション能力に優れているなど、法科大学院の教育課程を通じて高い能力を習得しているとの評価を受けており、新たな法曹養成制度が目指した質・量ともに充実した法曹を育てるという理念が実現しつつある。
4. 法科大学院では、法理論と実務との架橋を強く意識した教育が、少人数のクラス編成を基本とし、双方向的・多方向的で密度の濃い授業を通じて実践されるなど、従前の大講義型を中心とした教育から変化を遂げており、大学改革の先導的なモデルとしての意義も大きい。
5. この法科大学院の教育については、「法曹の養成に関するフォーラム」の関係者ヒアリングの中でも、①多角的な側面から一つの事象を検討することで法的能力を涵養すること、②双方向で議論することや、自分の議論の筋道を立てて相手を説得すること、③多人数の前でプレゼンテーションすること、④リーガル・クリニック等を通じて実務的な体験をすること、⑤一部の法科大学院では英語による授業や交換留学制度を通じて国際化対応能力を涵養すること等が行われ、また、⑥多様なバックグラウンドを持つ学生から様々な経験を学ぶ機会にもなっているとの指摘や、利害特定能力・利害調整能力・論理的説得能力という社会のあらゆる場面で機能する価値の高い能力を学ぶ場となっているとの指摘も受けている。
6. しかし、その一方、一部の法科大学院で教育の実施状況等に問題点が生じていた

ことから、本特別委員会では、平成21年4月「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という）を取りまとめ、法科大学院の教育の質の向上を図るため、総合的な改善方策を提言したところである。

7. この提言に基づき、これまで、各法科大学院においては教育の改善に向けた取組を進めており、相当数の法科大学院で成果をあげているところである。

しかしながら、こうした改善が進められているにもかかわらず、司法試験合格者数が、政府目標とされた年間3,000人を大きく下回っていること、また、法曹有資格者の就職の道が期待通りに開かれておらず、特に弁護士としての就職が厳しい状況にあることなどを背景に、法科大学院への志願者数の減少が続くとともに、一部の法科大学院において十分な成果があげられず、司法試験の合格状況をはじめ、法科大学院間の差が拡大しつつあるといった課題が深刻化しているなど、法科大学院を中核とした法曹養成制度全体は、これまでも増して厳しい環境に置かれていると言わざるを得ない。

以上のような実態が、法科大学院制度全体に対する社会的信頼の確立の障害となっていることは否定しがたいところであり、法科大学院制度全体を早期に安定させるため、これらの課題への対応が必要である。

8. また、法科大学院は、多様なバックグラウンドを持つ者を受入れ、法曹として養成するという司法制度改革の目指す理念を踏まえて制度設計されているが、現状では、社会人や非法学部出身者の入学者数は減少傾向にあり、また、標準修業年限修了率や司法試験合格率でも法学既修者と法学未修者との差が大きく、かつ、この差は次第に拡がりつつある。

このように、法学未修者についてはその受入れ体制とともに、教育課程や教育方法の在り方の問題が顕在化してきており、速やかな対応が迫られていると言える。

9. このため、本特別委員会は、改めて法科大学院が置かれている現状と課題を確認し、法科大学院教育の優れた点は評価し、それを更に伸ばす一方で、現在、法科大学院制度が抱えている課題の解決に向けた迅速な取組を推進することを通じて、司法制度改革の理念を踏まえた法曹養成制度が適切に機能することを図るため、法科大学院教育の更なる見直しの方向性及び具体的な改善方策について提言することとする。

10. 本特別委員会としては、各法科大学院に対して、法曹養成の中核的機関としての役割を適切に果たすべく、教育の質の更なる向上に向けた改善方策に速やかに取り組むことを、また、文部科学省に対して、本提言を踏まえた実効性のある施策を迅速かつ計画的に立案し、実行に移すことを強く期待する。

I これまでの改善状況と主な課題

1. 特別委員会報告に基づくこれまでの改善状況

- 入学者の質の確保
 - ・各法科大学院が、教育の質の向上を図るため入学定員の適正化を実施した結果、入学定員はピーク時より約2割の減となった。
 - ・質の高い入学者を確保するため、競争倍率（受験者数／合格者数）の確保を促した結果、実入学者数はピーク時より4割以上の減となった。
- 修了者の質の確保
 - ・法学未修者の教育を充実するため、1年次の法律基本科目の単位数を増加させることができるよう省令を改正し、50校が単位数を増加させた。
 - ・修了者の質の確保のため、各法科大学院が成績・進級判定を厳格化した結果、標準修業年限修了者の割合が約7割まで低下した。
- 教育体制の見直しの推進
 - ・深刻な課題を抱える法科大学院において、自主的・自律的な組織見直しを促進するため、公的支援の見直しを実施した。
 - ・教育体制の見直しにより、現在までのところ、法科大学院5校が学生の募集停止を実施又は表明した。
- 質を重視した評価システムの構築
 - ・修了者の進路等の評価項目への追加、重点評価項目の設定など認証評価基準・方法の改善のための省令改正を実施した。
 - ・各法科大学院の教育の改善状況について調査を実施し、結果を公表した。

平成21年の特別委員会報告において、入学者の質と多様性の確保、修了者の質の保証、教育体制の充実、質を重視した評価システムの構築に向けた改善方策について提言を行った。

文部科学省及び各法科大学院においては、この特別委員会報告の提言に基づき、次に掲げる取組を実施しているところである。

〈入学者の質の確保〉

各法科大学院において、教育の質の向上を図るため、入学定員の適正化に取り組んだ結果、入学定員は、ピーク時の平成19年度の5,825人から、平成24年度は4,484人と、約2割の縮減となっている。

法科大学院の入学者選抜において選抜機能を十分に働かせ、質の高い入学者を確保するため、文部科学省では、入学者選抜における競争倍率（受験者数／合格者数）2倍の確保を徹底するよう促してきた。その結果、入学者選抜において競争倍率2倍を確保できなかった法科大学院は、平成22年度に40校あったものが、平成24年度には

13校まで減少するとともに、入学者の質の確保に向けた取組などの結果、実入学者数は、ピーク時の平成18年度の5,784人から、平成24年度は3,150人と、4割以上の縮減となっている。

適性試験についても、特別委員会報告において、適性試験の統一的な入学最低基準点の設定に係る考え方が示された。これについては、更に本特別委員会において検討を行い、入学後の学修状況や司法試験合格状況等を考慮し、入学最低基準点を総受験者の下位から15%を基本として各法科大学院が設定すること、及び法科大学院の募集要項等に明示することの必要性を明らかにしたところである。

なお、多様性の確保に関しては、後記「2. 入学者及び修了者の状況」のとおりである。

〈修了者の質の確保〉

法科大学院修了者の質の確保の観点から、特別委員会報告では、共通的な到達目標の設定を提言した。これを受けて、平成22年9月、法曹三者を含めた学識経験者等により、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力等の到達目標モデルが作成され、全法科大学院及び関係機関に対して提示された。現在、各法科大学院では、このモデルを踏まえ具体的な到達目標を設定するとともにカリキュラムの改善に向けた取組を推進しているところである。

また、法学未修者教育の一層の充実を目指して、文部科学省においては、法学未修者1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、各法科大学院が法律基本科目の単位数を最大6単位まで増加させて1年次に配当することを可能とする省令改正を行った。この改正により、平成23年度現在、50校において1年次の法律基本科目の配当科目数が増加されるなど、法学未修者の教育の充実が図られているところである。

さらに、法科大学院における厳格な成績評価・修了認定の徹底を促した結果、進級制を導入する大学が、平成18年度の56校から、平成23年度には70校まで増加するなど取組が進むとともに、平成18年度に修了した者のうち標準修業年限で修了したものが80.6%を占めていたところ、平成23年度に標準修業年限を迎えた修了者では68.7%まで低下してきている。

〈教育体制の見直しの推進〉

法科大学院の教育体制の充実、見直しについては、特別委員会報告とともに、その後本特別委員会で行われた更なる議論を踏まえ、平成22年9月、文部科学省において、深刻な課題を抱える法科大学院における自主的・自律的な組織見直しを促進するため、入学者選抜の競争倍率や司法試験合格率等を指標として、国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の減額を行う公的支援の見直しを発表し、平成24年度予

算より実施している（平成24年度予算での見直し対象となった法科大学院は6校）。

なお、現在までのところ、教育体制の見直しにより、5校の法科大学院が学生の募集停止を実施又は停止することを表明している状況である。

〈質を重視した評価システムの構築〉

特別委員会報告では、法科大学院がその役割を十分果たしているかを評価できるよう、認証評価における評価基準・方法を改善すべき旨の提言を行った。

文部科学省においては、この提言を受けて、平成22年3月、①評価項目の改善として、新司法試験の合格状況を含む修了者の進路に関する事項を新たな評価項目として追加するとともに、②評価方法の改善として、法曹養成の基本理念を踏まえ、特に重要と判断した項目の評価結果を勘案しつつ、総合的に評価するなど、適切な適格認定を行うことができる評価方法となるよう、関係省令を改正し、各認証評価機関もこの省令改正を踏まえ、自らの評価基準等を改めたところである。

現在、これら改正された認証評価基準や適格認定の方法に基づく2巡目の認証評価が、平成23年度から開始されているところである。

また、本特別委員会においても、特別委員会報告の取組状況を各法科大学院に確認するため、平成22年1月から、5回に及ぶ改善状況調査を実施してきており、個別の法科大学院における課題を指摘・公表するなどしてその改善を強力に促しているところである。

2. 入学者及び修了者の状況

- 法科大学院の入学者数は、平成 18 年度以降減少傾向にあり、特に法学未修者の減少数が大きい。
- 標準修業年限修了率は、初期と比べ、法学既修者はほぼ同程度であるのに対し、法学未修者では大きく低下している。
- 司法試験合格状況については、平成 22 年頃までに合格者数を年間 3,000 人とするという政府目標（閣議決定）が達成されず、平成 20 年以降 2,000 人をやや上回る数で推移している。一方、受験者数は増加している結果、単年の司法試験合格率は年々低下している。
- 司法試験の累積合格率（全合格者数／全修了者数）は、法学既修者では 6～7 割程度であるが、法学未修者では 3～4 割程度である。

〈法科大学院の入学者数と修了の状況について〉

法科大学院の入学者数は、初年度の平成 16 年度が 5,767 人（うち法学既修者 2,350 人／法学未修者 3,417 人）であり、平成 18 年度には 5,784 人と最多となった。その後、各法科大学院が入学定員の削減や厳格な入学者選抜といった取組を行った結果、入学者数は絞られており、平成 24 年度は 3,150 人（うち法学既修者 1,825 人／法学未修者 1,325 人）となってきている。中でも法学既修者に比べ法学未修者の減少の幅が著しく大きくなっている。

また、法科大学院の標準修業年限修了率は、平成 16 年度入学者では法学既修者 92.6％／法学未修者 75.1％であったが、平成 21 年度入学者では法学既修者 89.6％／法学未修者 56.8％となっており、法学既修者においてはそれほど変化がないのに対し、法学未修者においては大きく低下している。

〈司法試験合格状況（各年）〉

司法試験合格者数については、平成 14 年に閣議決定された司法制度改革推進計画において「平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを目指す」とされている。しかし、その合格者数は平成 20 年までは順調に増加したものの、その後は 2,000 人をやや上回る数の合格者数で推移しており、現在に至るまで年間 3,000 人の政府目標は達成されていない。

このため、司法試験の各年の合格率は、法科大学院修了者が初めて受験した平成 18 年に 48.3％となって以降、毎年修了者が新たに加わることによる受験者数の増加に伴い、年々低下しており、直近の平成 23 年では 23.5％（法学既修者 35.4％、法学未修者 16.2％）となっている。なお、近時、各法科大学院においては、教育の質の向上のため入学定員の縮減、入学者選抜における競争倍率の確保、成績評価・修了認定の厳格化等を進めてきており、既に毎年修了者数も減少に転じていることからすると、仮に近年と同程度の合格者数で推移するとすれば、上記のような司法試験合格率の低

下に歯止めがかかるものと見込まれる。

〈司法試験合格状況（累積）〉

これまでの法科大学院の全修了者数（平成17年度～22年度の累積修了者数：25,825人）に対する司法試験の累積合格者数（計11,105人）の割合は43.0%である。

年度ごとの修了者別に見た場合、既に法科大学院修了後5年が経過した平成17年度及び18年度の修了者についての最終的な累積合格率は、平成17年度修了者にあっては69.8%、平成18年度修了者にあっては49.5%という結果になっている。

平成17年度の修了者は法学既修者のみであったが、法学既修者及び法学未修者の両者がはじめて修了した平成18年度修了者のそれぞれの累積合格率を見ると、法学既修者は前年と同様6割を超えて63.4%、法学未修者は39.5%である。

法科大学院修了後に3年以上5年未満を経過した平成19年度及び20年度修了者についても、なお受験機会を残す者もいる段階ではあるものの、上記と同様の傾向が認められ、法学既修者の合格率は6割を超えているのに対し、法学未修者の合格率は3割程度に留まっている。

3. 主な課題

- ① 法科大学院間における差の拡大
 - 法科大学院間で司法試験合格状況に大きな差が生じている。
 - 入学者選抜の競争倍率が2倍に満たない法科大学院も未だ存在している。
- ② 法学未修者と法学既修者間における差の拡大
 - 標準修業年限での修了率において、両者の間で差があり、かつ、その差が拡大してきている。
 - 司法試験の合格率において、両者の間で相当な差が生じている。もっとも、法学未修者の司法試験合格者数は増加している。

〈法科大学院間における差の拡大〉

各法科大学院の司法試験の合格状況について、公的支援の見直し指標でもある全国平均の半分未満の合格率を仮の指標として、単年度の合格率で比較してみると、指標に達しない法科大学院は平成19年司法試験では17校であったのに対し、平成23年司法試験では32校に増加している。また累積合格率で比較してみると、全体では43.0%であり、指標を上回る法科大学院の累積合格率が50.7%であるのに対し、指標に達しない法科大学院の累積合格率は15.5%に留まっている。また、入学者選抜における競争倍率を見ても、平成24年度入学者選抜の実績で、競争倍率2倍に満たない法科大学院が13校存在している。

このように、法科大学院の出口においても入口においても、法科大学院の間に大きな差が生じており、このうち、特に課題を抱える法科大学院に対する対応が必要と考えられる。

〈法学未修者と法学既修者間における差の拡大〉

新たな法曹養成制度の理念では、法科大学院入学者における多様性の確保が重視され、そのことを念頭に法科大学院の教育課程は基本的に3年を標準修業年限として制度設計されている。しかし、現状における法学未修者と法学既修者それぞれに関する各種データを比較・分析すると、いくつかの課題があることが分かる。

例えば、直近の平成23年の司法試験合格率は、法学既修者が35.4%であるのに対し、法学未修者は16.2%に留まっており、しかも、そのような両者の差は当初から継続する傾向となっている。また、司法試験の累積合格率を見ても、法学既修者が60.5%であるのに対して、法学未修者は27.9%であり、単年の合格率についてと同様、大きな差が生じている。もっとも、平成19年司法試験と平成23年司法試験を比較すると、法学未修者の合格者数自体は増加している（636人→881人）。

司法試験の中でも、平成23年における短答式試験の合格率は、法学既修者が81.4%、法学未修者が54.1%と両者の差は27.3ポイントであるのに対し、短答式試験の合格者が論文式試験を経て最終合格する率は、法学既修者が43.5%、法学未修者が30.0%で

あることからすると、法学未修者にとっては、特に短答式試験が課題となっているものと考えられる。

司法試験の合格状況のみならず、法科大学院における標準修業年限修了率においても、法学未修者が厳しい状況にあることが認められる。平成 23 年度の修了者のうち、法学既修者は 86.6%が 2 年で修了しているのに対し、法学未修者については、3 年で修了している者は 56.8%に留まっている。

なお、平成 19 年司法試験と平成 23 年司法試験の合格者において、法学未修者のうち、法学部出身者は合格者数を増やしている（344 人→621 人）のに対して、非法学部出身者はやや減少（292 人→260 人）しており、法学部出身者に比べて非法学部出身者がより厳しい状況にある。また、平成 21 年度入学者の標準修業年限修了率（法学未修者）を見ると、法学部出身者が 60.4%であるのに対して、非法学部出身者は 50.4%となっている。

Ⅱ 今後の見直しに関する基本的な考え方

- 本特別委員会は、政府の「法曹の養成に関するフォーラム」における制度の在り方の検討を待つまでもなく対応できる実施上の課題については、速やかに具体的な改善方策を検討・実施していくことが必要と認識している。
- 改善方策の検討・実施に当たっては、法科大学院教育の優れた点を改めて評価し、これを更に伸ばすことにより、法科大学院が法曹養成制度の中核的機関としての責務を果たし、社会全体から確固たる信頼を得るように努めることを基本とすべきである。
- その際、法科大学院ごとの状況の違いや地域ごとの実情の違い、法学未修者教育の充実に関する課題の存在、既に講じてきた施策の進捗状況や効果等を踏まえて、きめ細かな改善方策を検討・実施していくべきである。

<法科大学院特別委員会の検討状況>

本特別委員会では、特別委員会報告後にワーキング・グループを設け、個別の法科大学院の教育の改善状況について継続的な把握を行ってきた。

具体的には、入学者選抜や授業内容、成績評価・修了認定、教育体制、司法試験合格状況等において課題を抱える法科大学院に対し、現状分析や課題の洗い出し、改善の取組状況などの調査を実施し、その結果をこれまで5回にわたって報告・公表することを通じて、これらの法科大学院に対して改善の取組を促してきたところである。

本特別委員会のワーキング・グループの調査結果等に鑑みると、調査対象とされた法科大学院の多くが改善に向けた取組を行っており、短期間にもかかわらず、相当の効果を上げているところが見られる。その一方で、一部の法科大学院では依然として危機意識に欠け、教育の質の改善に関する取組が十分でないところも見られる状況にある。

本特別委員会では、これまでも改善状況調査を通じて指摘を重ねてきているものの、これら一部の法科大学院の状況については、速やかにその適切な改善が図られなければ、法科大学院制度全体への信頼が損われるおそれもあると考える。

<政府の検討状況>

このような状況の中で、平成23年5月に関係6大臣（内閣官房、総務省、法務省、財務省、文部科学省、経済産業省）の申し合わせにより、法曹の養成に関する制度の在り方について検討することを目的として政府内に設置された「法曹の養成に関するフォーラム」では、法科大学院の視察や関係者へのヒアリング等を通じて、現状把握と意見交換を重ね、平成24年5月には、法曹養成制度に関する「論点整理」が取りまとめられた。

また、平成23年11月の行政刷新会議による提言型政策仕分けでは、「法科大学院の需

給のミスマッチの問題については、定員の適正化を計画的に進めるとともに、産業界・経済界との連携も取りながら、法科大学院制度の在り方そのものを抜本的に見直すことを検討する」旨の取りまとめが行われた。そして、本年4月の総務省の政策評価においては、法曹養成の現状についてコスト等も含めて調査した上で、法科大学院における教育の質の向上や法学未修者教育の強化、入学定員の更なる削減、他校との統廃合の検討などの勧告が行われた。

＜今後の見直しに関する基本的な考え方＞

法科大学院を取り巻く厳しい状況に鑑み、本特別委員会は、政府の「法曹の養成に関するフォーラム」における制度の在り方に関する検討を待つまでもなく対応できる実施上の課題については、速やかに具体的な改善方策を検討・実施していく必要があると考える。

具体的な改善方策を検討・実施していくに当たっては、法科大学院教育の優れた点を改めて確認し、これを更に伸ばすことにより、法科大学院が法曹養成制度の中核的機関としての責務を果たし、社会全体から確固たる信頼を得るように努めることを基本とすべきである。

その際、法科大学院ごとの状況の違い、地域ごとの実情の違い、法学未修者教育を充実させるという課題があること、既に講じてきた施策の進捗状況や効果等を踏まえて、よりきめ細かな改善方策を検討・実施していくべきである。

Ⅲ 今後検討すべき改善方策

前記Ⅰ、Ⅱにおいて、法科大学院に関するこれまでの改善の取組状況、法科大学院の現状と課題、今後目指すべき改革の方向性について確認してきた。

これらの改革の方向性を着実かつ効果的に進めるために必要な改善方策については、主に、以下に掲げる4つの観点から取り組むべきである。

本特別委員会としては、その具体化に向けて更に検討を深め、随時提言をおこなうこととする。文部科学省においても、本特別委員会の提言を踏まえ実効性のある施策を迅速かつ計画的に立案し、成案がまとまったものから速やかに実行に移すことを期待する。

1. 法科大学院教育の成果の積極的な発信

- 法科大学院の教育の成果を広く社会に積極的に発信する取組の促進
- 法科大学院修了者が高度の法的素養を備えた人材として、広く社会で活躍できるよう支援するため、その進路状況のより正確な把握、就職支援の充実方策の検討・実施

まず、第一の取組としては、法曹養成制度の中核的機関として法科大学院の教育の優れた点について国民の理解を広め、社会全体からの信頼を確固たるものとしていくことが必要である。このため、法科大学院教育の成果を積極的に発信していくとともに、法科大学院修了者が社会の様々な分野で活躍できるような環境を整えていくことが重要である。

<法科大学院教育の成果の積極的な発信>

司法制度改革に基づく新しい法曹養成制度は、真に国民の期待と信頼に応える法曹を養成し、司法制度の人的基盤を質・量ともに充実させることを目指すものである。

その中核的機関としての法科大学院の今後の見直しに当たっては、後記「2.」のとおり、重大な問題意識を持って、課題を抱える法科大学院の改善方策を迅速に実施していくことが必要であることは既に述べたとおりである。

ただし、法曹養成制度の課題ばかりが過度に強調されることによって、次代を担う人材が法曹への途に挑戦することを躊躇するようなことが仮に起こるとするならば、司法制度の人的基盤を質・量ともに充実させるという目標の達成は覚束なくなってしまう。

したがって、改革の第一としてまず取り組むべきことは、各法科大学院において、司法制度改革の理念に基づく法科大学院教育の優れた成果を広く社会に積極的に発信し、社会の理解と信頼を得ていくことである。

もとより、各法科大学院の日々の教育活動及び教育内容が学生によって優れたものと評価されること、その学生たちが修了者として、法曹をはじめとする社会の各方面

で高い評価を受けることが何よりも基本であり、後記「4.」のとおり、法科大学院教育の質の改善に取り組むことが重要な課題であることはいうまでもない。

そのような教育の質の改善を前提としつつ、より効果的・効率的な成果の発信を行うため、法科大学院協会を中心として、法科大学院自身が主体的に情報発信に取り組むことが必要である。例えば、各法科大学院において、学生が法律事務所、民間企業、地方公共団体等で研修を行う「エクスターンシップ」等の授業を、法科大学院の教育効果を対外的に発信する機会という側面をも持つものと捉えて、より積極的に実施していくことや、各法科大学院が、民間企業や地方公共団体等とのネットワークを構築して、法科大学院教育の意義や内容が広く知られるよう努めることが考えられる。

同時に、各法科大学院においては、率先して修了者の進路状況の正確な把握と充実した就職支援策を進め、それらの結果として、法科大学院教育の成果である「法務博士（専門職）」の存在が社会に広く認知されることを目指すことが強く期待される。

また、文部科学省においては、法科大学院修了者が専門的な法的知識や考え方を身に付けた有為な人材として広く社会で活躍できるよう支援するため、修了者の進路状況のより正確な把握や就職支援の充実方策の検討が必要である。

併せて、法科大学院が社会で適切に評価されていく環境を整えるために、文部科学省においても、法科大学院協会と協力しながら、法科大学院教育の現状や学生が置かれている学習環境や経済状況などの実態について、よりきめ細かく把握し、発信し、必要な改善方策を検討していくことも重要である。

2. 課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速

(1) 課題を抱える法科大学院における取組の促進

- 中教審／改善状況調査の対象校を絞り込み、より重点的なフォローアップを実施
- 課題を抱える法科大学院に対する改善計画の提出要請・ヒアリング・公表の実施
- 認証評価で不適格となった法科大学院に対する改善状況の報告・確認の徹底

(2) 法科大学院に対する公的支援の更なる見直し

- 入学者選抜の競争倍率と司法試験合格率に加えて、入学定員の充足状況を新たな指標とすることを含み、公的支援の更なる見直し

(3) 組織改革の加速に向けた取組

- 課題を抱える法科大学院において、自主的・自律的な取組が促進されるよう、組織見直しに向けたモデル及びその推進方を提示

第二の取組としては、課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の更なる適正化等による入学者の質の確保を進めるとともに、課題を抱える法科大学院における自主的・自律的な教育体制の抜本的見直しが加速されるようにすることが重要である。

<課題を抱える法科大学院における取組の促進>

課題を抱える法科大学院についての具体的な改善方策として、個々の法科大学院の取組の促進を行うことが重要であり、特別委員会報告において提言された施策の実施状況に関するフォローアップのため、本特別委員会が現在実施している改善状況調査については、対象とする法科大学院を絞り込み、重点的に書面調査・ヒアリング・実地調査を実施することが適当である。

また、文部科学省においては、上記調査で浮き彫りになった課題等への改善の取組を明らかにさせるなど、課題を抱える法科大学院に対する改善計画の提出要請・ヒアリング・公表を実施することも考えられる。その際、法科大学院が法曹養成のための専門的教育機関として設置されたものであり、かつ、原則としてその修了者のみ司法試験の受験資格が認められていることを踏まえれば、入学者や修了者の質の確保とともに、司法試験の合格状況も重要な指標の一つとして考慮される必要がある。なお、その場合、現在の司法試験の合格状況については、法科大学院教育と司法試験の在り方との間にギャップがあるのではないかと指摘があることにも留意する必要がある。

さらに、今後多くの法科大学院が2巡目の認証評価を受ける時期に入るが、その際、不適格認定を受けた法科大学院に対しては、不適格と判断される原因となった事項の改善が図られるまで、文部科学省から継続的に報告・確認を求めるなどの取組を実施することが適当である。

＜法科大学院に対する公的支援の更なる見直し＞

また、課題のある法科大学院の組織見直しを促進するため、平成22年9月に文部科学省から発表された「公的支援の見直しについて」は、平成24年度予算より6大学を対象として実施されることとなっている。

現行の仕組みでは、法科大学院への入学者選抜における競争倍率と司法試験の合格率等の2つの観点から指標としているが、現在、競争倍率の確保を重視することなどにより、定員充足率が5割に満たない状態が継続している法科大学院が多く見られるなど、入学定員と実入学者数が大きく乖離する事態も生じている。その是正を図るといふ観点から、上記指標に加え、法科大学院の入学定員の充足状況を新たな指標として追加する方向で、文部科学省において速やかに検討し、公表・実施することが必要である。

ただし、そのように新たに入学定員の充足状況を指標に追加するに当たっては、課題を抱える法科大学院において入学者の質の確保が軽視されることにならないよう指標の組み合わせなどに工夫が必要である。

また、新しい指標の適用方法や更なる見直しの開始時期については、入学者選抜の実施等において現場に無用の混乱が生じないよう配慮することが必要である。

＜組織改革の加速に向けた取組＞

具体的な改善方策としては、上記に示した課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の更なる適正化を進めるとともに、抜本的な組織見直しに向けた取組が促進されるようにすることが必要である。

文部科学省においては、国公立の法科大学院を対象に、各大学における改革の参考となるような、組織見直しに向けたモデル及びそのための推進方策を提示することにより、共同教育課程や連合大学院、統合等の自主的・自律的な取組が促進されるようにすることが必要である。

なお、抜本的な組織見直しの検討を行う際には、当該地域における法曹養成の在り方についても留意した施策を併せて検討することが必要である。例えば、学部教育の充実、他の法科大学院との連携・協力関係の強化、地方自治体等との協力などが考えられる。

3. 法学未修者教育の充実

- 着実な取組を実施している法科大学院における法学未修者教育に関する優れた取組の共有化の促進
- 共通的な到達目標モデルを踏まえたカリキュラム策定の促進、夜間開講や3年を超える教育課程を設定できる長期履修制度の活用の促進、入学前に法的知識・考え方などを学べるようにするための取組の促進
- 入学者選抜、教育期間、教育手法、入学前の教材の開発など法学未修者教育の充実方策の多面的な検討
- 法学未修者教育充実のための新たなワーキング・グループを設置し、改善方策について集中的に検討

第三の取組としては、法学未修者教育の充実方策の実施である。

<法学未修者教育の充実方策の実施>

現状において、制度全体として法学未修者の教育に課題があることは明らかである。一方で、法学未修者教育において着実な成果を上げている法科大学院も存在することから、こうした法科大学院における法学未修者教育についての優れた取組の共有化を図ることが必要である。

また、各法科大学院が共通的な到達目標モデルを踏まえたカリキュラム策定を行うよう、引き続き促していくことが必要である。さらに、社会人等の多様な人材の法科大学院での学修を支援するため、夜間開講や3年を超える教育課程を設定することができる長期履修制度の活用を促進するとともに、法科大学院での学修の準備として入学前に法的知識・考え方の基礎などを学べるようにするための取組を促進することが適当である。

このような法科大学院の取組を支援するためにも、入学者選抜において法学未修者の適性を適切に把握する機能の強化、法学未修者コースに入学する非法学部出身者の教育期間の在り方に関する研究、法学未修者に対する効果的な授業の進め方など教育手法の確立、入学前の法学未修者用の教材開発など、法学未修者教育の充実方策について多面的に検討する必要がある。

このため、本特別委員会の下に新たなワーキング・グループを設置して集中的に検討する体制を構築することが必要である。

4. 法科大学院教育の質の改善等の促進

(1) 入学者選抜の改善

- 適性試験の検証など入学者選抜の改善を実施

(2) プロセスとしての法曹養成の中核的機関として求められる教育課程の確立

- 法科大学院は、専門的な法知識を確実に修得させるだけでなく、創造的な思考力、法的分析能力、法曹として必要な倫理観等が着実に涵養されるような充実した教育課程となるよう改善

(3) 質の高い教育環境の確保

- 教員の資質能力向上の観点から、研究者教員と実務家教員が共同して行うなどのFD（ファカルティ・ディベロップメント）を促進
- 研究者教員と実務家教員の役割分担を踏まえつつ、その分担する教科や配置割合などについて改めて検証し、必要に応じた措置を検討
- 双方向的・多方向的な授業を有効に実施するために必要な適正なクラス規模など学生数の在り方について検討

(4) 認証評価結果の主体的な活用を通じた改善

- 今後2巡目の認証評価が本格化することから、評価基準・方法の改善を踏まえて行われた評価結果を活用して、各法科大学院が積極的な教育の改善に取り組むよう促進

(5) 法曹の継続教育に対する法科大学院の積極的貢献

- 現に実務に携わる法曹関係者が、先端的・現代的分野、国際関係、学際分野を法科大学院において学び直す機会の創出に向けた取組を促進

第四の取組としては、プロセスとしての法曹養成を更に充実していく観点から、法科大学院教育の優れた点を伸ばしていくことが重要である。着実な取組を実施している法科大学院の成果を共有化することを含め、教育の質の改善等を更に促進する必要がある。

<入学者選抜の改善>

適性試験については、既に本特別委員会としても、各法科大学院において適性試験の総受験者の下位から15%を入学最低基準点として設定することを促すなど改善方を打ち出しているが、さらに、文部科学省においては、入学者の質の確保を一層強化する観点から、適性試験管理委員会と協力しながら、適性試験の結果と法科大学院入学後の学内成績や司法試験の成績との相関関係を含め、その内容等について検証し、必要に応じて改善に向けた取組を促すことが適当である。

また、法科大学院への志願者数が減少する傾向にある中、法曹を志望する優秀な学部生や社会人等がより積極的に法科大学院に入学する環境を整えていくため、前述した法学未修者教育の充実と併せて、法学部教育との連携強化を推進するとともに、飛

び入学や早期卒業など既存の仕組みの活用を検討することも考えられる。

なお、入学者選抜については、現在、社会人や非法学部出身者を確保することが入学者の質の確保の観点から難しくなりつつあるとの指摘もあるが、多様な人材を確保するとの司法制度改革の理念を可能な限り実現するよう努めるべきであり、前記「3.」の法学未修者教育の充実方策とも併せて検討することが求められる。

＜プロセス養成の中核的機関として求められる教育課程の確立＞

法科大学院における教育では、専門的な法知識を確実に習得させることはもとより、創造的な思考力、事実に即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力及び法的議論の能力等の育成、並びに法曹としての責任感や倫理観の涵養等、プロセス養成の中核的機関として求められる様々な役割を果たすことが不可欠である。

このため、各法科大学院においては、共通的な到達目標モデルも踏まえつつ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれについて一層充実した教育がバランス良く行われるよう、自らの教育課程を不断に見直し、その改善・充実に取り組むことが必要である。

＜質の高い教育環境の確保＞

教員の資質能力の向上のためのFD（ファカルティ・ディベロップメント）については、特別委員会報告でも推進のための提言をおこなってきたところであるが、各法科大学院において理論と実務の架橋を強く意識した教育を実施していくため、研究者教員と実務家教員とが共同して行うFD活動を更に促進することとし、そのため、国内外からの外部講師の招聘や講習会等への参加、着実な教育成果をあげている法科大学院の授業見学など教員の資質能力を向上させる機会の確保等により積極的に取り組む必要がある。また、共通的な到達目標についても、FD活動に取り組むことを通じて教員間の意識を共有化する必要がある。

質の高い教員を確保する観点から、文部科学省において、現在の法科大学院における研究者教員と実務家教員との役割分担を踏まえつつ、それぞれの教員が担当する教科の分担の仕方や教員の配置割合などについて改めて検証し、必要に応じた措置を検討することが必要である。

一方、今後の法科大学院を支える教員を質・量ともに安定的に養成することが重要であり、法学研究者の養成を担う既存の修士課程・博士課程とも連携しながら、法科大学院の教員、更には法学部をはじめとした我が国の法学研究を支える人材を実効的に養成することが求められる。このため、各法科大学院においては、法科大学院生のうち大学教員として法学教育・研究に取り組むことを志望する者に対する適切な支援を行っていくことが必要である。

また、昨今、入学者が一桁の人数に留まるなど極端に学生数が少ない法科大学院が見られるなど、同一学年における学生数も減少していることから、双方向的・多方向

的な授業等を効果的かつ継続的に実施するとともに、異なる意見や見識を持った複数の学生が、互いに影響を与え合う学習環境を維持するという点で危惧が生じている。そのため、特に、双方向的・多方向的な授業を有効に実施するために必要なクラスの適正規模など法科大学院における学生数の在り方について検討が必要である。

このほかにも、各法科大学院においては、国際関係の授業科目の開設や海外留学生の積極的な受入れとともに、海外留学を希望する学生へのサポートや海外での法曹資格の取得など、グローバル化に対応できる教育環境の一層整備に努めることが期待される。

＜認証評価結果の主体的な活用を通じた改善＞

各法科大学院にとって2回目の認証評価が、見直しが行われた評価基準・方法に基づいて実施される中で、各認証評価機関においては、形式的な評価に留まることなく、教育の質についての実質的な評価を実施するよう努めるとともに、各認証評価機関の評価基準・方法については引き続き更なる改善に向けた検討を進めていくことが求められる。

その際、各認証評価機関では、特に適格認定に当たって、その公平性・公正性が確保され、認証評価への信頼が得られるよう留意することが重要である。

また、文部科学省においては、今後行われる認証評価の実施状況やその結果について報告を受け、情報収集・分析等を行うことを通じて、見直された認証評価の仕組みが適切に運用されているかどうかを把握し、必要に応じて更なる改善方策を検討することが必要である。さらに、各法科大学院においては、その評価結果をより積極的かつ主体的に法科大学院教育の改善に活用すべきである。

＜法曹の継続教育に対する法科大学院の積極的貢献＞

現に実務に携わる法曹関係者に対して、先端的・現代的分野、国際関係、学際分野等を学び直す機会を提供することは、グローバル化や知識基盤社会が急速に進展する現代社会において充実した法的サービスを提供し続けていく上で重要であるとともに、法曹関係者の資質能力の一層の向上を図る観点からも望ましい。

このため、各法科大学院においては、法曹関係者の要望を踏まえながら、最新の法学研究の成果に基づく専門的知識等を提供するための研修コース等を設けるとともに、実務の現場で生じる諸課題について法曹関係者が学ぶことができるような機会を設けることが求められる。特に、司法修習終了直後の法曹有資格者に対する支援についても積極的に取り組むことが重要である。

Ⅳ 今後の政府における検討に期待すること

○ 司法制度改革の理念を達成していくため、法科大学院の在り方に密接に関連する課題として、下記に掲げる事項については、政府全体で早急に検討し、対応を講じていくことが期待される。

① 司法制度改革の理念を踏まえた検討

今後の社会における法曹として活躍が期待される人材に求められる資質とは何か、また、そのために必要な法曹養成制度の在り方とは何かについて、司法制度改革の理念を踏まえた検討が必要

② 多様な人材の確保に向けての検討

司法制度改革が目指してきた多様な人材の確保の観点から、法科大学院での教育に加えて、司法試験の在り方をどう改善していくかなど、総合的な検討が必要

③ 好循環に転換するための継続的・総合的な検討

これまでの施策として入学定員の削減を行い、実入学者数の減少を含めて見直しの取組が進められており、こうした取組の効果を損ねることにならぬよう、司法試験の受験回数制限や予備試験の取扱いなどについては法曹養成に関する制度全体の見直しの中で慎重な検討が必要

以上、本特別委員会として、法科大学院教育の現状と課題、今後の改革の方向性、改善方策について提言するが、現在、政府全体としても、内閣官房、総務省、法務省、財務省、文部科学省、経済産業省からなる関係6大臣の申し合わせに基づき設置された「法曹の養成に関するフォーラム」において、法曹の養成に関する制度の在り方に関する検討が進められ、本年5月10日には、その論点整理が行われた。それに基づき、今後は、法曹有資格者の活動領域拡大の方策、これを踏まえた将来の法曹人口や法曹養成制度の在り方等について検討を深めていくことが予定されている。

本特別委員会としては、その際、法科大学院教育の改善を含めて司法制度改革の理念を達成していくため、下記に掲げる事項について政府全体として早急に検討し、その対応策を講じていくことを期待したい。

まず、第一に、司法制度改革の理念を踏まえた検討が行われることである。グローバル化が一層進展するとともに、地域における法曹ニーズの拡大や少子高齢化の進展など、社会情勢が変化している我が国において、今後、法曹として活動する人材に求められる資質とは何か、また、そのために必要な法曹養成制度とは何かについて、これまで進められてきた司法制度改革の理念を踏まえて検討することが必要である。

第二に、多様な人材の確保に向けて検討を行うことである。具体的には、司法制度改革が目指しているところの多様な人材の確保の観点から、法学未修者教育の充実を

はじめとした法科大学院での教育に加えて、司法試験の在り方も含めた総合的な検討が必要である。

第三に、法曹養成制度が好循環に転換することを目指した継続的・総合的な検討を行うことである。そのため、法科大学院自体についての当面の方策として、入学定員の適正化や実入学者数の削減を含めた見直しを進めているところであるが、その一方で、司法試験の受験回数制限や予備試験の取扱いなどに変更が生じた場合にはこうした取組の効果を著しく損ねるおそれがあることから、これらについては、法曹養成に関する制度全体の見直しの中で、整合性がとれるよう慎重に検討することが必要である。

本特別委員会としては、法曹養成制度全体を見据えた形で上記3点の検討が行われることを通じて、今後、法科大学院を中核とした法曹養成制度が好循環に転換し、司法制度改革の理念を着実に実現することを期待したい。

「法科大学院教育改善プラン」について

～法科大学院を中核とする法曹養成の好循環への転換を目指して～

平成24年7月20日
文 部 科 学 省

1. 本プラン策定の趣旨

平成24年7月19日、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会より、「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について」の提言が行われたところである。

このため、文部科学省としては、本提言を踏まえ、「法科大学院教育改善プラン」を策定し、法科大学院を中核とする法曹養成が好循環へ転換することを目指すため、成果目標を設定するとともに具体的な改善方策を明確にした計画を明らかにし、その実現に向けて迅速かつ着実に取り組むこととする。

2. 本プランにおいて目指す成果目標

文部科学省としては、当面、下記3. に記載する具体的な改善方策に取り組むことを通じて、次に掲げる成果目標の達成を目指すこととする。

〔目指すべき成果目標〕

1. 法曹資格を有する法科大学院修了生を中心に、法曹のみならず、民間企業や国・地方の公務部門など社会の様々な分野で活躍できるよう、その支援体制を整えるとともに、その状況を広く社会に発信すること。
2. 司法試験について、平成23年試験の合格率である23.5%から大幅な増加を目指す。

3. 具体的な改善方策

I 法科大学院教育の成果の積極的な発信

- シンポジウムの開催等を通じて、着実な取組を実施している法科大学院の教育の状況やその成果を広く社会に発信する方策を講じる。

【平成24年度から速やかに実施】

- 各法科大学院に対し、法科大学院修了者について、進路状況のより正確な把握や就職支援の充実を促す。

【平成24年度から速やかに実施】

II 課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速

(1) 課題を抱える法科大学院における取組の促進

- 課題を抱える法科大学院に対し、中教審の調査等で明らかになった課題に対する改善計画の提出の要請、ヒアリング、公表などの措置を講じる。

【平成24年度から国立大学法人より速やかに実施】

- 今後実施される認証評価で不適格認定を受けた法科大学院に対して、不適格と判断される原因となった事項の改善が図られるまで、改善状況の報告・確認を徹底し、必要に応じて指導等の措置を講じる。

【平成24年度から速やかに実施】

(2) 法科大学院に対する公的支援の更なる見直し

- 現行の公的支援の見直しについて、入学者選抜における競争倍率と司法試験合格率の指標に加えて、入学定員の充足状況を新たな指標として追加する。

【速やかに見直し、平成26年度予算から適用】

(3) 組織改革の加速に向けた取組

- 各法科大学院における共同教育課程や連合大学院、統合等の自主的・自律的な取組が促進されるよう、組織見直しに向けたモデル及びそのための推進方策を提示する。

【平成24年度中に提示】

Ⅲ 法学未修者教育の充実

- 法学未修者教育の充実に向けて、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の下に新たな検討組織を設置し、具体的な充実方策について更に検討し、必要な措置を講じる。

【平成24年度中に中教審としての一定の結論を得る】

Ⅳ 法科大学院教育の質の改善等の促進

(1) 入学者選抜の改善

- 適性試験管理委員会と協力し、適性試験の結果と法科大学院入学後や司法試験の成績との相関関係を含め、その内容等について検証を行い、その結果を踏まえて各法科大学院や適性試験管理委員会に対して改善に向けた取組を促すなど必要な措置を講じる。

【平成25年度前半までに検証を実施】

(2) 質の高い教育環境の確保

- 研究者教員と実務家教員との配置人数の割合や役割分担について改めて検証し、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。

【平成24年度中に検証を実施】

- 双方向的・多方向的な授業を有効に実施するために必要な適正なクラス規模など法科大学院における学生数の在り方等について検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。

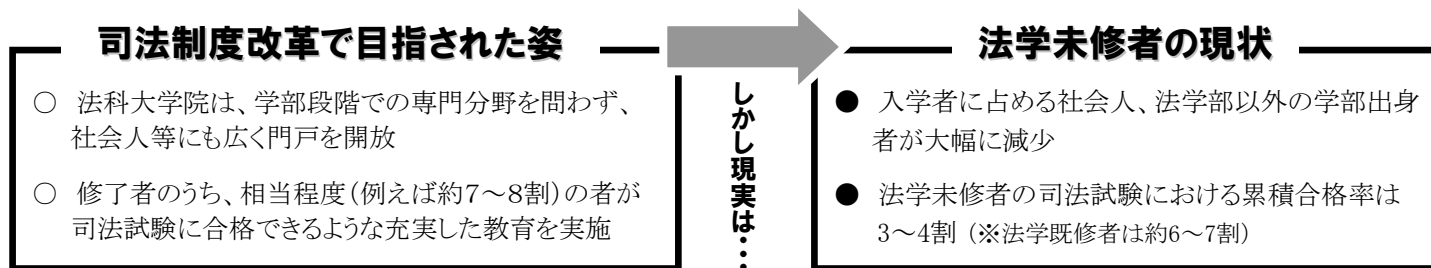
【平成24年度から検証に着手】

(3) 認証評価結果の活用を通じた改善

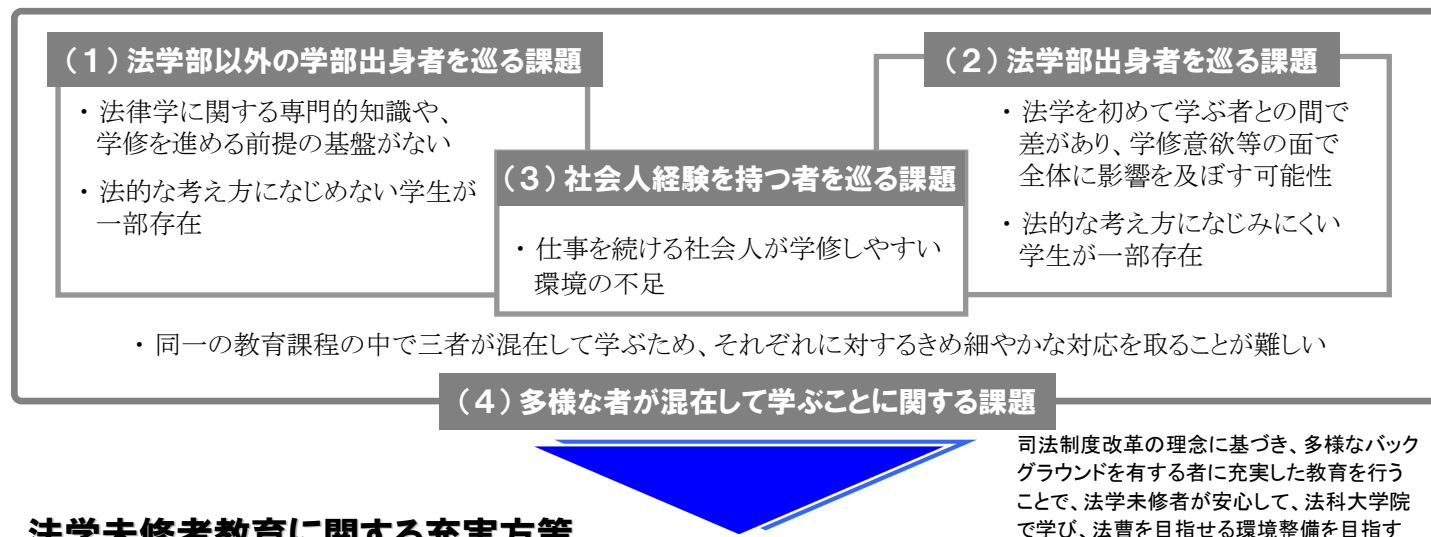
- 今後行われる法科大学院の認証評価について、実施状況やその結果を踏まえて認証評価の仕組みが適切に運用されているかどうかを検討し、必要に応じて更なる改善方策を講じる。

【平成24年度から認証評価の実施状況を検証】

法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告（概要）



法学未修者教育を巡る『4つの課題』



法学未修者教育に関する充実方策

【改善の主なポイント】

- | | | | |
|---------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|
| ◇ 法曹として共通に必要なとされる法律に関する基礎・基本の徹底 | ◇ 法科大学院間で共通的な到達度判定に資する仕組の導入に向けた検討 | ◇ 個々の学生に応じ、きめ細やかに対応する教育課程内外の学修支援 | ◇ 入学者の多様性に応じた柔軟な履修を可能とする体制整備に向けた検討 |
|---------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|

【具体的な方策】

1. システム改革に向けた検討

(1) 法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みの検討

- 2年次進級時に、「共通到達度確認試験（仮称）」を導入するなど厳格な進級判定の仕組みの検討
- 3年次進級時に、その後学修に必要な法的知識・能力の修得を厳格に判定する仕組みの検討

(2) 基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための改善の検討

- 1年次は、憲法・民法・刑法など基本的な法律科目をより重点的に教育し、基礎・基本の徹底を図る
- 他学部における学修経験や実務経験・社会経験等を考慮し、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の履修を一部免除することができる仕組みを検討

(3) 法学未修者に対する入学者選抜の改善の検討

- 入学者選抜において、法的なセンスの判定精度を高めるための手法等の改善・見直しの検討

2. 入学前から卒業後を一貫した充実方策

(1) 「入学前」における充実方策

- 法科大学院志望者への入門的な教育機会提供の促進
- 法科大学院入学予定者に対する学修支援の促進

(2) 「入学後」における充実方策

- 到達目標の設定や法学の基礎・基本の徹底など教育内容の改善
- 講義の適切な活用や小テスト・ICT等を活用した学修定着・理解度把握の推進など教育方法等の改善

(3) 「卒業後」における充実方策

- 修了生への学修支援や卒後の動向把握・就職支援等の充実

(4) 充実した教育体制・支援体制の整備

- FDなど教員の資質向上の促進や、夜間開講制の充実の検討など教育支援体制の整備

法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告

平成24年11月30日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
法学未修者教育の充実のための
検討ワーキング・グループ

目次

はじめに	2
1. 法学未修者教育の現状	3
2. 法学未修者教育の課題	6
3. 法学未修者教育の充実方策について	8

未修者教育に関する実践例

委員名簿等

はじめに

- ・平成 24 年 7 月に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「特別委員会」という。）から提言された「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について」で課題として指摘されているように、現在、法学未修者については、法科大学院への社会人や法学部¹以外の学部出身者の入学者数が減少傾向にある中、標準修業年限修了率や司法試験合格率でも法学既修者との差が大きくなり、かつ、さらに拡がりつつある状況にある。このことは、入学者選抜の競争性の確保や司法試験合格状況などで法科大学院間の差が拡大しつつあることとあいまって、法科大学院を中核とした法曹養成制度全体に対する社会的信頼を揺るがしかねない要因となっている。
- ・司法制度改革が目指した新しい法曹養成制度においては、多様なバックグラウンドを有する者を法科大学院に受け入れて養成し、質・量ともに充実した人材を法曹に送り出すという理念を掲げており、この理念を達成するためにも、法学未修者に対する教育課程や教育方法等における現状を分析して課題を洗い出し、速やかに改善を図ることが必要不可欠である。
- ・このため、本ワーキング・グループでは、各法科大学院に対する状況調査、委員発表、法科大学院からのヒアリングなどを行った上で集中的な審議を行い、法学未修者教育の現状と課題及びその充実方策に関する調査検討結果をとりまとめた。
- ・各法科大学院においては、本ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、法学未修者教育の更なる充実に向けた改善に取り組まれることを、文部科学省においては、法学未修者教育の充実に向けて必要な施策の立案・実行が行われることを期待したい。

¹ 主として法学を履修する課程を想定しており、必ずしも学部の名称が「法学部」であるかを問わない。以下同様。

1. 法学未修者教育の現状

(1) 司法制度改革において目指している姿と現状

- ・司法制度改革では、法曹の人的基盤の拡充に向けて、高度の専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において活躍する法曹を養成することを目指している。特に、社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹として受け入れるため、プロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関である法科大学院には、学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要があるとされているところである。
- ・しかしながら、入学者の状況についてみると、法科大学院制度が平成 16 年度に創設されて以降、法科大学院に進学する者のうち、多様なバックグラウンドを有する者として考えられた社会人経験を積んだ者や法学部以外の学部出身者の割合は年々減少する一方、法学未修者として3年間の教育課程に入学する者に占める社会人経験を持たない法学部出身者の割合は増加する傾向にある。
- ・また、標準修業年限での修了率に関しても、成績評価・進級判定・修了認定の厳格化に向けた取組が進められてきたことにもよるが、法学既修者と比較した場合、法学未修者の標準修業年限の修了率は減少傾向にあり、最近のデータでは、法学未修者のうち半数近くの者は標準の3年では修了できていない状況にある。
- ・さらに、司法試験合格状況についても、法学既修者の合格率に対し、法学未修者の合格率は半分近くまで低下するといった状況にある。

(2) これまで法学未修者教育の充実方策として講じられてきた方策

上記(1)に挙げられる事態に対し、これまで中央教育審議会においても改善方策が議論されており、平成 21 年の特別委員会報告を踏まえ、法学未修者教育の充実に向けて、以下に掲げる改善方策が推進されてきたところである。

- ①法学未修者について、1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、各法科大学院が法律基本科目の単位数を最大6単位まで増加させて1年次に配当することを可能とする省令改正を実施。
この改正により、平成 23 年度現在、50 校において1年次の法律基本科目の配当科目数が増加されるなど、法学未修者の教育の充実が図られている。
- ②法学未修者の自学自修を支援する体制の充実も図られるべきであるとの指摘を受け、正課の授業以外において、法科大学院の教員によるオフィスアワーなどにおける学修指導、上級年次の法科大学院生・修了者によるメンターないしチューター制

度の活用、T A（ティーチング・アシスタント）によるサポートなどの体制整備が進められつつある。

- ③成績評価・進級判定・修了認定の厳格化の必要性についての指摘を受け、進級制を導入する大学が、平成 18 年度の 56 校から平成 23 年度には 70 校まで増加するとともに、法学既修者、法学未修者を合わせた全修了者のうち、平成 18 年度において標準修業年限で修了した者が 80.6%であったところ、平成 23 年度においては 68.7%まで低下してきている。

（3）法学未修者の現状

①「入口」の状況

- ・法科大学院への志願者数は、平成 24 年度においてのべ 18,446 人であり、法科大学院制度を創設した初年度に当たる平成 16 年度の 72,800 人と比較して約 4 分の 1、翌 17 年度の 41,756 人と比較しても約 2 分の 1 まで減少している。
- ・平成 24 年度の総入学者数は 3,150 人であり、最も入学者が多かった平成 18 年度（5,784 人）と比較して 2,634 人の減少となっている。そのうち、法学未修者については、平成 18 年度の 3,605 人から平成 24 年度は 1,325 人と 2,280 人も減少しており、減少した総入学者数に占める法学未修者の入学者数の割合は約 86%と極めて大きい。
- ・さらに、平成 24 年度に入学した法学未修者に占める法学部出身者は 929 人で、その割合は 70.1%と、平成 16 年度の割合 50.9%と比較しても相当程度上昇している一方、法学部以外の学部出身者の入学者数は平成 16 年度の 1,677 人から、平成 24 年度の 396 人と大幅に減少している。

②「学修」の状況

- ・厳格な成績評価による進級判定等が進められてきた結果、法学未修者における 1 年次から 2 年次への進級率²は、平成 16 年度には 94.7%であったが、平成 23 年度には 76.3%と、約 4 人に 1 人は 2 年次に進級できない状況になっている。
- ・また、標準修業年限での修了率に関し、法学既修者については、平成 21 年度入学者は 89.6%となり、平成 16 年度の 92.6%と比較してもほぼ 9 割前後で推移しているが、法学未修者については、平成 16 年度入学者の 75.1%から、平成 21 年度入学者の 56.8%と顕著に低下している。この問題は、法学既修者の 9 割近くが 2 年で修了しているのに対し、法学未修者の半数近くが 3 年では修了できずにいるということの意味しており、法学既修者と法学未修者との間の差が大きい状況にあると言わ

² 長期履修者を除く

ざるを得ない。

③「出口」の状況

- ・法科大学院修了者の司法試験合格状況については、法学既修者の総受験者に占める合格者の割合が61.2%であるのに対し、法学未修者の総受験者に占める合格者の割合は29.6%とその差は顕著である。また、既に結果が確定している平成18年度及び平成19年度に修了した法学既修者と法学未修者を比較すると、法学既修者の累積合格率は平成18年度に63.4%、平成19年度に65.4%であるのに対し、法学未修者の累積合格率は平成18年度に39.5%、平成19年度に32.6%となり、法学既修者と法学未修者との間の司法試験合格率の差は、さらに拡大する傾向にある。
- ・一方、各年の司法試験において、法学未修者の合格者数は平成16年の636人から平成24年は873人と増加傾向にあることが見られ、総入学者に占める法学未修者の数が減少する中であっても、一定の司法試験合格者を出している状況にあると言える。

(4) 法科大学院間の差

- ・法学未修者の状況について個々の法科大学院ごとに分析したところ、例えば、司法試験の合格状況を見ると、法学未修者の総受験者に占める合格者の割合が60%以上の法科大学院から10%未満の法科大学院まで幅広く分布している。そのうち、全国平均である29.6%を上回る法科大学院は25校あり、全体の約7割にあたる3,222人の合格者を出している。一方、その平均を下回る法科大学院は49校で、全体の約3割にあたる1,511人の合格者を出しているが、さらに全国平均の半分以下となっている法科大学院が16校存在し、全体の5.5%に当たる259人の合格者を出している状況にある。
- ・以上のことから、法学未修者教育についても、法科大学院の間に大きな差があり、とりわけ、特に深刻な課題を抱える法科大学院が一部存在していると言わざるを得ない状況にあると考えられる。

2. 法学未修者教育の課題について

上記1. で見た法学未修者教育の現状から、今後改善を検討すべき課題については、概ね以下の4つの観点に整理できるものとする。

(1) 法学部以外の学部出身者を巡る主な課題

- ・法学部以外の学部出身者は、大学等において体系的に法学を学んだ経験がなく、法科大学院に入学して、初めて本格的な法学に関する学修に取り組むことになることから、まず法学の基礎的な学識の修得が課題となる。したがって、特に1年次においては、法学に関する学修の方法や法律用語の理解など、法科大学院における学修を進めるに当たって前提となる基盤ができていない可能性があることについて十分配慮して教育課程を構築する必要がある。
- ・また、入学者の中には、法理論を身に付けていく上で必要となる法的思考力、あるいは事実即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力など、法的な考え方になじめない学生が一定数存在することが課題として指摘されている。
- ・さらに、法科大学院において継続して学修を続けることにより、徐々に理解が進む者もいれば、ある時何らかのきっかけで一気に理解が深まるという者も存在するなど3年間の学修の進み方にも個人差があることに留意する必要がある。同時に、3年間の教育課程を経ても、なお法曹に共通して必要とされる水準にまで至らない学生への対応も課題として挙げられる。

(2) 法学部出身者を巡る主な課題

- ・現在、標準修業年限3年の教育課程に入学する者の中で、学部段階で法学を学修した者が大勢を占めているが、この教育課程は、法学の基礎的な学識を有していない者を対象としているものであることから、スタート時点において、法学部出身者と法学部以外の学部出身者とでは、知識・理解度の面において大きな差があり、法学部出身者にとっては学修に対する意欲や姿勢を保ちにくいなどの影響を及ぼす場合があることが課題として挙げられる。
- ・また、法学部出身者は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有しているとの認定を受けない、あるいは受けられていないということを勘案して、法科大学院入学後の教育上の工夫を要するとともに、法学部出身者であっても法的な考え方になじみにくい学生が一部に存在することにも留意する必要がある。

(3) 社会人経験を有する者を巡る主な課題

- ・一定の社会人経験を経た上で法科大学院に入学する者については、職歴等の多様性を背景として、入学時点における法学に関する学識や専門的資質・能力の水準も様々であると考えられる。
- ・特に、民間や公務の分野で活躍するなど豊かな社会人経験等を有している者については、視野を広げたり、専門領域の幅を広げたりすることよりも、基本的な法学に関する科目の確実な修得が求められるが、その点に注力した指導がしにくいといった課題があると考えられる。
- ・また、社会人経験を有する者の入学者数が減少傾向にある現状をみれば、法科大学院への進学、修了に対する動機付け・モチベーションの不足が課題であると考えられる。特に、仕事を続けながら法科大学院に通うことを希望する社会人にとっては、学修時間が夜間等に限られるなどの時間的制約の中で効果的・効率的に学修することができる環境整備が不足しているのではないかという点が課題として考えられる。

(4) 上記(1)～(3)の者が混在して学ぶことに関する課題

- ・以上のとおり、法学未修者は、法学部出身者と法学部以外の学部出身者に大別されるとともに、それぞれに学部等から直接進学する者と社会人経験を経て入学する者がいることから、法学未修者として同一の教育課程の枠組みの中で、法学に関する学識や専門的資質・能力の水準が異なる者が混在して学ぶこととなる。その中で、それぞれの学生の到達度には差があり、授業のみでそれぞれの学生に対するきめ細やかな対応を取ることが難しい状況にあることから、授業の内容・方法に工夫が求められるとともに、授業以外の時間においても、きめ細やかな対応を取ることが求められると考えられる。
- ・なお、その際には、法学部出身者が同じクラスにすることで、初めて法学を学ぶ他の法学未修者が学修を進める上での刺激となり、良い影響を及ぼす効果もあることについて留意が必要である。

3. 法学未修者教育に関する充実方策について

(1) 法学未修者教育の充実を通じて目指すべき姿

上記1. 及び2. で確認したように、現在の法学未修者については、社会人や法学部以外の学部出身者など、多様なバックグラウンドを有する人材が減る傾向にある。

しかしながら、司法制度改革審議会意見書では、「法科大学院には学部段階での専門分野を問わずに広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある」とされており、法科大学院は標準修業年限3年の教育課程を基本とする制度設計がなされているものである。

本ワーキング・グループとしては、法学未修者教育の充実に向けた改善方策の検討・実施を通じて、司法制度改革における当初の理念に基づき、多様なバックグラウンドを有する者に対して更に充実した教育を行えるよう改善方策を講じることで、法学未修者が安心して法科大学院で学び、法曹を目指せる環境を整えることを目指すこととする。

その際、特に社会人や法学部以外の学部出身者の特性を踏まえて、法学未修者教育の充実に向けた改善方策を検討・実施し、法曹の多様性の確保に資することに配慮することとする。

(2) 具体的な充実方策

本ワーキング・グループとしては、上記(1)を前提として、法学未修者教育が抱える課題の解決を目指した法学未修者教育の充実方策として、次に掲げるものを検討・実施していく必要があると考える。

なお、これらの方策については、あくまで、専ら法曹の養成のための教育を行うことを目的とする法科大学院における教育の充実を目指すものであることに留意が必要である。また、具体的な充実方策に取り組むに当たっては、例えば、文部科学省令又は告示の一部改正に伴い、認証評価機関における評価基準及び留意事項の改訂がなされるなど、現在の法科大学院制度や認証評価の規定、それらの運用の改善についても所要の見直しが必要がある。

【1. システム改革に向けた検討】

(1) 法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みの検討

法科大学院については、修了生、特に法学未修者の司法試験合格率が低迷していることから、その修了生の質の保証が強く求められているが、上記のとおり、法学未修者の3年間の学修の進み方には個人差があると同時に、この教育課程を経ても、なお法曹に共通して必要とされる水準にまで至らない学生も少なくない。

そこで、法学未修者に対する教育の質保証の観点から、3年間の教育課程の充実はもとより、その教育を通じ、将来の法曹として求められる法学的な素養や法的思考力等をどの程度修得できたのかを教育課程の各段階で客観的に把握し、その後の教育指導に活かすことが重要である。

さらに、法学未修者が学ぶ3年間の教育課程における2度の進級判定の在り方を抜本的に見直し、学修の到達度を客観的に把握するとともに、次の年次に進級し、新たな学修に取り組むことが適当かどうかを厳格に認定することができる新しい体系的な仕組みの導入を検討する必要があると考える。

法学未修者1年次については、公法系・民事系・刑事系の基本的な法律である憲法・民法・刑法といった法律基本科目をより重点的に教育することで、その基礎・基本の修得の徹底を図る（具体的な改善内容は後述（2））とともに、2年次への進級に当たっては、法学未修者の中に法的な考え方等になじめない者が一部存在する可能性があることも踏まえ、2年次以降の教育課程における学修への適性等を判定するため、憲法、民法、刑法等の基礎的な学識や法的思考力を客観的かつ厳格に評価することが必要である。特に、2年次からは法学既修者も受講する授業を学ぶことになることから、各学生は、進級に当たり、1年間の学修到達度を確認し、その後の学修につなげることも期待される。

このため、法科大学院教育全体の質保証を図るという観点から、「共通到達度確認試験（仮称）」の導入など法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みの構築を検討することとする。なお、この仕組みを全法科大学院共通で実施することを念頭において構築することによって、個々の法科大学院間に差が生じている現状や学生数が著しく少ない法科大学院が増加しつつある現状の中で、学生は全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握することも可能となり、各法科大学院の教育内容の改善はもとより、各学生の学修促進にも資するという利点があると考えられる。

また、多くの法科大学院では、2年次において、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法などの法律基本科目等に関して大学院レベルの高度な知識・能力の修得を目指した双方向の授業によるカリキュラムを組んでいるところである。

そして、3年次は、これら法律基本科目の修得をベースとして、例えばエクスターンシップやリーガルクリニックなど実務に関する体験的学修や、法曹実務・企業法務等において求められる、より発展的な学修をすることとなっている。

このため、2年次から3年次への進級に当たっては、各大学におけるカリキュラムの編成や法学未修者の学修の進み方に関する個人差を考慮すれば、画一的な方法による実施はふさわしくないと考えられるものの、その後の発展的な学修に取り組むために必要となる法的な知識を活用して課題を解決する能力が確実に修得できているかどうかを客観的かつ厳格に判定することができる仕組みの導入を検討することが重要である。

上記の到達度判定の仕組みを導入するに当たっては、2年次あるいは3年次以降、予定通り標準修業年限での修了を目指して通常の教育課程を進むのか、それともより時間をかけて学修する方向に転換するのか、各学生の適性・能力等に応じて法科大学

院在学中でも「長期履修コース」への転換を可能とするなどの柔軟な対応を検討することが求められる。その際、長期履修制度に対応した（独）日本学生支援機構の有利子奨学金が活用されるよう各法科大学院において周知に努める必要がある。

また、法学未修者は、法科大学院への入学者選抜の段階では法学の基礎的な学識は問わずに入学が認められている者であることを踏まえ、進級判定の更なる厳格化を推進することとあわせて、個々の学生の法学に対する適性の有無や本人の希望等に応じて、法曹以外への進路の途中変更もより円滑に行える仕組みについても別途検討することが求められる。

なお、在籍学生の進級判定に関する最終的な判断は各大学が行うものであり、上記の仕組みについても、各大学の判断でその活用の程度などが決められるよう制度設計することが必要である。

その際、進級判定の客観性及び厳格性が確保されることで法科大学院制度の全体としての信頼性を高めるとともに、学生にとっても全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握することが可能となる利点があることから、各法科大学院が「共通到達度確認試験（仮称）」を活用した進級判定の更なる厳格化の取組に主体的に参加することが期待される。

（２） 基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための改善の検討

法学未修者については、法学の基礎的な学識が全くない者も、最終的には３年間の教育課程修了時までには法学に関する知識・能力を法学既修者と同等のレベルにまで引き上げる必要がある。したがって、特に学修の出発点である１年次については、公法系・民事系・刑事系の基本的な法律である憲法・民法・刑法といった法律基本科目をより重点的に教育することで、基礎・基本の修得の徹底を図ることが求められる。

法科大学院が開設すべきとされている４つの授業科目（「法律基本科目」、「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」、「展開・先端科目」）について、各学生の授業科目の履修がいずれかに過度に偏ることのないよう配慮しつつも、これまでの法学未修者と法学既修者との間での標準修業年限修了率や司法試験合格状況の差を勘案して、法学未修者が法律基本科目をより重点的に学ぶことができるようにする工夫が必要である。

基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目は、学生の視野を広げるとともに社会の様々な領域における法的ニーズの増大・多様化に対応できるようにするという趣旨から設けられていることから考えると、法学未修者が有する多様で幅広い法学部以外の学部における学修経験や実務経験・社会経験等を考慮すれば、必ずしもそうした基礎法学・隣接科目や展開・先端科目を法学既修者と全く同一レベルで履修する必要はないとも考えられる。

したがって、法学未修者、特に社会人・法学部以外の学部出身者については、法学部以外の学部における学修経験や実務経験・社会経験等を考慮して、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の履修を一部免除し、より法律基本科目に注力して学ぶことが

できる仕組みの導入を検討することが重要である。

(3) 法学未修者に対する入学者選抜の改善の検討

法学未修者については、法学の学修経験がなく、法科大学院に入学して初めて法学を学ぶ者が一定程度存在していることから、入学後に結果として法学になじめない者が一部生じてしまうという現状がある。

他方、入学者選抜の段階では、法律科目試験を実施することはできないため、法学になじめるか否かを判定するのは容易ではないが、法学になじめる者を判定する精度を上げる努力は引き続き必要である。

このため、まず入学者選抜における適性試験の在り方については、法科大学院における履修の前提となる判断力、思考力、分析力、表現力に関する能力をより高い精度で測ることで、その後法科大学院で行われる教育への適応性を見極めることができるよう、特に、第一部・第二部・第三部ごとの各学生の成績とその後の法科大学院での成績及び司法試験の結果との相関性を調査することも含め、その仕組みの改善・見直しなどに継続的に取り組むことが期待される。

また、各法科大学院においては、独自に実施する小論文の設問の工夫、あるいは面接試験の工夫などの改善に取り組むことが期待される。さらに、入学者選抜段階における適性試験や入学試験の結果とその後の法科大学院における成績及び司法試験における成績との間の相関関係を継続的にチェックし、そこで得られた結果を基に適性試験や入学試験に反映することや、得られた結果を各法科大学院間で情報共有することを通じて、法的なセンスの判定精度を高めることができる手法を検討・実施することが望ましい。

【Ⅱ. 入学前・入学後・卒業後を一貫した法学未修者教育の充実方策】

(1) 法科大学院「入学前」における教育の充実方策

①これから法科大学院を目指す者に対する入門的な教育機会の提供

法科大学院への志願者が減少する中で、多様なバックグラウンドを有する者が少しでも多く法曹を目指し、法科大学院を志願することになるよう、あらゆる努力を講じることが急務である。

このため、これから法科大学院を志望しようと考えている者を対象に、法学の学識や法的な考え方等を学ぶきっかけや、法的な考え方が自分に合うかどうかを確認する機会となるよう、法学に関する優れた入門教材の作成や、インターネット等を活用した優れた法学講座の配信等の取組について検討する必要がある。その際、法学を初めて学ぶ者に対する教育のノウハウを有すると考えられる法学部との連携・協力も視野に入れて、例えば、法科大学院への入学を希望する者に対する特別コースのほか、法学部の授業の活用などの取組も検討していくことが望まれる。

同時に、各法科大学院においては、法曹が職種として持つ将来の可能性やその魅力についても、法学の教育内容と併せて積極的に発信していくことが望まれる。

②法科大学院入学が内定している者に対する事前の学修支援の促進

多くの法科大学院における入学者選抜は入学前年度の秋頃を中心に実施され、その合格者が決まってしまうことになるが、翌年4月の入学まで数ヶ月程度期間があることに着目して、法科大学院に入学し、初めて本格的に法学に関する学修に取り組む法学未修者に対し、その学修方法や法律用語の理解など、法科大学院における学修を円滑にスタートするために必要な基盤をできるだけ早く身に付けることができるよう支援することが期待されている。

このため、各法科大学院においては、入学が内定している者に対し、入学前ガイダンスの実施や入門用の基本書・教材の紹介及び学修の奨励など事前準備に取り組んでいく必要がある。

(2) 法科大学院「入学後」における充実方策

①法学未修者に対する教育内容の改善

現在、法科大学院修了生が、将来の法曹となるにふさわしい法学の学識を修得していることを保証する観点から、修了者が共通に備えておくべき能力等の到達目標モデルが策定され、全ての法科大学院に対して提示されているが、特に法学未修者にとって、法科大学院における学修を通じて目指すべき目標となる重要な指針の一つであると言えることができる。

このため、各法科大学院においては、この共通的な到達目標モデルを踏まえ、特に1年次については、その内容を厳選するなどの創意工夫をしながら、各々具体的な到達目標を設定するとともに、それに応じた教育課程の見直し・改善に取り組むことで法学未修者教育の充実に努める必要がある。

また、法学未修者は、法学の基礎・基本を徹底的に身に付ける必要があることから、各法科大学院においては、例えば講義形式を中心とする基礎的な授業科目の充実はもとより、別途その科目に関する補充的な演習科目を設けて履修可能とすることなどにより、法学未修者の理解を深めるといった取組を進める必要がある。併せて、法曹として共通的に必要とされる法的文書の作成の基礎的技能を伸ばすことは、法科大学院教育において求められている役割の一つであることから、法的文書作成に係る授業科目を設定するなど更に充実した内容とする取組を進める必要がある。

なお、各法科大学院の限られた教育資源でこれらの方策を実現するためには、例えば、法律基本科目など講義形式を中心とする授業科目については、双方向性は確保しつつも、必ずしも少人数授業にこだわらないこととし、教員の余力を補充的な演習科目等に振り向けることができるようにすることも検討する必要がある。

法学未修者のうち、これまで法学を学んだことがない者であっても、3年間の学修を通じて修了時までには法学既修者と同水準まで到達することが求められるが、1年次修了時の段階で、必ずしも法学既修者と同水準にならないものではない。

このため、各法科大学院においては、各大学ごとに定めている到達目標について、各年次においてどの程度まで到達すべきかについて提示するなど、それぞれの学生の置かれた状況を踏まえたきめ細やかな情報提供の取組が進められることが望ましい。

②法学未修者に対する教育方法等の改善

法科大学院における授業方法等は、双方向的・多方向的で密度の濃いものとすることが求められている。しかしながら、法学未修者に対する標準的な3年間の教育課程のうち、特に1年次の教育課程については、法学を全く学んでいない者を含め、法学の基礎的な学識を問われずに入学している者が対象となることから、質疑応答や討論を中心とした授業方法に過度にこだわるのではなく、法学の知識や法的思考力等の基礎・基本の徹底を図るため、講義形式での授業方法を中心として取り入れるといった工夫が求められる。なお、講義形式を中心とする授業の規模については従来よりも柔軟に考えるとともに、旧来の一方向的な授業とならないよう配慮することが必要である。

このため、各法科大学院においては、3年間の教育課程を通じて最終的に目指すべき目標に到達できるよう、学生の理解度等の状況に応じて効果的な授業方法を使い分けるなど適宜工夫することが求められる。その際、希有な事例や過度に難しい事例を扱うのではなく、典型的な事例や適度な難易度の事例を素材とし、当該制度

についての基本的な理解を徹底させるような授業を展開する必要があるとともに、特に法学を学んだことのない者の指導に用いる教材開発にも取り組む必要がある。

法学未修者に対するきめ細やかな指導を行うためには、学生の理解度を随時把握し、つまづきが見られる場合には早期に指導助言することが重要であるため、各法科大学院においては、効果的かつ効率的な手法として、ICT等を活用しながら、授業科目の単元毎に小テスト・中間テストを実施し、それらを通じて学生の理解度を確認するなどの工夫に努めることなどが求められる。

また、授業や演習の中で学生に修得した基本的学識を文書に表現させる機会を設けるとともに、定期試験等の講評の機会等を捉えて模範的な学生の答案について公表することや添削指導等の方法により、学生に文書作成能力を修得させる機会を積極的に設けるといった取組を充実させていくことも必要である。

さらに、法科大学院教育が一層効果的なものとなるためには、正規の教育課程の充実のもとより、個々の学生の自学自修を促すことも重要であり、正課外における学生の学修を支援することによって学生の理解度を高め、法科大学院における教育の習熟度をより高めることが期待できることから、法科大学院には、学生の自学自修を促進する環境を整備することが求められる。

このため、各法科大学院においては、正課外や長期休業期間におけるゼミ開講やチューター制の活用などの学修支援に努めることも期待される。

（3）法科大学院「卒業後」における充実方策

①修了生に対する支援の充実

そもそも法科大学院を修了した学生に対する対応方策を講じることには限界があるが、法学未修者については、その修了後、法学既修者と比較して司法試験をより長期にわたり受験する状況にあると考えられることから、法学未修者として修了した者に対する可能な支援を検討することが求められる。

このため、各法科大学院においては、修了者の状況に応じて適切な支援を行うための前提として、修了後の動向把握の徹底を図るとともに、修了生に対して授業や学校施設の開放の促進、就職支援を含む相談体制の確立・充実に努める必要がある。

（4）多様な入学者に対応するための教育体制・支援体制の整備

①教員の資質能力の向上のための取組の充実

特に、法学を学んだことのない者が含まれる法学未修者に対する教育を充実させるためには、教育内容・教育方法の改善とともに、学生の指導に直接あたる教員の資質能力の向上が求められる。

このため、各法科大学院においては、教員の資質能力の向上のためのFD（ファカルティ・ディベロップメント）について、研究者教員と実務家教員とが共同して

行うFD活動を更に促進することとし、国内外からの外部講師の招聘や講習会等への参加、研究会の実施、着実な教育成果をあげている法科大学院の授業見学など教員の資質能力を向上させる機会の確保等により積極的に取り組む必要がある。

また、共通的な到達目標についても、FD活動に取り組むことを通じて教員間の意識を共有化する必要があるとともに、当該法科大学院に在籍する学生の状況は様々であることから、FD等を通じて、教員間での個々の学生に関する情報の共有を密にするとともに、教育内容や教育方法についても不断の見直しに向けた検討を行うことが必要である。

②法学未修者が学修しやすい支援体制の整備

現在、多様なバックグラウンドを有する法学未修者の入学者数が減少していることを踏まえ、特に社会人や法学を学んだことのない者を含む法学未修者が学修しやすいような教育支援体制の整備が重要である。とりわけ夜間開講は、社会人が定職に就きながら法曹を目指す手段として有効で、多様性の確保にも資するものである。

このため、例えば地域ごとにいくつかの法科大学院が共同するなど夜間開講コースの充実を検討することが望まれる。

法学未修者教育の充実に向けた実践例①

～ 法学基礎教育に重点を置くカリキュラムの編成 ～

一橋大学 ～法学基礎教育を充実した教育課程～

- 1年次のカリキュラムでは、法律基本科目を重視(基本的に全て必修)。前期に憲法、民法、刑法、後期に民事訴訟法、刑事訴訟法を扱う。
- 双方向的な授業の方式も取り入れつつ、まずは知識の定着を目指して講義形式を中心に講義を行う。
- また、特に法科大学院生は復習が疎かになりがちなため、穴埋め問題等の「小テスト」を活用し、基本をしっかりと理解させる。
- さらに、純粹未修者を対象に、六法の読み方等の基本的な情報を提供する「導入ゼミ」(1単位、8回の講義)を実施。(9人(全体の約36%)が受講)

前期	憲法Ⅰ	2単位
	民法Ⅰ	3.5単位
	民法Ⅱ	3.5単位
	民法Ⅳ	1単位
	刑法Ⅰ	4単位
	導入ゼミ	1単位
夏	(刑事訴訟法) 法曹実務見学講習	-
後期	憲法Ⅱ	2単位
	民法Ⅲ	4単位
	民事訴訟法	4単位
	刑法Ⅱ	2単位
	刑事訴訟法 比較法制度論	4単位 1単位

[法学未修者1年次の科目履修例]

中央大学 ～法律基本科目の増加を活用した未修者カリキュラムの強化～

- 修了に必要な法律基本科目の単位数を増加
 - ※1年次と3年次に「総合系科目」を新設し、単位数の割り振りも見直し
- 1年次の法律基本科目を増加
 - ※具体的には「刑法Ⅱ」「基礎事案研究」を新設、「生活紛争と法」を必修化
- 1年次には、少人数できめ細かな指導を行う、正規の授業科目として「基礎演習」、課外の学修支援として「フォローアップ演習」を提供
 - ※「フォローアップ演習」には、法学未修入学者のほぼ全員が参加

法律基本科目群カリキュラム一覧

1年次		2年次		3年次		修了要件
公法系						
人権の司法的救済(3)	行政活動の法的統制(2)	公法総合Ⅰ(2)	公法総合Ⅱ(2)	公法総合Ⅲ(2)		12単位必修
	統治の基礎*(1)					選択
民事系						
民法Ⅰ(4)	民法Ⅱ(4)	民法Ⅲ(2)	民法Ⅳ(2)	民法Ⅴ(2)	民法Ⅵ(2)	31単位必修
	商法Ⅰ(2)	商法Ⅱ(2)	民事訴訟法(3)	民事法総合Ⅰ(4)	民事法総合Ⅱ(3)	民事法総合Ⅲ(3)
					手形法・小切手法(1)	選択
刑事系						
刑法Ⅰ(3)	刑法Ⅱ(1)	刑事訴訟法(3)	刑事法総合Ⅰ(3)	刑事法総合Ⅱ(2)	刑事法総合Ⅲ(2)	14単位必修
総合系						
生活紛争と法(2)					総合事案研究(1)	3単位必修
	基礎事案研究*(2)					選択
	基礎演習*(1)					選択

※()内の数字は単位数を表します。*の科目は1年次のみ履修することができます。

[法律基本科目一覧]

法学未修者教育の充実に向けた実践例②

～ 法学基礎教育に重点を置くカリキュラムの編成 ～

東京大学 ～基本科目演習 5科目の新設～

- 1年次に「基本科目演習」1単位×5科目(民法2科目、刑法、行政法、商法)を追加。身につけた基本科目の定着を図る。
- 20名以下の少人数クラスを専任講師が担当。各基本科目と同一の教材を使用し、基本科目の復習や文章を書く練習を実施。
(毎年、休学者を除く未修1年次全員が受講)
- 基本科目演習に対する授業評価の例
 - ・ 授業を聞いてなんとなく理解したつもりになっていたが、この演習で理解の足りていない部分やどうしてそう考えるのかといった思考方法を教えて頂き、大変勉強になった。
 - ・ この演習を通じて、授業や教科書の情報をうまく整理し直すことができた。
 - ・ 他の授業の予習に追われて消化不良になるところが、演習があることによって強制的に復習せざるを得なくなったので助かった。
 - ・ 講義内容を大まかに分かっただけでは、具体的な事例を解くことはできないということを実感できてよかった。

2010年夏

(必修-法律基本科目)基本科目憲法	2単位
(必修-法律基本科目)基本科目民法1	4単位
(必修-法律基本科目)基本科目民法2	4単位
(必修-法律基本科目)基本科目刑法	4単位
(必修-法律基本科目)基本科目演習(民法S)	1単位
(必修-法律基本科目)基本科目演習(刑法)	1単位
(展開・先端科目)アメリカ法プログラム	2単位

2010年冬

(必修-法律基本科目)基本科目行政法	2単位
(必修-法律基本科目)基本科目民法3	4単位
(必修-法律基本科目)基本科目商法	4単位
(必修-法律基本科目)基本科目民事訴訟法	4単位
(必修-法律基本科目)基本科目刑事訴訟法	2単位
(必修-法律基本科目)基本科目演習(民法W)	1単位
(必修-法律基本科目)基本科目演習(商法)	1単位
(必修-法律基本科目)基本科目演習(行政法)	1単位

[平成25年3月修了予定者の1年次の科目履修例]

法学未修者教育の充実に向けた実践例③

～ 基本科目の確実な修得に向けた取組の工夫 ～

東北大学 ～反復的・段階的な学修の重視と助教等による学修支援～

■ 繰り返し段階的に学ぶことを重視

- ◇ 第1年次・基本科目(30単位必修)
 - ① 授業における議論の筋道を明確化
 - ② 講義形式を重視・活用
 - ③ 小テスト・中間試験により理解度を把握
- ◇ 第2年次・基幹科目(28単位必修)
未修者・既修者の理解度の平準化に配慮
- ◇ 第3年次・応用基幹科目
(4単位まで選択可)
知識の定着、応用力・表現力の向上に配慮

■ 助教等による学修支援

- ◇ 学期中、助教がオフィスアワーを設定
- ◇ 法学未修者に対する補習ゼミを開設
平成20年度より第1年次末に実施
第2年次末にも実施(法学既修者も参加)
- ◇ 助教や研究大学院学生が指導を担当
開講科目は憲法、民法及び刑法
各年度の参加者は1科目当たり5名
(18%) から22名(44%)の間で推移
- ◇ 第1年次に学んだ内容を確認し、基本知識を定着させる機会(第2年次より法学既修者の学生と一緒にクラスで学ぶ基礎固め)



[助教による指導の様子]

法学未修者教育の充実に向けた実践例④

～ 学生の学修意欲を引き出す取組の工夫 ～

明治大学 ～成績優秀者の表彰と厳格な成績評価～

成績優秀者の表彰

- 入学から3年次前期までに履修した全科目の成績(GPA)が顕著に優秀な学生に対し「成績優秀者表彰」を実施。平成24年度は25人(うち法学未修者15人)を表彰。
- 前年度の必修科目の成績(GPA)が顕著に優秀な2年生及び3年生に対し、「明治大学法科大学院給費奨学金(在学生)」を給付。平成24年度は2年生17人(17人全員法学未修者)、3年生29人(うち法学未修者17人)に給付。
- また、入学から2年次前期までに履修した全科目の成績(GPA)が顕著に優秀な学生に対し、「明治大学法科大学院振興基金成績優秀者表彰」を実施。平成24年度は20人(うち法学未修者10人)を表彰。



〔成績優秀者表彰式〕

厳しい進級判定

- 厳格な進級判定を設定しており、具体的には、1年次から2年次の進級要件として、必修科目の総単位数(30単位)の5分の4(24単位)以上の修得、及び必修科目のGPAで1.4以上の修得が必要。平成23年度は12人(14.5%)が不合格。
- 2010年度より、成績不良者への退学制度を実施。同一年次に引き続き2年間在学する学生が、なお進級できない場合、その年度末において退学となる。平成23年度は9人(10.8%)が該当。

法学未修者教育の充実に向けた実践例⑤

～ 手厚い教育支援体制 ～

早稲田大学 ～充実したアカデミック・アドバイザーの配置～



〔法律文書作成指導の一コマ〕

- 早稲田大学出身の法律実務家がアカデミック・アドバイザーとして、心身両面において個人の学修を細やかにサポート。
- 纯粹未修者に対し、入学前の導入教育、1年次春学期のフォローアップゼミによって、法律基本科目の学修に必要な基礎的スキルの構築を促進。(纯粹未修者のほぼ全員が受講)
- 学修が進んでいる学生に対しては、苦手科目の克服や発展的内容の学修のために、テーマ別ゼミや法律文書作成指導、コーチング指導など幅広い視野による支援を展開。

京都大学 ～教育補助スタッフを活用した教育支援～

- 教育補助スタッフ(法科大学院を修了して博士後期課程に進学した学生)及び法科大学院を修了した助教により、未修者の学修を支援。
(平成24年度のスタッフ数:9人)
- 具体的には、
 - ・法律基本科目において、授業の進度に応じ、各科目の教員の助言の下に、知識確認テストの問題を作成・実施。
 - ・問題は基礎知識の確認に必要な範囲に限定。
 - ・採点の結果は記録として残し、教員や教育補助スタッフ等が学生への助言をする際の参考にする。(授業の成績には反映させない。)
 - ・実施後、解説を配付し、質問を受け付ける。
- これにより、学生は自分がどの程度授業内容を理解できたか客観的に把握できる。
- スタッフは将来の法科大学院教員であるので、それに備えた教育の経験にもなる。

法学未修者教育の充実に向けた実践例⑥

～ 手厚い教育支援体制 ～

上智大学 ～若手弁護士等による手厚い学修支援～

■上智大学出身の若手弁護士が在校生に対する様々な学修支援を実施。具体的には、学修や受験のアドバイスを行うチューター制度や、OB・OG会主催のゼミや論文個別指導を実施。(チューターは約90人登録、活動は主に各学年週1回程度、ゼミや論文個別指導は年にのべ70回程度実施)

■未修者向けの授業(法学実務基礎)で数名の若手弁護士が講師およびチューターの役割を担うことによって、学生とチューターの距離が近く、学生は気兼ねすることなく学修上の相談ができています。チューターも授業をとおして個々の学生の法律学についての習熟度を了知しているために未修者に対する適切な指導と、きめ細かいサポートが可能となっている。

■入学直後のガイダンスにおいて、「法曹への道」と題して、裁判官、検察官、弁護士による各々の講話を提供し、法曹について具体的イメージを持たせ、学修へのモチベーションを抱かせるよう努めている。



〔チューター陣〕



〔ゼミの様子〕

法学未修者教育の充実に向けた実践例⑦

～ ICT等を利用した学修支援 ～

同志社大学 ～ICTを用いた学生理解度の把握～

- ICTによる学修支援システムやe-learningシステムを導入し、授業レジュメの配布や、レポート課題の提示、レポートの提出、提出状況の管理を電子データ上で行うことで、効率的・効果的な授業を実施。
- 特に、未修者1年の授業において、授業内容に応じて短答式の問題を割り当て、復習課題として翌週までの解答を推奨することで、授業の理解を促すとともに、学生に自らの理解度を把握させている。
- また、リアルタイムで学生の解答率、所要時間、正答率をクラス単位・個人単位で把握できるため、教員にとっても学生の理解度の把握に役立っている。さらに、授業時間中に小テストを実施する必要が無く、より効率的・効果的な授業をすることが可能。
- なお、特定の設問についてのみ正答率が低い場合などについては、その結果を受けて、授業における説明の工夫や補充的な解説を行うことで、学生の理解を深め、知識を定着させることができる。

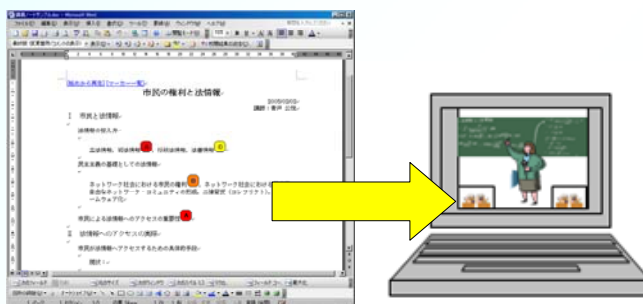
法学未修者教育の充実に向けた実践例⑧

～ ICT等を利用した学修支援 ～

名古屋大学 ～「お助け君ノート」システムと「学ぶ君」システム～

お助け君ノートシステム

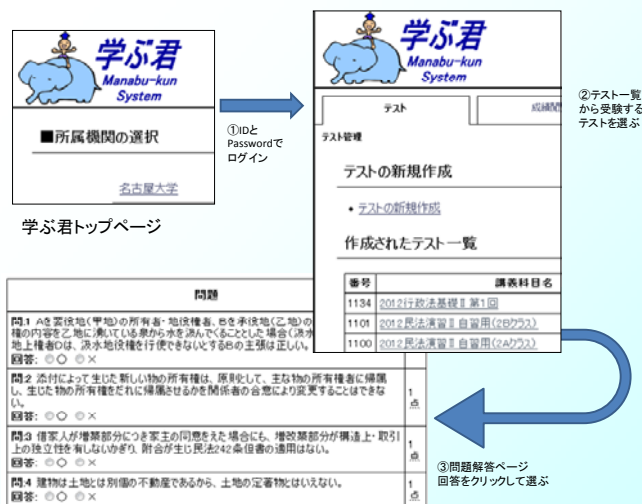
- 授業を録画し、受講生がLANを通じて復習に活用する「お助け君ノート」システムを開発・導入。
- 法律基本科目のうち1年次と2年次の必修科目を収録。効率的かつ正確な復習の支援に効果。(1ヶ月あたり数百から数千のアクセス数)



〔お助け君ノートシステム〕

学ぶ君ノートシステム

- Web上で択一問題を実施する「学ぶ君」システムを開発。他の7法科大学院と共同利用。
- 学生の理解度を教員・学生双方に提供。学生は自身の基礎学力を確認し、弱点を把握することができる。(1ヶ月あたり約170人の学生が利用)



〔学ぶ君システム〕

学ぶ君問題数

分野	問題数
憲法	1299
民法	2891
刑法	1313
商法	746
民事訴訟法	1913
刑事訴訟法	649
行政法	1281
知的財産法	60
労働法	287

2012年8月末現在

〔学ぶ君システムの問題数〕

法学未修者教育の充実に向けた その他の実践例

～ 教育課程や教育内容における取組 ～

岡山大学

- 1年次配当の法律基本科目の単位数を増加し、入門科目「法解釈入門」を設置。実務家教員が担当し、法曹三者の職務内容の紹介をはじめ、実務家になるための素養、必要とされる法的知識の程度、簡単な事例問題分析(民事・刑事)、憲法訴訟に関する代表的判例などについて講義。
- 実務家教員が指導するため、学生は自らが目指す実務家像を早期の段階で具体的にイメージすることができ、その後の勉学に対するモチベーションの向上に繋がっている。

慶應義塾大学

- 未修者コースの法律基本科目の単位数を5単位増加。刑法、憲法、刑事訴訟法は既存の科目を1単位増加し、民法、民事手続法については、基礎演習(各1単位)を新設。
- 例えば、民法については、既存の科目が民法Ⅰ～民法Ⅵまで分断して授業が行われるため、相互に科目を架橋し、民法全体についての総合的な視角を涵養することを図っている。また、40人クラスを2つに分けて授業を行うため、教員の指導も行き届きやすくなっている。

学習院大学

- 法学の基礎的な能力を養成するため、1年次に「起案等指導1及び2」を開講(教員1人に対し学生4、5名という少人数制クラス)。
- 具体的な判決を素材にして、関連する判決・文献・解説を探索する練習、判決の意義や問題点を文章に表現する練習、法律学事典の使い方・六法の引き方等を指導。
- 文書作成能力の向上や、自分の頭で考えることの重要性の理解を促進することができる。

神戸大学

- 夏休み期間中に集中講義形式で「裁判・行政の基本構造」を自由選択科目として設置。
- 具体的には、刑事訴訟法と民事訴訟法の講義を4回ずつ実施した後、行政法の講義を6回実施し、それぞれの機能する場面を整理した上で、概観を理解できる講義を実施。
- 例えば、民事訴訟法では、まず手続のイメージを持ってもらうために、第1審手続の流れを物語形式で紹介するビデオの視聴や、シナリオに沿って模擬裁判をやってもらうといった授業を実施。

北海道大学

- 未修者1年次を対象に「基礎ゼミ」を実施。(年間で、民事法7回、刑事法3回、計10回)
- 学生は、事前に出題された事例問題に対してレポートを作成。ゼミの際に、担当教員は問題の解説やレポートの添削を行う。担当教員は実務経験5～10年程度の弁護士(非常勤講師)が務める。
- これにより、①法律家としての文章の書き方を体得、②学生同士の自主ゼミの基盤を形成、③実務家とふれ合うことで将来像を具体的に描くことができるといった効果が期待できる。

立教大学

- 1年次に「民事法基礎演習」を開講し、民法に関する基本的な最高裁判例について学修する。
- 一審からの判決原本と最高裁判所判例解説を事前に予習し、当事者の主張・立証に留意した事案の整理と民法上の問題点について、演習形式で授業を実施。
- 判決文を読んだことのない学生に対して、判決文や判例解説の読み方を指導でき、現実の裁判の仕組みを理解させることで、2年次以降の学修のための基礎的な能力を修得させることができる。9

法学未修者教育の充実に向けた その他の実践例

～ 入学前及び入学時における取組 ～

大阪大学

- 未修者コースの入学に対して、入学前の3月に、憲法・民法・刑法の基本科目の導入講座「スプリングスクール」(1.5h×6コマ程度×3科目)を実施。
- 学修の進め方などのガイダンスから始まり、1学期の正課授業との関係を意識しながら、全体像をとらえることに重点を置いた授業を実施。
- 正課授業の序盤から用いる、法令・判例の分析検討に対する戸惑いの緩和などに繋がる。

金沢大学

- 1年次必修科目の5科目について、法律を全く学修したことがない者と、法律を一通り学修した者にレベルを分けて、「入学前の事前学修用図書」を提示し、授業までによく読むように指導。
- また、入学直後1週間の時期には、1年次必修科目として「法学入門」を開講し、研究者教員と実務家教員で分担しながら、法学未修者向けに、法の解釈、判例、実務の概要等、学修の基礎となる知識を教えている。

～ 学修支援に関する取組 ～

九州大学

- 修学上の悩みに対応するため、チューター制度を設け、新入生に対して春と秋の2回面談を実施。春は先輩との良好な関係を早期に築けるよう2・3年次生との会合形式、秋は特に成績中位者以下の者の指導に力を入れて面談を実施。
- また、未修者コースであっても、きちんと勉強すれば司法試験に合格できることを理解させ、落ち着いて学修に臨ませるため、未修者コース出身の司法試験合格者に、在学中の勉強計画や方法といった修学体験を伝えてもらう取組を実施。

大阪市立大学

- 授業終了後に若手弁護士(本法科大学院を修了し、2～3年程度の実務経験を有する者が中心)による学修支援の時間を設定。
- 具体的には、若手弁護士が1年次配当の法律基本科目の担当教員とも連携しつつ、法律論をどのように構成するか、その前提となる基礎的知識をどのように定着させるかといった内容について学生にアドバイス等を行うことで、学生の法律基本科目への理解を深める。

～ FD(ファカルティ・デベロップメント)に関する取組 ～

広島大学

- 1年次の授業のあり方について、FD(ファカルティ・デベロップメント)を通じて、入学者の学修経験や授業等に対する姿勢を把握し、現在の教育の質と量が、入学者に一定レベルの法的・論理的思考を修得させるという教育目的の達成に効果的であるのかを検討。
- 平成24年度後期は、パイロット授業として選定した1年次必修の刑法・憲法について全教員が授業を参観し、授業の進め方が適切かつ効果的かといった点について検証を行う。

**第6期 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会
法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ
委員名簿**

◎：主査 ○：主査代理

(専門委員) 8名

	秋 山 靖 浩	早稲田大学法学学術院教授
	齋 藤 誠二郎	弁護士
○	佐 伯 仁 志	東京大学大学院法学・政治学研究科教授
	日 吉 由美子	弁護士
	松 並 孝 二	法務省大臣官房付
	松 本 哲 治	同志社大学大学院司法研究科教授
	村 田 涉	司法研修所教官
◎	山 本 和 彦	一橋大学大学院法学研究科教授

計 8名

*発令日は平成24年9月26日

*日吉委員、山本委員の発令日は平成23年5月10日

*松並委員の発令日は平成24年3月7日

法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループの設置について

平成24年7月19日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会決定

法科大学院特別委員会の下に、「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ」（以下、「未修者教育ワーキング・グループ」という。）を次のとおり設置する。

1. 所掌事務

法曹の多様性を確保する観点から、法科大学院においては、法学未修者を受け入れて、法理論教育を中心としつつ実務教育の導入部分をも併せ持った教育を実施しているところであるが、昨今の入学者選抜における法学未修者の割合の著しい減少や、法科大学院教育における法学未修者の修了認定等での厳しい状況を踏まえ、法学未修者教育の充実に向けた調査・分析を行う。

2. 委員、臨時委員、専門委員

- ① 未修者教育ワーキング・グループに属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下、「委員」という。）は、座長が指名する。
- ② 未修者教育ワーキング・グループに主査を置き、座長が指名する。
- ③ 主査に事故があるときは、未修者教育ワーキング・グループに属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3. 設置期間

未修者教育ワーキング・グループの設置期間は、設置された日から平成25年1月31日までとする。

4. 法科大学院特別委員会への報告

未修者教育ワーキング・グループの審議状況は、適時に法科大学院特別委員会へ報告するものとする。

5. その他

- ① 未修者教育ワーキング・グループの庶務は、関係各課の協力を得て専門教育課で処理する。
- ② ここに定めるもののほか、議事の手続その他未修者教育ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、主査が未修者教育ワーキング・グループに諮って定める。